

# 国際会計研究学会 年報

2018年度第 1・2 合併号 (通号43・44合併号)

経済のグローバル化と会計上のコンフリクト  
「財管一致」から  
国際会計基準の適用を考える  
会計基準の国際的共通化の進展と  
ローカリゼーション

# 国際会計研究学会 年報

2018 年度第 1・2 合併号（通号 43・44 合併号）

経済のグローバル化と会計上のコンフリクト  
「財管一致」から  
国際会計基準の適用を考える  
会計基準の国際的共通化の進展と  
ローカリゼーション

国際会計研究学会 年報  
—2018 年度第 1・2 合併号（通号 43・44 合併号）—

目 次

**I 統一論題報告**

**「経済のグローバル化と会計上のコンフリクト」**

|                                                |       |    |
|------------------------------------------------|-------|----|
| ■経済のグローバル化と会計上のコンフリクト……………                     | 角ヶ谷典幸 | 5  |
| ■会計基準のグローバル化の経済的帰結<br>—リース会計基準の改訂を中心として—……………  | 草野真樹  | 19 |
| ■企業活動のグローバル化とわが国管理会計研究の検討課題……………               | 坂口順也  | 35 |
| ■経済のグローバル化と監査の質<br>—監査人，監査報酬，監査意見の国際比較分析—…………… | 矢澤憲一  | 47 |
| ■会計のグローバリズムと文化・言語の影響：<br>会計教育研究の視点からの一考察……………  | 菅原智   | 63 |

**II 東日本部会・統一論題報告**

**「「財管一致」から国際会計基準の適用を考える」**

|                                                                                         |      |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| ■統一論題<br>「「財管一致」から国際会計基準の適用を考える」～報告の概要～……                                               | 中嶋隆一 | 73 |
| ■財管一致の現状と課題 —管理会計からの考察—……………                                                            | 川野克典 | 79 |
| ■国際財務報告基準第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を<br>踏まえて作成された新収益認識基準（日本基準）の適用による<br>企業実務への多面的な影響と課題…………… | 鈴木理加 | 97 |

### III 西日本部会・統一論題報告

#### 「会計基準の国際的共通化の進展とローカリゼーション」

- 証券市場における IFRS 適用とローカリゼーション  
ードイツ型会計に属する諸国における会計基準選択ー……………潮 崎 智 美 109
- 台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション……………仲尾次洋子 125

### IV 査読論文

- レベル 2 公正価値の開示に関する考察……………吉 良 友 人 137
- 国際公会計基準における資本維持の特徴と問題点  
ー独立行政法人会計との比較を通してー……………樋 沢 克 彦 151

### V 基調講演

- キャッシュフロー会計の展開  
ーキャッシュフロー会計と実現可能額会計の結合ー……………鎌 田 信 夫 163

### VI 研究グループ報告

- IFRS の強制適用に関する国際比較研究……………中 野 貴 之 175
- グローバルビジネスの会計課題に関する研究……………柴 健 次 187

### VII Summary of Articles…………… 197

### VIII 諸規則…………… 209

編集委員会規則

査読制度に関する申し合わせ

『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／柴健次

## I 統一論題報告

# 経済のグローバル化と会計上のコンフリクト

角ヶ谷典幸  
名古屋大学

### 要 旨

本論文の目的は、「グローバル化」の意味や帰結ならびに「コンフリクト」の存在や解消に焦点をあてて、グローバル化は「個別主義の普遍化」および「普遍主義の個別化」の相互浸透を含む二重の過程と捉えられることを明らかにすることである。

日本は、1990 年代のいわゆる「会計ビッグバン」以降、グローバルスタンダードをそのままの形で受け入れてきたわけではなく、グローバル・ローカル間のコンフリクト解消のために、種々の操作化（普遍主義の個別化）を講じてきた。たとえば、会計ビッグバン期には十分な準備期間を設けたうえで、オプション（例外規定や重要性基準など）を付与することによってコンフリクトの緩和が図られた。また国際財務報告基準（IFRS）については、強制適用ではなく任意適用を選択することによって、インセンティブのある企業だけが適用できるように設計されている。さらに、修正国際基準（JMIS）の開発によって、日本基準の基本的な考え方—たとえば、当期純利益の有用性や長期的視点の重要性—を世界に向けて意見発信する努力（多方向的議論）が続けられている。

経済のグローバル化がさらに進展したとしても、ローカルスタンダード（日本基準）の役割が減じることはないと思われる。なぜならば、ローカルコンテキストを考慮に入れると、IFRS がすべての国にとってベスト・プラクティスである保証はないからであり、高品質な日本基準が開発されなくなると、基準間競争の機会が失われるからである。ただし、ローカルコンテキストを世界に向けて意見発信する目的は、個別主義（固有性や国益の主張）の実現だけではない。その主たる目的は、各国で観察された（個々の）事象を普遍化し、（世界の）会計基準・会計実務の高品質化に貢献すること、すなわち個別主義の普遍化である。

## I はじめに

2018年9月9日に中部大学で開催された国際会計研究学会第35回研究大会における統一論題のテーマは「経済のグローバル化と会計上のコンフリクト」であり、そのキーワードは「グローバル(化)」と「コンフリクト」であった。会計学関連の学会において、グローバル化をキーワードとした統一論題報告は比較的頻繁にみられるが、コンフリクトをキーワードとしたものは(あまり)なかったのではないかと思われる。

一つ目のキーワードであるグローバルは「地球規模の」という意味の形容詞であり、それに対置されるローカルは「特定の地域の」という意味の形容詞であるが、それぞれ転じて、「普遍的な」と「特殊的な」という意味がある(角ヶ谷[2017])。グローバル化は、「事実上欧米社会に発する科学技術・資本主義経済・消費文化・政治システムを通して、世界が単一化・標準化しつつある過程」(丸山[2004], 75頁)、すなわちアメリカナイゼーションを指すことが多かった。ただし、このようにグローバル化を欧米化と捉える場合、着地点が明示されていることから、一方向性を前提とした議論にならざるを得ない。それに対して、グローバル化を国々(組織間)の相互依存性を深める過程と捉える場合には、複数の均衡解が存在し、多方向性を前提とした議論が可能となる(角ヶ谷[2017])。

多方向性を前提とした議論を一步進めて、グローバル化を『個別性と差異』および『普遍性と同質』を二つながら同時に含む過程であり、『個別主義の普遍化および普遍主義の個別化の相互浸透を含む二重の過程』(碓井ほか[2004], 2頁)と捉えることも可能である。この定義は、グローバル化(普遍化)とローカ

ル化(個別化)を内包するものである。よって、かかる理解に立てば、グローバル化を議論するにあたり、たんに地球規模で考えるだけでなく、地域のことも考える必要がある。

さて一般に、会計・監査基準のグローバル化は経済のグローバル化を原因とするものであり、グローバル化した資本市場における会計の役割は透明性の高い(有用な)情報をグローバルな投資家に提供することであると考えられている(Arnold [2009])。しかし、このような連鎖は、会計に影響を与えうる(政治的、経済的、社会的、文化的、言語的)コンテキストが真空状態に置かれた場合にのみ成立するいわば仮定にすぎない(図1参照)。グローバル化とローカル化が同一方向を目指していない限り一たとえば、ローカル制度が存在しない場合やローカル制度の重大な欠陥を是正するためにグローバル制度を全面的に受け入れざるを得ないような場合を除き、グローバルな圧力がある状況下では必ずローカルな反転力が存在するはずであり、よって両者の間に衝突(コンフリクト)が存在するはずである。従前の(とりわけ日本における)会計学研究では、なに(たとえば、政治的、経済的、社会的、文化的、言語的要因)を原因として、いかなるコンフリクトが生じているのかについて十分な配慮がなされてきたとは思えない。

また、会計・監査基準のグローバルスタンダードである国際財務報告基準(IFRS)や国際監査基準(ISA)はベスト・プラクティスであると考えられているが(see Humphrey et al. [2009])、これも仮定にすぎない。かりにIFRSがベスト・プラクティスであるのであれば、日本においても、IFRSと日本基準のコンバージェンスやIFRSの任意適用に代えて、IFRSが強制適用されても不思議はない。

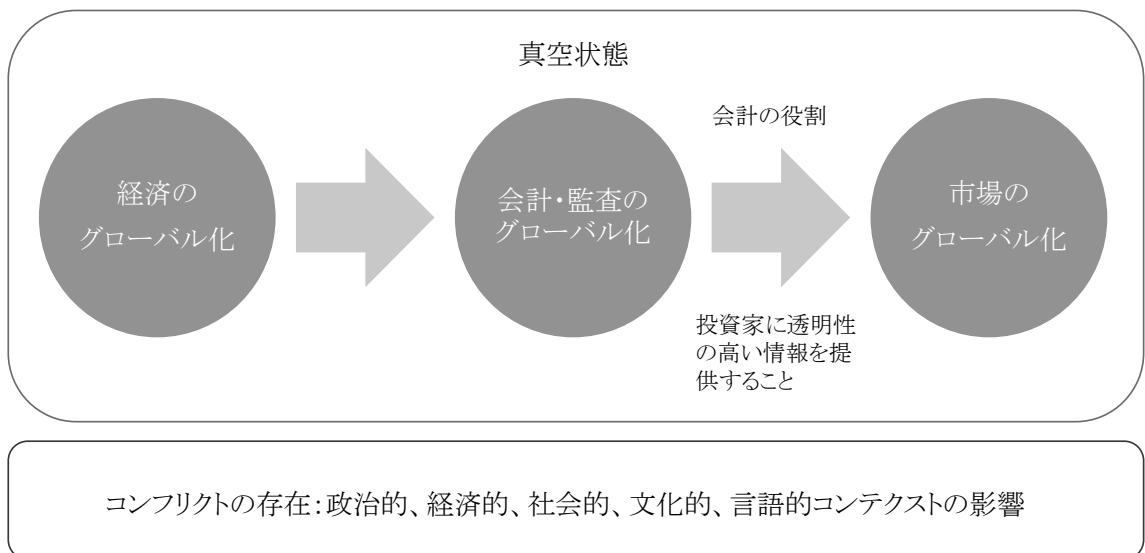
日本ではIFRSが強制適用されることなく、

少なくとも以下に示す 6 つの会計基準が並存している。(1) 企業会計審議会および企業会計基準委員会 (ASBJ) が開発した会計基準等、(2) 米国の財務会計基準審議会 (FASB) が開発した会計基準 (SEC 基準)、(3) 国際会計基準委員会 (IASB) および国際会計基準審議会 (IASB) が開発した国際会計基準 (IAS) および IFRS、(4) 修正国際基準 (JMIS)、(5) 「中小企業の会計に関する指針」、(6) 「中小企業の会計に関する基本要領」。種々の日本基準が開発され続けていることは、グローバル化が同時にローカル化も促進させている可能性があること、換言すると、グローバル化は必ずしも単一化・標準化に帰するものではなく、複数の均衡解を生じさせる可能性があることを示して

いる。この点、従前の会計学研究では、なぜ日本には種々の会計基準が存在するのかについて、グローバル化 (ローカル化) やコンフリクトとの関係で十分に解明されてきたとは思えない。

以上の経緯を踏まえ、本論文では、グローバル化とローカル化との間でいかなるコンフリクトが生じているのか、いかにしてコンフリクトの解消が図られようとしているのか、コンフリクトの緩和に伴うグローバル化の帰結 (グローバルスタンダードを直接採用した場合とは異なる帰結) はなにか、今後、いかなる会計学研究の成果を国際的に発信すべきなのかなどについて考察していきたい。

図 1 暗黙の仮定



## II グローバル化とローカル化の衝突 (コンフリクトの存在)

かつて、Power (2009) は、「会計 [IFRS] は、普遍的で国家概念が存在しない、商業的文化の所産である」と主張した。しかし、経済の

グローバル化が会計・監査領域に与えてきた影響を検証するためには、国、国際的な大手監査法人 (Big N)、国際的な経済組織 (世界銀行 (WHO)、国際通貨基金 (IMF)、国際連合 (UN)、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)、経済協力開発機構 (OECD)) などの関係性や力

学を解明し、いかなるコンフリクトが存在し、いかに国際的な秩序が形成されてきたかを検証する必要がある (Arnold [2012])。具体的には、誰が規制しているのか、どのように規制しているのか、規制の本質は何か、コンプライアンスの特徴は何かなどが解明されなければならない (Djelic and Sahlin [2009])。

IFRS や ISA は、いわゆるハードロー (hard law) ではなく、ソフトルール (soft rules) であるので、その開発・監視・遵守にあたり、複雑で階層的な手続き、たとえば自己提示 (self-presentation)、自己報告 (self-reporting)、自己監視 (self-monitoring) を踏まなければならない (Djelic and Sahlin, 2009)。このような「スタンダード (基準開発)・サーベイランス・コンプライアンス」(Wade [2007]) を同時に行わざるを得ない緩やかなグローバルガバナンスには、国家間あるいはアクター間の対立、競争、協調関係が生まれやすい。実際、欧州と米国は IFRS の開発を巡って主導権争いを繰り広げ、欧米以外の諸国はアメリカナイゼーションを余儀なくされてきた。とりわけ、新興経済国では、国内規制の多くがグローバルスタンダードに取って代えられ、国際的な監査法人によって西洋的思想を植え付けられた (Arnold [2012])。

このように (とりわけ新興経済国にとっての) グローバル化の本質はアメリカナイゼーションであったが、1980 年代以降、企業の価値創造活動は主として商製品の貿易に代えて金融チャネルを通じて行われるようになったために、グローバル化の本質は経済の金融化 (financialization) にあるという指摘がある (Arnold [2012])。公正価値会計が国際的な経済組織のコンセンサスであった新自由主義や資産負債アプローチと関連づけて IASB の議題に頻繁に取り上げられるようになったのも、

経済の金融化の影響があったからだといわれている (Arnold [2009] ; Power [2009])。また、経済の金融化に対応する形で、国際的な監査法人はアドバイザリー・サービス (たとえば、買収と合併 (M&A)、組織再編、国際税制、民営化) を拡大させ、同時に Big N 間でカルテル (interlocking relationship) を結ぶことによって、グローバルガバナンスに影響力を発揮するようになったといわれている (Humphrey and Loft [2009])。

これまでグローバル化を牽引してきたのは欧米、国際的な監査法人、国際的な経済組織であったが、グローバル化が欧米の政治的、経済的、社会的、文化的、言語的コンテキストのもとで形成されてきたとすれば、グローバル・コンテキストと日本のローカル・コンテキストとの間にコンフリクトが生じてきたはずである。一般に、先進国における会計システムは、英米などで採用されている「アングロ・アメリカンモデル」と独仏などで採用されてきた「大陸ヨーロッパモデル」に大別される (Doupnik and Perera [2012], pp. 23–55)。前者は投資家指向 (shareholder-oriented)、慣習法、会計と税の分離、専門的判断 (ジャッジメント) の重視などを特徴とするのに対して、後者は銀行を含むステークホルダー指向 (stakeholder-oriented)、成文法、会計と税の一体化、ガイダンスの重視などを特徴とする (Nobes and Parker [2008], p. 68; Doupnik and Perera [2012], pp. 33–34)。

日本の会計システムは、1997 年の連結財務諸表制度の改正に端を発したいわゆる「会計ビッグバン」以降、大陸ヨーロッパモデルからアングロ・アメリカンモデルへと徐々に変化してきたとはいえ (Tsunogaya and Chand [2012])、いまだ大陸ヨーロッパモデルの伝統を色濃く残している。アングロ・アメリカンモデルは「自



由市場経済 (liberal market economics: LMEs)」モデルと、大陸ヨーロッパモデルは「調整市場経済 (coordinated market economics: CMEs)」モデルと呼ばれることもある。LMEs と CMEs は、会計システムのみならずそれと補完関係にあるガバナンスシステム、金融システム、雇用システムなども包含するモデルである。LMEs では組織外部の市場規律が機能するような社外取締役・監査役、直接金融 (エクイティ・ファイナンス)、(能力に応じた) 流動的な雇用市場が重視されるのに対して、CMEs では (グループ) 内部の組織規律が機能しやすい内部出身の取締役・監査役、(系列の要であるメインバンクを中心とした) 間接金融、(終身雇用や年功序列に基づいた) 雇用制度が重視されてきた (Tsunogaya and Chand [2012])。

会計ビッグバン以降、大陸ヨーロッパモデルからアングロ・アメリカンモデルへと徐々に変化してきているが、日本ではグローバルな圧力をそのままの形で受け入れてきたわけではなく、ローカル制度の堅固性もみられる。たとえば、IFRS をいまだ強制適用していないこと (日本基準、JMIS、中小企業向け会計基準をいまだ開発し続けていること)、日本企業ではシェアホルダー指向のみならずステークホルダー指向も強いこと (see Tsunogaya and Chand [2012])、会計専門家の判断 (原則主義) のみならずガイダンス (細則主義) も重視していること (see Tsunogaya et al. [2016]) などはローカルな反転力の証左といえよう。

このように日本におけるグローバル (化) とローカル (化) のコンフリクトは、会計的・法的・経済的経路 (アングロ・アメリカンモデル vs. 大陸ヨーロッパモデル。慣習法 vs. 成文法。LMEs vs. CMEs) の違いを原因としてい

る可能性があるが、それ以外にも大手監査法人の政治力、産業構造 (たとえば、製造業のウェイト)、社会的規範 (たとえば、儒教)、文化的特徴 (たとえば、協調主義)、翻訳 (日本語の特徴) が影響している可能性がある<sup>1)</sup>。「IFRS はアングロ・アメリカンモデルに基づいているので、IASB が開発した会計基準は優れており、全ての国にとって等しく適用可能である」(see Hellmann et al. [2010]) といわれることがあるが、かかる言明は仮定にすぎない。IFRS がベストプラクティスと考えられるのは、会計的、経済的、政治的、社会的、文化的、言語的コンテキストが真空状態に置かれた場合だけである (図 1 参照)。

### Ⅲ グローバルスタンダードの操作化 (コンフリクトの緩和)

グローバル化 (とりわけ普遍化・単一化・標準化) に伴うコンフリクトが存在するとすれば、それは日本独自の方法で解決が図られてきたはずである。日本における会計制度改革を振り返ると、グローバルスタンダードの適用の仕方には、グローバルスタンダードとローカルスタンダードの相対的重要性や国内のキープレイヤーの要望に応じて、種々のバリエーションが存在するといえそうである (表 1 参照)。とりわけ、新興経済国のように既存の制度をグローバルスタンダードに取り替える (同化する) のではなく [パターン G], グローバルスタンダードを一部修正・削除することによって [パターン G'],あるいはグローバルスタンダードと日本の既存の制度との共存 [パターン L+G] や擦り合わせ [パターン L] によって、新たな制度が生み出されてきたと思われる。

表 1 L 基準と G 基準の相対的重要性

| パターン  | L<br><L 基準>                                                | L'<br><L 基準± $\alpha$ >                                                    | G'<br><G 基準± $\alpha$ >                                 | G<br><G 基準> |
|-------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------|
| 重 要 度 | ← L 基準の方が高い <span style="float: right;">G 基準の方が高い →</span> |                                                                            |                                                         |             |
| 具 体 例 | 日本基準                                                       | 日本基準<br>(主要な差異が解消された日本基準)<br>±<br>オプション (例外規定・重要性基準)<br>  <br>e.g. リース会計基準 | IFRS<br>±<br>$\alpha$ (カーブイン・カーブアウト)<br>  <br>e.g. JMIS | IFRS        |

(注)・L 基準：ローカルスタンダード。G 基準：グローバルスタンダード。

- ・2007 年 3 月に公表された企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」では、所有権移転ファイナンスリース取引および所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理について、種々の例外規定・重要性基準が設けられている（詳細は、角ヶ谷 [2009], 237-238 頁を参照されたい）。

若干遡るが、1997 年の会計制度の大改正（会計ビッグバン）に際して、個別財務諸表中心から連結財務諸表中心への財務報告制度に移行したのは、日本の系列間の不公正な取引を是正するために、関連当事者間取引および連結財務諸表を公表するように米国から圧力をかけ続けられていたためであった（see US-Japan Working Group on the Structural Impediments Initiative [1990], p. 10）。しかし、より根源的には、1992 年のいわゆるバブル経済の崩壊によって、個別財務諸表を中心とした取得原価主義会計の欠陥が（子会社を用いた不正や含み損の隠蔽などの形で）露呈し、国内のキープレイヤー（e.g., 経済審議会行動計画委員会 [1996]；経済団体連合会 [1996]；金融制度調査会 [1997]；証券取引審議会 [1997]）が外圧を梃にして（一部の金融商品に対する時価評価を含む）フリー・フェア・グローバルを謳い文句にした金融・会計制度改革を実施しようとしたためであったと考えられる。

会計ビッグバンのように外圧と内圧の目標

が同一である場合には、グローバルスタンダードの受け入れ [G の国内化] は比較的容易である（Schoppa [1997], p. 96）。しかしながら、金融・会計ビッグバンでは会計基準や監査基準の新設や改正が矢継ぎ早に行われたために、産業界から十分な準備期間を設け、例外基準・重要性基準などを設ける旨の要望が出された（e.g., 経済団体連合会 [1996]）。その結果、新会計基準や実務指針では、特別目的事業体（SPE）は連結の範囲に含めないこと、適用初年度に限り金融商品の区分変更を認めること、退職給付会計基準の強制適用までの期間延長（1 年の延期）などが盛り込まれた。さらに、減損会計基準については、建設業、小売業、不動産業などからの要望を受け、強制適用までの期間が当初の予定より 2 年延期された（see Vogel [2006]）。企業結合基準については、IASB が禁止している持分プーリング法が対等合併にみられるような日本的慣行との整合性の観点から容認された（see Kaneko and Terca [2008]）（表 2 参照）。

表2 会計ビッグバンの主な内容

| 公表日      | 適用日                                   | 内容／例外規定・重要性基準                                                    |
|----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1997年6月  | 1997年4月～<br>(段階適用 1998年4月～)           | 「連結財務諸表原則」の改正。連結の範囲に関する重要性の原則の設定(注解6)                            |
| 1998年6月  | 2001年4月～<br>(段階適用 2000年4月～)           | 「退職給付に係る会計基準」の新設。実施時期に関する緩和措置の設定(前文五)                            |
| 1999年1月  | 2000年4月～<br>(その他有価証券への適用<br>2001年4月～) | 「金融商品に関する会計基準」の新設。保有目的区分変更に関する初年度の緩和措置の設定(「金融商品会計に関する実務指針」第197項) |
| 2002年8月  | 2005年4月～<br>(任意適用 2003年4月～)           | 「固定資産の減損に係る会計基準」の新設。実施時期に関する緩和措置の設定(前文五)                         |
| 2003年10月 | 2006年4月～                              | 「企業結合に係る会計基準」の新設。特定の条件下での持分プーリング法の適用(三・3)                        |

このように会計ビッグバン期には、十分な準備期間を設けたうえで、オプション(例外規定や重要性基準)を付与することによってグローバルスタンダードが操作化され、それによってコンフリクトの緩和が図られたと思われる。なお、会計ビッグバン期に十分な準備期間が設定されたのは、いわゆるトライアングル体制、すなわち商法(会社法)、証券取引法(金融商品取引法)、法人税法の調整に時間がかかったためでもあった(Tsunogaya and Chand[2012])。

その後、EUが2005年からEU域内の上場企業に対してIFRSの適用を義務付けたことを契機にして、IFRS適用を巡る状況が世界的に一変した。日本では、ASBJがIASBとの間で2005年にコンバージェンスに向けて、2007年にコンバージェンスの促進に向けて合意を締結した。とりわけ2007年の(東京)合意以降、日本における会計制度改革の関心は、会計基準とその周辺制度(たとえば、日本的慣行や法制度)との擦り合わせからグローバル化(IFRS)への迅速な対応に移行したと思われる。その証拠に、当初、「コンバージェンス」は、日本基準をIFRSとの差異を縮小させる形で改正すること[パターンL]ではなく、IFRSの受け入

れ[Gの国内化]という意味で用いられていた。この点、斎藤[2007]は次のように説明している。

「設立当初、ASBJは国際基準を国内化していればよいのであって、日本の意見を主張するのは設立の目的にも反し、国際化に背を向けるものだという、驚くほど単純な誤解も根強くあった。…[IASBは]日本を含む各国との間では、コンバージェンスを謳いながら国際基準(IFRS)の共有を期待する一方、アメリカに対しては、コンバージェンスと言いながらIFRSの受け入れを要求することになっていた。前者が自国基準を捨ててIFRSに入れ替える方式[パターンG]であるのに対して、後者は自国基準を維持しつつIFRSとの差異を解消していく方式[パターンL]で…ある。…IASBの建前は、コンバージェンスと言えば依然として前者である。」(25頁、27-28頁。括弧内一筆者)

ローカルな視点よりもグローバルな視点を重視しようとする傾向[パターンL(L')]からGに向けた変化]は、会計ビッグバン期に付与

されていたオプション（例外規定・重要性基準）  
—たとえば、SPEに関する特別措置や持分プー  
リング法—が廃止されたことからもうかがえ  
る。たとえば、「企業結合に関する会計基準」  
では、持分プーリング法廃止の理由が次のよ  
うに説明されている。

「持分プーリング法については、我が国  
の会計基準と国際的な会計基準の間の差  
異の象徴的な存在として取り上げられる  
ことが多く、我が国の会計基準に対する国  
際的な評価の面で大きな障害になってい  
るともいわれている。また、我が国の会計  
基準に対する国際的な評価のいかんは、直  
接海外市場で資金調達をする企業のみな  
らず、広く我が国の資本市場や日本企業に  
影響を及ぼすと考えられる。そこで、[2008  
年] 改正会計基準ではそれらの影響も比較  
衡量して、会計基準のコンバージェンスを  
促進する観点から、…持分プーリング法は  
廃止されることとなった。」（70 項。括弧  
内—筆者）

この時期、日本では、コンバージェンスの促  
進のみならず、IFRS 適用に関する具体的な展  
望を示すべきとの指摘が各方面からなされて  
いた。そのため、企業会計審議会は IFRS 適用  
のあり方について審議を重ね、2009 年 6 月に  
「我が国における国際会計基準の取扱いに関  
する意見書（中間報告）」（以下、「中間報告」  
という。）を公表し、2010 年 3 月期の年度の連  
結財務諸表から IFRS の任意適用を容認する旨  
の提言をした。ただし、IFRS の強制適用は、  
米国企業に IFRS が強制適用されるか否かも含  
め今後の諸情勢が不透明であり、IFRS 適用に  
向けた諸課題がすべての市場関係者において  
十分に対応できていないことなどを理由に、見  
送られた<sup>(2)</sup>。

日本では IFRS の強制適用 [パターン G] で  
はなく任意適用 [パターン L と G の並存] が  
選択されたため、インセンティブがある企業  
のみが IFRS を適用し、インセンティブのない企  
業は引き続き日本基準を選択することが可能  
となった。このように日本企業に会計基準選  
択のオプションが与えられたことは、グローバ  
ルスタンダード（IFRS）を適用する際に生じる  
であろう負の影響が操作化されたことを意味  
する。かかる操作化によってコンフリクトは緩  
和されたが、同時に種々の会計基準が並存す  
るという新たな問題も生じることとなった。

## IV グローバル化の帰結

既述の通り、日本では、とりわけ 2005 年以  
降、日本基準と IFRS のコンバージェンス [パ  
ターン L] が促進されてきた。また、2010 年  
以降、IFRS を強制適用することなく任意適用  
することによって、日本基準 [パターン L] を  
維持しつつ、グローバルスタンダード [パター  
ン G] の受容が図られてきた。さらに、2015  
年以降は、日本基準と IFRS のコンバージェ  
ンスと IFRS の任意適用に加えて、JMIS が公表  
されるようになった。JMIS では、IASB によ  
って公表された会計基準等がすべて指定され  
たうえで、IFRS 第 3 号「企業結合」における  
のれんの非償却処理および IFRS 第 9 号「金融  
商品」・IAS 第 19 号「従業員給付」におけるノ  
ンリサイクリング処理がカーブアウトされて  
いる [よって、JMIS の公表はパターン G に該  
当する]。

JMIS の開発には賛否があるが (see Tsunogaya  
and Tokuga [2015])、少なくともその公表に  
よって、欧米コンテキストの一方的受容ではな  
く多方向的な議論が適えられ、日本基準の基  
本的な考え方—たとえば、当期純利益の有用性や

長期的視点の重要性—が世界に向けて意見発信されていると思われる。この点、JMISでは次のように述べられている。

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどが含まれる。この基本的な考え方は、会計基準は企業経営に規律をもたらすべきものであり、その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとの考えを背景とする。…[JMISの開発は] 会計基準が資本市場における重要なインフラの一部とされる中、財務諸表の利用者の意思決定有用性を高め、財務諸表利用者及び作成者に便益をもたらすものと考えられる。」(10 項)

このように IFRS と日本基準を併存させることによって、あるいは IFRS の一部を修正・削除することによって、グローバルスタンダードを受け入れる際に生じるであろう負の影響が操作化され、コンフリクトは緩和されるかもしれない。しかしながら、このような操作化によって会計制度およびその周辺制度は複雑化していることも事実である。既述の通り、日本には少なくとも 6 つの会計基準（日本基準、SEC 基準、IFRS、JMIS、中小指針、中小要領）が存在し、財務報告の比較可能性に支障を来している可能性がある。加えて、IFRS (JMIS) は連結財務諸表にのみ適用されるので、IFRS (JMIS) 適用企業の連結財務諸表と個別財務諸表は作成基準を異にする。IFRS (JMIS) 適用企業の個別財務諸表に IFRS (JMIS) が適用されないのは、「個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や、法人税法上の課税所得の計算においても利用されており、我が国固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務により

密接な関わり」（「中間報告」、13 頁）があるためである。

また、そもそも連結財務諸表と個別財務諸表（連単）の取扱いが異なる会計基準も存在する。企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」では、国際的な会計基準と同様に、原則として、その他の包括利益に含められた項目の当期純利益への組替調整額の開示が求められているが、個別財務諸表においては当該注記を省略することが認められている(30 項)。個別財務諸表にその他の包括利益の内訳の開示が強制されないのは、「包括利益は組替調整（リサイクリング）や利益概念と密接に係る [が]、…IFRS では当期純利益の内容が変質してきている可能性がある」(39 項) ためである。簡潔にその理由を言うと、個別財務諸表には、伝統的な当期純利益の維持も含めて、ローカルな周辺制度との整合性が求められるためである。

連単で取扱いが異なる今一つの例は、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」である。当該会計基準では、連結財務諸表作成上は国際的な会計基準と同様に、未認識項目（未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用）が（税効果を調整のうえ）純資産の部に計上されるとともに、積立状況を示す額はそのまま負債（または資産）として計上されるが(24-25 項)、個別財務諸表上は従前通り、退職給付債務から未認識項目の額を加減した額から年金資産を控除した額が負債として計上される(39 項)<sup>③</sup>。個別財務諸表にいわゆる即時認識処理が求められないのは、「未認識項目を負債として認識すると、事業再編後の経営実態を必ずしも適切に表していない [可能性があり、] …未認識項目の負債計上は会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性」(87 項) があるためである。要するに、個別財務諸表には、

ローカル制度，すなわち日本固有の商慣行や会社法上の分配可能額の計算などとの整合性が期待されているためである。

財務報告制度のグローバル化は，会計基準それ自体の複線化・複雑化のみならず，法制度をはじめとする周辺制度の機能分化も促進させている。実際，グローバルスタンダードへの迅速な対応を目的として，上場企業の財務報告機能と課税所得の計算機能を（より一層）分離すべきとする意見（日本経済団体連合会 [2010]）や，中小企業に限り確定決算主義を維持すべきとする企業規模別の会計基準作成論（日本公認会計士協会 [2010]）などが国内のキーププレイヤーから出されている。

これらのことは，グローバル化を迅速に推進しようとするほど，ローカル化（日本国内の会計制度およびその周辺制度の機能分化）が促進される可能性があることを示唆している。具体的には，グローバル化によって，連結財務諸表と個別財務諸表との分離だけでなく，開示規制（金融商品取引法）と分配規制（会社法），財務報告と課税所得計算，上場企業と中小企業の会計基準の分化が促進されてきた可能性がある。

## V おわりに

冒頭で述べたとおり，グローバル化は「個別主義の普遍化」および「普遍主義の個別化」の相互浸透を含む二重の過程と捉えられるため（碓井ほか [2004]，2 頁），グローバル化を議論するにあたっては，たんに「地球規模」で考えるだけでなく，「地域」のことも考える必要がある。外圧（グローバルな要請）と内圧（国内のキーププレイヤーの要請）が一致しているような特定の状況を除き（see Schoppa [1997]，p. 96），グローバルな圧力がある状況下ではロ

ーカルな反転力が存在し，両者の間に衝突（コンフリクト）が生ずる。

日本は，1990 年代の会計ビッグバン以降，アングロ・アメリカンモデルを受容してきたが，ローカル制度の堅固性ゆえに，グローバルスタンダードをそのままの形で受け入れてきたわけではなく，普遍主義の個別化にあたり，種々の操作化を講じてきた。たとえば，会計ビッグバン期には，十分な準備期間を設けたうえで，オプション（例外規定や重要性基準など）を付与することによってグローバルスタンダードが操作化され，それによってコンフリクトの緩和が図られた。また，日本では IFRS の強制適用ではなく任意適用が選択されたため，インセンティブがある企業のみが IFRS を適用し，インセンティブのない企業は引き続き日本基準を選択することが可能となった。

とりわけ IFRS の適用に当たっては，「連単分離，中小企業等への対応を前提に，…任意適用の積上げを図りつつ，わが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し，もっともふさわしい対応」（企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」2012 年）が図られてきた。連単分離方式によれば，連結財務諸表においてグローバル対応が可能となり，個別財務諸表において会社法，税法，その他の規制等，ローカル対応が可能である。また，IFRS が制定・改訂されれば，日本基準も制定・改訂され，それが「中小指針」に影響を及ぼす可能性があるため（品川 [2012]，60 頁），グローバルスタンダードの影響を遮断し，ローカル制度（たとえば，取得原価主義や確定決算主義）を維持させるために「中小要領」が設定された（河崎 [2015]，15 頁）。

さらに，IFRS の任意適用を積上げ，あるべき IFRS についての日本の考え方を積極的に発

信するための方策として、JMIS が公表された（池田 [2014]）。JMIS の開発には賛否があるが、グローバルスタンダード（IFRS）を受容しつつ、ローカルスタンダードの基本的な考え方たとえば、当期純利益の有用性や長期的視点の重要性—を世界に向けて意見発信することを通じて、欧米コンテキストの一方的受容ではなく多方向的な議論の実現が期待されている。

Caramanis et al. [2015] の言を俟つまでもなく、（日本のように）会計基準とその周辺制度が整備されている国ほど、グローバル化にあたり、ローカルコンテキストの重要度が高まる。ローカルコンテキストを考慮することなく、アングロ・アメリカンモデルを移植すると、国内の会計・監査実務に支障を来す。それゆえ、欧米諸国に誘導された改革は、国内の政治的、経済的、法的、文化的システムを維持するために、（影響が）最小化されたり、先送りされたり、ときには拒否されたりする。

結局のところ、グローバル化は、（かつての新興経済諸国にみられた）アメリカナイゼーションのような一方向性ではなく、多方向性を前提としており、国々（組織間）の相互依存性を深めるような過程であると考えられる。それゆえ、グローバル・コンテキストとローカルコンテキストの相対的重要性に応じて、複数の均衡解が存在しうる。しかも、財務会計、管理会計、監査、会計教育領域における均衡解（あるいはグローバル化の意味やウェイト）はかなり異なる可能性がある。

会計学の研究上、重要なことは、グローバルとローカル間のコンフリクトの存在を所与にして、換言すると、会計に影響を与えうる政治的、経済的、社会的、文化的、言語的コンテキストを考慮に入れたうえで、経済—会計・管理・監査・教育—市場の相互関係を考察するこ

とであろう。経済のグローバル化がさらに進展したとしても、ローカルスタンダード（日本基準）のグローバルスタンダード（IFRS）に対する役割が減じることはない。なぜならば、ローカルコンテキストを考慮に入れると、IFRS がすべての国にとってベスト・プラクティスである保証はなく、高品質な日本基準が開発されなくなると、基準間競争（高品質な会計基準の開発）の機会が失われるからである（斎藤 [2010], 130-131 頁）。今一つ言及すべきことは、会計基準（ルール）の統一より会計実務（実践）の統一の方が困難であるが、重要なことである（Ball [2006], p. 15）。会計実務の統一のためには、各国のローカルコンテキスト—たとえば、関連する法律、エンフォースメント、文化的・言語的要素、判断特性—を世界に向けて発信する必要がある。

ただし、卑見によれば、意見発信の目的は、日本の個別主義（日本の固有性や国益の主張）の実現だけではない。国際発信を行うべきは、日本で観察された（個々の）事象が世界の他の国々でも（共通に）観察できると予測され、それを普遍化することによって（世界の）会計基準・会計実務の高品質化に貢献しうるような場合、すなわち個別主義が普遍化されるような場合である。日本の固有性を解明する研究は重要であるが、日本の固有性を主張するだけでは、ローカル・グローバル間の相互浸透の過程は説明できない。

## 注

- (1) 企業会計審議会では、2008 年 10 月から 2013 年 6 月にかけて、IFRS の（強制）適用を巡って審議が行われた。会計研究者、製造業からの代表者、金融庁は IFRS の（強制）適用に反対であったが、大手監査法人からの代表者は IFRS の（強制）適用に賛成であった（Tsunogaya [2016]）。かかる事実、国際的な監査法人（Big N）が（IFRS を含む）グローバルスタン

ダードの普及に積極的であったことと符合する。しかし、企業会計審議会における日本の大手監査法人の意見は少数説であり、かかる事実は国内外における大手監査法人の政治力が相違していることを意味する。その他、製造業の影響、儒教の影響、文化的差異、翻訳の影響については、Tsunogaya et al. [2015] を参照されたい。

- (2) 「中間報告」では、「IFRS の強制適用の判断の時期については、とりあえず 2012 年を目途とする」(15 頁) と述べられていたが、2011 年 6 月に、自見庄三郎前金融担当大臣は IFRS を強制適用するのであれば、その時期を延期すべきである旨の発言をしたために、IFRS の強制適用は無期限の延期となった。
- (3) ただし、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の額を加減した額を超える場合には資産として計上される。

## 参考文献

- Arnold, P. J. [2009], "Institutional perspectives on the internationalization of accounting," in Chapman, C. S., D. J. Cooper, and P. B. Miller (eds.) [2009], *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony Hopwood*, Oxford University Press, pp. 48–64.
- Arnold, P. J. [2012], "The political economy of financial harmonization: The East Asia financial crisis and the rise of international accounting standards," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.37, No.6, pp. 361–381.
- Ball, R. [2006], "International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and cons for investors," *Accounting and Business Research*, special issue (international accounting policy forum), pp. 5–27.
- Caramanis, C., E. Dedoulis, and S. Leventis [2015], "Transplanting Anglo-American accounting oversight boards to a diverse institutional context," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.42, No., pp. 12–31.
- Djelic, M-L. and K. Sahlin [2009], "Governance and its transnational dynamics: Towards a reordering of our world?" in Chapman, C. S., D. J. Cooper, and P. B. Miller (eds.) [2009], *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony Hopwood*, Oxford University Press, pp. 175–204.
- Doupnik, T. S. and H. Perera [2012], *International Accounting*, 3rd ed., McGraw-Hill.
- Hellmann, A., H. Perera, and C. Patel [2010], "Contextual issues of the convergence of international Financial Reporting Standards: The case of Germany," *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, Vol. 26, No. 1, pp. 108–116.
- Humphrey, C. and A. Loft [2009], "Governing audit globally: IFRC, the new International financial architecture and auditing profession," in Chapman, C. S., D. J. Cooper, and P. B. Miller (eds.) [2009], *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony Hopwood*, Oxford University Press, pp. 205–232.
- Humphrey, C, A. Loft, and M. Woods [2009], "The global audit profession and the international financial architecture: Understanding regulatory relationships at a time of financial crisis," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, No.6–7, pp. 810–825.
- 池田唯一 [2014] 『「修正国際基準」(公開草案)公表の意義と今後の課題』『経営財務』第 3181 号, 12–15 頁。
- Kaneko, S. and A. Tarca [2008], "Converging to International Accounting Standards: Views from Japan," *Australian Accounting Review*, Vol.18, No.3, pp. 209–223.
- 河崎照行 [2015] 「中小企業会計と概念フレームワーク」河崎照行編著 [2015] 『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社, 8–21 頁。
- 経済団体連合会 [1996] 「連結財務諸表のあり方に関する基本的な考え方」経済団体連合会。
- 経済審議会行動計画委員会・金融ワーキンググループ [1996] 「わが国金融システムの活性化のために」経済企画庁。
- 金融制度調査会 [1997] 「我が国金融システムの改革について—活力ある国民経済への貢献—」大蔵省。
- 丸山哲央 [2004] 「コラム グローバルとローカル」碓井崧・丸山哲央・大野道邦・橋本和幸編著『社会学の理論』有斐閣ブックス, 2004 年, 75 頁。
- 日本経済団体連合会 [2010] 「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」。
- 日本公認会計士協会 [2010] 「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」(租税調査会研究報告第 20 号)。
- Nobes, C. W. and R. Parker [2008], *Comparative International Accounting*, 10th ed., Prentice-Hall.
- Power, M. [2009], "Financial accounting without a state," in Chapman, C. S., D. J. Cooper, and P. B. Miller (eds.) [2009], *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony*



- Hopwood*, Oxford University Press, pp. 324–340.
- 斎藤静樹 [2007]「企業会計基準委員会の 6 年間で振り返って」『季刊会計基準』第 17 号, 24-30 頁。
- 斎藤静樹 [2010]『会計基準の研究』(増補版) 中央経済社。
- Schoppa, L. J. [1997], *Bargaining with Japan: What American Pressure Can Do and Cannot Do*, Columbia University Press.
- 品川芳宣 [2012]「税法からみた中小企業の会計」
- 河崎照行・万代勝信編著 [2012]『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社, 52-66 頁。
- 証券取引審議会 [1997]「証券市場の総合的改革—豊かで多様な 21 世紀の実現のために—」大蔵省。
- 角ヶ谷典幸 [2009]「リース会計基準の展望」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著 [2009]『リース会計基準の論理』税務経理協会, 217-248 頁。
- Tsunogaya, N. [2016], “Issues affecting decisions on mandatory adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 29, No. 5, pp. 828–860.
- 角ヶ谷典幸 [2017]「財務報告(研究)におけるローカルとグローバル」『會計』第 191 巻第 1 号, 1-14 頁。
- Tsunogaya, N. and P. Chand [2012], “The complex equilibrium paths towards International Financial Reporting Standards (IFRS) and the Anglo-American model: The case of Japan,” *Japanese Accounting Review*, Vol. 2, pp. 117–137.
- Tsunogaya, N., A. Hellmann, and S. D. Scagnelli [2015], “Adoption of IFRS in Japan: Challenges and consequences,” *Pacific Accounting Review*, Vol. 27, No.1, pp. 3–27.
- Tsunogaya, N., S. Sugahara, and P. Chand [2016], “Judgments of auditors on ‘principles’ versus ‘guidance’ in lease accounting standard: Evidence from Japan,” *Asian Review of Accounting*, Vol. 24, No.3, pp. 362–386.
- Tsunogaya, N. and Y. Tokuga [2015], “Controversies over the development of Japanese Modified International Standards (JMIS),” *Korean Accounting Review*, Vol.40, No.2, pp. 299–335.
- US-Japan Working Group on the Structural Impediments Initiative [1990], *Structural Impediments Initiative Interim Report (SII Interim Report)*, Office of the Press Secretary of the White House.
- 碓井崧・丸山哲央・大野道邦・橋本和幸 [2004]「序 グローバリゼーションとポストモダンの動きのなかで」碓井崧・丸山哲央・大野道邦・橋本和幸編著 [2004]『社会学の理論』有斐閣ブックス, 1-6 頁。
- Vogel, S. K. [2006], *Japan Remodeled: How Government and Industry Are Reforming Japanese Capitalism*, Cornell University Press.
- Wade, R. [2007], “A new global financial architecture,” *New Left Review*, July-August, pp. 113–129.

(付記) 本論文は国際会計研究学会第 35 回研究大会における統一論題のテーマに沿って、当日、座長を仰せつかった筆者の見解を整理したものである。ご報告いただいた草野真樹先生(京都大学)、坂口順也先生(名古屋大学)、矢澤憲一先生(青山学院大学)、菅原智先生(関西学院大学)、大会準備委員会の先生方、ご質問・ご意見を頂戴した先生方、ご参加いただいた先生方に記して謝意を表したい。本研究は科学研究費補助金・基盤研究(C) 18K01908 による研究成果の一部である。

# 会計基準のグローバル化の経済的帰結

## —リース会計基準の改訂を中心として—

草 野 真 樹  
京都大学

### 要 旨

本稿の目的は、ファイナンス・リース取引（FL 取引）を題材として、会計基準のグローバル化によってどのような経済的帰結がもたされるのかについて検討することである。とりわけ、本稿は、既存の所有権移転外 FL 取引を財務諸表本体で認識する原則処理と注記で開示する例外処理という会計方針の選択を用いて、認識と開示の差異が負債コストにどのような影響を及ぼすのかについて分析する。本稿は、傾向スコア法を用いて原則処理と例外処理を選択した企業をマッチングした後に、差の差（difference-in-differences）法によって、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」適用前後における負債コストを原則処理と例外処理を選択した企業間で比較する。分析の結果、原則処理を選択する企業は、例外処理を選択する企業よりも、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さいことが明らかとなった。本稿の結果は、財務諸表本体での認識は、注記での開示よりも経営者と資本市場参加者との間の情報の非対称性を緩和するため、資本コストを引き下げる効果があることを示唆している。本稿は、認識対開示の会計研究に大きく貢献するとともに、リース取引のオンバランス化を巡る議論に重要な示唆を提供する。

## I はじめに

わが国では、国際会計基準審議会（IASB）と米国の財務会計基準審議会（FASB）が公表した会計基準との整合性を図る観点から、会計基準の新設改廃が進められてきた。会計基準が周辺諸制度と相互補完的な関係にあることを考慮すると、会計基準のグローバル化を通じて会計基準が新設改廃されたとしても、当該会計基準が機能するためには、ローカル・コンテキストを考慮したカスタマイズが必要である（e.g., 角ヶ谷, 2019）。また、会計基準設定プロセスでコンフリクトの解消が図られたとしても、会計基準の新設改廃は、個々の企業に対して異なる経済的影響を及ぼしうる。

そこで、本稿は、ファイナンス・リース取引（FL 取引）を題材として、会計基準のグローバル化によってどのような経済的帰結がもたれるのかについて検討することを目的とする。とりわけ、リース会計基準の改訂時に既存の所有権移転外 FL 取引に対して会計方針の選択が認められたが、本稿は、その会計方針の選択を用いて財務諸表本体での認識と注記での開示の差異が負債コストにどのような影響を及ぼすのかについて分析する<sup>(1)</sup>。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、多くの企業が所有権移転外 FL 取引を注記で開示する状況を懸念して、2002 年 7 月にリース取引の会計基準の見直しについて検討を開始した。産業界は、所有権移転外 FL 取引を注記で開示する会計処理を廃止することに強く反対を表明したが、ASBJ は、2007 年 3 月に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を公表し、借手（レシー）にすべての FL 取引を財務諸表本体で認識する会計処理を要求した。ただし、ASBJ は、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

を公表し、企業会計基準第 13 号適用前に契約された所有権移転外 FL 取引を、注記で開示する会計処理を例外的に認めた。

ここで、企業は、企業会計基準第 13 号適用時に会計方針を選択することができる。1 つは、企業会計基準第 13 号適用前に契約された所有権移転外 FL 取引も含め、すべての FL 取引を財務諸表本体で認識する会計方針（以下、「原則処理」と記述する）を選択することである。いま 1 つは、企業会計基準第 13 号適用前に契約された所有権移転外 FL 取引を注記で開示するが、企業会計基準第 13 号適用後に契約された FL 取引のみを財務諸表本体で認識する会計方針（以下、「例外処理」と記述する）を選択することである。いずれの会計方針を選択したとしても、企業会計基準第 13 号適用後に契約された FL 取引は財務諸表本体で認識されることから、原則処理と例外処理の違いは、既存の所有権移転外 FL 取引を財務諸表本体で認識するのか、それとも注記で開示するのかに現れる。

先行研究は、資本市場参加者が注記で開示されるリース取引を財務諸表本体で認識されるリース取引と同じ程度に考慮して意思決定を行うのか否かを検証し、混合した結果を報告している（Barone et al., 2014; Spencer and Webb, 2015）。たとえば、Dhaliwal et al. (2011b) は、財務諸表本体で認識される FL 取引と注記で開示されるオペレーティング・リース取引（OL 取引）との間で株式リスクとの関連性が大きく異なることを報告する。その一方で、Bratten et al. (2013) は、OL 取引の注記情報の信頼性が高い場合、財務諸表本体で認識される FL 取引と注記で開示される OL 取引との間でリスク関連性に差異が見られないことを報告する。

このように、先行研究は、リース取引を含め、認識と開示の差異が資本市場参加者にどのよ

うな影響を及ぼすのかについて検討してきた。しかしながら、先行研究は、財務諸表本体での認識によって、資本市場参加者が要求する資本コストが下がるのか否かについて、これまで十分に検討してこなかった。注記での開示に代えて、財務諸表本体での認識によって、資本市場参加者の意思決定に有用な会計情報を提供することが期待されるのであれば、認識と開示の差異が資本コストにどのような影響を及ぼすのかについて検証する必要がある<sup>②</sup>。企業は、リース取引を負債による重要な資金調達的手段として使用してきた（e.g., Eisfeldt and Rampini, 2009; Krishnan and Moyer, 1994; Sharpe and Nguyen, 1995）。そこで、本稿は、企業会計基準第 13 号適用時の原則処理または例外処理の会計方針の選択を用いて、FL 取引の認識と開示の差異が負債コストにどのような影響を及ぼすのかについて分析する。

本稿の構成は、次のとおりである。第Ⅱ節では、先行研究を整理した上で、本稿の仮説について述べる。第Ⅲ節では、サンプルの選択規準について述べた上で、企業の会計方針の選択による認識と開示の差異が負債コストに及ぼす影響を検証するためのリサーチ・モデルについて説明する。第Ⅳ節では、所有権移転外 FL 取引のオンバランス化の経済的帰結について報告する。最後に、本稿の調査結果を要約し、残された課題について言及する。

## Ⅱ 先行研究と仮説の設定

### 1. 先行研究

資本市場参加者は、財務諸表本体で認識される会計数値に加え、注記で開示される会計情報も考慮して、意思決定を行うと考えられる。先行研究は、注記で開示されるリース取引も考慮して、資本市場参加者が意思決定を行っている

のか否かについて検証する（Barone et al., 2014; Spencer and Webb, 2015）。多くの先行研究は、資本市場参加者が注記で開示されるリース取引を考慮して、企業のリスク（株式リスクと信用リスク）を評価していることを明らかにする（e.g., Altamuro et al., 2014; Bowman, 1980; Bratten et al., 2013; Dhaliwal et al., 2011b; Ely, 1995; Imhoff et al., 1993; Kusano, 2018; Sengupta and Wang, 2011）。たとえば、Kusano（2018）は、注記で開示される OL 情報の信頼性が高い場合、格付機関が OL 取引を資本化した上で、格付を付与していることを示唆する結果を報告している。

ここで、資本市場参加者が注記で開示されるリース取引を考慮して意思決定を行うとしても、財務諸表本体で認識されるリース取引と同じ程度に考慮できているのか否か明らかではない。事実、先行研究は、財務諸表本体で認識されるリース取引と注記で開示されるリース取引を用いて、認識対開示と企業のリスクとの関連性について分析するが、混合した結果を報告している（Bratten et al., 2013; Dhaliwal et al., 2011b; Kusano, 2017, 2019; Sengupta and Wang, 2011; 荒田, 2012）。たとえば、荒田（2012）は、債券投資家が企業の信用リスクを評価する際に、注記で開示される FL 取引よりも財務諸表本体で認識される FL 取引に対して、より強く反応することを明らかにした。その一方で、Sengupta and Wang（2011）は、格付機関が財務諸表本体で認識される FL 債務と注記で開示される OL 債務を同じ程度に考慮して、格付を付与する結果を示している。

また、Kusano（2017）は、資本市場参加者が認識と開示の間で異なる反応を示すのか否か、異なるのであれば、なぜ反応が異なっているのかについて分析を行った。分析の結果、FL 取引と株式リスクとの関連性は、認識と開示の

間で大きく異なっていることを明らかにした。ただし、機関投資家の持株比率が高い企業において、認識と開示の間で、FL 取引と株式リスクとの関連性に差異が観察されないことを報告する。この結果は、資本市場参加者の情報処理プロセスがリース取引の認識対開示に影響を及ぼしうることを示唆している。

このように、先行研究は、認識と開示の差異が資本市場参加者に及ぼす影響について分析を進めてきた<sup>(3)</sup>。しかしながら、財務諸表本体での認識と注記での開示との間で、資本市場参加者が要求する資本コストが異なるのか否かについて、十分に分析が行われていない。そこで、本稿は、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択を用いて、認識と開示の差異が負債コストに及ぼす影響について検証する。

## 2. 仮説の設定

経営者と資本市場参加者の間に情報の非対称性が存在し、会計情報の利用を通じて、かかる情報の非対称性を緩和することが財務報告に期待される役割である。多くの先行研究は、株式市場における会計情報の有用性について分析を進め、投資意思決定に有用な会計情報を提供することを確認してきた。会計情報は、債務契約を締結する際に、利率や財務制限条項など債務契約の条件を決定するときにも使用される（首藤ほか, 2018; 中村・河内山, 2018）。このように、経営者と資本市場参加者との間の情報の非対称性を緩和するために、会計情報の開示が求められる。

経営者は、ディスクロージャー制度で要求される水準以上の情報開示を自発的に行い、情報の非対称性をさらに緩和することができる（e.g., Healy and Palepu, 2001）。事実、先行研究は、経営者が質の高いディスクロージャーを行い、株主資本コストを引き下げていること

を報告する（e.g., Botosan, 1997; Botosan and Plumlee, 2002; Dhaliwal et al., 2011a; 須田ほか, 2004a）。さらに、先行研究は、質の高いディスクロージャーが負債コストを低下させることを明らかにしている（e.g., Francis et al., 2005; Franco et al., 2016; Sengupta, 1998; 須田ほか, 2004b）。このように、ディスクロージャーの質を高めることによって、経営者と資本市場参加者との間の情報の非対称性を緩和し、資本コストを削減することができる。

企業は、企業会計基準第 13 号適用時に既存の所有権移転外 FL 取引に対して、原則処理と例外処理のいずれかを選択することができるが、例外処理よりも原則処理の方がディスクロージャーの質は高いであろう。なぜならば、資本市場参加者は注記で開示される会計情報を理解するためには、財務諸表本体で認識される会計情報よりも、情報処理コストを必要とするからである（Barth et al., 2003; Schipper, 2007）。事実、先行研究は、資本市場参加者の情報処理プロセスが認識と開示の差異に重大な影響を及ぼすことを示す結果を報告している（Kusano, 2017, 2019; Michels, 2017; Müller et al., 2015; Yu, 2013）。このことは、注記での開示よりも財務諸表本体での認識の方がディスクロージャーの質が高いことを示唆するであろう。

このように、既存の所有権移転外 FL 取引を財務諸表本体で認識する原則処理は、それらを注記で開示する例外処理よりもディスクロージャーの質が高いと考えられるため、原則処理を選択する企業は、例外処理を選択する企業よりも、資本コストを削減できると予測される。企業は、借入能力を高めるため、リース取引を負債による重要な資金調達の手段の 1 つとして活用する（e.g., Eisfeldt and Rampini, 2009; Krishnan and Moyer, 1994; Sharpe

and Nguyen, 1995)。これらのことを踏まえ、本稿は、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択を用いて、認識と開示の差異が負債コストに及ぼす影響について分析する。そこで、本稿は、所有権移転外 FL 取引のオンバランス化の経済的帰結を検証するために、次の仮説を展開する。

仮説 原則処理を選択する企業は、企業会計基準第 13 号適用後、例外処理を選択する企業よりも、負債コストが小さい。

### Ⅲ サンプルの選択とリサーチ・デザイン

#### 1. サンプルの選択と傾向スコア・マッチング

本稿は、2007 年 3 月期から 2010 年 3 月期までをサンプル期間として、次の要件を満たした企業をサンプルとする。

- ① 連結財務諸表を公表し、日本基準を適用する上場企業である。
- ② 銀行・証券・保険業・その他金融業に属していない。
- ③ 3 月 31 日が決算日である。
- ④ 期中に会計期間の変更を行っていない。
- ⑤ FL 取引を行っている。
- ⑥ 借入を行っている。

本報告の分析に必要な財務データと株式データは、『日経 NEEDS Financial QUEST』から入手する。企業会計基準第 13 号が 2007 年 3 月に公表されたことから、本稿は、2007 年 3 月期以降をサンプル期間とする。また、既存の所有権移転外 FL 取引の処理方法の違いに着目するため、長期間の分析が難しい。そこで、本稿は、2010 年 3 月期までをサンプル期間とする<sup>(4)</sup>。

前節で展開した仮説を検証するためには、企業会計基準第 13 号適用前後における負債コストを、原則処理と例外処理を選択した企業間で比較する必要がある。ただし、企業が任意に会計方針を選択することができるため、単純に原則処理と例外処理を選択した企業間で比較すれば、セレクション・バイアスが生じることに注意しなければならない。事実、債務契約の影響を受けやすい企業は、企業会計基準第 13 号適用時に例外処理を選択する傾向にある (Kusano et al., 2016)。そのため、原則処理または例外処理を選択する企業の属性それ自体が負債コストに影響を及ぼす可能性がある。このようなセレクション・バイアスを回避するために、本稿は、傾向スコア法を用いて、原則処理と例外処理を選択した企業のマッチングを行う。本稿は、ロジットモデルを用いて、下記(1)式で傾向スコアを各年度で算定する (各変数の詳細な定義については、図表 1 の注を参照)。

$$Rec_{i,t} = \text{Logit} \left( \alpha_0 + \alpha_1 FLO_{i,t-1} + \alpha_2 OL_{i,t-1} + \alpha_3 Debt_{i,t-1} + \alpha_4 Size_{i,t-1} + \alpha_5 ROA_{i,t-1} + \alpha_6 MTB_{i,t-1} + \alpha_7 Zscore_{i,t-1} + \alpha_8 FS_{i,t-1} + \alpha_9 MO_{i,t-1} + \alpha_{10} FO_{i,t-1} + \sum_j \alpha_j \text{Industry Indicator} + \varepsilon \right) \quad (1)$$

本稿は、リース取引の利用が原則処理または例外処理の選択に影響を及ぼす可能性を考慮して、FL 債務 (FLO) と OL 取引の利用の有無 (OL) を独立変数の中に入れていた。また、本稿は、先行研究を参照して、会計方針の選択

に影響を及ぼす要因として、レバレッジ (Debt)、規模 (Size)、収益性 (ROA)、成長機会 (MTB)、財務困窮度 (Zscore)、海外売上高 (FS)、そして役員と外国人投資家の持株比率 (MO と FO) をコントロール変数として

加えている（e.g., Daske et al., 2013; Israeli, 2015; Müller et al., 2015; Quagli and Avallone, 2010）。さらに、産業の影響をコントロールするために、産業ダミーをコントロール変数として追加した。

上記の条件を用いて、本稿は、連結財務諸表から延べ 6,630 観測値を当初のサンプルとして入手した。その中から、(1)式の独立変数と従

属変数を入手できない 382 観測値をサンプルから控除した。また、期首に総資産あるいは自己資本がマイナスの値をとる 11 観測値をサンプルから控除している。上記の手続きを経て、6,237 観測値を入手した。なお、本稿は、外れ値の影響を軽減するために、連続変数を年度ごとに上下 1 パーセンタイルで置換処理している。

図表 1 傾向スコア・マッチング

パネル A 記述統計量

|        | N     | Mean    | SD     | p25    | Median  | p75     |
|--------|-------|---------|--------|--------|---------|---------|
| Rec    | 6,237 | 0.1538  | 0.3607 | 0.0000 | 0.0000  | 0.0000  |
| FLO    | 6,237 | 0.0472  | 0.0867 | 0.0054 | 0.0160  | 0.0472  |
| OL     | 6,237 | 0.4574  | 0.4982 | 0.0000 | 0.0000  | 1.0000  |
| Debt   | 6,237 | 0.9404  | 1.3053 | 0.1787 | 0.5303  | 1.1548  |
| Size   | 6,237 | 11.0295 | 1.4770 | 9.9823 | 10.8494 | 11.9233 |
| ROA    | 6,237 | 0.0470  | 0.0459 | 0.0231 | 0.0434  | 0.0715  |
| MTB    | 6,237 | 1.3022  | 1.0939 | 0.6440 | 0.9913  | 1.5930  |
| Zscore | 6,237 | 2.4759  | 1.2340 | 1.6214 | 2.2588  | 3.0275  |
| FS     | 6,237 | 0.1540  | 0.2115 | 0.0000 | 0.0000  | 0.2715  |
| MO     | 6,237 | 0.0561  | 0.0977 | 0.0021 | 0.0091  | 0.0633  |
| FO     | 6,237 | 0.0950  | 0.1014 | 0.0130 | 0.0574  | 0.1500  |

パネル B 共変量の平均値の差

|        | 傾向スコア・マッチング前  |                 |            | 傾向スコア・マッチング後  |               |           |
|--------|---------------|-----------------|------------|---------------|---------------|-----------|
|        | 原則処理<br>N=959 | 例外処理<br>N=5,278 | 平均値<br>の差  | 原則処理<br>N=937 | 例外処理<br>N=937 | 平均値<br>の差 |
| FLO    | 0.0394        | 0.0486          | -0.0093*** | 0.0391        | 0.0425        | -0.0034   |
| OL     | 0.4776        | 0.4538          | 0.0238     | 0.4739        | 0.4845        | -0.0107   |
| Debt   | 0.8191        | 0.9624          | -0.1433*** | 0.8210        | 0.8091        | 0.0119    |
| Size   | 11.4105       | 10.9603         | 0.4502***  | 11.3646       | 11.3792       | -0.0146   |
| ROA    | 0.0500        | 0.0465          | 0.0035**   | 0.0491        | 0.0494        | -0.0002   |
| MTB    | 1.3805        | 1.2879          | 0.0925**   | 1.3641        | 1.4028        | -0.0387   |
| Zscore | 2.5992        | 2.4535          | 0.1458***  | 2.5798        | 2.5843        | -0.0045   |
| FS     | 0.2240        | 0.1413          | 0.0826***  | 0.2207        | 0.2102        | 0.0105    |
| MO     | 0.0445        | 0.0583          | -0.0138*** | 0.0454        | 0.0394        | 0.0060    |
| FO     | 0.1177        | 0.0908          | 0.0269***  | 0.1156        | 0.1179        | -0.0023   |

(注) 各変数の定義は、以下のとおりである。Rec=原則処理を選択すれば1、例外処理を選択すれば0のダミー変数、FLO=FL 債務÷自己資本、OL=OL 取引を利用して1、利用していなければ0のダミー変数、Debt=有利子負債 (FL 債務除く) ÷自己資本、Size=総資産の自然対数値、ROA=事業利益÷総資産、MTB=株式時価総額÷自己資本、Zscore=Altman (1968)に基づき算定したZスコア、FS=海外売上高÷売上高、MO=役員の持株比率、FO=外国人投資家の持株比率。ただし、総資産は、注記で開示されるFL 取引を調整して算出されている。

\*\*\* 1%水準で有意、\*\* 5%水準で有意、\* 10%水準で有意。

図表1のパネルAは、傾向スコアを算定する際に必要な変数の記述統計量を要約している。パネルAが示すように、Recの平均値は0.1538である<sup>(5)</sup>。約15%の企業は、すべてのFL 取引を財務諸表本体で認識する原則処理を採用する。残りの約85%の企業は、企業会計基準第13号適用時に例外処理を選択し、既存の所有権移転外FL 取引を注記で開示する。図表1のパネルBは、原則処理と例外処理を選択する企業ごとに共変量の平均値とその差を報告している。パネルBの(3)列が示すように、傾向スコア・マッチングを行う前は、OLを除く共変量の平均値の差が統計的に有意に異なっている。そこで、本稿は、(1)式を用いて算定した傾向スコアに基づき、原則処理を選択した企業(処置群)と例外処理を選択した企業(対照群)を1対1でマッチングする(非復元型)。ただし、本稿は、傾向スコアの距離に0.03の上限(caliper)を設定している<sup>(6)</sup>。紙幅の都合上、回帰式(1)の結果を省略するが、傾向スコア・マッチングを行った後の共変量の平均値を

比較すると、パネルBの(6)列が示すように、すべての共変量の平均値の差は統計的に有意に異ならない。このことから、共変量の分布は、傾向スコア・マッチングによって適切にバランスされていると考えられる。

## 2. リサーチ・デザイン

本稿は、所有権移転外FL 取引のオンバランス化の経済的帰結を検証する。ただし、企業会計基準第13号の適用と同時期に、四半期レビュー制度や内部統制報告制度による内部統制監査が導入されたことに注意しなければならない。四半期レビュー制度や内部統制監査の導入によって、ディスクロージャーの質が改善し、負債コストが減少する可能性がある<sup>(7)</sup>。この影響を回避するために、本稿は、下記(2)式のように、差の差(difference-in-differences)法を用いて、原則処理と例外処理を選択した企業間で、企業会計基準第13号適用前後における負債コストを比較する(各変数の詳細な定義については、図表2の注を参照)。

$$\begin{aligned} Spread_{i,t} = & \beta_0 + \beta_1 Rec_{i,t} + \beta_2 Ado_{i,t} + \beta_3 Rec_{i,t} \times Ado_{i,t} + \beta_4 Lev_{i,t-1} + \beta_5 Size_{i,t-1} + \beta_6 ROA_{i,t-1} \\ & + \beta_7 MTB_{i,t-1} + \beta_8 Zscore_{i,t-1} + \beta_9 Tan_{i,t-1} + \beta_{10} SL\_Size_{i,t} + \beta_{11} Term_{i,t} \\ & + \sum_j \beta_j Industry Indicator + \varepsilon \end{aligned} \quad (2)$$

本稿は、最小二乗法(OLS)を用いて、上記の回帰式(2)を推定する(標準誤差は、企業でクラスター補正している)。本稿は、リース会計基準の変更が負債コストに及ぼす影響を分析するが、借入スプレッド(Spread)を負債コストの代理変数として使用する。借入スプレッ

ドは、短期借入金の平均利率からLIBOR6か月物の平均利率を控除して算定している<sup>(8)</sup>。

本稿の仮説は、企業会計基準第13号適用後、原則処理を採用する企業が例外処理を採用する企業と比べて負債コストが小さいと予測する。資本市場参加者が注記で開示された会計情



報を理解するためには、財務諸表本体で認識された会計情報よりも、情報処理コストが必要であるため (Barth et al., 2003; Schipper, 2007), 注記での開示よりも財務諸表本体での認識の方がディスクロージャーの質は高い。そのため、原則処理を採用する企業は、企業会計基準第 13 号適用後に例外処理を採用する企業よりも、負債コストを削減することができるであろう。そこで、回帰モデルの期待符号は、 $\beta_3 < 0$  と予測される。

企業会計基準第 13 号適用前、ほぼすべての企業は、所有権移転外 FL 取引を注記で開示する (リース事業協会, 2003)。そのため、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択が企業会計基準第 13 号適用前の負債コストにどのような影響を及ぼすのかを、事前に予測することは難しい。そこで、 $\beta_1$  について、期待符号の予測は行わない。また、企業が企業会計基準第 13 号適用時に例外処理を選択したとしても、企業会計基準第 13 号適用後に契約した FL 取引は、財務諸表本体で認識される。例外処理を選択した企業であっても、企業会計基準第 13 号適用前後で比較すると、企業会計基準第 13 号適用後にディスクロージャーの質は高まっていると考えられる。そこで、回帰モデルの期待符号は、 $\beta_2 < 0$  と予測される。

先行研究を参照して、本稿は、レバレッジ (Lev)、規模 (Size)、収益性 (ROA)、成長機会 (MTB)、財務困窮度 (Zscore)、そして有形固定資産比率 (Tan) をコントロール変数として加えている (e.g., Altamuro et al., 2014; Booth, 1992; Graham et al., 2008)。レバレッジが大きい企業は、信用リスクが大きいと考えられるため、負債コストが大きいと予測され

る。そこで、回帰モデルの期待符号は、 $\beta_4 > 0$  と予測される。その一方で、規模が大きく、収益性が高く、成長機会が大きく、財務困窮度が低く、そして有形固定資産比率が大きい企業は、債務不履行の可能性が小さいと考えられるため、負債コストが小さいと考えられる。そこで、回帰モデルの期待符号は、 $\beta_5 < 0$ ,  $\beta_6 < 0$ ,  $\beta_7 < 0$ ,  $\beta_8 < 0$ ,  $\beta_9 < 0$  と予測される。

さらに、本稿は、上記のコントロール変数に加え、借入規模 (SL\_Size) をコントロール変数として加えている。借入規模が大きくなるほど、規模の経済によって、信用リスクに及ぼす影響が小さくなるであろう。回帰モデルの期待符号は、 $\beta_{10} < 0$  と予測される。最後に、本稿は、マクロ環境の要因をコントロールするために、金利の期間構造 (Term) と産業ダミーをコントロール変数として加えている。金利の期間構造が大きくなるほど負債コストが大きくなると考えられるため、回帰モデルの期待符号は、 $\beta_{11} > 0$  と予測される。

## IV 実証分析の結果

### 1. 記述統計量

本稿は、前節で記述した規準に基づきサンプルを抽出し、(1)式を用いて傾向スコア・マッチングを行って、サンプルとして 1,874 観測値を入手した。その上で、本稿は、(2)式を用いて、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択が負債コストに及ぼす影響を分析する。(2)式で新たに追加した連続変数は、外れ値の影響を緩和するため、年度ごとに上下 1 パーセンタイルで置換処理されている。

図表 2 記述統計量

パネル A 全サンプル

|         | N     | Mean    | SD     | p25     | Median  | p75     |
|---------|-------|---------|--------|---------|---------|---------|
| Spread  | 1,874 | 0.0112  | 0.0120 | 0.0036  | 0.0072  | 0.0139  |
| Rec     | 1,874 | 0.5000  | 0.5001 | 0.0000  | 0.5000  | 1.0000  |
| Ado     | 1,874 | 0.5486  | 0.4978 | 0.0000  | 1.0000  | 1.0000  |
| Rec×Ado | 1,874 | 0.2737  | 0.4460 | 0.0000  | 0.0000  | 1.0000  |
| Lev     | 1,874 | 0.8408  | 1.0134 | 0.1794  | 0.5216  | 1.1157  |
| Size    | 1,874 | 11.3719 | 1.5853 | 10.1879 | 11.2430 | 12.3933 |
| ROA     | 1,874 | 0.0493  | 0.0454 | 0.0250  | 0.0470  | 0.0751  |
| MTB     | 1,874 | 1.3835  | 1.1274 | 0.6692  | 1.0796  | 1.7298  |
| Zscore  | 1,874 | 2.5820  | 1.2795 | 1.6917  | 2.3406  | 3.1775  |
| Tan     | 1,874 | 0.3040  | 0.1645 | 0.1921  | 0.2923  | 0.3896  |
| SL_Size | 1,874 | 8.1930  | 2.0340 | 7.0012  | 8.2552  | 9.5717  |
| Term    | 1,874 | 0.0095  | 0.0013 | 0.0083  | 0.0101  | 0.0112  |

パネル B 原則処理選択企業と例外処理選択企業

|         | 原則処理 (N=937) |        |         | 例外処理 (N=937) |        |         |
|---------|--------------|--------|---------|--------------|--------|---------|
|         | Mean         | SD     | Median  | Mean         | SD     | Median  |
| Spread  | 0.0120       | 0.0129 | 0.0075  | 0.0104       | 0.0109 | 0.0070  |
| Lev     | 0.8433       | 0.9844 | 0.5514  | 0.8384       | 1.0422 | 0.4959  |
| Size    | 11.3646      | 1.6684 | 11.2957 | 11.3792      | 1.4985 | 11.1674 |
| ROA     | 0.0491       | 0.0453 | 0.0502  | 0.0494       | 0.0456 | 0.0443  |
| MTB     | 1.3641       | 1.0967 | 1.0610  | 1.4028       | 1.1575 | 1.0947  |
| Zscore  | 2.5798       | 1.2773 | 2.3761  | 2.5843       | 1.2825 | 2.3172  |
| Tan     | 0.3074       | 0.1608 | 0.2960  | 0.3007       | 0.1682 | 0.2869  |
| SL_Size | 8.1376       | 2.1430 | 8.2351  | 8.2484       | 1.9183 | 8.2943  |

(注) 各変数の定義は、以下のとおりである。Spread＝短期借入金の平均利率－LIBOR6 か月物の平均利率，Rec＝原則処理を選択すれば 1，例外処理を選択すれば 0 のダミー変数，Ado＝企業会計基準第 13 号を適用すれば 1，適用しなければ 0 のダミー変数，Rec×Ado＝Rec と Ado の交差項，Lev＝有利子負債（FL 債務含む）÷自己資本，Size＝総資産の自然対数値，ROA＝事業利益÷総資産，MTB＝株式時価総額÷自己資本，Zscore＝Altman（1968）に基づき算定した Z スコア，Tan＝有形固定資産÷総資産，SL\_Size＝短期借入金の自然対数値，Term＝10 年物国債の平均利率－2 年物国債の平均利率。ただし，総資産は，注記で開示される FL 取引を調整して算出されている。

図表 2 のパネル A は、本稿の仮説を検証するために使用する変数の全サンプルの記述統計量を要約している。Spread の平均値（中央値）は、0.0112（0.0072）である。また、図表

2 のパネル B は、サンプルを原則処理と例外処理を選択した企業に分けて、使用する連続変数の記述統計量を報告している。原則処理と例外処理を選択した企業の Spread の平均値（中央

値)は、それぞれ 0.0120 (0.0075) と 0.0104 (0.0070) である。なお、紙幅の都合上、分析で使用する変数の相関係数表の記載を省略するが、独立変数間の相関係数を確認したところ、ピアソンの積率相関とスピアマンの順位相関のいずれにおいても、多くの独立変数間の相関係数はおおむね低くなっている<sup>9)</sup>。

## 2. 主要な調査結果

本稿は、(2)式を用いて、原則処理と例外処理を選択した企業間で、企業会計基準第 13 号適用前後における負債コストに差異があるのか否かを検証する。図表 3 は、その調査結果を示している。

図表 3 仮説の調査結果

| 期待符号                |   | (1)                     | (2)                     |
|---------------------|---|-------------------------|-------------------------|
| Constant            |   | 0.0127***<br>(20.2919)  | -0.0008<br>(-0.2051)    |
| Rec                 | ? | 0.0030***<br>(2.7320)   | 0.0027***<br>(2.7770)   |
| Ado                 | — | -0.0043***<br>(-6.3585) | -0.0043***<br>(-5.7134) |
| Rec×Ado             | — | -0.0026**<br>(-2.3935)  | -0.0022**<br>(-2.1870)  |
| Lev                 | + |                         | 0.0013***<br>(3.3422)   |
| Size                | — |                         | 0.0023***<br>(6.7164)   |
| ROA                 | — |                         | -0.0267***<br>(-2.6442) |
| MTB                 | — |                         | 0.0003<br>(0.7709)      |
| Zscore              | — |                         | 0.0008*<br>(1.6674)     |
| Tan                 | — |                         | -0.0084***<br>(-3.1697) |
| SL_Size             | — |                         | -0.0021***<br>(-6.6111) |
| Term                | + |                         | 0.5419***<br>(3.0097)   |
| Industry Indicators |   | No                      | Yes                     |
| N                   |   | 1,874                   | 1,874                   |
| Adj. R <sup>2</sup> |   | 0.060                   | 0.211                   |

(注) 変数の定義は、図表 2 の注を参照。t 値を括弧内に表示し、標準誤差を企業でクラスター補正している。

\*\*\* 1%水準で有意, \*\* 5%水準で有意, \* 10%水準で有意。

まず、コントロール変数を含めず、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択が負債コストに及ぼす影響について分析する。図表 3 の(1)列において、Ado の係数は、1%水準で有意に負の値となっている。この結果は、例外処理を選択した企業において、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが減少していることを意味する。さらに、Rec×Ado の係数は、 $-0.0026$  であり、5%水準で有意である。この結果は、原則処理を選択した企業は、例外処理を選択した企業よりも、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが 26 ベーシス・ポイント減少していることを示している。企業会計基準第 13 号適用後に負債コストは減少するが、原則処理を選択する企業は、例外処理を選択する企業よりも負債コストがさらに小さくなっていることから、本稿の結果は、仮説を支持している。

次に、コントロール変数を含め、所有権移転外 FL 取引のオンバランス化の経済的帰結について分析する。図表 3 の(2)列は、回帰モデル(2)を用いた検証結果である。Ado の係数は、 $-0.0043$  であり、1%水準で有意である。例外処理を選択した企業は、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さくなっている。さらに、Rec×Ado の係数は、5%水準で有意に負の値である。この結果は、原則処理を選択する企業が例外処理を選択した企業よりも、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さいことを示しており、本稿の仮説と整合している。

以上のように、本稿は、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択を用いて、FL 取引の認識と開示の差異が負債コストに及ぼす影響について分析した。分析の結果、原則処理を選択する企業は、既存の所有権移転外 FL 取引を財務諸表本体で認識するため、これらを注記で開示する例外処理を選択する企業よりもディスクロージャーの質が高いので、負債コスト

が小さくなっている。本稿の結果は、財務諸表本体での認識は、注記での開示と比べて、経営者と資本市場参加者との間の情報の非対称性を緩和するため、資本コストを引き下げる効果があると示唆される。

### 3. 頑健性の確認

本稿では、以上、原則処理を選択する企業は、例外処理を選択する企業よりも企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さくなっていることを示した。以下では、主要な調査結果の頑健性を確認するために、OL 取引の未経過リース料を含めて、本稿の仮説を再検証する。

企業会計基準第 13 号適用前、企業は、所有権移転外 FL 取引のオフバランス処理が認められていたため、OL 取引よりも FL 取引を使用する傾向にあった (Kusano et al., 2015)。ところが、FL 取引のオンバランス化が要求されれば、企業は、財務諸表本体で認識される FL 取引の使用を縮小し、注記で開示される OL 取引を活用するであろう (Abdel-Khalik, 1981; Imhoff and Thomas, 1988)。事実、先行研究は、企業会計基準第 13 号適用時に、経営者が FL 取引から OL 取引へとリース取引の変更を行っていることを明らかにする (Arata, 2012; Kusano et al., 2016; 高橋・加賀谷, 2018; 山本, 2010)。とりわけ、Kusano et al. (2016) は、例外処理を選択する企業が原則処理を選択する企業よりも、FL 取引を減少する傾向がある一方で、OL 取引を増加する傾向があることを報告する。このように、企業会計基準第 13 号適用後、企業は FL 取引よりも OL 取引を使用する傾向があるため、OL 取引の影響を考慮する必要がある。

そこで、本稿は、注記で開示される OL 取引の未経過リース料を(2)式の独立変数に追加して、仮説の再検証を行った。調査結果の表は省

略するが、再検証の結果は、主要な調査結果と変わりはなかった。つまり、原則処理を選択した企業は、例外処理を選択した企業よりも企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さくなっている。

## V おわりに

本稿では、以上、FL 取引を用いて、会計基準のグローバル化の経済的帰結について分析した。とりわけ、本稿は、企業会計基準第 13 号適用時の会計方針の選択が負債コストにどのような影響を及ぼすのかについて検証して、次のことを明らかにした。

原則処理を選択する企業は、例外処理を選択する企業よりも、企業会計基準第 13 号適用後に負債コストが小さいことが明らかとなった。この結果は、原則処理を選択する企業は、既存の所有権移転外 FL 取引を財務諸表本体で認識するため、それらを注記で開示する例外処理を選択する企業と比較して、ディスクロージャーの質が高いので、負債コストが小さいと解釈することができる。本稿は、注記での開示よりも財務諸表本体での認識の方が、経営者と資本市場参加者との間の情報の非対称性を緩和するため、資本コストを引き下げることがあることを示しており、認識対開示の会計研究に大きく貢献している。さらに、IASB と FASB は、リース取引の会計基準を改訂し、原則、すべてのリース取引を財務諸表本体で認識することを要求するため、本稿は、このようなリース取引のオンバランス化を巡る議論に重要な示唆を提供するであろう。

ただし、本稿は、次のような課題が残されている。たとえば、認識と開示の差異が負債コストに及ぼす影響に加え、株主資本コストやビッド・アスク・スプレッドも含めて、財務諸表本

体での認識は、注記での開示と比べ、資本市場参加者が要求する資本コストを引き下げ、市場の流動性を高める効果があるのかについて、包括的な分析が必要である。IASB や FASB が注記での開示よりも財務諸表本体での認識を重視して会計基準の設定を進めている状況を考慮すると、財務諸表本体での認識によって、資本市場参加者の意思決定有用性を改善しうるのか否かについて一層の検討が必要とされる。このような検討を通じて、会計基準のグローバル化の経済的帰結を包括的に検証することが可能となる。

## 注

- (1) 本稿は、リース取引の借手（レシー）を分析の対象とする。そのため、とくに断りがない限り、本稿は、借手に焦点を当てて記述している。
- (2) 会計基準設定主体は、財務諸表本体での認識と注記での開示を代替関係と捉えず、注記での開示よりも財務諸表本体での認識を重視する。たとえば、IASB と FASB は、2016 年にリース取引に関する新会計基準を公表し、原則、すべてのリース取引を貸借対照表で認識することを借手に要求した。両審議会がこのような会計処理を要求する理由の 1 つとして、注記での開示では十分な情報を提供できず、資本市場に情報の非対称性を生じさせていたことを指摘する (IASB, 2016, par. BC3)。
- (3) 認識と開示の差異が監査人にどのような影響を及ぼすのかについて検証した先行研究もある。たとえば、Kusano and Sakuma (2019) は、監査人は、注記で開示される FL 取引よりも財務諸表本体で認識される FL 取引に対して、追加的な監査労力を費やすのではなく、リスクプレミアムを監査報酬に課すことを示唆する結果を報告する。
- (4) 本稿は、会計基準適用時の影響や金融危機の影響を回避するため、企業会計基準第 13 号当初適用前後の期間のサンプルを控除して、仮説を再検証した。調査結果の表は省略するものの、主要な調査結果と整合する結果であった。
- (5) Rec の変数を作成する際に、企業会計基準第 13 号適用前については、企業会計基準第 13 号当初適用時の会計方針の選択に基づき企業を分類している。

- (6) 本稿は、傾向スコアの距離の上限として 0.001, 0.005, そして 0.01 を用いて傾向スコア・マッチングを行い、仮説を再検証した。調査結果の表は省略するが、主要な調査結果と変わりはない。
- (7) 四半期レビュー制度や内部統制監査制度が導入前 (2007 年度) の 1 社当たりの監査時間と監査報酬の平均値は 1,046.7 時間と 12,853 千円であったが、導入後 (2008 年度) の 1 社当たりの監査時間と監査報酬の平均値は 1,506.0 時間と 16,420 千円であり、監査時間と監査報酬は、大幅に増加している (日本公認会計士協会, 2009, 2010)。これは、四半期レビュー制度や内部統制監査制度の導入によって、監査人が監査労力を費やしていることを示しており、その結果、会計情報の信頼性が向上し、ディスクロージャーの質が高まっている可能性を示唆している。
- (8) 本稿が長期借入金の平均利率ではなく短期借入金の平均利率を使用するのは、定義上、短期借入金が当期に借入が行われたために、会計方針の選択が負債コストに及ぼす影響を検証するために適しているからである。ただし、企業の短期借入金の借入時期が不明であるため、本稿は、借入スプレッドを算定する際に、会計期間で平均化した LIBOR の月次平均利率を短期借入金の平均利率から控除している。企業の短期借入期間が不明であるため、本稿は、短期借入金の借入期間を 6 か月と仮定して、LIBOR6 か月物の平均利率を用いて借入スプレッドを算定している。本稿は、LIBOR12 か月物の平均利率や 1 年物国債の平均利率を用いて借入スプレッドを算定して仮説を再検証したが、主要な調査結果と変わりはない (調査結果の表は省略)。なお、本稿は、LIBOR の平均利率を次の URL から入手した (<https://www.global-rates.com/interest-rates/libor/japanese-yen/japanese-yen.aspx>)。また、本稿は、国債の平均利率を財務省の web から入手した ([https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\\_rate/index.htm](https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm))。
- (9) ただし、独立変数間の相関係数が比較的高いものもある。たとえば、Size と SL\_Size 間のピアソンの積率相関係数 (スピアマンの順位相関係数) は 0.6706 (0.7026) と高くなっている。そこで、OLS を用いて回帰モデルを推定する際に、分散増幅因子 (VIF) を計算したが、いずれも 10 未満であることから、多重共線性の問題は無いものと考えられる。

## 参考文献

- Abdel-Khalik, A. R. ed. (1981), *The Economic Effects on Lessees of FASB Statement No. 13, Accounting for Leases*, FASB.
- Altamuro, J., R. Johnston, S. Pandit and H. Zhang (2014), "Operating Leases and Credit Assessments," *Contemporary Accounting Research* 31(2): 551–580.
- Altman, E. I. (1968), "Financial Ratios, Discriminant Analysis and the Prediction of Corporate Bankruptcy," *The Journal of Finance* 23(4): 589–609.
- Arata, E. (2012), "Economic Consequences of Revised Accounting Standard for Leases: Effects on Lessees' Procurement Behavior," *Working Paper*.
- Barone, E., J. Birt and S. Moya (2014), "Lease Accounting: A Review of Recent Literature," *Accounting in Europe* 11(1): 35–54.
- Barth, M. E., G. Clinch and T. Shibano (2003), "Market Effects of Recognition and Disclosure," *Journal of Accounting Research* 41(4): 581–609.
- Booth, J. R. (1992), "Contract Costs, Bank Loans, and the Cross-monitoring Hypothesis," *Journal of Financial Economics* 31(1): 25–41.
- Botosan, C. A. (1997), "Disclosure Level and the Cost of Equity Capital," *The Accounting Review* 72(3): 323–349.
- Botosan, C. A. and M. A. Plumlee (2002), "A Re-examination of Disclosure Level and the Expected Cost of Equity Capital," *Journal of Accounting Research* 40(1): 21–40.
- Bowman, R. G. (1980), "The Debt Equivalence of Leases: An Empirical Investigation," *The Accounting Review* 55(2): 237–253.
- Bratten, B., P. Choudhary and K. Schipper (2013), "Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue," *The Accounting Review* 88(4): 1179–1210.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz and R. Verdi (2013), "Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences around IAS/IFRS Adoptions," *Journal of Accounting Research* 51(3): 495–547.
- Dhaliwal, D. S., O. Z. Li, A. Tsang and Y. G. Yang (2011a), "Voluntary Nonfinancial Disclosure and the Cost of Equity Capital: The Initiation of Corporate Social Responsibility Reporting," *The Accounting Review* 86(1): 59–100.
- Dhaliwal, D. S., H. S. Lee and M. Neamtiu (2011b), "The Impact of Operating Leases on Firm Financial and Operating Risk," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 26(2): 151–197.

- Eisfeldt, A. L. and A. A. Rampini (2009), "Leasing, Ability to Repossess, and Debt Capacity," *Review of Financial Studies* 22(4): 1621–1657.
- Ely, K. M. (1995), "Operating Lease Accounting and the Market's Assessment of Equity Risk," *Journal of Accounting Research* 33(2): 397–415.
- Francis, J. R., I. K. Khurana and R. Pereira (2005), "Disclosure Incentives and Effects on Cost of Capital around the World," *The Accounting Review* 80(4): 1125–1162.
- Franco, F., O. Urcan and F. P. Vasvari (2016), "Corporate Diversification and the Cost of Debt: The Role of Segment Disclosures," *The Accounting Review* 91(4): 1139–1165.
- Graham, J. R., S. Li and J. Qiu (2008), "Corporate Misreporting and Bank Loan Contracting," *Journal of Financial Economics* 89(1): 44–61.
- Healy, P. M. and K. G. Palepu (2001), "Information Asymmetry, Corporate Disclosure, and the Capital Markets: A Review of the Empirical Disclosure Literature," *Journal of Accounting and Economics* 31(1–3): 405–440.
- IASB (2016), International Financial Reporting Standards (IFRS) No. 16, *Leases*, IASB.
- Imhoff Jr., E. A., R. C. Lipe and D. W. Wright (1993), "The Effects of Recognition versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation," *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 8(4): 335–368.
- Imhoff Jr., E. A. and J. K. Thomas (1988), "Economic Consequences of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change," *Journal of Accounting and Economics* 10(4): 277–310.
- Israeli, D. (2015), "Recognition versus Disclosure: Evidence from Fair Value of Investment Property," *Review of Accounting Studies* 20(4): 1457–1503.
- Krishnan, V. S. and R. C. Moyer (1994), "Bankruptcy Costs and the Financial Leasing Decision," *Financial Management* 23(2): 31–42.
- Kusano, M. (2017), "Does Recognition versus Disclosure Affect Risk Relevance? Evidence from Finance Leases in Japan," *Working Paper*.
- Kusano, M. (2018), "Effect of Capitalizing Operating Leases on Credit Ratings: Evidence from Japan," *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation* 30: 45–56.
- Kusano, M. (2019), "Recognition versus Disclosure of Finance Leases: Evidence from Japan," *Journal of Business Finance and Accounting* 46(1–2): 159–182.
- Kusano, M. and Y. Sakuma (2019), "Effects of Recognition versus Disclosure of Finance Leases on Audit Fees and Costs: Evidence from Japan," *Journal of Contemporary Accounting & Economics* 15(1): 53–68.
- Kusano, M., Y. Sakuma and N. Tsunogaya (2015), "Economic Impacts of Capitalization of Operating Leases: Evidence from Japan," *Corporate Ownership and Control* 12(4): 838–850.
- Kusano, M., Y. Sakuma and N. Tsunogaya (2016), "Economic Consequences of Changes in the Lease Accounting Standard: Evidence from Japan," *Journal of Contemporary Accounting & Economics* 12(1): 73–88.
- Michels, J. (2017), "Disclosure versus Recognition: Inferences from Subsequent Events," *Journal of Accounting Research* 55(1): 3–34.
- Müller, M. A., E. J. Riedl and T. Sellhorn (2015), "Recognition versus Disclosure of Fair Values," *The Accounting Review* 90(6): 2411–2447.
- Quagli, A. and F. Avallone (2010), "Fair Value or Cost Model? Drivers of Choice for IAS 40 in the Real Estate Industry," *European Accounting Review* 19(3): 461–493.
- Schipper, K. (2007), "Required Disclosures in Financial Reports," *The Accounting Review* 82(2): 301–326.
- Sengupta, P. (1998), "Corporate Disclosure Quality and the Cost of Debt," *The Accounting Review* 73(4): 459–474.
- Sengupta, P. and Z. Wang (2011), "Pricing of Off-Balance Sheet Debt: How do Bond Market Participants Use the Footnote Disclosures on Operating Leases and Postretirement Benefit Plans?" *Accounting and Finance* 51(3): 787–808.
- Sharpe, S. A. and H. H. Nguyen (1995), "Capital Market Imperfections and the Incentive to Lease," *Journal of Financial Economics* 39(2–3): 271–294.
- Spencer, A. W. and T. Z. Webb (2015), "Leases: A Review of Contemporary Academic Literature Relating to Lessees," *Accounting Horizons* 29(4): 997–1023.
- Yu, K. (2013), "Does Recognition versus Disclosure Affect Value Relevance? Evidence from Pension Accounting," *The Accounting Review* 88(3): 1095–1127.
- 荒田映子 (2012) 「会計基準変更の経済的帰結—ファイナンスリースのオンバランス化と負債コスト—」大日方隆編『会計基準研究の原点』中央経済社, 269–284 ページ。
- 首藤昭信・伊藤広大・二重作直毅・本間朝子 (2018) 「債務契約における会計情報の役割 (1): 会計情報の事前的役割」『金融研究』第 37 巻第 2 号, 23–60 ページ。
- 須田一幸・首藤昭信・太田浩司 (2004a) 「ディスクロージャーが株主資本コストに及ぼす影響」須田

- 一幸編『ディスクロージャーの戦略と効果』森山書店, 9-43 ページ。
- 須田一幸・首藤昭信・太田浩司 (2004b) 「ディスクロージャーが負債コストに及ぼす影響」須田一幸編『ディスクロージャーの戦略と効果』森山書店, 45-68 ページ。
- 高橋由香里・加賀谷哲之 (2018) 「リース会計基準の変更がリース取引に与える影響」佐藤行弘・河崎照行・角ヶ谷典幸・加賀谷哲之・古賀裕也編『リース会計制度の経済分析』中央経済社, 155-183 ページ。
- 角ヶ谷典幸 (2019) 「経済のグローバル化と会計上のコンフリクト」『国際会計研究学会年報』2018 年度第 1・2 合併号, 5-17 ページ。
- 中村亮介・河内山拓磨 (2018) 『財務制限条項の実態・影響・役割—債務契約における会計情報の活用—』中央経済社。
- 日本公認会計士協会 (2009) 「監査実施状況調査 (平成 19 年度)」。
- 日本公認会計士協会 (2010) 「監査実施状況調査 (平成 20 年度)」。
- リース事業協会 (2003) 「リース情報の開示と「貸借処理」削除の影響—「リース会計基準見直し」関連特別調査—」。

山本卓 (2010) 「リース会計基準改正の企業行動に与えた影響の検証—製造業における実証分析を中心に—」『証券アナリストジャーナル』第 48 巻第 2 号, 85-95 ページ。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 35 回研究大会の統一論題報告における筆者の報告に基づき執筆したものである。報告準備の際に、座長の角ヶ谷典幸先生 (名古屋大学) をはじめ、統一論題報告者の坂口順也先生 (名古屋大学), 矢澤憲一先生 (青山学院大学), 菅原智先生 (関西学院大学) から多くの貴重な助言と有益な示唆を頂いた。記して感謝申し上げる。あり得べき誤りは筆者個人に帰するものである。なお、本稿は、JSPS 科研費 17K04051 による研究成果の一部である。



# 企業活動のグローバル化とわが国管理会計研究の 検討課題

坂 口 順 也  
名古屋大学

## 要 旨

本研究の目的は、企業活動のグローバル化に関わるわが国の管理会計研究の動向について整理し、今後取り組むべき課題や、これらの課題の検討を通じて提供しうるインプリケーションを明らかにすることである。

企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究は、グローバル化のパターンに注目した研究、日本企業の管理会計実務の特徴を記述した研究、日本企業の管理会計実務の解釈を試みた研究というように、着実に進展してきた。しかし、従来の研究は、日本企業の管理会計実務そのものに検討の範囲を限定してきたことから、管理会計実務に影響を与える要因や、管理会計実務がもたらす帰結などを十分に検討してこなかった。そこで、本研究は、どのような要因が管理会計実務に影響を与えるのかという「管理会計実務の影響要因」と、こうした実務がどのような帰結をもたらすのかという「管理会計実務の帰結」を検討課題として提示した。

さらに、本研究は、これらの課題を検討することで、グローバル企業の管理会計実務のより具体的な説明が可能になることを、最近の研究動向を基礎に詳述した。これに加えて、積極的に研究成果を発表していく上で、欧米の管理会計研究で見られる概念を利用するだけでなく、日本企業の実態の説明に適したものを選択する必要があることを指摘した。

## I はじめに

企業活動のグローバル化は、近年顕著になっている。こうした傾向は、わが国においても同様に見受けられる。例えば、外務省領事局政策課[2016]の調査によると、海外在留邦人数(長期滞在者と永住者の合計)は、2006年に1,063,695人、2011年に1,182,557人、2016年に1,338,477人へと増加し、また、日系企業数(本邦企業、現地法人企業、区分不明の合計)は、2006年に32,495拠点、2011年に62,295拠点、2016年に71,820拠点へと増加している。

こうしたわが国の企業活動のグローバル化に対して、わが国の管理会計研究は、これまで多くの知見を提供してきた。具体的には、国際経営に関わる著名な研究を参考に、日本企業のグローバル化のパターンについて記述した研究、日本企業で見られる管理会計実務に注目し、その特徴について記述した研究、および、企業活動のグローバル化に関わる日本企業の管理会計実務を、欧米の管理会計研究で見られる概念を利用して解釈した研究などである。これらは、グローバル化する日本企業の管理会計実務に修正が加えられることや、これらの修正が企業活動のグローバル化から生じるコミュニケーションの複雑さ、行動規範や優先順位に対する誤解、国内で蓄積した経験を利用することの困難さといった「コンフリクト」を前提としていることを示唆する点で、有意義であるといえる。

しかし、わが国の管理会計研究は、グローバル化に伴うコンフリクトに対応するために管理会計実務の修正が加えられることを示唆するものの、どのような要因が管理会計実務に影響を与えているのかについては、十分に議論されていない。そのため、第一に、グローバル企

業の管理会計に関する欧米の研究を基礎として、管理会計実務に影響を与える要因を包括的に整理することが、わが国における管理会計研究の進展にとって不可欠である。

また、日本企業のグローバル化に関するこれまでの研究は、先行研究で指摘される実務の特徴がどのような帰結をもたらすのかについて、不明確な部分が多い。企業活動のグローバル化が積極的な側面だけでなく消極的な側面も有していることをふまえれば、わが国企業で見られる管理会計実務の帰結に焦点を当てることは、日本企業の抱える問題を理解する上で必要になるであろう。そのため、第二に、管理会計に隣接する研究領域の議論などを基礎として、日本企業の実態を理解するとともに、こうした実態がもたらす帰結を把握することが、わが国の管理会計研究の実務に対する貢献度を高めていく上で望まれる。

そこで、本研究では、まず、企業活動のグローバル化に関わるわが国の管理会計研究の動向について整理する。これをふまえて、わが国の管理会計研究者が取り組むべき課題を提示する。さらに、こうした手順を経ることを通じて、グローバル化する企業活動を対象とするわが国の管理会計研究が今後提供しうるインプレーションを明らかにしたい。

## II 企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究の進展

企業活動のグローバル化を取り扱った管理会計研究は、欧米を中心に、多くの研究が発表されている。同様に、わが国においても、日本企業のグローバル化を背景として研究が蓄積されている(中川[2010])<sup>(1)</sup>。本研究では、企業活動のグローバル化を対象としたわが国の

管理会計研究を、日本企業のグローバル化のパターンに注目した研究、日本企業で見られる管理会計実務の特徴について記述した研究、欧米の管理会計研究の概念を利用して日本企業で見られる管理会計実務の解釈を試みた研究に区分し、これまでのわが国におけるグローバル企業の管理会計研究の進展を整理する。

## 1. グローバル化のパターンに注目した研究

日本企業のグローバル化のパターンに注目した代表的な研究として、岩淵 [1993] をあげることができる。この研究は、当時注目を集めていた国際経営の研究である Bartlett and Ghoshal [1989] を参考に、日本企業の戦略パターンを区分するとともに、それぞれの戦略パターンごとの管理会計実務を把握することを意図している。彼は、東証一部と二部の上場企業を対象として 1992 年に実施した質問票調査の回答結果を分析し、「海外子会社の自立性」と「世界市場の志向性」という二つの要素を抽出している。また、これら二つの要素を基礎として、日本企業の戦略パターンを、前者が高く後者が低い「マルチナショナル企業 (13 社)」、前者も後者もともに高い「インターナショナル・トランスナショナル企業 (37 社)」、前者が低く後者が高い「グローバル企業 (34 社)」、前者も後者もともに低い「海外展開未成熟企業 (20 社)」という四つのタイプに区分している。さらに、彼は、世界市場を単一のものとみなす傾向が強い「グローバル企業」で、予算編成における本社の権限が強いことを明らかにしている<sup>(2)</sup>。

これに加えて、清水 [1999, 2000] は、岩淵 [1993] での検討をふまえながら、日本企業の新たな動向を反映させるべく 1998 年に実施した質問票調査の回答結果をもとに、日本企業の

戦略パターンと管理会計実務との関係について検討している。彼は、分析で得られた「R&D、技術、ノウハウの親会社集中度」と「子会社主導の差別化」という二つの要素を基礎としてグローバル戦略のパターンを四つに区分するとともに、前者が低く後者が高いタイプの企業 (17 社) で、進出先での人材開発が盛んであることを明らかにしている。

さらに、李 [1998] は、本社・子会社間の知識フローに注目した Gupta and Govindarajan [1991] を基礎として、本社から子会社への知識フローが多く、子会社から本社への知識フローが少ない「インプリメンター型企業」と、本社から子会社への知識フローと子会社から本社への知識フローがともに少ない「ローカルイノベーター型企業」における管理会計実務について検討している。検討の結果、彼は、「子会社社長の現地人化」「副社長クラスの現地人化」「部長クラスの現地人化」「経営管理の現地人化」が「ローカルイノベーター型企業」で高い一方で、「本社から子会社への情報伝達」「子会社から本社への情報伝達」が「インプリメンター型企業」で高いことを明らかにしている。

これらの研究は、おもに 1990 年代を中心として、隣接する国際経営の研究などを管理会計の領域に積極的に導入した点や、グローバル企業の管理会計という新たな研究テーマをわが国でも確立した点において注目に値する。とくに、後者は、企業活動のグローバル化が今日でもわが国の管理会計研究の重要なテーマの一つとして認識されていることから、高く評価すべきであると考えられる。しかし、これら初期の研究は、日本企業のグローバル化のパターンや、パターンごとの管理会計実務 (予算編成での本社の権限、進出先での人材開発、本社・子会社間での情報伝達など) について明らかにする一方で、グローバル化する日本企業の管理会

計実務の全般的な特徴について、不明確な部分が多いといえる。

## 2. 日本企業の管理会計実務の特徴を記述した研究

グローバル化する日本企業の管理会計実務の全般的な特徴を記述した代表的な研究として、中川による一連の研究をあげることができる（中川 [1997, 2002, 2003, 2004, 2013]）。彼は、わが国の製造企業が多く進出する米国、欧州（イギリス、フランス、ドイツ、オランダ）、タイを対象とした質問票調査を利用して、海外子会社における日本企業の管理会計実務の全般的な特徴を記述している（中川 [1997, 2002,

2003, 2004]）。それぞれの回答を分析した結果、彼は、「経過年数」と「社長国籍」との関係について、在タイ企業では経過年数が長い企業ほど社長が現地人である傾向が見られたのに対して、在欧企業では経過年数が長い企業ほど社長が日本人である傾向が見られたことを報告している。また、「経過年数」と「長期経営計画」との関係について、経過年数が長い企業ほど長期経営計画が現地化される傾向が在欧企業で見られたことを指摘している。さらに、「経過年数」と「製品企画」との関係について、在米企業や在タイ企業では経過年数が長い企業ほど製品企画が現地化される傾向があることを明らかにしている<sup>(3)</sup>。

表1 日本本社による海外子会社のコントロール

| 番号   | 質問項目                                    | 度数  | 平均   | 標準偏差 |
|------|-----------------------------------------|-----|------|------|
| 9-1  | 海外子会社の関連する詳細な業績データを収集している               | 653 | 5.35 | 1.33 |
| 9-2  | 海外子会社に業績結果の原因や次の施策方針などについて詳細な説明を求めている   | 653 | 5.70 | 1.10 |
| 9-3  | 海外子会社で生じた異常や不測の事態に対して、親会社は適宜指示・支援を与えている | 652 | 5.77 | 1.01 |
| 9-12 | 海外子会社の短期利益計画の策定に貴社が深く関与している             | 652 | 5.29 | 1.42 |
| 9-13 | 海外子会社の中長期経営計画の策定に貴社が深く関与している            | 652 | 5.67 | 1.24 |
| 9-14 | 海外子会社の役員人事は、貴社が深く関与している                 | 653 | 6.28 | 1.10 |

中川 [2013], p.259 を参考に筆者作成、点数は7点リッカート

こうした海外子会社の現地における管理会計実務の特徴に加えて、彼は、日本本社の海外子会社に対するコントロールの特徴についても記述している（中川 [2013]）。海外子会社を有する日本企業（具体的には、海外事業を担当すると思われる部門長）を対象とした質問票調査の回答を分析した結果、彼は、海外子会社における経営理念の浸透を日本企業が重視していることを報告している<sup>(4)</sup>。また、彼は、表1に見られるように、情報収集、指示・提案、経

営計画への関与、役員人事などを通じて、海外子会社に対する積極的なコントロールを実施していることを明らかにしている。とりわけ、日本本社による海外子会社での役員人事への関与の程度は高く、こうした実務が日本企業で盛んに行われていることを示している<sup>(5)</sup>。

これらの2000年代を中心とした一連の研究は、グローバル化する日本企業の管理会計実務の全般的な特徴を理解する上で今日でも有益である。例えば、海外子会社については、現地

の状況に合わせて管理会計実務を部分的に修正している点や、こうした修正が進出先で異なる点で興味深い。また、日本本社については、タイトなコントロールを実施する傾向がある点や、こうした傾向が子会社の人事への関与といった側面で特徴的に見られる点で有益であるといえる。

### 3. 日本企業の管理会計実務の解釈を試みた研究

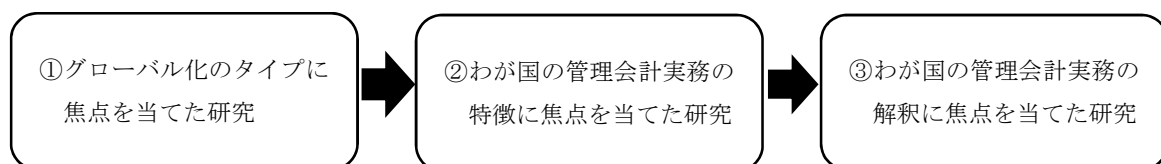
近年、中川の一連の研究を通じた実態把握を受けて、欧米の管理会計研究で利用される概念を用いて、グローバル化する日本企業の管理会計実務を解釈する研究が登場し始めている。例えば、中川ほか〔2013〕は、海外子会社で実施される管理会計実務を解釈するに当たり、現場の知識を重視して不測の事態への自律的な対応を許容する「イネープリング・コントロール」の概念が適用可能であることを主張している。具体的には、質問票調査の回答結果を利用して、「イネープリング・コントロール」の設計原理である「リペア（注意喚起や問題解決）」「内部透明性（業務プロセス内部の可視化）」「全体透明性（業務プロセス相互や全体プロセス可視化）」「柔軟性（従業員の裁量の許容）」が、管理システムの「公式化」とどのように関連するのかを分析している。分析の結果、彼らは、「リペア」「内部透明性」「全体透明性」が、管理システムの「公式化」と正に関連していることを明らかにしている。

また、窪田ほか〔2014〕は、複数の異なる要請に同時に取り組むことで生じる「テンション」に注目し、日本企業の海外子会社に対する管理

メカニズムについて検討している。彼らは、三つの日本企業（A社からC社）を対象としたインタビュー調査を基礎に、マトリックス構造への転換に伴う事業軸とエリア軸との対立（A社）、技術開発の自律性と全社的な経営との対立（B社）、現地顧客への対応と効率性の確保との対立（C社）というように、テンションの構成要素が企業ごとで異なることを明らかにしている。さらに、彼らは、管理会計実務がこれらのテンションの実現に関連していることを、欧米の管理会計研究で広く知られる概念である「結果コントロール（計画策定と業績評価など）」「プロセス・コントロール（重要事項の調整と介入など）」「文化コントロール（経営理念など）」を用いて説明している。

以上、企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究の進展について整理してきた。ここから、第一に、1990年代を中心として日本企業のグローバル化のパターンに注目した研究が登場し、グローバル企業の管理会計が新たな研究テーマとしてわが国で認知されるに至ったこと、第二に、海外子会社での管理会計実務の修正や、日本本社による人事の関与など、日本企業で見られる管理会計実務の特徴を記述した研究が2000年代を中心に進展してきたこと、第三に、「イネープリング・コントロール」「結果コントロール」「プロセス・コントロール」「文化コントロール」といった欧米の管理会計研究の概念を用いて、グローバル化する日本企業の管理会計実務の解釈を試みた研究が近年登場していることが、それぞれ理解できる。図1は、これまでのわが国における研究の進展を表したものである。

図1 企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究の進展



筆者作成

### Ⅲ 企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究の課題

企業活動のグローバル化を取り扱ったわが国の管理会計研究は、前述のとおり着実に蓄積されている。すなわち、国際経営の知見に依拠した研究を端緒として、実態の解明に関わる継続的な調査が実施され、近年では実態の解釈という段階へ移りつつあるといえる。

実態の解釈に焦点を当てた近年の研究は、日本企業で見られる管理会計実務の特徴を日本独自のものとしてとらえるのではなく、欧米の管理会計研究において利用される概念を基礎に説明し、他の管理会計研究との関連でそれぞれの研究の発見事項を位置づけようとしている点で、学術上の貢献を強く意識したものであると評価できる。その一方で、これらの研究は、おもに管理会計実務そのものに検討の範囲を限定しているため、いくつかの課題を残している。

企業活動のグローバル化は、コミュニケーションの複雑さ、行動規範や優先順位に対する誤解、国内で蓄積した知識を利用することの困難さといったコンフリクトを、進出先で生じさせる (Adair et al. [2001], Giannetti and Yafeh [2012], 柴ほか [2018], 角ヶ谷 [2019])。そのため、先行研究に見られる海外子会社での管理会計実務の修正や本社による積極的なコントロールは、日本企業がコンフリクトに対応

した結果としてとらえることができる。しかし、①どのような要因が実務の修正に影響を与えているのか (管理会計実務の影響要因)、また、②こうした修正がどのような帰結をもたらすのか (管理会計実務の帰結) といった課題については、現時点で十分に明らかにされていない。ここでは、これらの課題について詳述する。

#### 1. グローバル企業の管理会計実務の影響要因

グローバル企業の管理会計実務に影響を与える要因については、欧米の管理会計研究で盛んに議論されてきた (坂口 [2013])。例えば、Chow et al. [1996] は、Hofstede [1980] の国民文化の要因を基礎として、利益センターにおける管理会計実務の国別の差を分析している。米国と日本の電機企業を対象とした調査を分析した結果、彼らは、「不確実性の回避」や「権力の格差」の程度が高い日本の方が、米国に比べて手順のコントロールや会議での指導を通じたコントロールが積極的に実施されていることを明らかにしている。さらに、Harrison [1993] は、シンガポールとオーストラリアを対象に、業績評価に関わる会計指標の利用がもたらす影響について検討している。その結果、彼は、「権力の格差」が高く「個人主義」が低いシンガポールで、会計指標の利用程度の高さが従業員の低い緊張感と高い満足感を生じさせるのに対して、「権力の格差」が低く「個人主義」が高いオーストラリアで、逆に会計指標の

利用程度の低さが従業員の低い緊張感と高い満足感をもたらすことを報告している。

また、欧米の管理会計研究は、国民文化に限らず、他のさまざまな要因が管理会計実務に影響を与えることを示している<sup>6)</sup>。例えば、Van der Stede [2003] は、37 社 153 事業部門から収集したデータをもとに、予算管理（予算の強調、予算の詳細さ、予算に関わるコミュニケーション）と報酬システム（成果ベースの報酬、公式ベースのボーナス、事業単位ベースのボーナス）の国別と企業別の差を分析している。分析の結果、彼は、企業別における予算管理と報酬システムの差が広く見られたのに対して、国別の差がそれほど見られなかったことを指摘している。さらに、Leach-López et al. [2007] は、米国とメキシコに位置する米国企業のデータを利用して、参加型予算が成果（満足度）に及ぼす影響の差について検討している。検討の結果、彼らは、両国ともに予算への従業員の参加が満足度を向上させる傾向にあるものの、米国では、従業員の参加が直接的に従業員の満足度に正の影響を与えるのに対して、メキシコでは、参加が情報収集やコミュニケーションを通じて従業員の満足度に正の影響を与えることを明らかにしている。また、彼らは、メキシコで見られる傾向が、組織での上司との心理的距離（上司との国籍の差や言語併用の可能性など）の大きい場合に顕著であることを指摘している。これに加えて、Jansen et al. [2009] は、文化的な要因（Hofstede の「男らしさ」と「長期志向」）や制度的な要因（雇用条件、税率、報酬システムに対する経験）の異なる米国とオランダを取り上げ、両国における報酬システムの差について検討している。自動車ディーラーから入手したデータを分析した結果、彼らは、オランダでは報酬全体に占めるボーナスの割合が米国と比べて小さいことや、ボーナス算定の

基礎が複雑であることを報告している<sup>7)</sup>。

これらの欧米における研究蓄積は、わが国の管理会計研究者が管理会計実務の影響要因を考慮する上で有益である。すなわち、これらの研究を参考にすることで、日本企業の海外子会社での管理会計実務（人事、長期経営計画、製品企画など）が、文化的な要因（国民文化など）、制度的な要因（雇用条件など）、環境要因（不確実性など）、企業固有の要因（戦略、組織など）からどのような影響を受けているのかを理解できるようになると思われる<sup>8)</sup>。そのため、グローバル企業にかかわる欧米の管理会計研究、さらには、国境、戦争の期間、言語の類似性、宗教の類似性、法律の類似性、遺伝・肉体の類似性、輸送コストの大きさ、報道の頻度などといった要因を考慮した隣接領域の研究（例えば、Guiso et al. [2009] など）をふまえながら、影響要因と管理会計実務との関連性を検討することが必要になると考えられる。

## 2. グローバル企業の管理会計実務の帰結

わが国の先行研究を見ると、日本企業は、進出先の状況に合わせて、海外子会社の管理会計実務の修正を行うとともに、日本本社によるコントロールを積極的に実施していることがうかがえる<sup>9)</sup>。このことは、コミュニケーションの困難さや誤解といった進出先でのコンフリクトに対応し、企業全体としての統一性を保持しようとする日本企業の姿を表していると考えられる。しかし、こうした日本企業での取り組みがどのような帰結をもたらすのかについては、不明確な部分が多い。とりわけ、文化的な要因や制度的な要因などを背景とした海外子会社での実務の部分的な修正と、本社による積極的なコントロールを通じた全体としての統一性の維持が、どのような負担（コスト）を

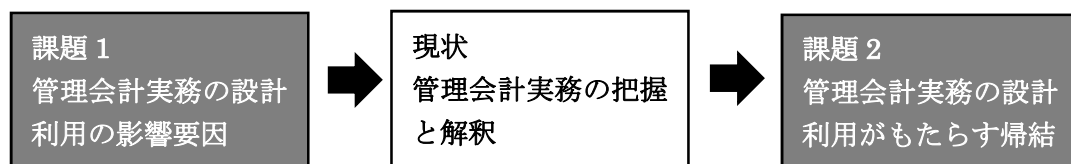
生じさせているのかという点については、グローバル化する日本企業の実態をより具体的に把握する上で検討すべき問題である。

企業活動のグローバル化に伴うコストについては、隣接領域の研究である Larsen et al. [2013] が参考になる。彼らは、進出先で事業支援のためのサービスを調達する場合に、事前の予測よりも多くのコストがかかる傾向があると主張している。また、彼らは、531 の海外進出事例を分析し、サービスの提供プロセスやその構造が複雑であるほど、事前の予測よりも多くのコストが生じることを明らかにしている。また、管理会計実務の設計や運用に伴うコストについては、企業間取引を取り扱った管理会計研究である Anderson and Dekker [2005] が有益な示唆を与えてくれる。彼らは、オランダの中小企業における IT 関連の調達取引のデータを基礎として、取引リスクが高まれば、取引を管理するための契約の内容が複雑になる

と指摘している。これに加えて、彼らは、契約の内容が複雑になるほど、取引相手との交渉や契約作成のための時間が長くなり、契約締結のためのコストが多くかかることを明らかにしている。

これまでのわが国の管理会計研究は、管理会計実務そのものに焦点を当て、多くの知見を提供してきた。しかし、これまでの知見を概観すると、日本企業は、本社によるコントロールのために進出先での管理会計実務の修正を限定的なものとし、結果として多くのコストを生じさせていることも想定できる<sup>(10)</sup>。そのため、管理会計実務の設計や利用に影響を与える要因だけでなく、実務の設計や利用がもたらす帰結を含めて検討することが、学術上だけでなく、実務上の貢献を高める上で必要になると思われる。図 2 は、これら二つの課題を、研究の現状との関連で表したものである。

図 2 企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究の課題



筆者作成

### 3. 課題の検討を通じたインプリケーション

図 2 に示すように、日本企業の管理会計実務そのものに範囲を限定するのではなく、その影響要因や帰結を含めて検討するという試みは、最近の欧米の研究で登場している。例えば、Dekker et al. [2018] は、企業間取引における契約に焦点を当て、日本企業が国内でアウトソーシングする場合と、進出先であるオランダで

現地企業からアウトソーシングする場合とを取り上げ、取引リスクに関わる要因（取引コスト経済学を基礎とする取引規模、資産特殊性、環境不確実性、モニタリング上の問題や、その他の要因である複雑性、取引相手間での競争の程度など）の影響を制御した上で、両者における契約の特徴（契約の複雑さ、契約の期間、更新規定の明確さ、契約の柔軟さ）や、契約締結に関連する負担である契約コストがどのように異なるのかを分析している。図 3 は、彼らが



提示した分析モデルを、図 2 に対応するように 修正したものである。

図 3 進出先、契約の特徴、契約コストの関連性



Dekker et al. [2018], p.50 を参考に筆者作成

オランダに進出する子会社のデータ（44 社）と、傾向スコア・マッチングの手続を経た日本本社のデータ（88 社）とを比較した結果、彼らは、進出先であるオランダのアウトソーシングの方が、契約の期間が短く、更新規定が明確で、契約の柔軟性が低いことを指摘している<sup>(11)</sup>。これは、海外子会社で生じるコンフリクトに対応するために、日本企業が期間、更新規定、柔軟さなどの点で契約を修正していることを表しているといえる。また、彼らは、取引相手の機会主義的な行動を制御する上で重要な役割を果たす契約の複雑さについて、有意な差が両者で見られないものの、進出先であるオランダで多くの契約コストを生じさせていることを、追加的な分析（具体的には、進出先のアウトソーシングと契約の特徴との交互作用項を用いた分析）から明らかにしている。これは、日本企業が企業全体としての統一性を維持するために、コントロールの根幹に当たる契約の複雑さについて、国内のアウトソーシングと同程度のものを海外子会社でも要求するものの、こうした取り組みが、結果的に多くの負担を生じさせていることを示唆していると解釈できる。

以上、管理会計実務に影響を与える要因やその帰結を含めて検討することの必要性、さらに、これらの課題を検討することによる新たな

知見の提供可能性を詳述してきた。このように、影響要因や帰結を含めることで、わが国の管理会計研究は、グローバル企業の管理会計の実態の具体的な説明が一層可能となり、学術上や実務上の発展にさらに貢献できるようになると思われる。そこで、今後は、近年のわが国における研究動向で見られるように、欧米の管理会計研究で利用される概念を導入しつつ、図 2 で提示した課題を射程に入れて、グローバル化が進展する日本企業を対象とした管理会計研究を蓄積していくことが求められる。

ただし、この場合、欧米の管理会計研究で見られる概念を利用するだけでなく、日本企業の実態の説明に適したものを選択することが重要になるだろう。例えば、近年の欧米の管理会計研究では、他の企業の「模倣」が、実務の設計や利用に影響を与えていると指摘されている（Rusen and Stouthuysen [2017]）。また、予算管理、業績管理、報酬システムなどの公式システムだけでなく、価値や規範の共有、自発的なミーティング、非公式の情報収集といった「関係契約」が、実務の重要な部分であると強調されている（Grafton and Mundy [2017]）。こうした模倣や関係契約は、日本企業の管理会計実務の説明にあてはまることが予想されるため（Belderbos and Heijltjes [2005], Chow

et al. [1999]), わが国のグローバル管理会計研究にとって有望な視座になると思われる。

## IV おわりに

本研究では、企業活動のグローバル化に関わるわが国の管理会計研究の動向について整理し、取り組むべき課題の導出と検討を通じて、提供しうるインプリケーションを明らかにしてきた。企業活動のグローバル化を対象としたわが国の管理会計研究は、グローバル化のパターンに注目した研究、日本企業の管理会計実務の特徴を記述した研究、日本企業の管理会計実務の解釈を試みた研究というように、着実に進展してきた。しかし、これまでの研究は、日本企業の管理会計実務そのものに検討の範囲を限定してきたため、管理会計実務の修正に影響を与える要因や、実務の修正がもたらす帰結を、十分に検討してこなかったといえる。そこで、本研究は、これらの課題を詳述するとともに、最近の研究動向をふまえて、影響要因や帰結を含めて検討することによる学術上や実務上の貢献可能性を明らかにしてきた。

日本企業のグローバル化の進展に伴い、研究テーマとしてのグローバル企業の管理会計はさらに重要になると思われる。それゆえ、日本企業の実態をふまえつつ、これを適切に解釈するために、欧米の研究などで利用されている概念を選択して、国内だけでなく海外にも研究成果を発信していくことが、今後望まれるだろう。

## 注

- (1) 管理会計に限らず、企業活動のグローバル化が会計学全般に対して与える影響を検討したものとして、柴ほか [2018], 角ヶ谷 [2019] がある。
- (2) 岩淵は、グローバル化の進展に伴う日本企業の理想的な方向性について、企業間関係との関連

でも考察している。詳しくは、岩淵 [1996] を参照。

- (3) 海外子会社の管理会計実務が進出先に適合するように修正されるという指摘は、欧米の管理会計研究で見られる。例えば、Chow et al. [1999] は、現地企業（台湾企業）と在外子会社（米国企業、日本企業）の管理会計実務の運用、設計、選好を比較し、在外子会社（とくに米国企業）が現地企業に概ね類似していることを指摘している。
- (4) 海外子会社における経営理念の浸透については、加登 [1993] の英国日産のケースが参考になる。ここでは、海外子会社での経営理念の浸透に関連するコンフリクトの発生や、その解消のプロセスが記述されている。
- (5) 日本本社による海外子会社の人事への関与については、Belderbos and Heijltjes [2005] が参考になる。彼らは、日本企業において、人材の派遣を通じた在外子会社のコントロールを積極的に実施する傾向があることを指摘している。
- (6) Hofstede の国民文化については、文化の概念が狭隘である点、測定尺度が不安定である点、選択上のバイアスが危惧される点といった批判がある (Harrison and McKinnon [1999], Leach-López et al. [2007], O'Connor [1995])。そのため、欧米の管理会計研究では、国民文化を直接的に取り上げるのではなく、他の要因を含めて議論する傾向が強まっている。具体的には、後述の Jansen et al. [2009] を参照。
- (7) 同様の分析を拡大したものとして、Merchant et al. [2011] があげられる。
- (8) このような問題意識を持つ研究は、近年、わが国においても登場し始めている。例えば、西居 [2018] は、日本本社と進出先との文化的距離、経済的距離、政治的距離が業績管理に与える影響について分析している。
- (9) 例えば、Chow et al. [1996] は、米国が日本よりも「個人主義」の傾向が強いにもかかわらず、日本企業におけるコントロールが米国企業のそれと比べて全般的にタイトであることを報告している。また、近年のわが国の管理会計研究でも、鬼塚 [2018] に見られる業績管理での広範なコミュニケーションなど、日本本社による海外子会社の積極的なコントロールを示唆する指摘が見られている。
- (10) これに関連するものとして、前述の Chow et al. [1999] がある。彼らは、日本企業が進出先（台湾）の状況に合わせて管理会計実務を修正するものの、その範囲は部分的であり、大幅に修正する米国企業と異なることを指摘している。

- (11) また、彼らは、全サンプル（オランダ 44 社、日本 169 社）を用いた同様の分析を追加的に実施し、結果が大きく変わらないことを確認している。

## 参考文献

- Adair, W. L., Brett, J. M. and Okumura, T. [2001], "Negotiation Behavior When Cultures Collide: The United States and Japan," *Journal of Applied Psychology*, Vol. 86, No. 3, pp. 371-385.
- Anderson, S.W. and Dekker, H.C. [2005], "Management Control for Market Transactions: The Relation between Transaction Characteristics, Incomplete Contract Design, and Subsequent Performance," *Management Science*, Vol. 51, No. 12, pp. 1734-1752.
- Bartlett, B.A. and Ghoshal, S. [1989], *Managing across Borders: The Transnational Solutions*, Harvard Business School Press, Boston, MA.
- Belderbos, R. A. and Heijltjes, M. G. [2005], "The Determinants of Expatriate Staffing by Japanese Multinationals in Asia: Control, Learning and Vertical Business Groups," *Journal of International Business Studies*, Vol. 36, No.3, pp. 341-354.
- Chow, C. W., Kato, Y. and Merchant, K. A. [1996], "The Use of Organizational Controls and Their Effects on Data Manipulation and Management Myopia: A Japan and U.S. Comparison," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 21, No.2-3, pp. 175-192.
- Chow, C. W., Shields, M. D. and Wu, A. [1999], "The Importance of National Culture in the Design of and Preference for Management Controls for Multi-National Operations," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 24, No. 5-6, pp. 441-461.
- Dekker, H. C., Kawai, T. and Sakaguchi, J. [2018], "Contracting Abroad: A Comparative Analysis of Contract Design in Host and Home Country Outsourcing Relations," *Management Accounting Research*, Vol. 40, pp. 47-61.
- 外務省領事局政策課 [2016]『海外在留邦人数調査統計—平成 29 年要約版—』外務省領事局政策課。
- Giannetti, M. and Yafeh, Y. [2012], "Do Cultural Differences between Contracting Parties Matter?: Evidence from Syndicated Bank Loans," *Management Science*, Vol. 58, No. 2, pp. 365-383.
- Grafton, J. and Mundy, J. [2017], "Relational Contracting and the Myth of Trust: Control in a Co-Opetitive Setting," *Management Accounting Research*, Vol. 36, pp. 24-42.
- Guiso, L., Sapienza, P. and Zingales, L. [2009], "Cultural Biases in Economic Exchange?" *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 124, No. 3, pp. 1095-1131.
- Gupta, A. K. and Govindarajan, V. [1991], "Knowledge Flows and the Structure of Control within Multinational Corporation," *Academy of Management Review*, Vol. 14, No. 4, pp. 768-792.
- Harrison, G. L. [1993], "Reliance on Accounting Performance Measures in Superior Evaluative Style: The Influence of National Culture and Personality," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 18, No. 4, pp.319-339.
- Harrison, G. L. and McKinnon, J. L. [1999], "Cross-Cultural Research in Management Control Systems Design: A Review of the Current State," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 24, No. 5-6, pp. 483-506.
- Hofstede, G. H. [1980], *Culture's Consequences: International Differences in Work-Related Value*, Sage Publications, Beverly Hills, CA.
- 岩淵吉秀 [1993]「国際化企業の戦略パターンと業績評価システム—アンケート調査の分析結果を手掛かりとして—」『会計』第 144 巻第 1 号, 69-80 頁。
- 岩淵吉秀 [1996]「企業間ネットワークの形成と変革—グローバル時代の戦略創造—」『Business Insight』第 4 巻第 2 号, 38-47 頁。
- Jansen, E. P., Merchant, K. A. and Van der Stede, W. A. [2009], "National Differences in Incentive Compensation Practices: The Differing Roles of Financial Performance Measurement in the United States and the Netherlands," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 1, pp. 58-84.
- 加登豊 [1993]『原価企画—戦略的コストマネジメント—』日本経済新聞社。
- 窪田祐一・近藤隆史・伊藤正隆・西居豪・中川優 [2014]「グローバル企業におけるテンションとコントロール・パッケージ—3 社の比較ケース—」『原価計算研究』第 38 巻第 2 号, 39-51 頁。
- Larsen, M. M., Manning, S. and Pedersen, T. [2013], "Uncovering the Hidden Costs of Offshoring: The Interplay of Complexity, Organizational Design, and Experience," *Strategic Management Journal*, Vol. 34, No. 5, pp. 533-552.
- Leach-López, M. A., Stammerjohan, W. W. and McNair, F. M. [2007], "Differences in the Role of Job-Relevant Information in the Budget Participation-Performance Relationship among U.S. and Mexican Managers: A Question of Culture or Communication," *Journal of Management Accounting Research*, Vol. 19, No. 1, pp. 105-136.
- Merchant, K. A., Van der Stede, W. A. and Yu, Z. [2011], "Performance Measurement and Incentive Compensation: An Empirical Analysis

- and Comparison of Chinese and Western Firms' Practices," *European Accounting Review*, Vol. 20, No. 4, pp. 639-667.
- 中川優 [1997] 「在米日系企業における管理会計実践」『松山大学論集』第 9 巻第 3 号, 127-140 頁。
- 中川優 [2002] 「在欧日系企業における管理会計システムアンケート調査の結果から」『同志社商学』第 54 巻第 1-3 号, 370-386 頁。
- 中川優 [2003] 「在外日系企業における製品開発と原価企画」『同志社商学』第 54 巻第 4 号, 111-122 頁。
- 中川優 [2004] 『管理会計のグローバル化』森山書店。
- 中川優 [2010] 「グローバル企業の業績管理」(谷武幸・小倉昇・小林啓孝編著『体系現代会計学第 10 巻 業績管理会計』) 中央経済社。
- 中川優 [2013] 「海外子会社マネジメントの実態－アンケート調査の結果から－」『同志社商学』第 64 巻第 5 号, 247-264 頁。
- 中川優・近藤隆史・西居豪 [2013] 「海外子会社マネジメントの分析フレームワーク－イネープリング・コントロールの適用可能性－」『会計』第 184 巻第 1 号, 110-124 頁。
- 西居豪 [2018] 「距離が業績評価に及ぼす影響」『管理会計学』第 26 巻第 1 号, 3-21 頁。
- O'Connor, N. G. [1995], "The Influence of Organizational Culture on the Usefulness of Budget Participation by Singaporean-Chinese Managers," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 20, No. 5, pp. 383-403.
- 鬼塚雄大 [2018] 「本社による在外子会社の業績管理－業績管理システムの運用への着目－」『原価計算研究』第 42 巻第 1 号, 58-70 頁。
- 李建 [1998] 「グローバル企業の戦略, 組織, コントロール・システム」『原価計算研究』第 22 巻第 1 号, 36-50 頁。
- Rusen, E. and Stouthuysen, K. [2017], "Misaligned Control: The Role of Management Control System Imitation in Supply Chain," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 61, pp. 22-35.
- 坂口順也 [2013] 「グローバル化とマネジメント・コントロール・システム－欧米の研究動向を中心に－」『現代社会と会計』第 7 号, 15-29 頁。
- 柴健次編著 [2018] 『グローバルビジネスの会計課題に関する研究－2018 年度最終報告－』国際会計研究学会研究グループ報告資料。
- 清水孝 [1999] 「多国籍企業における業績評価および国際振替価格」『早稲田商学』第 381 号, 93-118 頁。
- 清水孝 [2000] 『経営競争力を強化する戦略管理会計』中央経済社。
- 角ヶ谷典幸 [2019] 「経済のグローバル化と会計上のコンフリクト」『国際会計研究学会年報』近刊。
- Van der Stede, W. A. [2003], "The Effect of National Culture on Management Control and Incentive System Design in Multi-Business Firms: Evidence of Intracorporate Isomorphism," *European Accounting Review*, Vol. 12, No. 2, pp. 263-285.

(付記) 本研究は、国際会計研究学会第 35 回全国大会での統一論題報告を基礎に作成したものである。本研究の作成にあたり、角ヶ谷典幸先生 (名古屋大学)、草野真樹先生 (京都大学)、矢澤憲一先生 (青山学院大学)、菅原智先生 (関西学院大学) からご指導を賜りました。また、報告について、中野貴之先生 (法政大学) から貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝申し上げます。なお、本研究は、科学研究費による研究助成 (基盤研究 (C) : 研究課題番号 17K04085) の成果の一部である。

# 経済のグローバル化と監査の質

## ー 監査人，監査報酬，監査意見の国際比較分析 ー

矢 澤 憲 一  
青山学院大学

### 要 旨

本研究の目的は、日本を含む多国間データを用いて、各国の監査の質を比較するとともに、ローカルコンテキストが監査の質に与える影響を検証することである。日本を含む 32 か国・地域の上場企業データ 74,863 社・年を用いて検証した結果、監査の質の代理変数である監査報酬、監査人、監査意見は、各国において差異があることが明らかとなった。監査報酬についていえば、日本は、32 カ国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準である。限定付監査意見を付された企業数は、0.03%でかなり低い水準にある。こうした各国の差異とマクロ規制・文化因子との関連性を検証した結果、投資家保護の強い国は、そうでない国より監査報酬が高く、大手監査人の比率が高く、限定付監査意見が多く表明されることが観察された。同様に、個人主義の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が高い一方、長期志向と不確実性の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が低いことが明らかになった。以上から、監査規制や監査事務所のグローバル化が進みつつある現在においても、各国の監査の質は国ごとに差異がある。そして、その差異は、国ごとの地域性・固有性（規制因子、文化因子）の影響を受ける可能性があるといえる。監査のグローバル化にあたってはこうした各国の監査の質の多様性に与える影響を慎重に検討したうえで、基準と実務の摩擦（コンフリクト）を最小限に抑える方策を検討する必要があるだろう。

## I はじめに

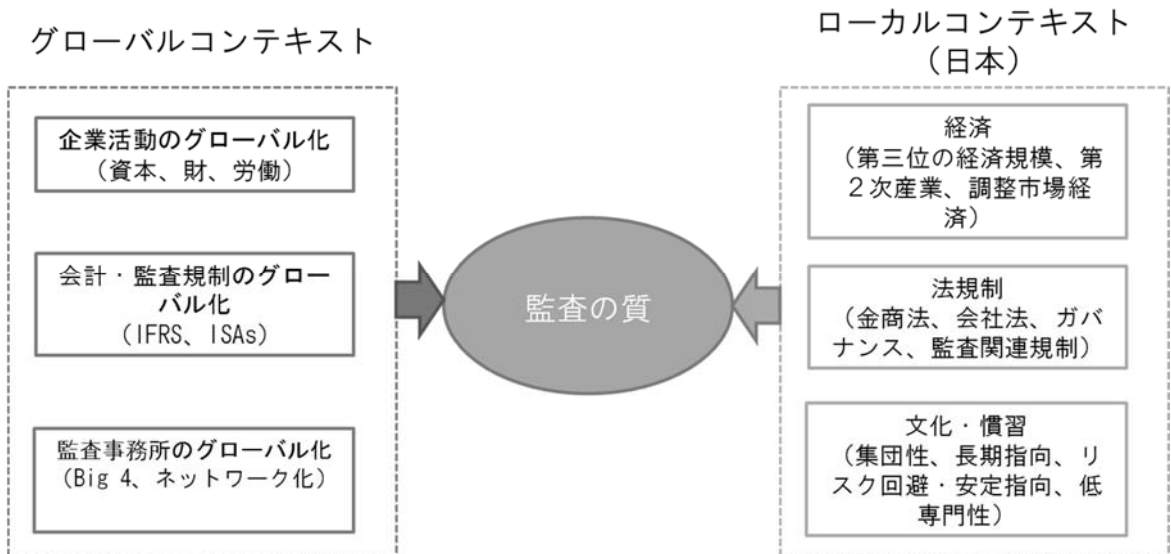
国際的な金融危機を契機として、監査規制のグローバル化は、国ごとの基準の相違や実務上の問題を内包しつつ多様な利害関係者を巻き込みながら進展してきた (Humphrey and Loft [2009])。現在、監査規制の主体は、1977年に設立された国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) であり、130カ国、175の加盟団体、300万人の会計士により構成されている。IFAC加盟団体は、IFACに設置された国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) による国際監査基準 (International Standards on Auditing: ISA) を遵守する義務をもつ。また、民間団体であるIFACの公益性を担保するために、モニタリングボード<sup>(1)</sup>によって設立・指名された公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) が独立した立場からIFACの監視を行なっている (北村 [2015])。これら監査規制の背景には、監査事務所のグローバル化がある。周知のように4大会計事務所と呼ばれるPwC, KPMG, Deloitte, EYによって世界的なネットワークが形成され、監査規制や実務に大きな影響をもつに至っている。

では、こうした監査規制、監査事務所のグローバル化は、監査の質 (audit quality) <sup>(2)</sup>にどのような影響を与えてきたのだろうか。他の経済・社会規制と同様に、監査規制はそれ単独で機能するわけではなく、その国の経済状況、そ

の他の規制、文化・慣習といったローカルコンテキストとの相互作用により機能する。言い換えれば、たとえグローバル化された監査規制が導入されても、その国の状況により異なった経済的帰結 (やコンフリクト) がもたらされる可能性がある。図表1は監査の質をめぐるグローバルな環境とローカルな環境の影響を図示したものである。図表1左側は企業活動、会計・監査規制、監査事務所というグローバルコンテキスト、右側は日本のローカルコンテキストを経済、規制、文化・慣習要因に区分して整理している (角ヶ谷 [2011], Nobes and Parker [2012], Hofstede [2001])。監査規制、監査事務所のグローバル化が各国の監査実務および監査の質を均質化させていく作用因子であるとすれば、各国のローカルコンテキストは監査の質を多様化させていく作用因子であるといえる。すなわち、監査のグローバル化とは、こうした均質化と多様化のせめぎあいにより、監査の質が変容するプロセスであると捉えることができる。

果たして国際的にみて監査の均質化はどの程度進んでいるのだろうか。また、もし各国の監査実務と監査の質に多様性がみられるとすれば、それはどのようなローカルコンテキストが影響しているのだろうか。こうした問題意識のもと、本研究は、日本を含む多国間データを用いて、各国の監査の質を比較するとともに、ローカルコンテキストが監査の質に与える影響を検証する。

図表 1 経済のグローバル化と監査の質



## II 先行研究と仮説の設定

### 1. 多国間比較研究

監査の質をめぐる多国間比較研究では、監査関連変数に関する国別の差異とその説明因子に関する研究が行われてきた。Taylor and Simon [1999] は、1991 年から 1995 年までの 20 カ国 2,333 社を対象に、訴訟リスク、ディスクロージャー、規制が高い（強い）国ほど、監査報酬の水準が高いことを報告している。また Fargher, Taylor and Simon [2001] は 1994 年の 20 カ国 796 社を用いて、ディスクロージャーの水準が高い国ほど大手監査人の比率が高いことを明らかにしている。Choi et al. [2008] は 1996 年から 2002 年までの 15 カ国 21,559 社を対象に、訴訟リスクが大きいほど、大手監査人とその他監査人の報酬の格差（Big N premium）が大きいことを報告している。Francis and Wang [2008] は 1996 年から 2004 年までの 42 カ国 68,167 社を対象に、投資家保護の程度が高い国ほど、大手監査人の利益の質が高

いことを報告している。Carson [2009] は 2000 年の 62 カ国と 2004 年の 60 カ国のデータを用いて、グローバルレベルでの産業専門性をもつ監査人のほうが、そうでない監査人よりも監査報酬が高い事を明らかにした。Carson, Simnett and Tronnes [2012] は、2001 年から 2009 年の 5 カ国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、ドイツ）を対象に、（1）国ごと、法体系ごとにゴーイング・コンサーンの開示に差異がある、（2）国際ネットワーク間の差異はより少ない、（3）国ごとの差異は時系列的に漸減しつつあることを報告している。また、各国の文化的特性が被監査企業の会計行動に与える影響を明らかにしたものとして、Chan, Lin, Mo [2003] が挙げられる。彼らは、1999 年の Big5 の 1 事務所から得られた 80 社（15 カ国）を対象に、上下関係が強いほど、個人主義が強いほど、監査上発見された会計エラーの程度が大きいことを報告している。加えて、Bik and Hooghiemstra [2017] は、Big 4 の監査業務 2,251（50 カ国）を対象に、上下関

係が強い国ほど監査責任者の関与時間が短い一方で、個人主義が強い国ほど、不確実性回避が強い国ほど監査責任者の関与時間が長いことを報告している。

では、これらの研究において日本の特徴はどの程度明らかになっているのだろうか。近年の研究を含め、日本企業をサンプルとした監査に関する国際比較研究は極めて少数である。例えば、Choi *et al.* [2008], Francis and Wang [2008], そして Bik and Hooghiemstra [2017] では日本企業は含まれておらず、Taylor and Simon [1999] と Fargher *et al.* [2001] では質問表調査に回答した 152 社と 52 社の日本企業、Chan, Lin, Mo [2003] は 13 社、Carson [2009] では 64 社の日本企業が含まれているのみである。国際比較研究という視点からすれば、日本はいまだ「不思議の国 (wonderland)」といえるかもしれない<sup>(3)</sup>。

## 2. 仮説

本研究では、これまで監査の質を捉える代理変数として先行研究で議論されてきた代表的な因子である監査報酬 (audit fee)、監査人 (auditor)、監査意見 (audit opinion) について日本を含む多国間データを用いて、その差異およびそれに影響する因子の関連性を分析する。本研究の概念モデルは以下の通りである。(1) 式は、監査の質は、大きく 2 つの因子による影響を受けると想定している。(1) 式右辺の  $X$  は、被監査企業とその監査人に関する一連のミクロ企業因子 (micro-economic factors) であり、 $Y$  はその監査が実施される国における一連のマクロ経済因子 (macro-economic factors) である。マクロ経済因子は規制関連因子、文化関連因子、経済関連因子の 3 つから構成される。

$$\text{audit quality} = \alpha + \beta X + \gamma Y + \varepsilon \quad (1)$$

上記の概念モデルを基礎に、本研究では二つの仮説を検証する。第一の仮説は、規制因子の高い国は、そうでない国に比べて、監査の質が高いとするものである。先述の Taylor and Simon [1999], Fargher, Taylor and Simon [2001], Choi *et al.* [2008], Francis and Wang [2008] はマクロ規制因子と監査の質の関連性を報告しており、日本データを含む多国間データを用いても当該仮説が成立するかどうかを検証する。第二の仮説は、マクロ文化因子と監査の質の関連性に関するものである。各国の文化的特徴が監査の質にどのような影響を及ぼすかはいまだよくわかっていない。監査報酬は、監査される企業の虚偽表示の可能性を見積もり、監査リスクを適正な水準に抑えるために必要な工数と時間を見積もる。Chan, Lin, Mo [2003] のように個人主義、上下関係が強いほど監査リスクが上がるとすれば、監査報酬も増加すると考えられるが、一方で、上下関係の強さは従業員の個人的な不正の可能性を減少させる可能性もある。また、Bik and Hooghiemstra [2017] は個人主義、上下関係、不確実性回避といった特性が監査責任者の関与時間に影響することを報告しているが、全体としての監査時間への影響についてはわからない。以上から、クライアントと監査人の文化的特性が監査時間および報酬に影響を与える可能性はあるものの、その事前予測は困難である。また、監査人の選択や監査意見の形成に関する文化因子の影響は理論的にも実証的にもほとんどわかっていないため、本研究では検証の対象としない。

H1 ミクロ経済因子をコントロールした上で、マクロ規制因子の高い国は、そうでない



い国に比べて、監査報酬が高く、大手監査人による監査が選好され、限定付監査意見がより多く表明される。

H2 ミクロ企業因子をコントロールした上で、マクロ文化因子と監査報酬の水準は関連性を有する。

### Ⅲ リサーチデザイン

#### 1. 検証モデル

概念モデルを検証モデルに落とし込んだものが以下の(2)式である。従属変数は監査報酬(FEERATIO)、監査人(AUDITOR)、監査意見(OPINION)の3つである。その他の要因を所与とすれば、監査報酬が高いほど、4大監査人に監査されているほど、限定付監査意見が付される可能性が高いほど、質の高い監査であるとされる。これに影響を与える第一の因子が、ミクロ経済因子である。ミクロ経済因子は、規模、複雑性、リスクの3つである。規模は総資産(TA)、複雑性は事業セグメント数(NBS)、

所在地セグメント数(NGS)、リスクは流動比率(QUICK)、負債比率(LEV)、損失(LOSS)、純資産時価簿価比率(MB)、売上債権比率(ARTA)、そして棚卸資産比率(INVTA)である。なお、監査報酬および監査意見を従属変数とする場合は、監査人もミクロ因子として組み込む。第二の因子であるマクロ因子は、規制因子、文化因子、そして経済因子の3つである。規制因子は法体系(LAW)、開示(DIS)、損害賠償(LIT)、公的執行力(PUB)の4つであり、判例法(Common Law)の国ほど、そして開示、損害賠償、公的執行力が強いほど、投資家保護の程度が高いとみなせる。なお、各指標の詳細は、Francis and Wang [2008] および La Porta et al. [2006] を参照されたい。文化因子は、上下関係(PDI)、個人主義(IDV)、不確実性回避(UAI)、長期志向(LTO)の4つから構成される。なお、各指標の詳細は、Hofstede [2001] および Hofstede et al. [2010] を参照されたい。最後に、マクロ因子として、一人当たりGDP(GDP)をコントロール変数として設定する。

$$\begin{aligned} \text{audit quality} = & \alpha + \beta_1 TA + \beta_2 NBS + \beta_3 NGS + \beta_4 QUICK + \beta_5 LEV + \beta_6 LOSS + \beta_7 MB + \beta_8 TAAR \\ & + \beta_9 INVTA + \gamma_1 LAW + \gamma_2 DIS + \gamma_3 LIT + \gamma_4 PUB + \gamma_5 PDI + \gamma_6 INV + \gamma_7 UAI + \gamma_8 LTO \\ & + \gamma_9 GDP + \gamma_{10} GDP + Year + Industry + \varepsilon \quad (2) \end{aligned}$$

図表 2 変数の定義

|                             |   |                                                               |
|-----------------------------|---|---------------------------------------------------------------|
| <b><i>Audit quality</i></b> |   |                                                               |
| FEE RATIO                   | = | 監査報酬／総資産                                                      |
| AUDITOR                     | = | 4 大監査法人に監査されていれば 1，その他は 0                                     |
| OPINION                     | = | 限定付監査意見が表明されていれば 1，その他は 0                                     |
| <b><i>Micro factors</i></b> |   |                                                               |
| TA                          | = | 総資産（自然対数）                                                     |
| NBS                         | = | 事業セグメント数                                                      |
| NGS                         | = | 所在地セグメント数                                                     |
| QUICK                       | = | 流動比率                                                          |
| LEV                         | = | 負債比率                                                          |
| LOSS                        | = | 当期純損失を計上していれば 1，その他は 0                                        |
| MB                          | = | 純資産時価簿価比率                                                     |
| ARTA                        | = | 売上債権／総資産                                                      |
| INVTA                       | = | 棚卸資産／総資産                                                      |
| <b><i>Macro factors</i></b> |   |                                                               |
| LAW                         | = | 判例法であれば 1，その他は 0                                              |
| DIS                         | = | 情報開示インデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，そのほかは 0           |
| LIT                         | = | 損害賠償インデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，その他は 0            |
| PUB                         | = | パブリック・エンフォースメントインデックス（La Porta et al.2006）が中央値以上であれば 1，その他は 0 |
| PDI                         | = | 上下関係インデックス（Hofstede 2001）が中央値以上であれば 1，その他は 0                  |
| IDV                         | = | 個人主義インデックス（Hofstede 2001）が中央値以上であれば 1，その他は 0                  |
| UAI                         | = | 不確実性回避インデックス（Hofstede et al.2010）が中央値以上であれば 1，その他は 0          |
| LTO                         | = | 長期志向インデックス（Hofstede et al.2010）が中央値以上であれば 1，その他は 0            |
| GDP                         | = | 一人当たり GDP（ドルベース，自然対数）                                         |

## IV 分析結果

### 1. データ

本研究で用いる他国間データはトムソン・ロイター社の DATASTREAM から入手した。矢

澤 [2018b] において用いられたデータセレクションと同様に，2011 年から 2015 年における 32 カ国・地域の上場企業 74,863 社／年を分析対象サンプルとする。

図表 3 データの抽出基準

|                        |                |               |
|------------------------|----------------|---------------|
| 32 カ国・地域の企業（2011-2015） |                | 166,418       |
| 控除：                    |                |               |
| 金融業（SIC コード 6000-6999） | (23,250)       |               |
| 他国企業                   | (19,425)       |               |
| 監査報酬の開示なし              | (42,457)       |               |
| 分析に必要なデータが入手不能         | <u>(6,423)</u> | <u>91,555</u> |
| 分析サンプル（2011-2015）      |                | 74,863        |

サンプルの国別分布をみると、最も企業数の多い国が日本の 12,001 社・年（16%）であり、アメリカ 11,096 社・年（14.8%）、中国 9,570 社・年（12.8%）と続いている。サンプルの時系列推移をみると、2011 年は 11,426 社であり、

2013 年に 17,102 社に増加し、2015 年は 15,942 社とやや減少しているものの、全体的にデータベースに収録された企業数が増加傾向にあることがわかる。

図表 4 国別・時系列サンプル

|          | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 総計     | 割合 (%) |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 日本       | 1,473 | 1,638 | 2,905 | 3,047 | 2,938 | 12,001 | 16.0   |
| アメリカ     | 2,136 | 2,054 | 2,215 | 2,189 | 2,502 | 11,096 | 14.8   |
| イギリス     | 719   | 713   | 723   | 745   | 733   | 3,633  | 4.9    |
| ドイツ      | 260   | 316   | 334   | 326   | 306   | 1,542  | 2.1    |
| フランス     | 309   | 302   | 340   | 335   | 309   | 1,595  | 2.1    |
| イタリア     | 130   | 117   | 144   | 132   | 120   | 643    | 0.9    |
| カナダ      | 352   | 349   | 501   | 546   | 387   | 2,135  | 2.9    |
| オーストラリア  | 657   | 660   | 608   | 634   | 545   | 3,104  | 4.1    |
| インド      | 1,515 | 1,576 | 1,380 | 880   | 690   | 6,041  | 8.1    |
| 中国       | 347   | 1,830 | 2,308 | 2,429 | 2,656 | 9,570  | 12.8   |
| 香港       | 881   | 959   | 1,055 | 1,092 | 994   | 4,981  | 6.7    |
| 台湾       | 76    | 73    | 802   | 933   | 827   | 2,711  | 3.6    |
| 韓国       | 697   | 725   | 1,251 | 1,256 | 926   | 4,855  | 6.5    |
| シンガポール   | 276   | 371   | 445   | 400   | 286   | 1,778  | 2.4    |
| 南アフリカ    | 112   | 119   | 142   | 129   | 111   | 613    | 0.8    |
| ニュージーランド | 42    | 45    | 60    | 74    | 74    | 295    | 0.4    |
| マレーシア    | 490   | 553   | 648   | 569   | 388   | 2,648  | 3.5    |
| スウェーデン   | 133   | 216   | 216   | 216   | 211   | 992    | 1.3    |
| スイス      | 112   | 114   | 117   | 106   | 106   | 555    | 0.7    |
| ノルウェイ    | 82    | 96    | 114   | 114   | 106   | 512    | 0.7    |

|        |        |        |        |        |        |        |       |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| ポーランド  | 96     | 123    | 230    | 233    | 234    | 916    | 1.2   |
| スペイン   | 81     | 77     | 85     | 72     | 77     | 392    | 0.5   |
| フィンランド | 71     | 78     | 80     | 79     | 77     | 385    | 0.5   |
| デンマーク  | 66     | 71     | 71     | 61     | 52     | 321    | 0.4   |
| パキスタン  | 75     | 80     | 103    | 93     | 94     | 445    | 0.6   |
| オランダ   | 51     | 52     | 52     | 53     | 50     | 258    | 0.3   |
| ベルギー   | 47     | 52     | 50     | 48     | 49     | 246    | 0.3   |
| オーストリア | 33     | 36     | 38     | 37     | 35     | 179    | 0.2   |
| フィリピン  | 43     | 39     | 18     | 10     | 9      | 119    | 0.2   |
| ポルトガル  | 29     | 28     | 20     | 18     | 17     | 112    | 0.1   |
| アイルランド | 19     | 18     | 19     | 19     | 18     | 93     | 0.1   |
| ナイジェリア | 16     | 17     | 28     | 21     | 15     | 97     | 0.1   |
| 総計     | 11,426 | 13,497 | 17,102 | 16,896 | 15,942 | 74,863 | 100.0 |

図表 5 は監査の質とマクロ因子の記述統計量を示している<sup>(4)</sup>。監査の質の代理変数である監査報酬、監査人、監査意見の水準をみると、監査報酬についていえば、日本は、32 カ国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準

である。限定付監査意見は、0.03%でかなり低い水準にあることがわかる。なお、データの制約から、中国とポーランドは規制因子、南アフリカ、ポーランドおよびナイジェリアは文化因子がない点に注意が必要である。

図表 5 記述統計

|          | N      | AFEE   | ADTR  | OPION | LAW | DIS  | LIT  | PUB  | PDI | IDV | UAI | LTO |
|----------|--------|--------|-------|-------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 日本       | 12,001 | 0.0940 | 76.55 | 0.03  | 0   | 0.75 | 0.66 | 0    | 54  | 46  | 92  | 88  |
| アメリカ     | 11,096 | 0.2065 | 65.83 | 3.54  | 1   | 1    | 1    | 0.9  | 40  | 91  | 46  | 26  |
| イギリス     | 3,633  | 0.1903 | 64.63 | 1.51  | 1   | 0.83 | 0.66 | 0.68 | 35  | 89  | 35  | 51  |
| ドイツ      | 1,542  | 0.1229 | 64.59 | 0.26  | 0   | 0.42 | 0    | 0.22 | 35  | 67  | 65  | 83  |
| フランス     | 1,595  | 0.1300 | 66.90 | 0.44  | 0   | 0.75 | 0.2  | 0.77 | 68  | 71  | 86  | 63  |
| イタリア     | 643    | 0.0848 | 89.58 | 0.78  | 0   | 0.67 | 0.22 | 0.48 | 50  | 76  | 75  | 61  |
| カナダ      | 2,135  | 0.1171 | 88.10 | 0.70  | 1   | 0.92 | 1    | 0.8  | 39  | 80  | 48  | 36  |
| オーストラリア  | 3,104  | 0.2013 | 59.60 | 6.77  | 1   | 0.75 | 0.83 | 0.9  | 38  | 90  | 51  | 21  |
| インド      | 6,041  | 0.0285 | 9.10  | 0.71  | 0   | 0.92 | 0.66 | 0.67 | 77  | 48  | 40  | 51  |
| 中国       | 9,570  | 0.0247 | 11.95 | 0.20  | 0   | -    | -    | -    | 80  | 20  | 30  | 87  |
| 香港       | 4,981  | 0.0915 | 68.08 | 2.67  | 1   | 0.92 | 0.66 | 0.87 | 68  | 25  | 29  | 61  |
| 台湾       | 2,711  | 0.0630 | 89.41 | 0.04  | 0   | 0.75 | 0.66 | 0.52 | 58  | 17  | 69  | 93  |
| 韓国       | 4,855  | 0.0398 | 56.64 | 0.02  | 0   | 0.75 | 0.66 | 0.25 | 60  | 18  | 85  | 100 |
| シンガポール   | 1,778  | 0.1179 | 68.79 | 2.87  | 1   | 1    | 0.66 | 0.87 | 74  | 20  | 8   | 72  |
| 南アフリカ    | 613    | 0.1429 | 80.91 | 1.47  | 1   | 0.83 | 0.66 | 0.25 | -   | -   | -   | -   |
| ニュージーランド | 295    | 0.1097 | 93.56 | 1.02  | 1   | 0.67 | 0.44 | 0.33 | 22  | 79  | 49  | 33  |
| マレーシア    | 2,648  | 0.0537 | 49.17 | 0.94  | 1   | 0.92 | 0.66 | 0.77 | 104 | 26  | 36  | 41  |

(次頁に続く)

図表 5 記述統計 (前頁から続き)

|        | N   | AFEE   | ADTR   | OPINON | LAW | DIS  | LIT  | PUB  | PDI | IDV | UAI | LTO |
|--------|-----|--------|--------|--------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| スウェーデン | 992 | 0.2065 | 93.35  | 0.00   | 0   | 0.58 | 0.28 | 0.5  | 31  | 71  | 29  | 53  |
| スイス    | 555 | 0.1266 | 96.40  | 0.18   | 0   | 0.67 | 0.44 | 0.33 | 34  | 68  | 58  | 74  |
| ノルウェー  | 512 | 0.0939 | 92.38  | 0.00   | 0   | 0.58 | 0.39 | 0.32 | 31  | 69  | 50  | 35  |
| ポーランド  | 916 | 0.0287 | 50.22  | 2.18   | 0   | -    | -    | -    | -   | -   | -   | -   |
| スペイン   | 392 | 0.0637 | 73.21  | 1.28   | 0   | 0.5  | 0.66 | 0.33 | 57  | 51  | 86  | 48  |
| フィンランド | 385 | 0.1158 | 99.74  | 0.00   | 0   | 0.5  | 0.66 | 0.32 | 33  | 63  | 59  | 38  |
| デンマーク  | 321 | 0.1527 | 95.95  | 0.62   | 0   | 0.58 | 0.55 | 0.37 | 18  | 74  | 23  | 35  |
| パキスタン  | 445 | 0.0153 | 63.82  | 0.00   | 0   | 0.58 | 0.39 | 0.58 | 55  | 14  | 70  | 50  |
| オランダ   | 258 | 0.0911 | 94.19  | 0.00   | 0   | 0.5  | 0.89 | 0.47 | 38  | 80  | 53  | 67  |
| ベルギー   | 246 | 0.0818 | 78.46  | 1.22   | 0   | 0.42 | 0.44 | 0.15 | 65  | 75  | 94  | 82  |
| オーストリア | 179 | 0.0360 | 69.27  | 0.00   | 0   | 0.25 | 0.11 | 0.17 | 11  | 55  | 70  | 60  |
| フィリピン  | 119 | 0.0275 | 79.83  | 0.84   | 0   | 0.83 | 1    | 0.83 | 94  | 32  | 44  | 27  |
| ポルトガル  | 112 | 0.0399 | 89.29  | 0.89   | 0   | 0.42 | 0.66 | 0.58 | 63  | 27  | 104 | 28  |
| アイルランド | 93  | 0.1204 | 100.00 | 4.30   | 1   | 0.67 | 0.44 | 0.37 | 28  | 70  | 35  | 24  |
| ナイジェリア | 97  | 0.0477 | 85.57  | 0.00   | 0   | 0.67 | 0.39 | 0.33 | -   | -   | -   | -   |

AFEE=監査報酬/総資産 (%), ADTR=大手監査人 (Big 4) に監査されていれば 1, それ以外は 0, OPINON=限定付監査意見 (qualified opinion) が表明されていれば 1, それ以外は 0

## 2. 2 変量分析

監査の質とマクロ規制・文化因子との関連性を 2 変量分析により検証する。結果は図表 6 のとおりである。法体系（LAW）では、判例法（common law）に属する国は、大陸法（code law）に属する国に比べて監査報酬比率、大手監査人比率、限定付監査意見の開示企業数が統計的に有意に高い。同様の傾向は、賠償責任

（LIT）、パブリックエンフォースメント（PUB）の高低においても見られる。図表 7 で示されている文化因子と監査報酬の関連性についてみると、個人主義（IDV）が強いほど、不確実性回避（UAI）が強いほど、監査報酬が高く、逆に、上下関係（PDI）が強いほど、長期志向（LTO）が高いほど、監査報酬が低い。

図表 6 2 変量分析（マクロ規制因子）

| LAW        | FEERATIO<br>z 値 | AUDITOR<br>t 値 | OPINION<br>t 値 | N      |
|------------|-----------------|----------------|----------------|--------|
| code law   | 0.00050         | 0.5213         | 0.0026         | 44,487 |
| common law | 0.00141         | 0.6638         | 0.0296         | 30,376 |
|            | -101.09***      | -39.19***      | -31.50***      |        |
| DIS        | FEERATIO<br>z 値 | AUDITOR<br>t 値 | OPINION<br>t 値 | N      |
| Low        | 0.00095         | 0.7311         | 0.0089         | 35,698 |
| High       | 0.00093         | 0.5457         | 0.0230         | 28,679 |
|            | 0.39            | 49.89***       | -14.64***      |        |
| LIT        | FEERATIO<br>z 値 | AUDITOR<br>t 値 | OPINION<br>t 値 | N      |
| Low        | 0.00075         | 0.6373         | 0.0075         | 47,665 |
| High       | 0.00188         | 0.6805         | 0.0370         | 16,712 |
|            | -76.61***       | -10.08***      | -27.05***      |        |
| PUB        | FEERATIO<br>z 値 | AUDITOR<br>t 値 | OPINION<br>t 値 | N      |
| Low        | 0.00066         | 0.6395         | 0.0026         | 33,288 |
| High       | 0.00140         | 0.6581         | 0.0286         | 31,089 |
|            | -75.11***       | -4.95***       | -27.18***      |        |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

図表 7 2 変量分析 (マクロ文化因子)

| PDI  | FEERATIO<br>z 値 | N      |
|------|-----------------|--------|
| Low  | 0.00139         | 37,744 |
| High | 0.00040         | 35,493 |
|      | 124.97***       |        |
| IDV  | FEERATIO<br>z 値 | N      |
| Low  | 0.00053         | 39,220 |
| High | 0.00124         | 34,017 |
|      | -79.20***       |        |
| UAI  | FEERATIO<br>z 値 | N      |
| Low  | 0.00067         | 41,272 |
| High | 0.00086         | 31,965 |
|      | -18.86***       |        |
| LTO  | FEERATIO<br>z 値 | N      |
| Low  | 0.00106         | 37,483 |
| High | 0.00056         | 35,754 |
|      | 60.58***        |        |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

### 3. 多変量分析

続いて、ミクロ因子を組み込んだ(1)式の結果を検討する。第一に、マクロ規制因子と監査報酬の関連性を見ると、図表8パネルAで示されたように、規制因子(LAW, DIS, LIT, PUB)はすべて監査報酬と統計的に有意な正の関連性を示しており、投資家保護の強い国ほど、監査報酬が高いという仮説と一貫する。第二に、図表8パネルBに示された規制因子と監査人の関係をみてみると、規制因子のうち、開示(DIS)以外の3つの変数は監査人と有意な正の相関となり、同じく投資家保護の強い国ほど、大手監査人による監査が選好されるという仮説と整合的である。第三に、図表8パネルCにおける規制因子と監査意見の結果からは、規制因子(LAW, DIS, LIT, PUB)はすべて監査意見と統計的に有意な正の関連性を示して

おり、投資家保護の強い国ほど、限定付監査意見が表明される企業数が多いという仮説と一貫するといえる。総じてみると、日本データを含む多国間データを分析した結果、投資家保護規制の強さは監査の質に影響を与えるというこれまでの知見と一貫することがわかった。

図表8パネルDでは文化因子と監査報酬の関連性を検証した結果を示している。文化因子のうち、個人主義(IDV)は監査報酬と正、不確実性回避(UAI)と長期志向(LTO)は負の関連性を示している。上下関係(PDI)は符号は負であるものの、統計的に有意ではない。これらの結果は、個人主義が強いほど虚偽表示リスクが高くなり、監査時間も長くなる、また、不確実性回避傾向が強く、また長期志向であるほど、虚偽表示リスクが低く、監査時間が短くなると解釈することができるかもしれない。



図表 8 規制・文化因子と監査の質

パネル A 規制因子と監査報酬

|                    | Dep.Var=FEE RATIO |                  |                 |                  |                   |
|--------------------|-------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|
|                    | 予測符号              | 係数<br>t 値        | 係数<br>t 値       | 係数<br>t 値        | 係数<br>t 値         |
| LAW                | +                 | 0.0043<br>2.6*** |                 |                  |                   |
| DIS                | +                 |                  | 0.0045<br>1.87* |                  |                   |
| LIT                | +                 |                  |                 | 0.0083<br>2.28** |                   |
| PUB                | +                 |                  |                 |                  | 0.0048<br>3.26*** |
| Micro factors      |                   | Include          | Include         | Include          | Include           |
| Industry Effect    |                   | Include          | Include         | Include          | Include           |
| Year Effect        |                   | Include          | Include         | Include          | Include           |
| Adj.R <sup>2</sup> |                   | 0.323            | 0.323           | 0.323            | 0.323             |
| No of Obs.         |                   | 74,863           | 64,377          | 64,377           | 64,377            |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル B 規制因子と監査人

|                       | Dep.Var=AUDITOR |                   |                     |                   |                   |
|-----------------------|-----------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
|                       | 予測符号            | 係数<br>z 値         | 係数<br>z 値           | 係数<br>z 値         | 係数<br>z 値         |
| LAW                   | +               | 0.759<br>58.59*** |                     |                   |                   |
| DIS                   | +               |                   | -0.402<br>-35.87*** |                   |                   |
| LIT                   | +               |                   |                     | 0.461<br>34.01*** |                   |
| PUB                   | +               |                   |                     |                   | 0.471<br>34.68*** |
| Micro factors         |                 | Include           | Include             | Include           | Include           |
| Industry Effect       |                 | Include           | Include             | Include           | Include           |
| Year Effect           |                 | Include           | Include             | Include           | Include           |
| Pseudo.R <sup>2</sup> |                 | 0.149             | 0.123               | 0.120             | 0.122             |
| No of Obs.            |                 | 74,863            | 64,377              | 64,377            | 64,377            |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル C 規制因子と監査意見

|                       | 予測符号 | Dep.Var=OPINION  |                  |                |                  |
|-----------------------|------|------------------|------------------|----------------|------------------|
|                       |      | 係数<br>z 値        | 係数<br>z 値        | 係数<br>z 値      | 係数<br>z 値        |
| LAW                   | +    | 0.335<br>7.38*** |                  |                |                  |
| DIS                   | +    |                  | 0.228<br>6.72*** |                |                  |
| LIT                   | +    |                  |                  | 0.061<br>1.86* |                  |
| PUB                   | +    |                  |                  |                | 0.292<br>5.67*** |
| Micro factors         |      | Include          | Include          | Include        | Include          |
| Industry Effect       |      | Include          | Include          | Include        | Include          |
| Year Effect           |      | Include          | Include          | Include        | Include          |
| Pseudo.R <sup>2</sup> |      | 0.326            | 0.331            | 0.327          | 0.331            |
| No of Obs.            |      | 74,863           | 64,377           | 64,377         | 64,377           |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

パネル D 文化因子と監査報酬

|                    | 予測符号 | Dep.Var=FEE RATIO |                  |                   |                    |
|--------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|--------------------|
|                    |      | 係数<br>t 値         | 係数<br>t 値        | 係数<br>t 値         | 係数<br>t 値          |
| PDI                | +/-  | -0.0027<br>-1.22  |                  |                   |                    |
| IDV                | +    |                   | 0.0044<br>2.12** |                   |                    |
| UAI                | +/-  |                   |                  | -0.0037<br>-1.65* |                    |
| LTO                | -    |                   |                  |                   | -0.0038<br>-2.13** |
| Micro factors      |      | Include           | Include          | Include           | Include            |
| Industry Effect    |      | Include           | Include          | Include           | Include            |
| Year Effect        |      | Include           | Include          | Include           | Include            |
| Adj.R <sup>2</sup> |      | 0.323             | 0.323            | 0.323             | 0.323              |
| No of Obs.         |      | 73,237            | 73,237           | 73,237            | 73,237             |

\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%水準で有意であることを示す。

## V まとめと今後の課題

### 1. まとめ

監査の質の代理変数である監査報酬、監査

人、監査意見は、各国において差異がある。監査報酬についていえば、日本は、32 カ国・地域中 15 番目、G7 中 6 番目の水準にある。大手監査人の比率は、76.6%でほぼ平均的な水準で

ある。限定付監査意見は、0.03%でかなり低い水準にある。こうした各国の差異は、規制因子、文化因子と関連している可能性がある。投資家保護の強い国は、そうでない国より監査報酬が高く、大手監査人の比率が高く、限定付監査意見が多く表明される。同様に、個人主義の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が高い一方、長期志向と不確実性の強い国は、そうでない国に比べて監査報酬が低い<sup>6)</sup>。

以上から、監査規制や監査事務所のグローバル化が進みつつある現在においても、各国の監査実務は国ごとに差異がある。そして、その差異は、国ごとの地域性・固有性（規制因子、文化因子）の影響を受ける可能性があるといえる。監査のグローバル化にあたってはこうした各国の監査実務に与える影響を慎重に検討したうえで、基準と実務の摩擦（コンフリクト）を最小限に抑える方策を検討する必要があるだろう。

## 2. 今後の研究機会

本研究では、日本を含む多国間データを用いて各国の監査の質の差異とそれに影響を与えるマクロ因子の関連性を検証した。ただし、以下のように残された課題は多く、さらなる検証が望まれる。

日本では、近年、グローバルに対応するため監査基準や規制の改定（内部統制報告・監査、不正リスク対応基準、監査上の主要な検討事項（KAM）、監査法人ガバナンスコードなど）が続いているが、こうしたグローバルな監査基準とローカルな監査実務の摩擦（コンフリクト）としてどのようなものがありうるか。そして、その摩擦はどのような規制因子、文化因子（会計規制、コーポレート・ガバナンス、大陸法、協調主義など）とどのように関係するのだろうか。さらに、そうした摩擦（コンフリクト）は

どのように解消されていくのだろうか。

多国間に目を向けると、そもそも各国の監査実務はどの程度まで統一されなければならないのか、あるいは統一されうるのかという問いも重要であるといえる。さらに、監査基準の適切な運用のあり方について各国との比較から何を学べばよいのか。また、監査の質という重要であるがしかし、概念的に多様な意味を内包するものをどのように多国間で比較していけばよいのだろうか。

さらに、本研究を含むアーカイバル研究では、監査プロセスや監査判断に迫ることが難しいが、規制因子や文化因子が監査プロセスや監査判断に与える影響を検証することも重要である。すなわち、監査人の監査判断は、規制因子・文化因子にどのように影響されるのだろうか、監査人の監査判断は、国ごとの監査チームや個人的資質（業務責任者とスタッフ、教育・研修、審査、報酬、IT など）とどのように関連するのだろうか、といった点についても検証することが望まれる。

## 注

- (1) モニタリングボードは証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）、世界銀行（World Bank）、欧州委員会（European Commission: EC）、監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）などから構成される。
- (2) 監査の質（あるいは、監査の品質）に関する包括的な議論は町田〔2018〕を参照されたい。
- (3) 矢澤（2013, 2016, 2018b）は日本データを含む多国間データを用いて監査報酬の水準を調査しているものの、日本語による論文のため、国際的にみればいまだ日本企業の監査報酬に関する多国間比較に関する知見はほとんどないといえる。また、日本データを用いたアーカイバル監査研究については矢澤（2018a）によるレビューを参照されたい。
- (4) 紙幅の関係からミクロ企業因子の記述統計量は

省略している。詳細は矢澤（2018b）を参照されたい。

- (5) 文化因子は、被監査企業と監査人への影響が異なるため、より深い検討が必要である。

## 参考文献

- Bik, O. and R. Hooghiemstra [2017], “The effect of national culture on auditor-in-charge involvement,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.36, No.1, pp.1-19.
- Carson, E. [2009], “Industry specialization by global audit firm networks,” *The Accounting Review*, Vol.84, No.2, pp.355-382.
- Carson, E., R. Simnett, and P. C. Tronnes [2012], “International consistency in audit reporting behavior: Evidence from going concern modifications,” *Reports*, [http://files.iaaer.org/research/IAASB\\_Report\\_Final\\_working\\_version\\_9\\_January\\_2012.pdf?1406556333](http://files.iaaer.org/research/IAASB_Report_Final_working_version_9_January_2012.pdf?1406556333)
- Chan, K. H., K. Z. Lin, and P. L. L. Mo [2003], “An empirical study on the impact of culture on audit-detected accounting errors,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.22, No.2, pp.281-295.
- Choi, J-H, J-B. Kim, X. Liu, and D. A. Simunic [2008], “Audit pricing, legal liability regimes, and Big 4 premiums: Theory and Cross-country evidence,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.25, No.1, pp.55-99.
- Fargher, N., M. H. Taylor, and D. T. Simon [2001], “The demand for auditor reputation across international markets for audit services,” *The International Journal of Accounting*, Vol.36, No.4, pp.407-421.
- Francis, J. R. and D. Wang [2008], “The joint effect of investor protection and Big 4 audits on earnings quality around the world,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.25, No.1, pp.157-191.
- Hofstede, G. [2001], *Culture's Consequences: Comparing Values, Behaviors, Institutions, and Organizations Across Nations*, Sage Publications.
- Hofstede, G., G. J. Hofstede, and M. Minkov [2010], *Cultures and Organizations: Software of the Mind 3<sup>rd</sup> edition*, McGraw-Hill.
- Humphrey, C., and Loft, A. [2009], “Governing audit globally: IFRC, the new International financial architecture and auditing profession,” In Chapman, C. S., Cooper, D. J., and Miller, P. B. (eds.), *Accounting, Organizations and Institutions: Essays in Honour of Anthony Hopwood*, Oxford University Press, pp. 205-232.
- La Porta, R., F. Lopez-De-Silanes, and A. Shleifer [2006], “What works in securities laws?” *The Journal of Finance*, Vol.61, No.1, pp.1-32.
- Nobes, C. and R. Parker [2012], *Comparative International Accounting 12<sup>th</sup> edition*, Peason Education Limited.
- Taylor, M. H. and D. T. Simon [1999], “Determinants of audit fees: The importance of litigation, disclosure, and regulatory burdens in audit engagements in 20 countries,” *International Journal of Accounting*, Vol.34, No.3, pp.375-88.
- 北村歳治 [2015] 「監査をめぐる国際論議—会計監査の舞台を支える公益監視委員会（PIOB）のインフラ活動—」『会計・監査ジャーナル』第 716 号, 42-51 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2011] 「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際研究学会年報』2011 年度 2 号, 45-60 頁。
- 町田祥弘 [2018] 『監査の品質 日本の現状と新たな規制』中央経済社。
- 矢澤憲一 [2013] 「監査報酬の国際実態比較—日本企業の監査報酬は本当に低いのか?」『青山経営論集』第 48 巻第 2 号, 267-281 頁。
- 矢澤憲一 [2016] 「監査報酬の国際実証研究：なぜ日本企業の監査報酬は低いのか」『青山経営論集』51(3), pp.221-247. 第 51 巻第 3 号, 221-247 頁。
- 矢澤憲一 [2018a] 「日本データを用いたアーカイバル監査研究の可能性—我々は日本の監査の質について何を知っているのか」『青山経営論集』第 53 巻第 2 号, 41-59 頁。
- 矢澤憲一 [2018b] 「監査報酬の国際実証研究：日本企業の監査報酬は増えたのか」『青山経営論集』第 53 巻第 3 号, 48-70 頁。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 35 回研究大会の統一論題報告における筆者の報告に基づき執筆したものである。報告準備の際に、座長の角ヶ谷典幸先生（名古屋大学）をはじめ、統一論題報告者の草野真樹先生（京都大学）、坂口順也先生（名古屋大学）、菅原智先生（関西学院大学）から多くの貴重な助言と有益な示唆を頂いた。記して感謝申し上げる。なお、あり得べき誤りは筆者個人に帰するものである。

# 会計のグローバリズムと文化・言語の影響： 会計教育研究の視点からの一考察

菅 原 智  
関西学院大学

## 要 旨

本研究の目的は、会計のグローバリズムが進む中で、日本の会計に関するローカル・コンテキストとのコンフリクトの存在を検証し、その解消のために求められる今後の研究について、会計教育の観点から考察することにある。特に、文化的要因や言語の違いが会計のグローバル化にどのような影響を与え、それに対して会計教育研究がいかなる役割を担っているかについて検討した。本論文の結果として、会計のグローバル化の影響で生じた会計教育におけるコンフリクトは完全に解消されたとは言えないことが明らかとなった。また、国外の先行研究のレビューにより、同様の状況は海外にも見られ、その原因である文化的背景や言語が、専門的判断力や、それを鍛錬するための会計教育に影響を及ぼす問題が学術的研究として活発に議論されていることも判明した。最後に、本研究のインプリケーションとして、会計教育研究が今後進むべき研究の方向性を示した。

## I 問題提起：コンフリクトの存在

本研究の目的は、会計のグローバリズムが進む中で、日本の会計に関するローカル・コンテキストとのコンフリクトの存在を検証し、その解消のために求められる今後の研究について、会計教育の観点から考察することにある。

近年見られる経済におけるグローバリズムは、会計に関する日本のローカル・コンテキストとの間に大きなコンフリクトを生んできた（角ヶ谷，2018）。そしてこのコンフリクトには、会計教育に関するものも含まれており、財務諸表の作成者・利用者の知識やスキルのニーズに対する変容を求め、究極的には会計教育変革の要請につながった。グローバリズムの影響をほとんど受けてこなかった過去においては、日本の企業会計基準を前提とした会計教育が実施されてきた。しかしグローバリズムが進展した今日では、グローバル・スタンダードとしての国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）をベースとした会計教育に対する要請が生じてきたことが指摘できる。

また、会計教育の目的が財務諸表の作成者・利用者の教育に限らず会計監査人を含めた職業会計士養成のための教育を含むとするならば、グローバリズムの進展により、各国の会計士の質をグローバル且つ均一に保証するための基準である「職業会計士のための国際会計教育基準（International Education Standards for Professional Accountants: IES）」に基づく会計教育が求められるようになってきた。しかし、グローバル化以前の日本の職業会計士を養成するための会計教育制度は、日本独自の方法で実施されてきており、IES に基づく教育は、資格修得前及び資格修得後いずれの会計教育制度とも大きく乖離するものであった（Sugahara

& Boland, 2013）。以上のような背景を踏まえ、次のⅡでは、会計教育の実務に潜むグローバル化がもたらしたコンフリクトに関して、いかなる方法で解消が試みられてきたのかを明らかにする。そしてⅢでは、コンフリクト解消の努力の帰結について検討する。ここでは、同問題を取り上げた海外の事例について、先行研究のレビューに基づき、議論を深める。Ⅳでは、本研究のインプリケーションとして、会計教育研究が今後進むべき研究の方向性を示す。最後にⅤでは、結論として、本研究の成果をまとめ、限界と将来展望について述べる。

## Ⅱ コンフリクトの解消

これまで、日本の会計教育におけるグローバル化によって生じたコンフリクトは、以下のような方法で解消が試みられてきたと考えられる。具体的にどのような解消策が採られたかといえ、例えば、IFRS 教育が大学などの教育機関及び企業においてある程度実施されるようになったことなどが挙げられる（Sugahara, 2013; 菅原 2011）。またこれに付随して、IFRS が日本語訳されて出版されるようになった（財務会計基準機構 2017）。さらには、IFRS を解説する日本語の書籍が数多く出版されるようになった。これについては、IFRS を取り上げている書籍を NII 学術情報ナビゲータ（CiNii）で調べると 296 冊が検索され（<https://ci.nii.ac.jp/books/> アクセス日：2018 年 5 月 16 日）、これまで多くの関連書が出版されてきたことが明らかとなった。IES についても、会計学界、先行研究や職業専門職団体により広く紹介されるようになり、その導入の検討がこれまでも図られてきた（平松 2011）。

IFRS 教育については、日本での実施状況を実態調査した研究は存在しないため、断定的な

ことは述べられない。この点について海外の文献を見れば、IFRS 教育を対象とした先行研究は数多く見られる。例えば Backman et al. (2017) は、アメリカ会計学会 (American Accounting Association: AAA) の学会メンバである会計研究者 349 人を対象とし、アメリカの大学の会計関連カリキュラムにおける IFRS 教育の導入状況を実態調査した。調査の結果、回答者の多くは、アメリカでの IFRS アドプション実施について、今後実施されるということについて懐疑的な回答者が多かったが、83% の回答者が IFRS をアメリカの大学で教えることが重要であると考えていることが判明した。特にその方法は、既存の会計の授業の中で IFRS を紹介したり触れたりする方法で実施することが望ましいと考えていることが明らかとなった。

当該テーマに関するアメリカの研究の状況と比較してみれば、同様のテーマを論じた日本の研究論文はそもそも存在しない。独立した科目を提供する授業であるか、あるいは通常の国内の会計基準を扱った会計の授業の中で IFRS に関する内容を取り上げる授業の別かを問わなければ、日本の大学では IFRS に関する講義は大半の大学で実施されているという印象はある。しかしこのような IFRS 教育によってコンフリクトがどれだけ解消したかは明らかではない。

また、IES の導入については、最新の研究ではないが 2009 年に日本の会計研究者から IES の認知度を調査した Sugahara & Boland (2011) がある。本研究では、IES 認知度と会計教育の国際化に関する態度との関係を調査し、結果として回答者全員の 17.9% の研究者しか IES の内容を熟知していなかったことが明らかとなった。また IES の理解度が高い研究者ほど、IES を授業でのベンチマークとして使っているという有意な相関関係を統計的に示した。つ

まり大半の研究者が IES を詳しく理解しておらず、IES で提案されていることが大学での会計教育 (資格取得前教育) には実質的に反映されていないことが示されていた。この点からも、IES についての紹介はなされていても、グローバル化が実質的に浸透しているとは言えず、その意味からもコンフリクトは完全に解消されたとは言えない。

### Ⅲ グローバル化の帰結

上記の通り、日本の大学や職業会計士団体による会計教育では、カリキュラムや教育プログラムに IFRS や IES がある程度反映されてきたと考えることができる。しかしこのような事実のみではグローバル化のコンフリクトが解消されたと断言することはできない。形式的に会計のグローバル化を行っても、真のコンフリクト解消には繋がらない。実は、同じような会計教育のグローバル化によるコンフリクト問題は海外でも見られ、すでに海外の先行研究では数多く当該テーマが取り上げられ研究が活発に行われている。

例えば、会計基準や会計用語の翻訳の問題がある。会計の基準、原則や専門用語が英語から日本語に適切に翻訳されれば、会計教育のグローバリズム問題が解消されと考えてしまいがちであるが、この問題はそれほど単純な問題ではない。例えば Evans et al. (2015) は、医学や法律の分野では翻訳の問題やそれらの解決策を多くの研究が取り上げているが、会計の研究分野ではまだ未開の領域であると指摘している。Evans et al. (2015) は、会計において翻訳が大きな問題である理由を以下の 3 点として指摘している。1) 翻訳本の翻訳が下手すぎると IFRS を利用する者は、英語の原文を読むか、あるいは大手監査法人が訳したサマリ

一や実施ガイドを参考にすることになる、2) 下手な翻訳によって起こった問題は、会計基準の施行や監査など他の問題にも影響を与える、3) 翻訳は力のある利害関係者にはあまり影響を与えないが、マイノリティーで英語能力の低いグループには大きく影響を与える。これらの問題を Evans et al. (2015) が指摘する理由は、英語が下手であると IFRS を理解できないことを意図しているわけではなく、会計が単なる技能の学問にとどまらず、政治的、社会的、経済的な帰結であり、究極的には人の行動を左右し権力も操るという見解を主張したかったからであった (Evans et al., 2015; Power, 2003)。翻訳に際して専門用語を選択したり、新たに造語を作ること、当該学問領域で考えることの境界線を引くことになり、それは法的な要求や利害関係の調整などにも影響を与えることになるからである (Evans et al. 2015; Evans, 2010)。

では英語の翻訳に問題があるとすれば、英語で IFRS を教えれば良いのであろうか。この疑問に関しては、Holthoff et al (2015) は、ある IFRS の会計基準 (IAS 24) について、オリジナルの英語の会計基準を用いた時とドイツ語に翻訳した会計基準を用いた時では、利用者の判断が異なることを示した。この実験研究では、ドイツ語が母語であるドイツ人学部学生を対象に行い、ドイツ語に翻訳された IFRS を読んで回答した学生グループの方が英語版 IFRS を使った学生グループよりも、会計上望ましい判断を行うことが明らかとなった。また英語能力が長けた回答者ほど望ましい意思決定をしていたという相関関係も示された。結論として本研究は、会計基準を表示する言語は意思決定 (専門的判断) の質に有意な影響を与えることを明らかとした。論文は本研究の会計教育上の示唆として、英語能力が十分身についていない

学生に英語で書かれた会計の教科書で教えることはあまり効果がないが、英語ができる学生には専門的判断力も鍛錬できると述べている (Holthoff et al., 2015)。

また、グローバリズムの会計教育問題は、学生の英語力の問題だけでなく、教員の母語が何かという点も原因であるという研究も存在する。例えば Abayadeera et al (2018) は、母語が英語でない教員と母語が英語である教員が教える場合の教育効果について受講する学生の意識を調査した。本研究の動機は、グローバリズムの影響により、アメリカ、イギリス、オーストラリアといったような母語が英語の国で、母語が非英語である人々が専門家としての雇用機会 (例えば会計士や弁護士、大学教員など) を探すケースが増えてきていることに起因している。他の先行研究によれば、学生は英語を母語とする教員を好むという見解が見られたが (McCroskey, 2002)、実際には今日の多くのビジネス・スクールでは英語が母語でない教員を採用する率が増加している。また言語スキルは効果的な教育を実践するために影響を及ぼす一つの要素にすぎないため、教員の使う言語が母語か外国語かという要因が、本当に効果的な会計教育に影響を及ぼす重要な要因であるかは明確ではない。そこで、Abayadeera et al (2018) は、オーストラリアの大学で学ぶ学生をサンプルとしてフォーカス・グループと授業評価データを用いて上記の研究課題を検証した。結果として、学生は母語が英語でない教員を博学で努力家であると認めているものの、異文化間におけるコミュニケーション能力の問題が教育効果を妨げていると結論づけた。例えば、母語が英語でない教員は欧米圏の文化や過去の出来事に疎く、原則や概念を説明する場合に適切な事例を引用することが難しい。そのため理論的な解説の授業に陥りやすく、学生



たちも関心を失いやすいと言われている。しかし、一概に母語を英語とする教員だけの評価が高いわけでない。英語を母語としない教員の出身国と同じ国出身の学生は当該教員を高く評価する傾向にあったり、非英語を母語とする教員は熱意があったり勤勉である点を言語よりも評価する学生がいたり、母語を英語とする教員はカジュアルすぎると感じる学生がいたり、さらには意識の高い学生ほど母語が英語でない教員による授業に問題を感じない傾向にあることが明らかとなった (Abayadeera et. al., 2018)。

さらに、会計のグローバル化における会計教育は、会計基準の文言を正確に翻訳したり内容を伝えるという問題では留まらず、基準を理解してそれをどのように意思決定や判断するかについて重要な役割を担っている。仮に言語の違いを無視できたとして、IFRS にアドプションすれば財務諸表の国際比較が達成されるのかと言えば、そう簡単に問題は解決されない。なぜなら、IFRS の基準や原則の解釈が国によって異なり、それが比較可能性の確保を阻害すると考えられているからである (Doupnik & Richter, 2004)。そのため、会計教育は、国や文化による会計の意思決定や判断の差を調和したり、近づけたりする効果があると期待されている。

この問題を取り上げた研究としては、例えば、Hu et al. (2013) がある。当該研究では、オーストラリアの大学で会計を学ぶ学生を、1) オーストラリア出身のアングロ・ケルティック人学生、2) 中国出身の中国人学生、3) 中華系オーストラリア人、の3グループに区別して、専門的判断の介入するIFRS上の不確実な表現 (probable, sufficiently lower, reasonably certain, substantially など) の意味を数字で表示させる実験研究を行った。また同じ研究では

各グループに該当する学生を初級クラスと上級クラスからサンプルを採取し、さらに Hofstede (2001) の Value Survey Module (VSM) の質問票を用いて学生の文化的差異を測定した。結果は、中国人学生はオーストラリア学生よりもIFRS上の不確実概念を解釈するに際してアジア人的な保守的な判断を行っていた。しかし、中華系オーストラリア人の判断はよりアングロ・ケルティック系のオーストラリア人学生に近く、また上級レベルの会計教育を受けた両学生はいずれも判断が改善した (アングロ・ケルティック人の判断に近づいた)。研究のインプリケーションとしては、会計教育は施行方法次第で異文化間の意思決定や専門的判断の差を縮小する効果を発揮するが、その方法をより具体的に研究者や職業専門家団体が見出し、工夫して提供していく必要があると指摘している。

この言語と判断力に関する問題については、近年の心理学研究においても援用できる議論が数多くある。心理学研究では、母語と外国語を用いて同じ内容を解釈すると判断結果が異なるという外国語効果 (Foreign Language Effect) という現象が存在することが明らかとなっている (Costa et al., 2014)。この研究では、外国語で書かれたシナリオを読んだ場合の方が、母語の場合よりも功利主義的な倫理判断となる傾向があることを発見した。しかしその理由については未だ解明されていない。さらに Shin and Kim (2017) は人が死ぬなどの感情的なシナリオを使わない場合には外国語効果が弱くなることを突き止めている。

このような判断力と外国語効果の関係について、会計の分野で行われた研究では Pan and Patel (2018) がある。感情的なシナリオを使わず、会計実務における連結子会社の連結範囲の問題を用いて外国語効果を調査した。この研

究は、中国人学生を対象として中国語と英語のシナリオで外国語効果を検証した。結論としては、外国語の英語で書かれたシナリオを読んだ中国人の会計学生の方が、母語の中国語で書かれたシナリオを読んだ学生よりも、連結範囲に関して利益追求型の判断を採ることが明らかとなった。この研究は結論において、会計基準の設定主体に対して、言語と会計の専門的判断力に関する関係についてより多くの注意を払うように警鐘を鳴らしている (Pan and Patel, 2018)。現在、日本の上場企業では IFRS が採用されつつあるが、財務諸表作成時に準拠する IFRS は原文の英語と日本語訳があり、本来は利用者がどちらを用いて判断しても、同じ結果になるはずである。しかし、この外国語効果が実在するのであれば、日本語と英語の IFRS を用いて専門的判断を行う会計においても大きな問題となる。そして会計教育については Pan and Patel (2018) では言及されていないが、当然のことながら、言語の違いによって個人の判断に差が生じることを前提とした教育方法・内容を実施していくことが求められると考えられる。

## IV 研究へのインプリケーション

上記で述べたような、グローバリズム社会における日本の会計教育の変容の経緯や海外の先行研究をレビューすれば、会計教育研究が今後進むべき研究の方向性がいくつか見えてくる。

第1に、会計がグローバル化する中で会計基準を記載する言語、またその言語の翻訳時に生じる問題をより深淵にかつ精緻に研究する必要がある。当該テーマを扱う研究は、最新の会計教育研究におけるメイン・ストリームであると考えられる。例えば 2018 年 5 月にイギリスで

開催された英国会計金融学会の会計教育特別部会 (British Accounting and Finance Association Accounting Education Special Interest Group: BAFA AE SIG) では、グローバル化による言語や文化的差異をどのように会計教育で緩和させるかというテーマの報告が数多く行われており、当該テーマが主要な一つとして取り上げられていた (例えば Mali, 2018; Tharapos, 2018)。また当該テーマの研究方法としては、様々な他分野の研究者と共同研究が求められると考えられる。BAFA AE SIG で報告された同テーマの研究が採用している研究方法をみても、文学研究者や言語研究者と協力して質的データの分析を行う共同研究や AI を利用して学習者のレベルに合う練習問題を自動選別するソフトを開発する企業や情報技術専門家とのコラボレーションなども見られた。今後は、日本の会計教育研究においても他分野の研究者との幅広い研究協力が望まれるところである。

第2に、会計教育の今日的課題が言語的差異や文化的差異にあるということは、日本の研究者にとって、現在の会計教育が直面する問題に関して多くの研究機会が存在するということである。本報告で取り上げた Holthoff et al (2015) ではドイツ人学生を対象に研究を実施していたが、著者は英語とドイツ語の親和性を指摘し、将来の研究の対象としては英語とは言語学の分類の観点から大きく異なる言語を対象に類似の研究が実施されるべきであると述べている。また、Abayadeera et al (2018) はオーストラリアの大学における英語を母語とする教員と英語を母語としない教員間の教員の質に対する学生の印象の差を取り上げていたが、日本では、例えば類似の研究が日本人会計教員と中国人会計教員を対象に実施することも難しくない。日本には比較的多くの中国人

留学生が会計を専攻して学んでおり、また、会計教員にも多くの中国人教員が存在するからである。このように、海外ジャーナルの最新の文献を参考にして日本の対応するデータを収集し分析することで先行研究の研究成果を一般化することができ、現在大きな関心となっている会計上の言語の問題に関し、国際的な研究貢献にも資することができると考えられる。

第3に、IFRS など国際会計基準を用いた専門的判断や意思決定が国や文化によって差異があり、会計教育がその問題に対してどのように対応していくべきかという問題は、今後も多くの研究の余地を残すところであると考えられる。会計の判断や意思決定の問題は、仮に言語を瞬時に翻訳する機械が開発されても、人間同士でなんらかの結論を導く場合には多くのコンフリクトが生じ、その解消を図らないといけない。国や文化が違くと、言語を超越した差異（あるいは類似点）が存在する。これまでの先行研究で明らかとなっている文化的要因（集団主義、権力格差、長期的思考）や社会的圧力（上司による服従圧力や同僚からの進言）などの影響（例えば Tsunogaya, et al., 2017）が、上述の外国語効果にどのように作用し、個人の意思決定過程への各要因の影響メカニズムを精緻化することも関心のあるテーマである。この研究成果を得た上で、言語や文化によって与えられる影響を中和化し、高度で質の高い専門的判断を得るために、求められる会計教育が如何なるものであるかを探求する必要がある。具体的に、国籍の異なる人間がチームとなって会計に関わる判断を行う場合、どのような要因がその判断に影響を与え、どのような会計教育を提供することで望ましい結果を得られるのかを考えることは会計教育の今後の重要な研究対象の一つである。例えば、多様な国籍を有す

る学生が集まるグローバリズム化した教室における会計教育の在り方や、海外インターンシップなどの経験学習に参加した学生の学習内容や問題点、論点を明らかにする研究などが考えられる。英国や豪州など欧米の先進的な大学では、近年、国境を越えて教育プログラムを運営するトランスナショナル高等教育（Transnational Higher Education: THE）が実施され、グローバル・ビジネス・リーダーシップの育成に取り組んでいる（Tharapos, 2018; 2015）。THE は規模が大きいものでは海外に分校を開校することなども含まれるが、国境を越えて行われる授業、学習プロジェクト、海外インターンシップなどもこの概念に該当する（Ziguras, 2007）。このような THE は、多様な文化的コンテクストを超えて効果的に機能できる能力、すなわち文化的知性（Cultural Intelligence: CQ）を育むという視点から評価されている（Earley and Ang, 2003）。そこで諸外国で実施され CQ の高揚に効果を上げている会計教育における THE についての研究が求められる。また、大学のみならず、多国籍企業や世界に展開する監査法人においても、研修、トレーニング、社員教育として教材が開発され利用されている場合がある。例えば、シンガポールなど国際化が成熟した環境にある監査の現場で用いられるチーム・ラーニングの教材は、文化的差異や外国語効果の問題を打開するものとして研究の対象となる。このように、会計というコンテクストの中で、異なる国や文化圏出身の人間が一つの机の上で対峙し、真剣に向き合いながら考え、判断し、意思決定した結果、望ましい一定の成果を導く環境をアクション・リサーチにより導出し、そこから得られる知見を蓄積していくことが今後求められるであろう。

## V 結論

本研究の目的は、会計のグローバリズムが進む中で、日本の会計に関するローカル・コンテキストとのコンフリクトの存在を検証し、その解消のために求められる今後の研究について、会計教育の観点から考察することにあった。研究の結果、会計のグローバル化の影響で生じた会計教育におけるコンフリクトは完全に解消されたとは言えないことが明らかとなった。また、同様の状況は海外にも見られ、その原因である文化的背景や言語が、専門的判断力やそれを鍛錬するための会計教育に影響を及ぼす問題が学術的研究として活発に行われていることも判明した。このような状況を受け、本論文が提案した今後求められる会計教育研究のポイントは3つあった。第1は、会計がグローバル化の中で会計基準を記載する言語、またその言語の翻訳時に生じる問題をより深淵にかつ精緻に研究する必要性であった。そのためには、他分野の研究者と協力し研究することが不可欠であることも示された。第2に、海外の最新の先行研究を参考にしながら、日本の研究者だからできる研究機会を活用し研究を行い、国際的な研究貢献に資することの重要性も強調された。第3に、グローバル化した教室や実務の現場に出向き、そこで起こっている現象を観察しながら、問題解決の糸口を見出す重要性も示された。

以上の通り、本研究は、会計教育研究における多くの示唆を含んでいるが、同時に限界も指摘できる。一つに、本研究がいう会計教育は主として財務会計を教える会計教育に限定されているということである。しかし、本来、会計教育といえば、財務会計を教えることのみならず、管理会計や監査などの教育についても含まれて然るべきである（坂口、2018）。本研究で

は、しかしながら、財務会計以外の会計関連科目の教育については、議論の対象外としている。管理会計や監査の会計教育における同様の文化的・言語的影響についても、議論されるべき大きなテーマである。

これらの本論文の限界も考慮しながら、今後は、ここで示したような対象の研究を一つずつ実行していくことが求められる。

## 参考文献

- Abayadeera, N., Mihret, D. G. and Dulige, J. H. (2018) Teaching effectiveness of non-native English-speaking teachers in business disciplines: intercultural communication apprehension and ethnocentrism, *Accounting Education*, 27(2), pp.183-207.
- Beckman, Judy K. and Michel, Mary L. and Munter, Paul and Kaiser Venuti, Elizabeth, (2017) Progress Despite Uncertainty: Results of the AAA/KPMG Survey on Implementation of IFRS into U.S. Accounting Curricula (October 24). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3058275> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3058275>
- Costa, et al. (2014). "Piensa" twice: On the foreign language effect in decision making. *Cognition*, 130, pp.236-254.
- Earley, P. C. and Ang. S. (2003) *Cultural Intelligence: Individual Interactions Across Cultures*, Stanford: Stanford University Press.
- Evans. L., Baskerville, R. and Nara. K. (2015) Colliding Worlds: Issues Relating to language Translation in Accounting and Some Lessons from Other Disciplines, *Abacus*, 51(1), pp.1-36.
- Evans, L. (2010) Observations on the Changing Language of Accounting, *Accounting History*, 15(4), pp.439-462.
- Doupnik, T. S. and M. Richter (2004) The impact of culture on the interpretation of "in context" verbal probability expressions, *Journal of International Accounting Research*, 3(1), pp.1-20.
- Hofstede, G. (2001) *Culture's Consequences: Comparing Values, Behaviors, Institutions, and Organizations Across Nation*, Beverly Hills, CA, and London, U.K.: Sage Publications.
- Hu, C., Chand, P. and Evans, E. (2013) The Effect of National Culture, Acculturation, and Education on Accounting Judgements: A comparative Study of Australian and Chinese Culture, *Journal of International Accounting and Research*, 12(2), pp.51-77.

- McCroskey, L. L. (2002) An examination of factors influencing US student perceptions of native and non-native US teacher effectiveness, *Journal of Intercultural Communication Research*, 31, pp.63-83.
- Mali, D. (2018) Can teaching English language skill improve academic performance in business content classes in an ESL environment? Empirical evidence using Contrastive Rhetoric, *BABA AE SIG Annual conference*, Brighton, UK.
- Pan, P. and Patel, C. (2018) “The Influence of Native Versus Foreign Language on Chinese Subjects’ Aggressive Financial Reporting Judgments,” *Journal of Business Ethics*, 150, pp.863-878, 2018.
- Power M. K. (2003) Auditing and the Production of Legitimacy, *Accounting, Organizations and Society*, 28(4), pp.379-94.
- Shin, H. I. and Kim, J. (2017) “Foreign Language Effect and Psychological Distance,” *Journal of Psycholinguist Research*, 46, pp.1339-1352, 2017.
- Sugahara, S. & Boland, G. (2013) The agreement process for implementing the International Educational Standards for Accounting among Japanese accounting academics: a grounded theory approach, *International Journal of Accounting and Finance*, 4(2), pp.168-189.
- Sugahara, S. (2013) Japanese accounting academics’ perceptions on the global convergence of accounting education in Japan, *Asian Review of Accounting*, Vol.21, No.3, pp.180-204.
- Tsunogaya, N, Sugahara, S. and, Chand, P. (2017), “The Impact of Social Influence Pressures, Commitment, and Personality on Judgements by Auditors: Evidence from Japan”, *Journal of International Accounting Research*, pp.17-34.
- Tharapos, M. (2018) Cultural identity in the transnational classroom: The student perspective, *BABA AE SIG Annual conference*, Brighton, UK.
- Tharapos, M. (2015). Cultural intelligence in the transnational education classroom: case of Australian accounting academics. *PhD Thesis, RMIT University*, Melbourne.
- Ziguras, C. (2007). *Good practice in transnational education: A guide for New Zealand providers*. Wellington: Education New Zealand Trust.
- 財務会計基準機構 (2017)『IFRS 基準 2017 IFRS 財団公認日本語版』中央経済社
- 坂口順也 (2018)「企業活動のグローバル化とわが国管理会計研究の検討課題」『国際会計研究学会年報』(43・44号), pp.35-46.
- 菅原智 (2011)「コスト・ベネフィット調査の論点整理 (2) 専門的知識の習得, トレーニングの観点から」小津稚加子／梅原秀継 編著『IFRS 導入のコスト分析』中央経済社, 67-88 頁
- 角ヶ谷典幸 (2018)「経済のグローバル化と会計上のコンフリクト」『国際会計研究学会年報』(43・44号), pp.5-17.
- 平松一夫 (2011)「特別基調講演 会計・監査教育に対する国際会計教育基準 (IES) の影響」『現代監査』21(3), pp.3-15.
- (謝辞) 本研究は文部科学省の科学研究費 (国際共同研究強化 (A) 課題番号 : 18KK0372) の助成を受けて実施した。

## II 東日本部会・統一論題報告

### 統一論題

# 「財管一致」から国際会計基準の適用を考える」 ～報告の概要～

中 嶋 隆 一  
明海大学

## I 東日本部会の開催について

国際会計研究学会第 9 回東日本部会は、2018 年 7 月 7 日（土）に、日本大学経済学部で開催された。準備委員長の古庄 修先生、委員の挽直治先生を中心に万事滞りなく行われた。日程の関係上、他の会計関連学会との重複や天候上の理由等により、当日の参加者数が気がかりであったが、実際には多くの会員の方々にご参加いただけた。

今回の統一論題は「財管一致」から国際会計基準の適用を考える」である。これは、本部会の挨拶文で示されているように「日本基準と国際会計基準（IFRS）との統合に向けた道程における課題を解き明かすひとつの道筋<sup>プロセス</sup>」として、「財管一致」を切り口とした議論に焦点を当てたものである。

そこで 3 人の先生方にそれぞれご専門の立場からご報告をお願いし、理論と実務の両面からこの問題を取り上げ、日本企業の「財管一致」の現状と課題を議論していただいた。

## II 統一論題の趣旨と目的

統一論題の「財管一致」とは、財務会計および管理会計が一致ないし近似値となっている状態を指している。制度会計と管理会計という表現を用いた場合は「制管一致」とも称されている。近年、この「財管一致」の在り方が注目されるようになった背景には国際会計基準（IFRS）<sup>①</sup>の設定と適用を巡る問題が存在しているといわれる。

前述したように、「日本基準と国際会計基準（IFRS）との統合に向けた道程における課題を解き明かすひとつの道筋<sup>プロセス</sup>」として、「財管一致」を切り口とした議論の内容を再検討し、国際会計基準の導入に向きあう日本企業の実態を検証しながら、会計基準の設定とその適用を巡る今後の方向性を探ることを狙いとしている。

議論を深めるため、3 人の先生方には、予め本部会より幾つかの課題を提示させていただいた。具体的には、①先行研究で示されているマネジメント・アプローチが IFRS に適用され

ることの意義と課題の検討、②「財管一致」に関するこれまでの議論を整理した上で、IFRSと日本基準のコンバージェンスを通じた管理会計への影響を、実態調査等を踏まえながら分析していただく。さらには、とりわけ、③収益認識をめぐるIFRSおよび今年3月に公表された日本の新収益認識基準について、適用上で想定されうる様々な影響を検討し、実務上の課題を抽出していただく、といった諸点である。

統一論題は、上述の課題を予め提示させていただくことで、3つの研究報告を踏まえ、最終的には「財管一致」に絡めた会計基準の設定とその適用を巡る今後の方向性を検討することが目的である。

### Ⅲ 統一論題「財管一致」の背景と現況

#### 1. 「財管一致」の共通理解について

ここで、統一論題で切り口とした「財管一致」という用語の背景と現況について、これまでの先行研究を整理しておく。この用語が日本で使われ始めたのは2000年代以降であり、国際会計基準とのコンバージェンスによる会計ビックバンを契機として、連結会計が重視されるようになってからである。そもそも「財管一致」とはどのような状態をいい、その内容はどのようなことを指すのか？

先行研究としては、従来から、会計情報システム論の分野で財務会計と管理会計との関係を考察してきたものがあり、「会計情報システムは、会計固有の機能である財務諸表作成に役立つとともに、経営管理者の意思決定に役立つための管理会計情報も提供するものとして、財務会計と管理会計を統合したものとして捉えられてきた」（櫻井〔2018〕118頁）。

ただ、会計システム設計において「財管一致」

という場合、財務会計と管理会計の何を一致させるのかは明確でなく、用語の使い手によっても異なり<sup>②</sup>、定義が確立しているわけではない。また、その中身についても十分な理解がなされているとはいいい難い状況とされる（高橋〔2017〕70頁）。

一般的には、「財管一致」とは、財務会計と管理会計の関係を意味し、財務会計および管理会計の数値（利益）が一致ないし近似値となっている状態と理解されているが、櫻井〔2018〕は、さらに、それを一致させていなくてもその差異が説明できる状態にすることと理解されるとき、「財管一致とは、必ず一致させらなければならないというよりは、両者の差異を明確にし、財務会計と管理会計との整合性（矛盾がなく一貫性がある状態）がとれている状態を目指すことだと捉えることができる」（櫻井〔同上〕120頁）としている。

#### 2. 「財管一致」促進の背景

日本における、近年の「財管一致」に向けたアプローチの背景には

- (1) 会計ビックバンによる連結決算重視
- (2) マネジメント・アプローチの導入
- (3) IFRSの任意適用による影響

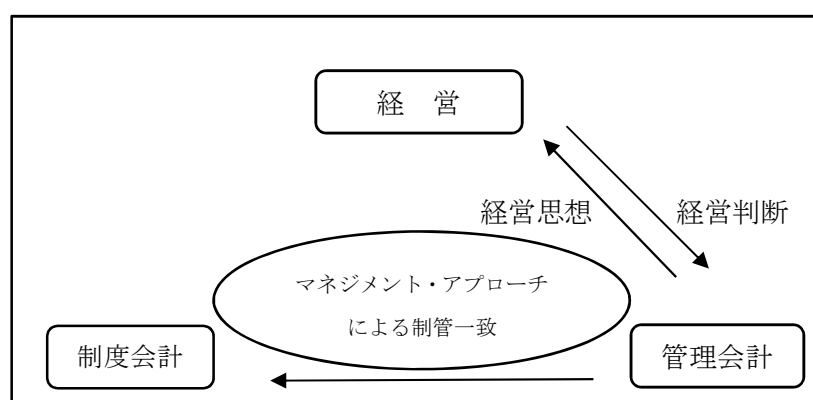
以上の3つが影響しているとされる。(1)の会計ビックバンによる影響とは、国際会計基準とのコンバージェンスにより、グループ経営による連結決算重視の結果、財務会計と管理会計で異なる結果に対して経営者が理解できないという「財管不一致」への対処等に係るものである。

(2)ではIFRSにおけるマネジメント・アプローチの導入により、セグメント情報の有用性が一層高まることが期待された<sup>③</sup>。これは「財管一致」を促進した要因とされる。同時に、

今日の会計基準設定主体は「投資者やその他の情報利用者が「経営者の視点」から、企業の財務情報および非財務情報を読み取ることができるような形で、外部財務報告を整備拡充することを企業に要求するようになった」（島田〔2014〕47頁）といわれる。

そのため、マネジメント・アプローチの導入は、投資者が経営者の意思決定情報を共有すること、具体的には内部報告用セグメント情報をそのまま外部報告情報として受け取る

ことが可能となる点に特徴があり、投資者と経営者の情報の非対称性を解消することにつながる。この点について、正司〔2012〕はマネジメント・アプローチの影響により、「経営と会計の融合」という概念から「財管一致」を説明している<sup>(4)</sup>。日本企業における経営と会計の関係を4つのパターンに分類し、それぞれ具体例を提示しながら説明した上で、最終的に、下記に示すような図表を用い「経営と会計の融合」関係を示す。



（正司〔2012〕36頁を参照）

正司によれば、「経営と会計が思想を一にして有機的に融合した状況下では、経営者は、経営思想に基づいて管理会計を設計し、そこから算出された会計数値をもとに経営判断を行うという双方向の関係をもつこと」になり、「管理会計と同じ思想で、制度会計における管理会計処理および開示を行っていく」ことで、「制度会計と管理会計は一致している状態となり、投資家に対して、経営者と同じ目線での情報を開示することになる」（正司〔2012〕36頁）という。

IFRSへのマネジメント・アプローチの導入により「経営者の視点」を取り込むことの影響が「財管一致」を促進する一つの大きな要因とすれば、他の要因として情報コストの低下も指

摘される（高橋〔2017〕77頁）。これは、ERP（Enterprise Resource Planning：統合基幹システム）のようなIT技術の発展を契機に、昨今ではクラウドの活用等で、ERPシステムの導入と運用のコストが、かつてと比べ一段と減少しており、これも「財管一致」の促進となる大きな要因となりうるという指摘である。

(3)については、2010年3月期から日本で国際会計基準の任意適用が認められたことによる「財管一致」の促進への影響である<sup>(5)</sup>。企業のグローバル化に伴う在外子会社の会計処理の統一といった経営管理面の重視や、会計情報システムの見直し、同業他社との比較可能性、投資者への説明責任といった様々な面から「財管一致」の促進に向け多くの影響があった



と思われる。この点について、2011年から2012年にかけて日本企業の実態調査を実施した川野によれば、国際会計基準適用に伴い、財務会計の見直しが実施されることで、「日本企業は、管理会計の見直しも避けられない構造にあるといえよう」（川野〔2014a〕44頁）と指摘し、管理会計への影響を様々な視点から詳細に考察している。なお、IFRS適用企業数は、2010年を契機に、現在も着実に増加傾向にある<sup>6)</sup>。

### 3. 「財管一致」に関するこれまでの実態調査結果

日本企業の「財管一致」に関する会計実務上の動向調査としては、川野〔2014b〕と清松・渡辺〔2017〕の調査研究が参考になる。前者は、2011年～2012年度（2011年4月～2013年3月）に、日本の企業に対して実施された「管理会計・原価計算のデータベース化への調査研究2011-2012」と称される管理会計・原価計算実務のアンケート調査である。

調査対象となったのは、東京証券取引所第1部、第2部に上場している企業2,035社で、最終的に187社からの回収結果（回収率9.2%）を分析している。分析結果を見ると「83.2%の企業が、財務会計と管理会計の利益が一致あるいは近似値となるいわゆる「財管一致」（財務会計と管理会計の一致）あるいは「制管一致」（制度会計と管理会計の一致）といわれる会計制度を採用していた」とされる。その理由としては複数の会計制度を有する煩雑さから、日本企業がもともと「財管一致」ないしは「制管一致」への指向が強い傾向にあること、四半期報告の実施により、四半期単位で開示される財務諸表と月次決算による管理会計の財務諸表の数字が異なることで違和感を憶えた経営者が増えたこと、ERPパッケージソフトウェアの導入を機に「財管一致」「制管一致」の会計制

度に切り替えた企業があったこと等が指摘されている（川野〔2014b〕60頁）。

一方、清松・渡辺〔2017〕の調査報告は、2014年8月末現在で東京証券取引所に株式を上場している企業を調査対象として、2014年末から2015年はじめに実施したものである。川野〔2014b〕の調査対象との違いは、第1部、第2部のみならず、小規模の企業を含め規模の影響を把握するためマザーズ、JASDAQ、等を含めていることであり、当時の調査対象企業3,431社中、335社から得たアンケート調査結果を分析している。回答企業のうち、直近決算における売上高が300億円未満の企業が153社（100億円未満75社、100億円以上300億円未満78社）のため、売上高300億円未満の企業を「小規模企業」と定義して比較分析をしている（清松・渡辺〔2017〕4-5頁）。

この調査では最初に2つの目的すなわち①「財管一致」の必要性とその進捗の実態を把握すること、②「財管一致」のメリット・デメリットがどう考えられているかの実態を把握すること、を調査対象としている。

その結果、①は個別ベース・連結ベースとも70%超の企業が「必要あり」との認識結果を示したとされる。ただし、清松・渡辺〔2017〕は、先の川野〔2014b〕の調査と異なり、①については（視点1）個別ベースと連結ベースでの相違の有無、（視点2）規模による相違の有無、（視点3）管理会計情報の作成の仕方の影響、の3つの視点を追加し、（視点1）については、連結ベースの方が進捗は遅く、（視点2）については「財管一致」を不要と考える企業の多くは「小規模企業」の方であることが判明したが、（視点3）とあわせると、単に規模の影響とは言いきれず、管理会計情報の作成にあたり財務会計情報への依存度が高い方が「財管一致」を不要と考えていることにつながっていると思

われる、と指摘している。また、②については、「財管一致」のメリットとして正確性・整合性の確認や作業の効率化が、デメリットとしてはシステム投資に対する懸念や推測ではあるが作業方法の変更への懸念である可能性も指摘している（清松・渡辺〔2017〕15頁）。

## IV 学会報告者のテーマ

IIIで概観した「財管一致」に関する議論の背景や現況を前提として、今回の統一論題で報告された先生方のテーマは以下のとおりである。

【第1報告】：中野 貴之先生（法政大学）  
「財管一致」の意義と課題—セグメント情報の観点から—

【第2報告】：川野 克典先生（日本大学）  
「財管一致」の現状と課題」

【第3報告】：鈴木 理加先生（公認会計士・PwC あらた有限責任監査法人）  
「IFRS 第15号および新収益認識基準（日本基準）の適用による企業実務への多面的な影響と課題」

座長：中嶋 隆一（明海大学）

第1報告の中野 貴之先生には、先行研究としてセグメント情報におけるマネジメント・アプローチ適用の意義と課題を、①セグメント報告制度、②セグメント報告の理論、③日本企業による適用、④「財管一致」をめぐる論点、という順で詳細に報告していただいた。

第2報告の川野 克典先生には、とりわけ、直近の日本企業の実態調査を踏まえ、主に管理会計の側面および会計実務の面からそれぞれ「財管一致」を考察し、「財管一致」の再定義と、課題を提示していただいた。

第3報告の鈴木 理加先生には、実務家の観

点から IFRS15 号と新収益認識基準への移行に及ぼす影響等について、これまでの経緯と今後の予定、収益認識の5つのステップとその具体例の提示、企業実務への多面的影響、財務会計と管理会計の観点からの実務上の課題を報告していただいた。

これらの報告内容の詳細については、本誌の各先生方の論文を参照していただきたい。

## V 学会討論

当日の各報告者に対しては、フロアから多くの質問が寄せられた。山口峰男先生（PwC あらた有限責任監査法人）、宗田健一先生（鹿児島県立短期大学）、林 健治先生（日本大学）、徳前 元信先生（福井県立大学）、杉本 徳栄先生（関西学院大学）の各先生方からの質問で、セグメント情報の注記による開示により、監査対象となることで、管理会計上の質の向上につながるのではないかと、管理会計の「レレバンス・ロスト」を契機として、結果として大企業・上場企業を中心とした「財管一致」が問われるようになったのではないかと、「管理会計の財務会計化」という観点というより、より大きな局面では「財務会計の管理会計化」と捉えることはできないかと、等々の質問に対し活発な議論が展開された。

今回の統一論題の議論を通じ、思いを強くしたのは1966年に公表されたASOBAT「会計は本質的に一つの情報システムである」（AAA〔1966〕p.64）以来、1982年アメリカ証券取引委員会のMD&A義務化、1990年代のジェンキンスレポートによる事業報告の変革（AICPA〔1994〕）、2006年1月のASB報告ステートメント（ASB〔2006〕）によるOFR（Operating and Financial Review）の公表、2010年のIFRSプラクティス・ステートメント〔IFRS〔2010〕〕

による MC (Management Commentary) の要求, といった各報告書に通じる一連の流れである<sup>(7)</sup>。同時に, 利用される会計情報の質の確保, ビジネスモデルとのかかわり等の問題の検討とともに, 実際の場合では「財管一致」を促進する際の財務会計と管理会計に関する共通なデータベースの運用と情報システムの活用が益々重要になってくることが理解された。

## 注

- (1) 正式には国際財務報告基準 (IFRS) を指すが, ここでは統一論題の表記にしたがい, 国際会計基準と称する。
- (2) 川野によれば「財管一致」とは, 「財務会計と管理会計の数値を一致あるいは近似値にすることをいい, 制管一致と呼ばれることもある。」(川野 [2010] 31 頁)。ただ, 高橋は「会計システムを開発・販売しているベンダーや, 実務家あるいは実務家に近い研究者からの発信はあるものの, その中身については十分に定義・理解されているとはいいがたい状況にある」(高橋 [2017] 70 頁) と指摘している。
- (3) 2011 年 3 月期決算より, 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が適用されることとなった。この基準では国際的コンバージェンス促進を目的としてマネジメント・アプローチが採用されている。当時のマネジメント・アプローチ導入前と導入後の比較検証については中野 ([2012] 88 頁-97 頁) が分析している。
- (4) 正司は制度会計と管理会計の一致という意味で「制管一致」と表現しているが, 本稿では「財管一致」と同義語として扱っている。
- (5) 1996 年度から 2001 年度にかけて行われた大規模な金融制度改革の後, 2010 年に国際会計基準の任意適用が認められるようになった。
- (6) その後, 2012 年 7 月には企業会計審議会による「国際会計基準 (IFRS) への対応の在り方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)」、2013 年 6 月に「国際会計基準 (IFRS) への対応の在り方に関する当面の方針」を公表し, 2014 年 6 月 24 日には閣議決定により『日本再興戦略』改訂 2014 年」が公表されてきた。これを受け, 当時の IFRS 適用企業の実態調査が実施され, 2015 年 4 月には金融庁から IFRS 任意適用企業の実態調査報告書 (金融庁 [2015]) が公表されている。

因みに, 東京証券取引所による 2018 年 10 月

時点での IFRS 適用済会社数は 179 社 IFRS 適用決定会社は 16 社で, 合計 195 社となり今年 5 月の時点での 192 社からも微増し着実に増加傾向にある。

- (7) FR⇒EBR⇒EFR (Enhanced Financial Reporting) という財務報告の変革を提唱した平成 19・20 年度) 日本会計研究学会・特別委員会研究成果で詳細に扱われている (広瀬義州編著 [2011]) 参照。

## 参考文献

- AAA [1966], “American Accounting Association, Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory”, AAA. (飯野利夫訳 [1969] 『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国書房。)
- AICPA [1994], “Improving business Reporting – A Customer focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors”, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting AICPA. (八田進二・橋本尚共訳 [2002] 『事業報告革命: アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書』白桃書房。)
- ASB [2006], “Reporting Statement: Operating And Financial Review(OFR)”, ASB.
- IFRS [2010], “Practice Statement: Management Commentary – A Framework for Presentation”, IASB.
- 金融庁 [2015] 『IFRS 適用レポート』。
- 川野克典 [2014a] 「国際会計基準と管理会計—日本企業の実態調査を踏まえて—」『商学論纂』, 第 55 巻第 4 号。
- 川野克典 [2014b] 「日本企業の管理会計・原価計算の現状と課題」『商学研究』第 30 号。
- 島田美智子 [2014] 「財務報告の “Managerialisation” と会計変化の現代的方向—Zambon [2011] の所説を手がかりとして—」『産業経理』Vol.74 No.2。
- 清松敏雄・渡辺智信 [2017] 「わが国上場企業における財管一致に関する調査」『経営情報研究』多摩大学研究紀要 No.21。
- 櫻井康弘 [2018] 「財管一致とは何か—会計情報システムの視点から—」『専修商学論集』第 106 号。
- 正司素子 [2012] 『IFRS と日本の経営—何が, 本当の課題なのか—』清文社。
- 高橋賢 [2017] 「財管一致の会計に関する一考察」『産業経理』Vol.77 No.1。
- 中野貴之 [2012] 「セグメント情報開示の実態—マネジメント・アプローチ導入前と導入後の比較検証—」『企業会計』Vol.64 No.11。
- 広瀬義州編著 [2011] 『財務報告の変革』中央経済社。

# 財管一致の現状と課題－管理会計からの考察－

川 野 克 典

日本大学

## 要 旨

本論は、国際会計研究学会第 9 回東日本部会「『財管一致』から国際会計基準の適用を考える」での報告内容に基づいている。

日本企業、特に大規模企業において、財管一致の会計実務は定着している。財管一致（制管一致、財管融合）とは、財務会計目的で作成した財務諸表と、管理会計目的で作成した財務諸表の数字が合計値において一致あるいは近似値を目指すこととされるが、論者より財管一致の要件が異なっている。本論ではこの財管一致の再定義を試みる。

この財管一致の考え方は、企業会計原則、原価計算基準、法人税法にさかのぼることができるが、ERP パッケージソフトウェアの導入、四半期開示、国際会計基準適用により、財管一致採用企業が増加した。

日本企業において、財管一致の企業が多い背景には、財務会計の優位性があることは明らかである。しかし、利害関係者にも、経営者にも意義のある真の財管一致をはかるためには、数字の単なる整合性のみならず、セグメント開示単位の粒度も同じにして、内外の PDCA サイクルを同期化することが必要である。

## はじめに

2018年7月7日に開催された国際会計研究学会第9回東日本部会では、『財管一致』から国際会計基準の適用を考える』を統一論題として、中嶋隆一先生に座長をお務め頂き、中野貴之先生が『財管一致』の意義と課題－セグメント情報の観点から－、筆者が『財管一致』の現状と課題、そして鈴木里加先生が「IFRS第15号および新収益認識基準（日本基準）の適用による企業実務への多面的な影響と課題」を個別テーマとして報告を行った後、討議が行われた。

第2報告であった筆者の報告の目的は、管理会計の側面から財管一致を考察すること、会計実務の側面から財管一致を考察することによって、財管一致を再定義して、課題を提示することであった。また、中野先生のセグメント情報からの考察と鈴木先生の新収益認識基準からの考察とのつなぎの役割を果たすことでもあった。本論もこれらの目的で財管一致について考察していく。

## I 財管一致を再定義する上での検討課題

筆者(2009, p.126)は、財管一致(制管一致、財管融合)とは、財務会計目的で作成した財務諸表と、管理会計目的で作成した財務諸表の数字が合計値において一致あるいは近似値を目指すことと定義した。筆者の定義は、実務家、

特に会計コンサルタントやERPパッケージソフトウェアベンダーの間で使われて来た財管一致という用語の定義を試みたものであったが、簡潔に定義を試みた結果、財管一致の要件があいまいになってしまった。山田和延(2010, pp.28-29)は、財管一致とは、財務会計と管理会計の数値を一致させることをいうが、一致させなくても、その差異を明確にすることを含めて、財管一致ということもあると指摘した。あずさ監査法人・KPMG(2010, pp.110-116)は、財管一致の例として、株主や投資家などで説明した指標を内部管理に利用、管理連結の数値を財務連結に一致、管理連結で財務連結の基礎データを使用、月次連結の実施、財務連結と管理連結で同じ連結決算システムを使用という財管一致の5つの要件を具体的に提示した。

本論において、財管一致の要件を含めた再定義を試みるに当たり、検討すべき課題がある。これらについて考察していきたい。

### (1) プロフォーマ利益開示と財管一致

プロフォーマ利益(pro forma earnings)は、GAAP(一般に認められた会計原則)には認められていない、投資家説明用の管理会計上の利益である。図1は出光興産株式会社の2016年度決算説明会資料に掲載されていた「在庫影響除き営業利益」である。プロフォーマ利益の公表は、ソフトバンクグループ株式会社でも、調整後EBITDAとして決算資料等で開示されている。本来は管理会計上の利益であるプロフォーマ利益の公表は、財務会計＝外部開示会計と解釈して、財管一致といえるのだろうか。

図 1 出光興産におけるプロフォーマ利益

出光興産株式会社2016年度決算説明会資料

連結損益計算書(概要)

(単位: 億円)

|                     | 15年度実績   | 16年度実績  | 増減       |          |
|---------------------|----------|---------|----------|----------|
| 売上高                 | 35,702   | 31,903  | ▲ 3,799  | ▲10.6%   |
| 営業利益                | ▲196     | 1,352   | +1,549   | —        |
| (在庫影響)              | (▲1,222) | (331)   | (+1,553) | —        |
| (在庫影響除き)            | (1,025)  | (1,021) | (▲4)     | (▲0.4%)  |
| 営業外損益               | ▲23      | 47      | +70      | —        |
| 経常利益                | ▲219     | 1,400   | +1,619   | —        |
| 特別損益                | ▲331     | ▲170    | +161     | —        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | ▲360     | 882     | +1,242   | —        |
| (在庫影響除き)            | (458)    | (653)   | (+195)   | (+42.6%) |

※「在庫影響」は、在庫評価及びたな卸資産簿価切下の影響を含む  
※数字は億円未満を四捨五入で表示

(2) 四半期決算月の会計処理における財管一致

退職給付会計等の財務会計上の決算修正の会計処理を反映させる場合、それを財管一致と呼ぶことができるのであろうか。

図 2 の通り、四半期決算月の月次決算にのみ、

図 2 月次決算と四半期決算の会計処理の違い

|                | 4月 | 5月 | 6月 | 決算 |
|----------------|----|----|----|----|
| 検収基準による売上高計上   | ×  | ×  | ○  | ○  |
| 棚卸資産在庫計上       | ×  | ×  | ○  | ○  |
| 減損損失計上         | ×  | ×  | ○  | ○  |
| 退職給付会計         | ×  | ×  | ○  | ○  |
| 税効果会計          | ×  | ×  | ○  | ○  |
| 収益性の低下による簿価切下げ | ×  | ×  | ○  | ○  |

(3) 調整欄の設定による財管一致

管理会計上、直接原価計算を採用している企業が固定費調整欄を設けて、全部原価計算に修

正している場合等、財務諸表の合計額で「辻褄を合わせ」をしている場合にも、財管一致と呼んでよいのであろうか。

図 3 直接原価計算から全部原価計算への固定費調整

|                | 合計 | 事業A | 事業B |
|----------------|----|-----|-----|
| 売上高            |    |     |     |
| 変動費            |    |     |     |
| 限界利益(貢献利益)     |    |     |     |
| 固定費            |    |     |     |
| 直接原価計算による営業利益  |    |     |     |
| 在庫増減影響額(固定費調整) |    |     |     |
| 財務会計上の営業利益     |    |     |     |

(4) セグメント開示と財管一致

セグメント開示は財管不一致を前提として

いるが、図 4 の通り、調整額欄で調整している

ので、セグメント開示企業は全て、財管一致とはいえないだろうか。

図 4 セグメント開示様式の例

|                    | A事業 | B事業 | 計 | その他 | 合計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|--------------------|-----|-----|---|-----|----|-----|-----------|
| 売上高                |     |     |   |     |    |     |           |
| 外部顧客への売上高          |     |     |   |     |    |     |           |
| セグメント間の内部売上又は振替高   |     |     |   |     |    |     |           |
| 計                  |     |     |   |     |    |     |           |
| セグメント利益            |     |     |   |     |    |     |           |
| セグメント資産            |     |     |   |     |    |     |           |
| セグメント負債            |     |     |   |     |    |     |           |
| その他の項目             |     |     |   |     |    |     |           |
| 減価償却費              |     |     |   |     |    |     |           |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 |     |     |   |     |    |     |           |

(5) 一部の利益の財管一致

営業損益計算の区分しか一致していない場合にも、財管一致と呼んでよいのだろうか。

図 5 一部利益一致の例

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 売上総利益           | 一致  |
| 営業利益            | 一致  |
| 経常利益            | 不一致 |
| 税金等調整前当期純利益     | 不一致 |
| 当期純利益           | 不一致 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 不一致 |
| 包括利益            | 不一致 |

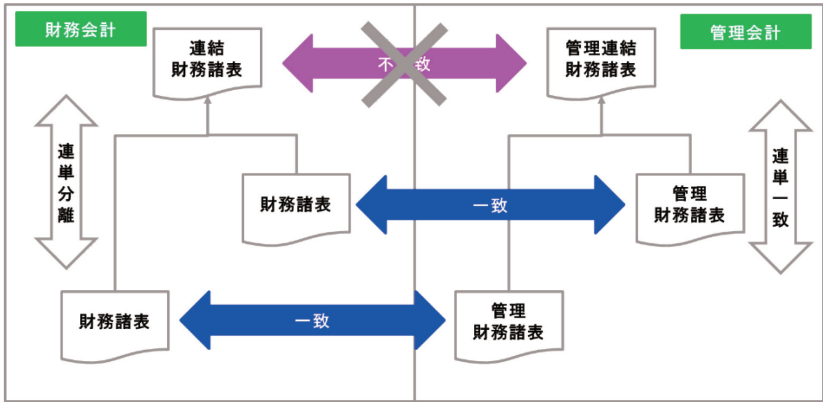


(6) 単体のみの財管一致

単体財務諸表は財務会計と管理会計で一致させているが、連結財務諸表では、財務会計が連単分離で連結決算のみ修正の会計処理を反映させているのに対して、管理会計上は単体の

会計処理を生かして、連単一致として管理連結財務諸表を作成する場合があります、財務会計上の連結財務諸表とは不一致になるケースがある。このように単体財務諸表のみの一致を財管一致と呼んでもよいのだろうか。

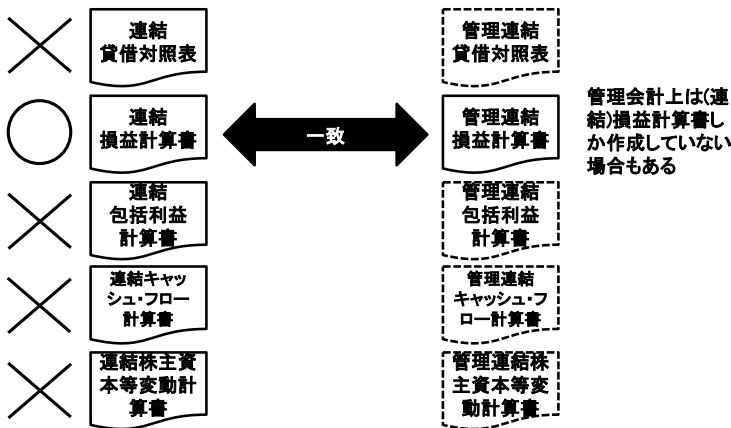
図 6 連結財務諸表不一致の例



(7) 連結損益計算書のみの財管一致  
損益計算書の当期純利益は一致しているが、  
他の財務諸表が不一致あるいは管理会計上の

財務諸表を別途作成していない場合、財管一致  
といってよいのだろうか。

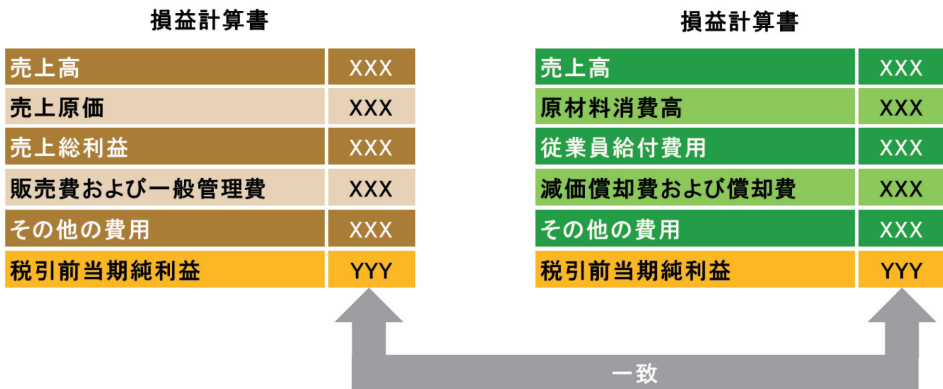
図 7 財務諸表の種類と財管一致



(8) 財務諸表の様式と財管一致  
損益計算書の費用性質法と費用機能法のよ  
うに財務諸表の様式が違ってても、利益や合計額

が一致していれば、財管一致と呼んでよいのだ  
ろうか。

図 8 損益計算書様式の違い

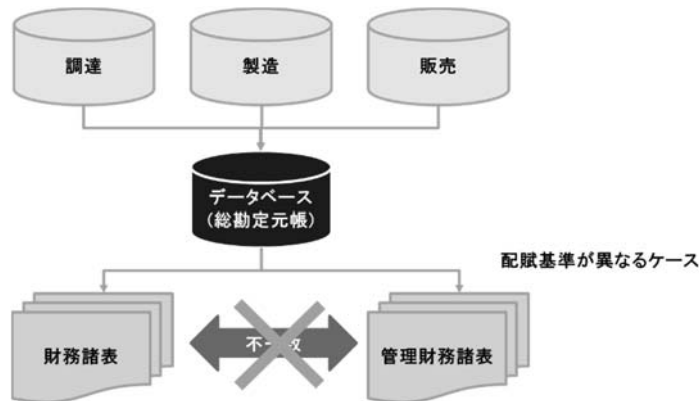


(9) 元データと財管一致  
元データあるいはデータベース（総勘定元  
帳）が同じなら、間接費や本社費の共通費用の

配賦基準が異なり、セグメント別の利益が異な  
っても、財管一致と呼んでよいのだろうか。



図9 元データ、データベースとセグメント別財務諸表



結局、財管一致は

- ・目的なのか、帳簿体系、データベースなのか、情報システムを指すのか
  - ・そもそも財務会計の何と管理会計の何を合わせるのか
  - ・単体決算と連結決算の関係、すなわち連単一致とはどのように違うのか
  - ・管理会計とはどの範囲までを指すのか
- という点等から、財管一致の再定義が必要であると考えられる。

## II 財管一致に関する先行研究

筆者（2014, p.60）らは、2011～2012年に「管理会計・原価計算のデータベース化への調査研究 2011-2012」(Management Accounting Research Project 2011-2012: MARP2011-2012)と称して、東京証券取引所上場の2,035社等に対してアンケート調査票を送付して、187社（回収率9.2%）から回答を得た。この調査に財務会計と管理会計の関係を問う質問項目を設けている。この調査によると、83.2%の日本企業が、財務会計と管理会計の利益が一致するか、あるいは近似値になっており、日本企業の管理会計制度は、財管一致の会計制度を採用するため、

会計基準等、財務会計制度変更の影響を受けやすいと結論づけた。

筆者らの調査（財管一致83.2%）の回答企業は、東京証券取引所証券一部および二部上場企業で、かつ連結売上高の規模が大きい（平均連結売上高5,173億円）の企業が回答していたのに対して、清松敏雄・渡辺智信（2017, p.7）の調査では、マザーズ、JASDAQ等の相対的に小さな上場企業も調査の対象に加えた結果、連結決算ベースで財管一致対応済みが34.5%、単体決算ベースでは43.3%と、筆者らの調査結果を大きく下回る割合となった。なお、後述する筆者によるアンケート調査では、平均連結売上高4,258億円で、単体71%、連結76%の企業が財管一致と回答している。

これらの調査結果から、上場企業の中でも連結売上高が相対的に大きい（筆者らの区分では3,000億円以上の）企業は、ERPパッケージソフトウェアを導入し、財管一致を採用する企業が多く、連結売上高が相対的に大きくない（筆者らの区分では3,000億円未満の）上場企業の場合は管理会計を導入しているが、管理会計を帳簿組織には組み込まない、正確に言えば組み込まず、財管一致を志向しているものの、実現できていない。一方、上場していない、日本国内に

約 387 万社あるいわゆる中小企業は、大半の企業で財務会計のみで、管理会計が実施されておらず、結局、財管一致と同じこととなるという仮説が浮かび上がる。

財管一致は実務家の中でもコンサルタントあるいはコンサルティング会社、ERP パッケージソフトウェア会社が提唱してきたという背景があり、セールストークとしての意味合いを否定できない。ERP パッケージソフトウェアを活用できるのは、いわゆる大規模企業≒連結売上高の大きい企業であるため、筆者らと清松・渡辺の調査結果の間に差が生まれた可能性がある。

この他の財管一致に関する先行研究は少ないが、IFRS コンソーシアム (2010, pp.8-9) は、連結経営の 8 つの施策に財管一致を含め、アンケート調査を行った結果、業務の可視化・標準化、シェアードサービス、システム、人材開発のいずれかにおいてグループで統合した企業 (12 社) において 50%の企業が、非統合企業 (122 社) において 20%の企業が、財管一致を実現しており、調査当時国際会計基準 (IFRS) が強制適用されるといわれていた 3 年後にはそれぞれ 64%, 40%に高まるとしていた。

また、高橋賢 (2017, pp.70-78) は、財務会計と管理会計の機能を十分に果たした状態での財管一致になっていないと指摘し、櫻井康弘 (2017, p.131) は、財管一致は、本質的に会計は一つの情報システムであるとした ASOBAT 以降も続く財務会計と管理会計の関係に関する課題の現れと指摘している。

### Ⅲ 財管一致が広まった背景

J.M.Clark により、1923 年に「異なる目的には、異なる原価を」という考えが提唱され、1966 年の「マックファーランド報告書」により、相

対的真實原価アプローチが管理会計・原価計算の体系として確立した (岡本他, 2003, pp.13-14)。岡本 (2000, pp.933-946) は、『異なる目的には異なる原価を』という相対的真實原価アプローチは、現在もいぜんとして続いていると思う。ただし 1950 年代から 60 年代にかけて確立したこの接近方法は、1970 年代以降、反省期にはいったと考えるのが妥当であると思われる。さらに筆者の考えでは、絶対的真實原価アプローチもまだ依然として生き続けていると思う。」としている。しかし、日本企業は、「異なる目的には、異なる原価を」ではなく、異なる目的であっても同一の原価に基づく、財管一致をなぜ指向したのだろうか。

筆者は、企業会計原則、法人税法、原価計算基準により、単一の会計が指向される基盤が築かれたと考える。

1947 年改正の法人税法第 18 条には、「納税義務ある法人は、・・・その確定した決算に基づき当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。」と記載され、いわゆる確定決算主義の採用が明文化された。1949 年制定の企業会計原則第一には、「七 単一性の原則 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真實な表示をゆがめてはならない。」と記載され、1962 年制定の原価計算基準第一章二には「原価計算制度は財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。かかるものとして原価計算制度は、財務会計機構のらち外において随時断片的に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調

査ではなくて、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行なわれる計算体系である。」とされ、これらにより日本企業の財管一致の考え方の基礎が築かれる。

また、財管一致が日本企業に定着したのは、国際会計基準の適用、ERP パッケージソフトウェアの導入、四半期開示も無縁ではない。1992 年に、後に ERP パッケージソフトウェア市場の占有率を拡大した SAP R/3 の発表が発表され、SAP ジャパンも設立される。この SAP R/3 は「大福帳型データベース」を特徴の 1 つとしていた。

その後、2000 年から会計ビッグバンが開始され、連結決算重視が次第に日本企業に定着し、2008 年から四半期報告、2010 年からセグメント開示へのマネジメントアプローチが採用されるに至る。

筆者は、企業会計原則、原価計算基準、法人税法が、目的別に複数帳簿を持つ発想がない財管一致の思想を作ってきたと述べたが、そこに ERP パッケージソフトウェアベンダーが、発生する取引データを集約せずに、明細仕訳のまま蓄積していくタイプのデータベース「大福帳型データベース」を提唱し、財管一致を日本企業に提案した。

ERP パッケージソフトウェアの昨今の日本企業への導入割合は、清水孝・小林啓孝・伊藤嘉博・山本浩二(2011, p.74)の調査では 54.5%、前述の筆者らの 2011～2012 年の調査では 58.0% (川野, 2014, p.81)、2017 年の調査では 77.0% (川野, 2018, p.36) であった。

また、国際会計基準とのコンバージェンスによる会計ビッグバン以降、連結決算重視となり、会計基準が高度化、複雑化すると、各部門の代表として経営者に昇格するケースの多い

日本企業の経営者は、財務会計と管理会計の数字が異なるとその差異理由を理解できなくなり、財管一致指向が強まっていく。さらには四半期開示が導入され、財務会計の数字が 3 カ月単位で発表されるようになったこと、ICT の発達により決算修正処理に要する手間が少なくなり、管理会計でも財務会計と同等の決算修正処理が可能となったことも加わった。過去の日本企業は在外子会社の経営管理を各国の会計基準により作成された財務諸表により行っていたが、国際会計基準の任意適用（一時期は強制適用）や在外子会社の会計処理統一により、単一会計処理による比較可能性への認識が高まったことも財管一致の理由の一つであろう。

## IV 財管一致に関するアンケート調査

国際会計研究学会第 9 回東日本部会での報告が決定し、財管一致の研究を深化させるため、筆者はアンケート調査を実施することとし、任意抽出した企業に対して、財管一致に関するアンケートの回答を依頼した。原則、MS-Word を使って回答して頂き、メールにて送信頂いた。回答数は 42 社で、平均連結売上高 4,258 億円、平均国内連結子会社 11 社、平均海外連結子会社 16 社である。うち国際会計基準適用企業 5 社（12%）で、この時点での上場会社 3,624 社に占める適用済企業 151 社の割合は 4.2%であるので、国際会計基準適用済みの企業の回答数は少ないものの、割合としては多いといえよう。

最初にアンケートの質問内容と、その回答割合を紹介して、考察を進めたい。

**表 1 質問 1(1) 「財管一致」という用語を知っていますか。(一部修正)**

| 回答                  | 回答数 | 割合  |
|---------------------|-----|-----|
| 1. 財管一致という用語を知らない。  | 7   | 17% |
| 2. 財管一致という用語を知っている。 | 35  | 83% |

**表 2 質問 1(2) 財管一致を知っていると回答した場合、回答者の解釈は、次の①～⑧のどの解釈が最も近いですか。複数回答可です。**

| 回答                                                         | 回答数 | 割合  |
|------------------------------------------------------------|-----|-----|
| ① 財管一致は、財務会計上の連結利益と管理会計上の連結利益の一致を指す。                       | 24  | 57% |
| ② 財管一致は、財務会計上の単体利益と管理会計上の単体利益の一致を指す。                       | 18  | 43% |
| ③ 財管一致は、財務会計上の連結総資産と管理会計上の連結総資産の一致を指す。                     | 5   | 12% |
| ④ 財管一致は、財務会計上の単体総資産と管理会計上の単体総資産の一致を指す。                     | 4   | 10% |
| ⑤ 財管一致は、財務会計上の連結負債と管理会計上の連結負債の一致を指す。                       | 4   | 10% |
| ⑥ 財管一致は、財務会計上の単体負債と管理会計上の単体負債の一致を指す。                       | 4   | 10% |
| ⑦ 財管一致は、月次決算（管理会計）と四半期決算（財務会計）の数字が一致することを指す。               | 13  | 31% |
| ⑧ 財管一致は、差異調整欄の設定により報告セグメント（管理会計）の利益と連結財務諸表の利益が一致していることを指す。 | 13  | 31% |

注) 割合は「財管一致」を知らないと回答した者を分母に含む。

**表 3 質問 2 【連結ベース】「報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債に関する情報」（報告セグメント情報）と連結財務諸表の関係についてお聞きします。報告セグメント情報と連結財務諸表の会計処理が同じであるか否かという質問です。単一回答をお願い致します。**

| 回答                                                                                                       | 回答数 | %   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1. 報告（事業）セグメント情報と連結財務諸表において、同一会計処理を採用し、かつ本社に関わる費用等も全額がセグメントに配分されている。調整欄はグループ内取引の消去、未実現利益の消去等、最低限の調整に止まる。 | 14  | 34% |
| 2. 報告（事業）セグメント情報と連結財務諸表において、同一会計処理を採用しているが、本社に関わる費用の一部あるいは全額がセグメントに配分されておらず、調整欄で連結財務諸表に一致させている。          | 16  | 39% |

|                                                                                                                                                                                                 |   |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|
| 3. 報告（事業）セグメント情報と連結財務諸表において、一部異なる会計処理を採用しており、また本社に関わる費用の一部あるいは全額もセグメントに配分されておらず、調整欄を用いて連結財務諸表に合わせている。                                                                                           | 0 | 0%  |
| 4. 報告（事業）セグメント情報と連結財務諸表において、一部異なる会計処理を採用しているが、本社に関わる費用は全額がセグメントには配分されており、会計処理の違いによる差異額を、調整欄を用いて連結財務諸表に合わせている。                                                                                   | 0 | 0%  |
| 5. 管理会計上のセグメント情報と財務会計上の連結財務諸表において、一部異なる会計処理を採用しているが、報告（事業）セグメント内の多段階利益（例えば管理会計上の利益に対して修正欄を設けて財務会計上の利益に修正する等）により、連結財務諸表と同一の会計処理に基づく利益も算出し、最高意思決定機関に報告している。また、本社に関わる費用も全額がセグメントに配分されている。          | 1 | 2%  |
| 6. 管理会計上のセグメント情報と財務会計上の連結財務諸表において、一部異なる会計処理を採用しているが、報告（事業）セグメント内の多段階利益（例えば管理会計上の利益に対して修正欄を設けて財務会計上の利益に修正する等）により、連結財務諸表と同一の会計処理に基づく利益も算出し、最高経営意思決定機関に報告している。なお、本社に関わる費用は一部あるいは全額がセグメントに配分されていない。 | 3 | 7%  |
| 7. その他                                                                                                                                                                                          | 7 | 17% |

**表4 質問3【連結ベース】管理会計目的で実施している月次連結決算と財務会計目的で実施している四半期末連結決算の関係について、お聞きします。月次連結決算の合計が連結財務諸表となるか否かという質問です。単一回答でお願い致します。**

| 回答                                                                                                                  | 回答数 | %   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1. 月次連結決算においては、減損会計や退職給付会計等の財務会計上の会計処理の一部を省略し、四半期末連結決算修正としてこれらの会計処理を行っている。連結財務諸表＝ $\Sigma$ 月次連結決算＋連結決算修正            | 14  | 34% |
| 2. 1カ月目、2カ月目の月次連結決算においては、財務会計上の会計処理の一部を省略しているが、四半期決算月の月次連結決算においては、財務会計上の全ての連結決算修正の会計処理を反映している。連結財務諸表＝ $\Sigma$ 月次決算 | 20  | 49% |
| 3. 最高経営意思決定機関の戦略的意思決定用には財務会計上の会計処理に基づき月次連結決算を行い、四半期決算月も同様である。一方、業務的意思決定及び業績評価目的には別途、月次連結決算を行っている。後者には連結決算修正が反映されない。 | 2   | 5%  |
| 4. その他                                                                                                              | 5   | 12% |

**表 5 質問 4 【連結ベース】管理会計目的で作成している事業セグメント内部の製品群や部門別の連結利益と事業（報告）セグメントの連結利益との関係について、お聞きします。最高経営意思決定機関向資料と、事業セグメント内部向資料の会計処理、費用の配賦処理が異なるか否かという質問です。単一回答でお願い致します。**

| 回答                                                                                                                                             | 回答数 | %   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1. 事業セグメント内で業務的意思決定や業績評価に用いられる細分化された単位（製品群や部門等）の連結利益を単純合計すると、事業（報告）セグメントの連結利益と一致する。                                                            | 25  | 61% |
| 2. 事業セグメント内で業務的意思決定や業績評価に用いられるより細分化された単位（製品群や部門等）の連結利益を合計しても、事業（報告）セグメントの連結利益と一致せず、事業（報告）セグメントの単位で調整を行っている。                                    | 7   | 17% |
| 3. 事業セグメント内で業務的意思決定や業績評価に用いられる細分化された単位（製品群や部門等）の連結利益を合計しても、事業（報告）セグメントの連結利益と一致せず、最高経営意思決定機関に対しては事業（報告）セグメントの単位で、財務会計上の会計処理に基づく別の管理会計資料を作成している。 | 4   | 10% |
| 4. その他                                                                                                                                         | 5   | 12% |

**表 6 質問 5 【単体ベース】単体決算において、財管一致している場合の財管一致の方法についてお聞きします。単一回答でお願い致します。**

| 回答                                                                                                                            | 回答数 | %   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1. 財管不一致である。（図表 10 D）                                                                                                         | 12  | 29% |
| 2. 財務会計上の利益を確定させてから、その収益費用を配分（配賦）する方法で管理会計上の細分化された単位（製品群や部門等）の利益を確定している。（図表 10 A）                                             | 13  | 31% |
| 3. 管理会計上の細分化された単位（製品群や部門等）で収益費用を確定させ、算出された利益を積み上げて、財務会計上の利益を確定させている。（図表 10 B）                                                 | 4   | 10% |
| 4. 直接原価計算採用時の固定費調整のように、管理会計上の利益を修正して、財務会計上の利益を確定させている。（図表 10 B'）                                                              | 1   | 2%  |
| 5. 主として、調達、生産、在庫、販売の各データを明細仕訳データとして、総勘定元帳データベースに格納し、費用配賦も明細仕訳データを発生させている。元データが同一なので、財務会計と管理会計を集計別々に集計しても両会計の利益は一致する。（図表 10 C） | 9   | 21% |
| 6. その他                                                                                                                        | 3   | 7%  |

注）回答項目の内容を図で示すと、図 10 のようになる。（アルファベットで対応させている）

図 10 単体の財管一致の業務プロセス

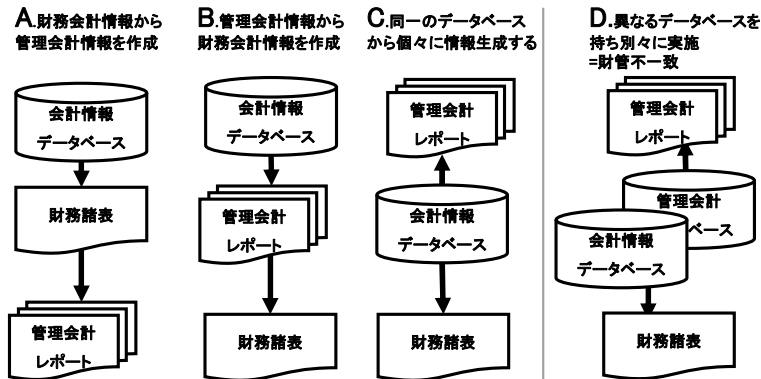


表 7 質問 6 【連結ベース】連結決算において、財管一致している場合の財管一致の方法についてお聞きします。単一回答をお願い致します。

| 回答                                | 回答数 | %   |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 1. 財管不一致である。                      | 10  | 24% |
| 2. 単体決算から財管一致をさせて、連結決算も財管一致させている。 | 24  | 59% |
| 3. 連結決算のみ財管一致させている。               | 3   | 7%  |
| 4. その他                            | 4   | 10% |

これらのアンケート調査の結果は以下のよう  
にまとめることができる。

財管一致という用語は実務家に浸透しており、実務家のいう財管一致は主として利益が財務会計と管理会計で一致することを意味する。

単体ベースの財管不一致は 29%で、財管一致企業の場合、財務会計の利益を確定して、管理会計の利益を確定する企業が少なくない。なお、国際会計基準適用済企業 5 社中 2 社が単体決算財管不一致であった。

連結決算での財管不一致の企業は 24%で、財管一致の企業は単体決算から財管一致を行っている。なお、国際会計基準適用済企業の場合、5 社中 1 社が連結決算財管不一致であった。

報告（事業）セグメント情報と連結財務諸表において、同一の会計処理を採用しているが、本社費配分は異なっている。また、四半期決算月の月次連結決算において、財務会計上の全ての連結決算の修正仕訳を反映して四半期単位で財管一致を行っている企業が多い。なお、国際会計基準適用済企業の場合も同傾向であった。

事業（報告）セグメント内の連結修正仕訳の整合性は保たれており、国際会計基準適用済企業の場合も同様であった。

アンケート調査票の自由記入欄に記載されていた財管一致に対する主たる実務家の意見は以下の通りである。

## 肯定的意見

**電気業界**「財管不一致では財務諸表上の誤謬、不正の発見が遅れてしまうのではないか。」

**外食業界**「二重管理のデメリットや経営層の誤った判断を招かないようにするため、原則、財管一致すべきである。」

**住宅業界**「目的に応じた管理会計の必要性が議論にあがるが、財管不一致による分かりにくさがデメリットとなるため、その導入は慎重な考えを持っている。」

**食品業界**「月次では速報性を重視するため、一部手続きを省略するものの、基本的に経営者に提出する数値は外部報告用の数値と一致させるべきと考えます。」

## 否定的意見

**繊維業界**「財管一致が目指す決算であるが、勤務企業では制約要因がある。」

**建設業界**「財管一致は多角化や海外進出等が行われている企業においては処理が煩雑になることが予想される。財管一致については各企業が柔軟に対応すべきである。」

**化学業界**「財管一致が好ましいが、情報の早期提供の観点から断念している。」

このアンケート調査の結果を受けて、筆者は日本企業が財管一致を指向する理由は、3つあると考える。

### (1) 財務会計上の利益の追求

経営者は株主に対して、究極的には利益の増大というアカウンタビリティを負っており、利益は会計基準に基づき、財務会計上で計算される以上、経営者の意思決定を支援する会計である管理会計は、財務会計の利益を導く会計でなければならないと経営者は考えている。

### (2) 事務コスト低減

川野（2015, pp.371-386）により、日本企業が採用する原価計算の方法は、理論的な方法よりも、簡便的な方法が採用される傾向にあるこ

とが明らかになっている。すなわち、日本企業は経済合理性を重視して、会計の業務処理を行っているので、財務会計と管理会計の2つの計算システムを有することを、経済合理性の観点から肯定できない。

### (3) 分かりやすい会計

欧米企業と異なり、日本の経営者はいわゆる経営者としての訓練を受けたプロ経営者ではない。また、全員参加の経営を目指しており、現場からの改善提案、戦略の創発を重視する。この結果、分かりやすい会計が必要であり、財務会計と管理会計の数値が乖離することは混乱を招く結果となる。

## V 結局、財管一致とは何か

これまでの考察を受けて、財管一致と呼ぶための要件の再定義を行った。

財管一致とは、

- ・ 経営者の意思決定を誤らせないように
  - ・ 同一の会計方針に基づく同一の会計データ（仕訳）を基礎として
  - ・ 外部公表される連結財務諸表あるいは単体財務諸表の金額と内部管理目的で作成する諸資料記載の金額を可能な限り近似値とすること
  - ・ 月次決算が実施されている場合には、月次決算の四半期合計額と、外部公表される四半期（連結）財務諸表の合計額を可能な限り近似値とすること
  - ・ 近似値とする表示科目には、少なくとも損益計算書の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益を含むこと
- をいうと考える。

しかし、財管一致を実現するための課題として、財務会計の正確性、客観性、検証可能性と、管理会計の細粒度（細かさ）、多頻度計算を両立



する必要があり、精緻な処理基準の設定と、会計情報システムを含めた投資が不可欠となり、財管一致を指向しても実現できていない企業もある。

## VI 国際会計基準と財管一致

金融庁は、2015 年 4 月に『IFRS 適用レポート』をまとめた。このレポートによると、国際会計基準の任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数は表 8 の通りである。

**表 8 IFRS の任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数**

| 項目              | 回答数  |
|-----------------|------|
| ① 経営管理への寄与      | 29 社 |
| ② 比較可能性の向上      | 15 社 |
| ③ 海外投資家への説明の容易さ | 6 社  |
| ④ 業績の適切な反映      | 6 社  |
| ⑤ 資金調達の円滑化      | 5 社  |
| ⑥ その他           | 4 社  |

出典 金融庁 [2015] 『IFRS 適用レポート』, pp.27-28。

国際会計基準任意適用の理由として、最も多かったのが、経営管理＝管理会計への寄与であった。コメントにも、「IFRS に会計基準を統一することにより、管理会計上、事業別でも地域別でも同じ『モノサシ』で業績を測定できる。」、「プロジェクトの目的は、会計基準の変更ではなく経営管理の強化であった。」、「意思決定や予算の策定、経営目標の設定などにおいては、関係者全員が同一のルールに基づき理解し評価できる IFRS が適している。」との記述がある。

すなわち、国際会計基準適用という財務会計上の取り組みの目的が、経営管理＝管理会計への寄与であることは、日本企業が財管一致を指

向していることを示す一方で、財務会計に優位性があることを示していると考える。ある超大手企業では、国際会計基準で連結決算を開示しているが、単体財務諸表ならびに単体の管理会計は日本基準ベースで記帳しており、定率法から定額法への変更を含めて連結決算修正仕訳で組み替えている。すなわち、連結決算は国際会計基準を適用し、財管一致しているが、単体決算は日本基準を適用し、財管不一致となっている。この企業のプレスリリース（特定できないように一部文言を修正）には、「財務情報の国際的な比較可能性の向上や開示の拡充により、国内外の投資家等、様々な利害関係者に対して、より有用性の高い情報の提供を目的とし

て、国際会計基準を任意適用することにした。」と記載されているが、財務会計目的を優先して国際会計基準を適用した結果、大きな割合を占める親会社単体の管理会計が取り残されてしまった。

学会報告では、中野先生のセグメント情報からの考察と鈴木先生の新収益認識基準からの考察のつなぎ役が筆者の報告の役割でもあったので、セグメント情報開示、新収益認識基準と財管一致についても、筆者の問題意識を述べたいと思う。

企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」によると、事業セグメントとは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- ①収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む）
- ②企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- ③分離された財務情報を入手できるもの

しかし、③について、企業内の管理者が自らに与えられた使命、役割を果たすため、あるいは経営者に設定された目標を達成するために、当該構成単位の経営成績を検討、あるいは内在する問題点を明らかにする細分化されたセグメントの単位があり、企業内では事業セグメントよりも粒度の細かい単位で設定されていることが多い。従って、外部の利害関係者にとって、報告セグメントのように集約された情報は果たして有用なのだろうかという疑問を持たざるを得ない。真の財管一致を目指すならば、セグメント単位の粒度についても一致させるべきではないだろうか。

さて、ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018

年 3 月 30 日に「収益認識に関する会計基準」「収益認識に会計基準の適用指針」（以下新基準）を発表した。新基準では、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に企業が得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行う。法人税法における収益の認識についても、2018 年税制改正により、収益の額に関する規定が設定され、法人税基本通達も改正された。

新基準により、契約実務が複雑化するのみならず、収益認識の会計処理も複雑化し、従来の売上高、利益と大きく金額が変動することも予想される。なお、新基準は IFRS15 号の適用とは異なり、会計帳簿の記帳から変更する必要がある。新基準より、収益の計上額、計上時期が異なることから、実務の変更は避けられない。

しかし、変更による混乱を避けるため、財務会計の売上高と、管理会計の売上高を別に計算する企業が増えるとは考えられず、財管一致は進むことはあっても、後退することはないだろう。その結果、財務会計上の対応を進めれば、管理会計上の新基準の対応は大きな変更は必要ないと思われる。

## VII レレバンス・ロストと財管一致

ジョンソン（H. Thomas Johnson）とキョプラン（Robert S. Kaplan）は、1987 年に「レレバンス・ロストー管理会計の盛衰」（Relevance Lost : The rise and fall of management accounting）を出版し、実質的に 1925 年までに今日利用されている全ての管理会計実務は開発され、管理会計の停滞の原因の一部は、財務会計の優位性にあると指摘した [Johnson and Kaplan, 1987, pp.12-18]。

日本大学商学部会計学研究所では、1985 年から 8～10 年の間隔において、管理会計・原価

計算のアンケート調査を実施しているが、筆者らによる最新の 2011～2012 年の調査では、管理会計・原価計算も連結決算重視の傾向がみられた。しかし、その他の点について、日本企業の管理会計・原価計算の発展は見られなかった。ABC（活動基準原価計算）、バランス（ト）・スコアカード、EVA（経済的付加価値）も日本企業には定着していなかった。

その背景として、日本企業の経理部門は、相次ぐ会計基準の変更、金融商品取引法が規定する財務報告に係る内部統制対応、移転価格税制の文書化、人員削減（シェアードサービスの採用）、連結納税採用、ERP パッケージソフトウェア導入等により、新規の管理会計・原価計算を構築する工数面と精神面の余裕を失っていることがある。

そして、管理会計・原価計算が 2000 年以降、急速に連結決算重視となった理由には、管理会計・原価計算に対し、財務会計が優位性を持っていることが挙げられる。すなわち、財務会計が変われば、管理会計も変わるが、管理会計単独の変化に実務家は消極的であり、新しい管理会計を開発、導入することよりも、財管一致の維持・継続に投資、労力を投じて来た。日本企業においては、依然として「レレバンス・ロスト」が続いているのである。

## おわりに

報告の目的は管理会計の側面から財管一致を考察すること、会計実務の側面から財管一致を考察すること、財管一致を再定義して課題を提示することであった。

日本企業、特に大規模企業において、財管一致の会計実務は定着している。日本企業において、財管一致の企業が多い背景には、財務会計の優位性があることは明らかであるが、利害関

係者にも、経営者にも意義のある真の財管一致をはかるためには、数字の単なる整合性のみならず、セグメント開示単位の粒度も同じにして、内外の PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを同期化することが必要ではないだろうか。財管一致が日本企業の負の特徴ではなく、正の特徴として発展することを期待したい。

## 参考文献

- あずさ監査法人・KPMG [2010]『戦略的 IFRS 経営』東洋経済新報社、110-116 頁。
- IFRS コンソーシアム [2010]「日本企業における IFRS への対応状況について」『アビタス通信』Vol.15, アビダス、8-9 頁。
- 岡本清 [2000]『原価計算』六訂版、国元書房、933-946 頁。
- 岡本清・廣本敏郎・尾畑裕・挽文子 [2003]『管理会計』中央経済社、13-14 頁。
- 川野克典 [2009]「会計基準変更が管理会計に与える影響」『経理研究』No.52, 中央大学経理研究所、126 頁。
- 川野克典 [2014]「日本企業の管理会計・原価計算の現状と課題」『商学研究』Vol.30, 日本大学商学部商学研究 所 日本大学商学部会計学研究所 日本大学商学部情報科学研究所、60 頁、81 頁。
- 川野克典 [2015]「管理会計の理論と実務の乖離」『経理研究』No.58, 中央大学経理研究所、371-386 頁。
- 川野克典 [2018]「原価計算・管理会計教育の現状と将来 ―企業と商業高等学校の視点から―」『原価計算研究』Vol.42 No.1 日本原価計算研究学会、36 頁。
- 清松敏雄・渡辺智信 [2017]「我が国上場企業における財管一致に関する調査」『経営情報研究』No.21, 多摩大学経営情報学部、7 頁。
- 金融庁 [2015]『IFRS 適用レポート』、27-28 頁。
- 櫻井康弘 [2018]「財管一致とは何か」『専修商学論集』Vol.106, 専修大学学会、131 頁。
- 清水孝・小林啓孝・伊藤嘉博・山本浩二 [2011]「わが国原価計算実務に関する調査（第 1 回）原価計算総論と費目別原価計算」『企業会計』Vol.63 No.8: 74, 中央経済社、74 頁。
- 高橋賢 [2017]「財管一致の会計に関する一考察」『産業経理』Vol.77 No.1, 70-78 頁。
- 山田和延 [2010]「IFRS 適用時における財管一致の施策」『CFO FORUM』第 32 号、日本 CFO 協会、28-29 頁。

Johnson, H.T. and Kaplan, R.S. [1987] “*Relevance Lost -The Rise and Fall of Management Accounting*”, Harvard Business School Press, pp.12-18. (鳥居宏史訳 [1992] 『レレバンス・ロストー管理会計の盛衰』 白桃書房, 10-16 頁。)

(謝辞) 国際会計研究学会第9回東日本部会の座長をお務め頂いた中嶋隆一先生, 報告者の中野貴之先生, 鈴木理加先生, 国際

会計研究学会第9回東日本部会準備委員会準備委員長古庄修先生, 準備委員の挽直治先生, アンケートにご協力頂いた企業の皆様, 研究資金を拠出頂いた日本大学商学部, 事務を担当頂いた研究事務課に感謝致します。

# 国際財務報告基準第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえて作成された新収益認識基準（日本基準）の適用による企業実務への多面的な影響と課題

鈴木 理加

PwC あらた有限責任監査法人

## 要 旨

国際会計基準審議会（IASB）は、2014 年に米国会計基準とコンバージェンスした基準である国際財務報告基準（IFRS）第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS 第 15 号）を公表した。この動きを受けて、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（会計基準）および企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（適用指針）（会計基準と適用指針を併せて、新収益認識基準）の作成を開始し、2018 年 3 月に最終化し公表した。新収益認識基準は、IFRS 第 15 号を基本的に踏襲した原則的な取扱いと、我が国の実務を配慮した代替的な取扱いの 2 層で構成されている。原則的な取扱いと IFRS 第 15 号の取扱いは、基本的に整合するように新収益認識基準は作成されている。他方で、代替的な取扱いは、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせないと考えられる範囲でのみ認められた実務上の便法となっている。

IFRS 第 15 号を踏まえて作成された新収益認識基準の適用により生じうる影響は、顧客との契約に基づいた判断と見積もりを求める規定への対応が必要となるため、内部統制、情報やデータの収集や蓄積の仕組み、財務報告や経営管理システム等への多様な分野におよび、財務報告への影響にとどまらないものと考えられる。このため、新収益認識基準への移行とその後の企業全体の活動においては、経理以外の広範囲の部署に影響をもたらす可能性があるものと考えられる。

このような影響の 1 つとして、管理会計への影響も考えられる。本来、財務会計と管理会計を一致させることは、目的適合性や基準準拠性の観点等からは、求められてはいない。しかしながら、新収益認識基準の適用実務が収益の認識や測定の会計処理に与える影響やその他の影響が重要である場合には、財務会計と管理会計を一致させ、一定の実務的な調整を加える等の工夫も有用であると考えられる。

なお、本稿は、2018 年 7 月に開催された国際会計研究学会第 9 回東日本部会において、会計監査実務者の観点から報告した内容を取りまとめたものであり、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

## I 基準開発の背景と適用時期

### 1. 基準開発の経緯

日本基準の枠組みに従前存在していなかった収益認識に関する包括的な会計基準を作成することとなった重要なきっかけは、2014年に、国際会計基準審議会（IASB）が米国会計基準（トピック 606）とコンバージェンスした基準である国際財務報告基準（IFRS）第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS 第 15 号）を公表したことである。IFRS を利用する企業が、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度において IFRS 第 15 号の適用を開始したことにより、IFRS を利用する企業は、米国会計基準を利用する企業とほぼ同一のルールに従って売上高や収益を会計処理し開示することになる。このような動きを踏まえ、企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS 第 15 号を踏まえた収益認識基準の開発に向けた検討を進めることは、我が国の会計基準を高品質で国際的に整合性のあるものとし、投資家の意思決定により有用な財務情報を提供するとともに、会計基準の体系の整備を図る等の観点から、重要なものであると考え、2015 年より基準開発に向けた検討を着手した<sup>①</sup>。

その後、ASBJ は、2016 年 2 月に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（意見募集）ならびに 2017 年 7 月に「収益認識に関する会計基準（案）」（公開草案）を公表し、IFRS 第 15 号を出発点とした包括的な収益認識に係る会計基準を策定する方針をとることを確認し、そのうえで、実務的な配慮が必要であるとのコメントを踏まえて適用上の課題への対応を検討した。こうしたプロセスを経て、ASBJ は、2018 年 3 月に、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（会計基準）および企業会計基準適用指

針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（適用指針）（会計基準と適用指針を併せて、新収益認識基準）を公表した。

### 2. 基準開発着手の必要性

従前の日本基準に基づく売上高や営業収益の会計処理の実務は、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」（工事会計基準）や実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（ソフトウェア実務報告）の定めに従う場合以外は、企業会計原則第二損益計算書原則三 B にある「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とした実現主義の原則に従って検討されていた。この実現主義の考え方による限りにおいては、各企業の独自の経理方針や税務上の取扱い等も踏まえた異なる実務が許容されており、同一業種の類似取引においても各企業の会計処理の実務には多様性が見受けられていた。このような各企業の会計処理の実務に基づき作成された財務諸表については、一貫した会計方針が継続的に利用される場合には、会計期間の間での比較可能性に問題はないものと考えられる。しかしながら、企業間での比較を試みたときに、異なる企業双方の具体的な会計方針が明確にならない場合には、その財務諸表数値の比較は困難となっていた。また、日本基準の会計基準の体系や枠組みの観点からは、IFRS 第 15 号ならびにトピック 606 という新たな IFRS や米国会計基準の収益認識基準と比較した場合に、どのような相違が基準間に生じているのかについて明確に説明することが困難なものと考えられた。このため、国際的な会計基準の調和等といった観点からも懸念が聞こえていた。

こうした問題に対する対処として、ASBJ に

においても、包括的な収益認識に関する会計基準の策定の必要性について審議が開始されることとなった。

### 3. 適用時期

新収益認識基準については、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することとされている。また、早期適用として、2018 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる。なお、早期適用については、追加的に、2018 年 12 月 31 日に終了する連結会計年度および事業年度から 2019 年 3 月 30 日に終了する連結会計年度および事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用することができることとしている。通常よりも長い 3 年という準備期間を適用前に設けられた理由を、ASBJ は、「収益認識に関する会計処理は日常的な取引に対して行われるものであり、本会計基準の適用により従来と収益を認識する時期または額が大きく異なる場合、企業において経営管理およびシステム対応を含む業務プロセスを変更する必要性が生じる可能性があり、新たな会計基準または改正された会計基準の公表における通常の準備期間に比して、より長期の準備期間を想定して適用時期を定める必要があると考えられる<sup>(2)</sup>。」と説明している。損益計算書のトップラインである収益は、業績を示す重要な財務数値であり、これに係る新会計基準の適用準備の対応が、多岐にまた広範囲にわたる可能性があることを考えるならば、3 年という準備期間も決して長いものではない。

## II 新収益認識基準の概要

### 1. 基本となる原則の意義と 5 つのステップとの関係

新収益認識基準を理解する上では、IFRS 第 15 号を踏まえて導入された基本となる原則の意義<sup>(3)</sup>とこの基本となる原則を具体的に会計処理の検討のプロセスに落とし込んだ 5 つのステップを理解することがカギとなっている。

まず、基本となる原則とは、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである<sup>(4)</sup>。」とされている。この基本となる原則は、IFRS 第 15 号および新収益認識基準に基づいて収益認識に係る会計処理を検討するために必要となる、収益の認識時期や方法を判断するための原則（認識原則）と当該収益を算定するための原則（測定原則）を示したものである。しかしながら、この認識と測定の原則を具体的な会計処理の検討に適用していくためには、個々の会計処理や判断のプロセスに落とし込んでいくことが必要となっており、これを示したのが 5 つのステップである。したがって、5 つのステップのそれぞれに定められた規定に従って会計処理することが、基本となる原則を踏まえた会計処理をすることにつながることとなる<sup>(5)</sup>。

### 2. 5 つのステップ

以下では、5 つのステップのそれぞれについて、簡潔に解説する。

#### (1) 顧客との契約を識別する（ステップ 1）

企業は、顧客と合意し、かつ、会計基準第 19 項の要件<sup>(6)</sup>を満たす契約に新収益認識基準を適用する。このステップで、新収益認識基準の適用範囲に含まれる顧客との契約<sup>(7)</sup>につい

て具体的な契約内容を把握し、ステップ2以降の会計処理の検討をする。

## (2) 契約における履行義務を識別する（ステップ2）

企業は、契約において顧客への移転を約束した財又はサービスが、会計基準第34項の要件<sup>(8)</sup>を満たす場合には、別個のものと把握して、当該約束を履行義務として区分して識別する。新たに導入された履行義務<sup>(9)</sup>という概念は、顧客との契約に基づいて財又はサービスを顧客に移転する約束を示し、契約に基づいて売上高や営業収益を計上するときの会計処理の単位を示している。

## (3) 取引価格を算定する（ステップ3）

企業は、識別した契約において、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の額（すなわち、取引価格）を算定する。対価の額は、固定である場合も、変動する場合<sup>(10)</sup>も考えられる。

## (4) 契約における履行義務に取引価格を配分する（ステップ4）

企業は、取引価格を、契約において約束した別個の財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいて、識別した各履行義務へ配分する<sup>(11)</sup>。

## (5) 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する（ステップ5）

企業は、識別された別個の財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に（または、充足するにつれて）収益を認識する<sup>(12)</sup>。

# 3. 支配の移転

基本となる原則において示されている約束した財又はサービスの顧客への移転は、新収益認識基準において、収益を認識する時期を示す重要なポイントである。なぜならば、新収益認識基準においては、企業は約束した財又はサー

ビスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて、収益を認識することとされている<sup>(13)</sup>。すなわち、収益の認識時点は、企業が履行義務を充足した時（または、充足する一定の期間にわたって）ということになる。しかし、その時点がいつなのかは、顧客と約束した財又はサービスの支配が顧客に移転して、その顧客が当該財又はサービスの支配を獲得した時点であり、それが、企業が履行を充足した時点ということとなる。したがって、新収益認識基準では、企業による商品等の販売又は役務の給付によって実現したものを売上高等として計上する実現主義<sup>(14)</sup>に基づく検討とは異なり、企業から見た顧客の支配の獲得という観点での検討が必要となる。

新収益認識基準においては、顧客が約束した財又はサービスの支配を獲得した時点とは、顧客が当該財又はサービスの使用を指図し、当該財又はサービスからの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得した時点となる。なお、当該財又はサービスからの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力には、他の企業が、当該財又はサービスの使用を指図して、当該財又はサービスから便益を享受することを妨げる能力を含むとされている<sup>(15)</sup>。また、財又はサービスからの便益とは、売却や交換、保有等の直接的または間接的に獲得できる潜在的なキャッシュ・フロー（インフローまたはアウトフローの節減）とされている<sup>(16)</sup>。

このような支配の概念を用いる場合、顧客の支配の獲得の時点企業からの視点で判断する必要がある。また、必ずしも所有権の移転や物理的な移転を伴わない支配の移転も存在することから、顧客との契約に係る個別の取引の事実や状況から判断することが求められることになる。

たとえば、企業が、自社製品を顧客に販売す



ることを約束しているが、顧客が契約する流通センターに一旦納品した後で、顧客の指示に従った販売店の倉庫までの輸送サービスを提供することを約束している場合がある。このような取引において、従前の日本の実務では、顧客が契約する流通センター納品時ではなく、販売店倉庫まで配送され納品された時に、最終的な検収があったと考え、その時点で、企業が製品販売の売上高を全額計上している場合も考えられる。しかしながら、新収益認識基準においては、まず、上述したのと同じの自社製品の販売契約について、契約の取り決めによっては、製品販売だけではなく、流通センター納品後の配送サービスも提供されていると判定され、2つの履行義務が識別されることがある。このような場合には、顧客の流通センター納品時に製品の支配は顧客に移転しており、その後、販売店倉庫までの配送サービスを別個のサービスとして提供される状況であると考えられる。このような契約では、自社製品の販売に配分される収益は、顧客の流通センターへの納品時に認識され、その後、配送サービスの提供時に、当該サービスに配分される収益が認識されることになる。こうした会計処理が、新収益認識基準において、必要になるかどうかは、個別の契約の事実や状況を、個別規定の要件に照らして判断することとなる。

### Ⅲ 新収益認識基準の適用実務における論点

以下では、新収益認識基準の適用実務において考えられる多様な論点の中から、いくつかの重要な論点を取り上げ解説する。代替的な取扱いに係る論点以外については、IFRS 第 15 号においても同様の論点が、従前の日本基準の実務との差異として考えられる。

#### 1. 履行義務の充足による収益の認識（ステップ5）

新収益認識基準では、IFRS 第 15 号と同様に、企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって、履行義務を充足した時に、または、充足するにつれて、収益を認識することとなる<sup>(17)</sup>。従前の日本基準では、工事会計基準やソフトウェア実務報告の適用となる場合を除いて、どのような場合に、収益を一時点で認識するか、一定の期間にわたって認識するかの判定に係る明確な規定は存在していない。新収益認識基準では、契約開始時点で、識別されたそれぞれの履行義務について、一定の期間にわたって充足されるものかまたは、一時点で充足されるものかを判定する<sup>(18)</sup>。まず、新収益認識基準では、一定の期間にわたって充足されるものかどうかを以下の3つの要件への該当の有無によって判定する<sup>(19)</sup>。

- (1) 企業が顧客との契約にもとづいて履行することにつれて、顧客が同時に受け取って消費すること
- (2) 企業が顧客との契約にもとづいて履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加することにつれて、顧客が当該資産を支配すること
- (3) 次の要件のいずれも満たすこと
  - 企業が顧客との契約にもとづいて履行することにより、他の用途に転用することができない資産が生じること
  - 企業が顧客との契約にもとづいて履行を完了した部分について、対価の支払を受ける強制力のある権利を有していること

前述した3つの要件のいずれにも該当しない場合には、一時点で充足される履行義務として取扱う<sup>(20)</sup>。

従前の日本基準の実務では、製造業において、特定の顧客向けに設計した製品の製造販売を一定の契約期間にわたって提供する場合においては、通常、製品の引渡単位数もしくは製造単位数等を基礎に収益認識が行われていると考えられる。しかしながら、新収益認識基準では、特定の顧客に対して実質的に同一の製品の提供が継続して行われていれば、一連の財又はサービスの提供があるものとして、契約期間における製品の製造委託サービスを単一の履行義務として会計処理することが考えられる。さらに、この単一の履行義務と考えられた製造委託サービスについて、一定の期間にわたって充足する履行義務のいずれかの要件が該当する場合には、当該契約上の製造委託期間にわたって収益を認識することとなる。たとえば、顧客との契約に基づいて、当該顧客向けの特種な仕様の製品を提供する場合には、企業は、その製品を別の用途に転用することができないであろう。併せて、契約期間の途中で顧客より解約された場合には、その時点までに発生した費用とこれに対応する合理的なマージンを、企業が対価として収受することが約束されていることがある。こうした2つの条件がそろった場合には、上述(3)の要件が満たされ、収益は契約期間にわたって認識することとなる。

このように、新収益認識基準の実務においては、契約対象の形態(商製品かサービスか工事契約か)等によらない規定の要件に基づいた判断により収益の認識時期が決定されることがとなり、従前の日本基準の実務とは異なる重要な判断が必要となる場合がある。

## 2. 履行義務の充足に係る進捗度 (ステップ5)

新収益認識基準では、IFRS 第15号と同様に、企業は、一定の期間にわたって充足される履

行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する<sup>(21)</sup>。また、企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合に、原則として、収益を認識する<sup>(22)</sup>。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない一方、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、企業は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について回収することが見込まれる発生済みの費用の金額で収益を認識する(原価回収基準<sup>(23)</sup>)<sup>(24)</sup>。他方で、従前の日本基準においては、工事会計基準では、「工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する<sup>(25)</sup>。」とされている。工事会計基準では、進捗度を合理的に見積もることができない場合には、工事完成基準の適用を要求しており、原価回収基準の概念はない。IFRS 第15号を踏襲した取扱いを日本の実務に導入した場合に、工事請負契約等に係る実務に重要な影響を与える可能性が考えられたため、代替的な取扱い<sup>(26)</sup>が設けられている。

## 3. 本人と代理人の区分(ステップ2)

新収益認識基準においては、IFRS 第15号と同様に、顧客との契約に含まれる特定の財又はサービス(もしくは、特定の財又はサービスの束)<sup>(27)</sup>について、顧客との約束の性質に基づき企業が本人もしくは代理人に該当するのかを判定する。その判定の結果に基づいて、収益を対価の総額もしくは、他の当事者が提供する

財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で認識し表示すべきかを決定する<sup>(28)</sup>。ここで、顧客との約束を特定の財又はサービスを企業が自ら提供することが履行義務であると判定する場合には、企業は本人である<sup>(29)</sup>。他方で、顧客との約束を、特定の財又はサービスを他の当事者によって提供されるように企業が手配することが履行義務であると判定する場合には、企業は代理人である<sup>(30)</sup>。なお、本人と代理人との定義に基づいた判定は、概念的で、実務上困難な場合もある。このため、企業が、特定の財又はサービスを提供する前に支配をしているかどうかを判定するときに参照する 3 つの指標が、以下のとおり、例示として提供されている<sup>(31)</sup>。

- (1) 企業が当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対して主たる責任を有していること。
- (2) 当該財又はサービスが顧客に提供される前、あるいは当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転した後において、企業が在庫リスクを有していること。
- (3) 当該財又はサービスの価格の設定において企業が裁量権を有していること。

たとえば、インターネット上でのサービス提供取引等においては、在庫の物理的な移転やこれに伴う責任の移転等が介在しないため、(2)における在庫のリスクに係る検討が必要とされない場合もある。このため、例示として提供された特定の指標のみに着眼して結論付けることなく、本人と代理人の定義への該当を基礎に、例示された指標にとらわれずに他の契約上重要な要素等も併せて総合的に検討することが必要である。

従前の日本基準においては、ソフトウェア実務報告において、「一連の営業過程における仕入および販売に関して通常負担すべきさまざ

まなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスク等）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でない<sup>(32)</sup>。」とする規定が示され、ソフトウェア取引以外において、この規定の考え方が参照される場合もある。また、このような特段の定めのないソフトウェア以外の取引については、損益計算書上で、取引規模や取引量を示す数値をトップラインに表示する意図から、総額表示が利用される場合も多く見受けられていた。このため、新収益認識基準の新たな考え方に基づいた検討の結果、これまで売上高を総額で表示していた取引について、純額での表示に変更しなくてはならない場合も考えられる。また、その逆の場合も考えられる。たとえば、契約上固定手数料が定められている場合でも、値引き他の取り決めにより総額表示が適切な場合も考えられる。

#### 4. 代替的な取扱い

新収益認識基準の規定には、IFRS 第 15 号と同様に、上述した 3 つの実務上の論点以外にも、企業が重要な判断や見積もりを要求される場合が多く含まれる。しかしながら、対象となる取引が、質的量的に重要性がない場合には、このような重要な判断や見積もりによる規定を適用した場合と適用しなかった場合とで、会計数値において重要な差異が生じない場合も考えられる。また、そのような場合には、財務諸表の有用性を高めるという便益に比べて、重要な判断や見積もりに要する企業の負担が大きいということも考えられる。更に、従前の日本基準に基づいて蓄積された実務を配慮した便宜的な対応を含めることへの要望を、ASBJ は、意見募集や公開草案のフィードバックとして受けていた。こうしたことを踏まえ、ASBJ は、従前の日本基準における実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせな

い範囲で、IFRS 第 15 号における取扱いとは別に、11 の個別項目に対する代替的な取扱いを定めている。ASBJ は、「個々の項目の要件に照らして適用の可否を判定することとなるが、企業による過度の負担を回避するため、金額的な影響を集計して重要性の有無を判定する要件は設けていない。<sup>(33)</sup>」としている。このため、企業は、個々の事実や状況に基づき、代替的な取扱いの適用の可否を判断することが要求されている。

この代替的な取扱いについては、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲での導入を ASBJ では決定したが、この代替的な取扱いを導入することは、定量的・定性的な重要性も考慮した実務上の便宜を図り、IFRS 第 15 号の定めと異なる方法を容認していることにつながる。このため、同一取引に、IFRS 第 15 号を適用した結果と、代替的な取扱いを適用した結果とは、異なるおそれがあり、実務適用上で基準間の差異として把握される可能性がある。

## IV 企業実務への多面的な影響

新収益認識基準は、IFRS 第 15 号と同様に、企業の日常的に継続される取引に係る会計処理に影響を与える。このため、新収益認識基準を導入する際の企業の実務への影響は、既に基準の発効日を経過している IFRS 第 15 号と同様に、会計・財務報告にとどまらず、社内の手続や内部統制、データや情報の収集や蓄積、経営管理や監督、これらにとどまらない企業経営全般に影響を与えるものと考えられる。IFRS 第 15 号の移行時に把握されている影響を踏まえて、以下で新収益認識基準の導入に伴う影響として考えられる重要な事項を解説する。

### 1. 会計・財務報告への影響

新収益認識基準への移行に伴って、新たな会計処理を採用することにより、財務報告数値が影響を受けることが考えられる。また、新たな概念や規定が導入されることによって、会計方針や社内の経理規定の変更が必要となる。更に、財務報告数値や会計方針等の変更により、投資家への説明等についても対応をすることも必要となる。

### 2. 手続・内部統制への影響

新収益認識基準の適用によって、企業は、顧客との契約に基づく判断や見積もりが求められる。この結果、これまで、経理部署が直接的に関与していなかった契約内容の確認を対応できるのかという実務的な対応の論点が出てくる。これには、社内の他の関係部署の支援をどのように受けられるのかといった協力体制が基礎となる。また、連結財務諸表の作成に係るグループ内の経理報告体制や内部統制、リスク管理体制の整備と運用の確認等が必要となり、広範囲の部署の対応が必要となる。さらに、新たな会計方針や社内の規定、内部管理体制等に変更する場合に、管理会計をどのような体制・方針で作成・報告するかについても検討が必要となる。この点に関する考察を、「V 財務会計と管理会計の観点からの実務上の課題」において補足したい。

### 3. データ・情報への影響

新収益認識基準の適用により、企業は、これまで会計基準への適用の観点において、あまり重視していなかった顧客との契約内容の詳細についても、ステップ 1 からステップ 5 に含まれる個別の規定の判断や見積もりを行うために、把握し分析することが必要となる。したがって、この把握と分析のために必要な情報やデ

ータを収集し蓄積する仕組みが必要となる。また、これらの情報やデータは、収益の認識という損益計算書のトップラインに影響を与える重要なものであるため、こうした情報やデータの集積と分析を監督する仕組みは不可欠となる。

#### 4. 管理・監督システムへの影響

新収益認識基準の適用によって、上述した財務報告に係る内部統制や情報・データの把握、収集、蓄積、分析等が必要となるため、既存の財務報告や経営管理システムについて、修正を加える必要はないのか、新たなシステムの導入の必要はないのかといった影響の評価が必要となる。特に、個々の顧客との契約や取引を管理するシステムについては、新収益認識基準の適用に必要な情報を提供することができるのかどうかについて早期の検討が必要となる。

#### 5. 企業経営全般への影響

新収益認識基準の適用は、損益計算書のトップラインである売上高や営業収益に影響を与えることから、企業のトップが常にモニタリングしている経営指標、中長期事業計画等にも影響を与える可能性がある。また、顧客との契約内容について、当事者間で慣行上認識している取引実態と契約書の文言が異なるような場合には、契約条件等について見直すことが求められることも考えられる。そのほか、財務報告数値への影響の程度によっては、財務戦略、税務戦略、M&A 戦略等についての企業の重要な戦略的目的、方針や実行のタイミングについて見直しが必要となることも考えられる。更に、売上高や営業収益等を、従業員や役員の業績報酬等の評価の基礎に含めている場合には、財務報告数値への影響の程度によって、評価指標や測定方法等の見直しが必要となることも考えられる。

### V 財務会計と管理会計の観点からの実務上の課題

新収益認識基準の導入と適用は、従前の日本基準の実務に、会計面にとどまらない多様な側面で影響を与え、変化をもたらす可能性があるものと考えられる。たとえば、従前の日本基準を基礎とした管理会計（管理会計目的の情報（管理会計数値））を利用している企業において、新収益認識基準を基礎とした財務会計（財務報告目的の情報（財務報告数値））と一致したものに移行し、財務会計と管理会計の一致を図るべきか否かについても、様々な観点から検討することが必要であると考えられる。

本来、目的適合性や基準準拠性の観点等からは、財務会計と管理会計を一致させることは、必ずしも求められていない。異なる目的で利用される管理会計情報について、財務会計情報と一致させることは、企業内において適時に有用な情報を提供することにつながらない場合もあるであろう。たとえば、管理会計情報の利用頻度や対象の範囲が異なれば、必要な情報の範囲や内容なども財務会計情報とは異なりうるため、会計上の取扱いも異なる方法によることがより望ましいとされる場合もあるであろう。

しかしながら、財務会計と管理会計とについて、異なる会計基準に基づいた情報を基礎とした場合に、企業経営管理を効率的に効果的に実施できるのかという問題が考えられる。特に、収益という対内的にも対外的にも重要な財務数値について、目的別に異なる情報を利用することが適切で有用な情報提供を企業内でできるのかという懸念もあるだろう。

したがって、実務上、財務会計と管理会計とを一致させていくべきかどうかについては、新収益認識基準への移行による収益の認識・測定に係る実務への影響が重要なのかどうか、管理

会計特有の方法として従前の収益認識の取扱いを維持することで有用な情報提供を行うことが今後もできるのか、それとも財務と管理の取り扱いを同時に移行することの負荷を伴っても新収益認識基準に基づく管理会計情報が有用な情報提供に繋がるのかどうか等を検討したうえでの判断が必要なものと考えられる。

特に、売上高や営業収益等という財務諸表上の重要な数値の管理に係るという観点からは、新収益認識基準適用による財務会計への影響が重要で広範囲にわたる場合には、原則として、財務会計情報に基づいて管理会計情報を準備すること（財務会計と管理会計を一致させる）が望ましいだろう。他方で、その場合にも、管理会計目的の情報の作成・報告方法や頻度、目的適合性、適時性、実務上の便宜等を考慮して、財務会計目的の情報に一定の調整を加えた情報を用いて、管理会計を実施するという実務的な対応も考えられる。

## 注

- (1) ASBJ は、平成 27 年 3 月に開催された第 308 回企業会計基準委員会において、IFRS 第 15 号を踏まえた我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討に着手することを決定した。
- (2) 会計基準第 157 項
- (3) IFRS 第 15 号第 2 項では、新収益認識基準で基本となる原則として規定しているものを the core principle として、'the core principle of this Standard is that an entity shall recognise revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services' と説明している。ASBJ でも、IFRS 第 15 号と同様に、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために、基本となる原則を示した（会計基準第 115 項）。
- (4) 会計基準第 16 項
- (5) 会計基準第 17 項

- (6) 会計基準第 19 項では、新収益認識基準を適用するにあたっては、次の(i)から(v)の要件のすべてを満たす顧客との契約を識別するものとしている。このため、新収益認識基準を適用する限りにおいて、いずれか 1 つでも要件を充足しない場合には、会計基準第 25 項の例外に該当する場合を除き、収益認識することは認められていないこととなる。
- (i) 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
- (ii) 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
- (iii) 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- (iv) 契約に経済的実質があること（すなわち、契約の結果として、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額が変動すると見込まれること）
- (v) 顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと。なお、当該対価を回収する可能性の評価にあたっては、対価の支払期限到来時における顧客が支払う意思と能力を考慮する
- (7) 新収益認識基準の定めは、原則として、顧客との個々の契約を対象として適用することとされている（会計基準第 18 項）
- (8) 会計基準第 34 項では、顧客に約束した財又はサービスは、次の(i)及び(ii)の要件のいずれも満たす場合には、別個のものとして、識別して把握することを定めている。
- (i) 当該財又はサービスから単独で顧客が便益を享受することができること、あるいは、当該財又はサービスと顧客が容易に利用できる他の資源を組み合わせることで顧客が便益を享受することができること（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなる可能性があること）
- (ii) 当該財又はサービスを顧客に移転する約束が、契約に含まれる他の約束と区分して識別できること（すなわち、当該財又はサービスを顧客に移転する約束が契約の観点において別個のものとなること）
- (9) 新収益認識基準では、履行義務を「履行義務」とは、顧客との契約において、次の(i)又は(ii)のいずれかを顧客に移転する約束をいうものと定義している（会計基準第 7 項）。
- (i) 別個 of 財又はサービス（あるいは別個 of 財又はサービスの束）
- (ii) 一連の別個 of 財又はサービス（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同

**国際財務報告基準第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえて作成された  
新収益認識基準（日本基準）の適用による企業実務への多面的な影響と課題**

じである複数の財又はサービス)

- (10) 新収益認識基準では、会計基準第 50 項において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」と定義している。また、契約において、顧客と約束した対価にこの変動対価が含まれる場合には、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積るものとしている。
- (11) 新収益認識基準においては、原則として、それぞれの履行義務（あるいは別個の財又はサービス）に対する取引価格の配分は、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額を描写するように行うものとしている（会計基準第 66 項）。このような描写を行うために、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、契約において識別したそれぞれの履行義務に取引価格を配分するものとしている（会計基準第 67 項）。なお、会計基準第 9 項において、独立販売価格とは、財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいうものと定義している。
- (12) 会計基準第 35 項
- (13) 会計基準第 35 項
- (14) 企業会計原則第二 三 B
- (15) 会計基準第 37 項
- (16) 会計基準第 133 項においては、資産からの便益を獲得する方法として、(1) 財の製造又はサービスの提供のための資産の使用、(2) 他の資産の価値を増大させるための資産の使用、(3) 負債の決済又は費用の低減のための資産の使用、(4) 資産の売却又は交換、(5) 借入金の担保とするための資産の差入れ、(6) 資産の保有を例示している。
- (17) 会計基準第 35 項
- (18) 会計基準第 36 項
- (19) 会計基準第 38 項
- (20) 新収益認識基準では、会計基準第 38 項に示されたいずれの要件にも該当しない場合には、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に収益が認識されることとしている（会計基準第 39 項）。
- (21) 会計基準第 41 項
- (22) 会計基準第 44 項
- (23) 会計基準第 15 項において、原価回収基準を、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法と定義している。
- (24) 会計基準第 45 項
- (25) 工事会計基準第 9 項
- (26) 適用指針第 99 項では、代替的な取扱いとし

て、会計基準第 45 項の定めにかかわらず、一定の期間にわたり充足される履行義務について、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積ることができる時から収益を認識することができることを認めている。

- (27) 特定の財又はサービスとは、顧客に提供する別個の財又はサービスあるいは、別個の財又はサービスの束を意味する。適用指針では、この特定の財又はサービス（もしくは、特定の財又はサービスの束）のそれぞれについて、本人と代理人との区分の判定を行うことを要求している（適用指針第 41 項）。
- (28) 適用指針第 39 項、第 40 項および第 135 項
- (29) 適用指針第 39 項
- (30) 適用指針第 40 項
- (31) 適用指針第 47 項
- (32) ソフトウェア実務報告 4 ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方
- (33) 適用指針第 164 項

## 参考文献

- 企業会計基準委員会 [2006] 実務対応報告第 17 号『ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い』
- 企業会計基準委員会 [2007] 企業会計基準第 15 号『工事契約に関する会計基準』
- 企業会計基準委員会 [2007] 企業会計基準適用指針第 18 号『工事契約に関する会計基準の適用指針』
- 日本公認会計士協会 [2009] 会計制度委員会研究報告第 13 号『我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS 第 18 号「収益」に照らした考察－』
- 企業会計基準委員会 [2018] 企業会計基準第 29 号『収益認識に関する会計基準』
- 企業会計基準委員会 [2018] 企業会計基準適用指針第 30 号『収益認識に関する会計基準の適用指針』
- 川野克典 [2014] 「国際会計基準と管理会計－日本企業の実態調査を踏まえて－」『商学論纂』（中央大学）第 55 巻第 4 号 44-65 頁
- 万代勝信 [2015] 「わが国への収益認識基準の導入へ向けて」『會計』第 188 巻第 3 号 267-280 頁
- 高橋賢 [2017] 「財管一致の会計に関する一考察」『産業経理』第 77 巻第 1 号 70-78 頁
- 鈴木理加 [2017] 「収益の額の算定」『企業会計』第 69 巻第 11 号 46-54 頁
- 辻山栄子・三上幸彦・今給黎真一・鈴木理加・川西昌博・小賀坂敦 [2017] 「『収益認識に関する会計基準（案）』の公表を受けて」『季刊会計基準』第

58 卷 6-33 頁  
山田浩史 [2018] 「財務諸表作成者から見た 収益認識会計基準（案）の課題と展望」『會計』第 193 卷第 4 号 367-381 頁  
小澤義昭 [2018] 「財務諸表監査の観点から見た 収益認識会計基準（案）の課題」『會計』第 193 卷第 4 号 382-391 頁  
鈴木一水 [2018] 「収益認識会計基準（案）の税務会計の立場からの評価」『會計』第 193 卷第 4 号 392-403 頁  
西川郁生（編）秋葉賢一，長谷川茂男，石川博行，柳良平 [2016] 『企業価値向上のための財務会計リテラシー』日本経済新聞出版社

伊藤邦雄 [2018] 『新・現代会計入門 第 3 版』日本経済新聞出版社  
PwC あらた有限責任監査法人（編）[2018] 『収益認識の会計実務 基本・応用・IFRS 対応』中央経済社  
PwC あらた有限責任監査法人（編）[2016] 『IFRS 「収益認識」プラクティス・ガイド』中央経済社  
PricewaterhouseCoopers [2018] Five ways the new accounting standard for revenue recognition can affect your business this year (<https://www.pwc.com/us/en/private-company-services/publications/assets/pwc-new-accounting-standard-business-implications.pdf>)



Ⅲ 西日本部会・統一論題報告

## 証券市場における IFRS 適用とローカリゼーション —ドイツ型会計に属する諸国における会計基準選択—

潮 崎 智 美  
九州大学

### 要 旨

本稿の目的は、証券市場において広がりを見せる IFRS 適用という現象のなかで、ドイツ型諸国において進行しているローカリゼーションの実態を明らかにするとともに、その原因を追究することである。IFRS の適用は、大陸型（フランク・ジャーマン型）会計制度にとっては英米型（アングロ・アメリカン型）という異なる類型に属する「外生的会計基準」の導入を意味する。それゆえ、大陸型会計に属する国々の方が英米型に属する国々よりも IFRS の適用が困難であると予測される。このような前提のもとに、同じ類型に属する会計制度においては IFRS の導入に際しても同じ変化の方向性が見られるのではないか。変化の方向性が違うのであれば、その違いはなぜ生じるのか。これらの問いに対する示唆を得ることも本稿の目的である。また、本稿は、大陸型のなかでもとりわけドイツ型会計に位置づけられるドイツおよびスイスの規制機関および企業の IFRS 適用を分析対象として取り扱う事例研究である。1960 年代以降国際会計研究において展開されてきた会計の類型化論は、IFRS が任意適用される市場セグメントを残しているという共通点を持つドイツとスイスにおいては今なお有効である。しかしながら、スイスにおいて IFRS が強制適用される市場セグメントがなくなったというドイツとの相違点については、2 国間で変化の方向性が異なる要因をさらに分析する必要がある。その要因には例えば、EU 加盟の有無、証券市場・製造業企業・中小企業の重要性における相違などが考えられる。

## I はじめに

証券市場のグローバル化を背景とした 2005 年欧州連合 (European Union: EU) 規制市場上場会社の連結財務諸表に対する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 強制適用を経て、財務報告領域におけるグローバル・スタンダードである IFRS が世界的に普及している。しかしながら、先行研究によれば、IFRS が「制度」的に強制適用されてもなお、「実務」には各国間に相違が残されていることが明らかにされている (例えば、Nobes [2008] [2011] [2013] など)。また、「IFRS 適用に伴う影響」を国際比較した先行研究では、分析対象とした各国・地域の制度的要因が異なるため、その影響にも各国間で相違があることが明らかになっている (例えば、Christensen *et al.* [2013] など)。ここにおいて、IFRS の適用は、大陸型 (フランク・ジャーマン型) 会計制度にとっては英米型 (アングロ・アメリカン型) という異なる類型に属する「外生的会計基準」(徳賀 [2000]) の導入を意味する。それゆえに、大陸型諸国の方が英米型諸国よりも外生的会計基準である IFRS の適用が困難であると予測される。

本稿の目的は、証券市場において広がりを見せる IFRS 適用という現象のなかで、ドイツ型諸国において進行している会計基準のローカリゼーションの実態を明らかにするとともに、その原因を追究することである。本稿において、会計基準のローカリゼーションとは、証券市場におけるグローバル・スタンダードとして一般に認められている IFRS を各国の環境に適合させて導入することをいうが、一概に会計基準のローカリゼーションとは言っても、様々なレベルでのローカリゼーションが考えられる。それゆえ、本稿では会計基準選択におけるロー

カリゼーションに焦点を絞り、会計基準のローカリゼーションを、規制機関によっていったん IFRS が強制適用されたものの何らかの理由によって後に local GAAP への任意適用へと回帰すること、あるいは企業がいったん IFRS を適用したものの何らかの理由によって後に local GAAP 適用へと回帰することに限定して議論を進める。この議論のなかで、同じ類型に属する会計制度においては IFRS の導入に際しても同じ変化の方向性が見られるのではないか。変化の方向性が違うのであれば、その違いはなぜ生じるのか。これらの問いに対する示唆を得ることも本稿の目的である。

また本稿は、大陸型のなかでもとりわけドイツ型会計に位置づけられるドイツおよびスイスの規制機関および企業の IFRS 適用を分析対象として取り扱う事例研究 (ケース・スタディ) である。会計制度における IFRS 導入を分析するにあたって、ドイツ型を事例として取り上げるのには、以下のような理由がある。1 つめは、ドイツ型のもつ制度的・実務的経験である。ドイツ企業もスイス企業も 1990 年前後から自主適用を開始し、他国に比して早い段階で IFRS 任意適用が開始されて IFRS が制度化され、実務に普及した。そうしたことから、ドイツ型の制度および企業の事例は、IFRS 導入の先端事例として、検討するに値するものと考えられる。2 つめは、ドイツ型諸国を対象とした IFRS 適用の影響に関する豊富な研究蓄積である。他国よりも豊富な IFRS 導入に関する制度的・実務的経験を有しているために、特にドイツの事例は国際的にも注目され、先行研究において最も頻繁に分析対象国として取り上げられてきた。

それにもかかわらず、IFRS 強制適用から 10 年以上を経て、大陸型企业に見られる企業の IFRS 非適用、つまり local GAAP 適用への回

帰傾向が観察される。さらに、とりわけスイスの事例において注目すべきは、後述するように、2005 年に Main Standard 市場において IFRS 強制適用を開始したのにも関わらず、2015 年以降市場再編して IFRS 任意適用へと回帰した点である。このような制度変化は他国に例を見ず、逸脱事例として取り上げる価値が大いにある。

ドイツ型企業に限らず IFRS 適用が及ぼす経済的影響に関する先行研究は数多いが、IFRS 非適用、つまり IFRS 適用の回避という規制機関や企業の行動を取り上げた先行研究は少ない。また、ドイツ型の証券市場の規模は英米型会計をもつ先進国に比して非常に小さい一方で、経済における非上場中小企業の重要性の割合が高いために、上場企業のみを分析対象とした実証研究では IFRS 適用というグローバルな現象をローカルな文脈で的確に分析することはできない。そのような点においても、本稿は先行研究に追加的な発見をもたらすことができると期待される。

以上のような問題意識から、本稿では、伝統的に大陸型に位置付けられてきた国々の中でもとりわけドイツ型（ゲルマン型）に属するドイツおよびスイスを分析対象として、それぞれの国における 2005 年以降の証券市場のための会計制度・会計実務における会計基準選択を分析する。そのために、Ⅱではドイツおよびスイスにおける IFRS 導入の制度的背景を検討したうえで、Ⅲではドイツおよびスイス企業の IFRS 非適用のインセンティブを明らかにし、Ⅳにおいて結論と今後の課題を示す。

## Ⅱ IFRS 導入の制度的背景

本節では、ドイツおよびスイスにおける IFRS 導入の制度的背景を検討し、両国の制度

的対応の共通点と相違点を明らかにする。

### 1. 制度的背景：ドイツ

ドイツ会計制度への IFRS 導入は、その法的強制力という点から (1) 自主適用期（～1997 年）、(2) 任意適用期（1998 年～2004 年）、(3) 強制適用期（2005 年～）という 3 つの時期に大別することができる。

1980 年代後半以降、証券市場・企業活動（とりわけ資金調達活動）のグローバル化や EU 統合の進展などの外的刺激だけでなく、EU 域内におけるドイツ証券市場の地位向上やドイツ企業の国際的競争力の向上といった内的認識が変化を促し、ドイツの会計制度や企業に変化を迫った。第 1 期は、1993 年 Daimler-Benz のニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange: NYSE）上場を嚆矢として、ドイツ大企業が米国において一般に認められた会計原則（US Generally Accepted Accounting Principles: US GAAP）や国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）を自発的に適用し始めた自主適用期である。この時期、ドイツ大企業が NYSE やロンドン証券取引所（London Stock Exchange: LSE）をはじめとする国際資本市場での資金調達の円滑化<sup>①</sup>を目的として、US GAAP や IAS を矢継ぎ早に自主的に適用した。1997 年には、フランクフルト証券取引所にベンチャー向け市場である Neuer Markt が開設され<sup>②</sup>、そこで US GAAP または IAS 準拠が当該市場への上場基準として要求されたことから、Neuer Markt の拡大に伴って IAS/US GAAP 採用企業数が増加した。

このようなドイツ大企業や Neuer Markt 上場企業における IAS/US GAAP 採用拡大の動きへの対応のため、ドイツ政府は、他の EU 加盟国に比してかなり早い段階で IFRS 導入に対

する制度的対応を開始した。1998 年「資本調達容易化法 (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz: KapAEG)」の施行により、一定のドイツ企業に対する IAS/US GAAP への準拠が法的に認められたのである。第 2 期は、この任意適用期である。さらに、任意適用期は、IFRS 強制適用を定めた IAS 適用規則 (1606/2002) が公表された 2002 年を境として、任意適用前期と任意適用後期に区分できよう。それは、企業の会計基準選択行動はこの EU の決定に大きく依存すると考えられるためである。IFRS 任意適用企業は、会計制度改革が進行するにつれて、次第に拡大してきた。

第 3 期は、EU の IAS 適用規則 (1606/2002) が適用された 2005 年に始まる強制適用期である。当該規則を受けてドイツ国内では、2005 年以降規制市場上場会社および上場申請会社 (以下、資本市場指向企業という) に対して連結財務諸表への IFRS 適用が義務化された。2005 年には例外措置とされた社債発行会社および US GAAP 採用会社についても 2007 年以降 IFRS が義務付けられた (以上、ドイツの制度的背景について詳しくは潮崎 [2009] [2016] などを参照)。

## 2. 制度的背景：スイス

スイス会計制度への IFRS 導入はその法的強制力という点から (1) 自主適用期 (～1995 年)、(2) 任意適用期 (1996 年～2004 年)、(3) 強制適用期 (2005 年～2015 年)、(4) 任意適用期 (2015 年～) という 4 つの時期に大別することができる。

政府の自由主義的な規制と極めて原則主義的な会計基準設定<sup>③</sup>のために、会計規制においても、スイスにおいては 1980 年代以降パブリック・セクターによる法規制よりもプライベート・セクターの専門家による規制が指向されて

きた (Achleichter, 1995b : 訳書 338 頁)<sup>④</sup>。さらに、証券取引規制においても、自己規制の考えに基づいて、財務報告規制はスイスの各証券取引所に委ねられている。このように、詳細な法規制が存在しない自主規制期においてさえ IFRS が広範にスイス企業によって自主適用されたのは、国際的に認められる会計基準の必要性が存在したためである。1989 年にはすでに Nestlé や Roche といったスイスの国際的大企業が IAS に準拠した財務諸表を作成していたが、1992 年にスイスが国民投票により EU および欧州経済領域 (European Economic Area: EEA) への不参加を決定して以来、多くの上場会社が EU 指令ではなく US GAAP や IAS といった国際基準を指向するようになった (Bertschinger [2001] pp. 2523-2525 : 訳書 242-245 頁)<sup>⑤</sup>。スイスは、会計の国際的影響をより大きく受けたため、ドイツよりも早い時点で国際的な会計基準への適応に成功したのである (Achleichter, 1995b : 訳書 338 頁)。

1996 年のスイス証券取引所 (SWX) の開設以降、Main Market の上場企業に対しては国際基準 (IAS/IFRS または US GAAP) あるいはスイス基準から選択適用が認められ、IFRS は制度的に任意適用とされてきた<sup>⑥</sup>。スイスにおいて IFRS の強制適用が開始される 2005 年 1 月 1 日までの第 2 期が、この任意適用期にあたる。ドイツと同様スイスの場合も、任意適用期は EU において IFRS 強制適用が決定された 2002 年<sup>⑦</sup>を境として、前期と後期に区分できる。具体的には、2002 年 11 月 11 日の SWX の上場審査会の会合で、Main Market に上場している企業については国際基準 (IFRS または US GAAP) しか認められないという決定が下されたのである (中嶋 [2005], 32 頁)。この時期、SWX は、Main Market, SWX local Caps, 不動産会社、投資会社に区分されていた。

2005 年、SWX は、市場セグメントを Main Standard, Domestic Standard, 不動産会社、投資会社の 4 つに再編し、Main Standard 市場への上場企業に対して国際基準 (IFRS または US GAAP) を強制適用した一方で、Domestic Standard 市場への上場企業に対しては国際基準とスイス基準からの任意適用とした。第 3 期は、スイスが EU 規制市場での IFRS 強制適用と歩調を合わせて Main Standard 市場での IFRS の強制適用を開始する 2005 年からの 10 年間<sup>(8)</sup>である。しかしながら、世界金融危機を経て、2008 年以降、Main Standard 市場から Domestic Standard 市場に市場セグメントを変更してスイス基準に準拠する企業数が増加してきた。2012 年には企業が適用基準を自国基準に戻す第 2 の波が到来し、さらに Siegfried Holding, Mobilzone Holding, PubliGroup などの企業が IFRS からスイス基準へと会計基準を変更した。これらの変更企業は主に中小企業であったが、2012 年 10 月 3 日にスイス株価指数 (Swiss Market Index: SMI) を構成するほどの大企業である Swatch Group が自国基準への変更をアナウンスしたことは市場に大きな衝撃を与えた (以上、詳しくは Deloitte [2013], 中嶋 [2013] [2015], Glanz [2016], Fiechter *et al.* [2017] などを参照せよ)。この Swatch Group の IFRS からスイス基準への変更は、スイス証券取引所 (SIX) の上場規定を変更させるほどの影響力を持ち、2015 年 9 月末に再度市場が再編され、Main Standard 市場では国際基準 (IFRS または US GAAP) またはスイス基準からの選択適用となり、任意適用へと回帰することとなり、第 4 期に入るのである。

以上のように、ドイツとスイスとでは IFRS 導入に関して自主適用→任意適用→強制適用という経緯を辿ったという共通点が見出されるものの、現在ではスイスが任意適用に回帰し

た点に相違がある。

### Ⅲ ドイツ型企業による IFRS 非適用の実態とそのインセンティブ

それでは、前節で検討したようなドイツ型制度のもとで、どの程度の企業が local GAAP を採用したり、なぜ local GAAP に回帰したりしているのだろうか。

#### 1. ドイツ型企業の会計基準選択

以下では、ドイツ型企業の IFRS 適用状況を分析するために、Bureau van Dijk 社のデータベース Osiris から、ドイツおよびスイスを本拠地とする上場企業 (サンプル数はそれぞれ 765 社、258 社) を抽出して両者の傾向を分析する。サンプル企業が上場している主要な証券取引所は、表 1 に示されている。多くの企業が自国の証券取引所を主要取引所と位置付けているが、地理的・経済的理由から国内の市場を主要な取引所としていない企業も存在する。具体的には、外国の証券取引所を主要な取引所としている企業が、ドイツ企業が 15 社、スイス企業に至っては 31 社存在しているのである。このように、外国の証券取引所を主要な取引所とするスイス企業が一定数存在することから、スイス国内に IFRS を強制適用する市場セグメントをもつ必要性が存在しなくなった可能性がある。その外国の証券取引所のなかでもとりわけドイツ語圏の証券市場を選択して資金調達を行っているスイス企業の割合が高いことが注目される。

次に、両国の証券市場の状況について確認しておきたい。ドイツには、証券取引所が国内に 10 ヶ所存在する。そのうち、先物やエネルギーの取引所を除いた株式市場は、フランクフルト、ベルリン、デュッセルドルフ、ハンブルグ、

表1 サンプル企業の主な上場取引所

| ドイツ企業                          |     | スイス企業                                               |     |
|--------------------------------|-----|-----------------------------------------------------|-----|
| Börse Frankfurt                | 524 | Swiss Exchange (SWX)                                | 213 |
| Börse Berlin                   | 67  | Bern Stock Exchange                                 | 14  |
| Börse München                  | 50  | Börse Frankfurt                                     | 6   |
| Börse Hamburg                  | 47  | Euronext Paris                                      | 5   |
| Börse Düsseldorf               | 42  | NASDAQ National Market                              | 5   |
| Börse Stuttgart                | 20  | Nasdaq OMX - Stockholm                              | 4   |
| Wiener Börse                   | 4   | New York Stock Exchange (NYSE)                      | 3   |
| XETRA Stock Exchange           | 3   | Wiener Börse                                        | 2   |
| 上場廃止                           | 2   | Athens Stock Exchange                               | 1   |
| Euronext Paris                 | 2   | Börse Berlin                                        | 1   |
| Australian Securities Exchange | 1   | Börse Hamburg                                       | 1   |
| Euronext Amsterdam             | 1   | Börse Stuttgart                                     | 1   |
| New York Stock Exchange (NYSE) | 1   | Borsa Italiana - MTA (Mercato Telematico Azionario) | 1   |
| OTC Bulletin Board             | 1   | Warsaw Stock Exchange                               | 1   |
| 合計                             | 765 | 合計                                                  | 258 |

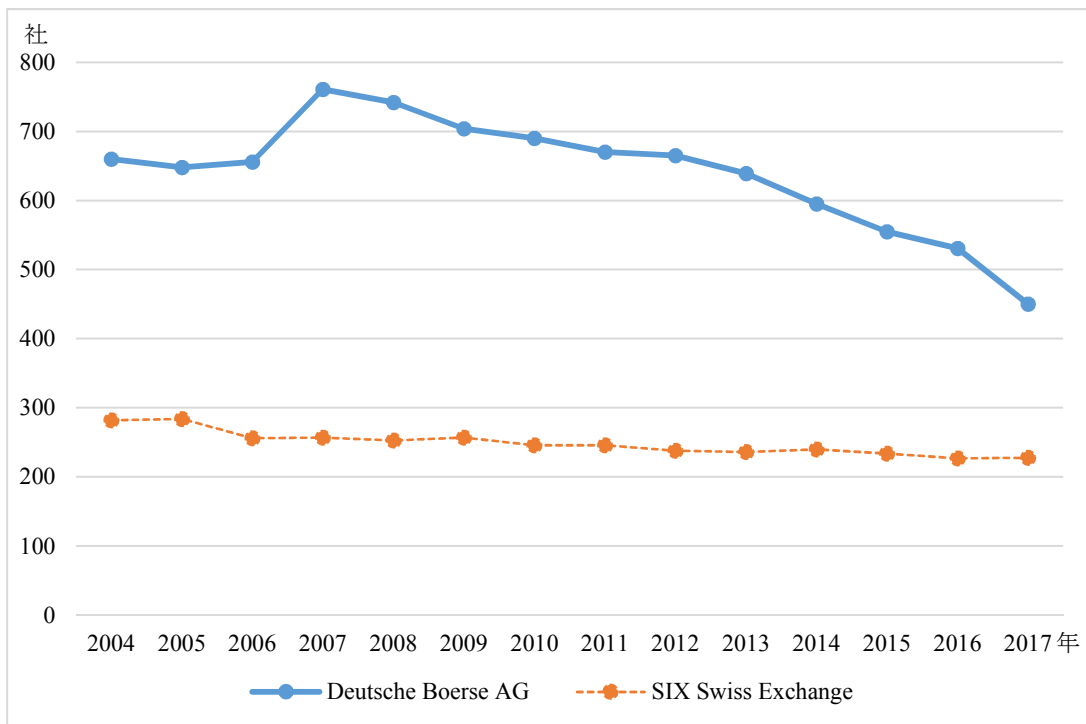
注：網掛けは国内の取引所。

ミュンヘン、シュツットガルトの6ヶ所にある（潮崎 [2016], 74 頁）。一方、スイス国内には、スイス証券取引所（チューリッヒ）およびベルン証券取引所の2ヶ所がある。

表2には各国最大の証券取引所である法兰克福証券取引所およびスイス証券取引所の上場企業数の推移、表3は両市場の株式時価総額の推移を示している。スイス証券取引所の上場企業数がほぼ横ばいである一方で、法兰克福証券取引所のドイツ上場企業数は、2013年から2017年にかけて、520社から410社へと減少した。このような上場企業数の減少は、規制市場におけるIFRS強制適用、コーポレート・ガバナンス・コード、その他の様々な報告開示義務が特に小企業にとってコストがかかるために一定の企業が上場廃止をしたためであると考えられているが、その他の主要な要

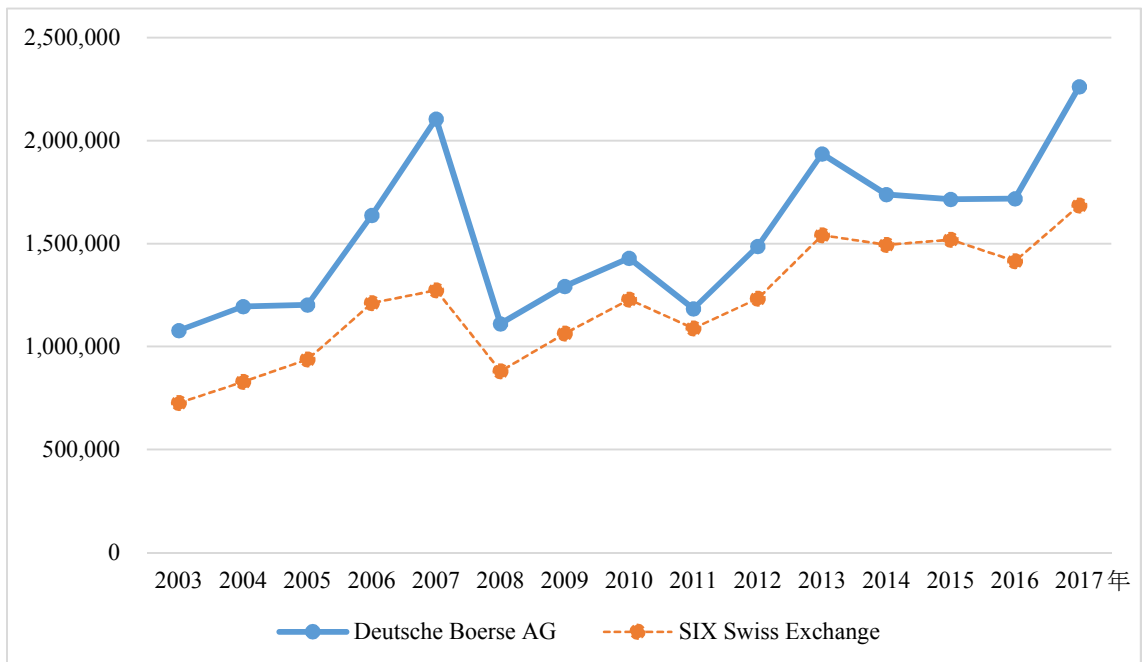
因としてScale市場への市場再編に伴う上場企業数の減少がある（ARD [2017]）<sup>9)</sup>。法兰克福証券取引所は、従前、IFRSが強制適用されるPrime Standard市場およびGeneral Standard市場と、IFRSが任意適用であるEntry Standard市場という3つの市場セグメントに区分されていたが<sup>10)</sup>、2017年3月にEntry Standard市場が中小企業の資金調達のためのScale市場として再編された。会計不祥事の防止および市場への信頼性向上のために、Scale市場では企業により厳しい発行・流通要件が課せられるようになり、当該市場への上場企業は大幅に減少した。具体的には、Entry Standard市場に上場していた企業143社のうち38社しかScale市場への上場が認められず、その他の企業はQuotation Boardに組み込まれたのである（ARD [2017]）。

表2 フランクフルト証券取引所およびスイス取引所の上場企業数



出所：WFE [2018] より筆者作成。

表3 株式時価総額 (USD millions)



出所：WFE (2018) より筆者作成。

表 4 市場セグメント別サンプル企業数（社）

| フランクフルト証券取引所     |     | スイス証券取引所                   |     |
|------------------|-----|----------------------------|-----|
| Prime Standard   | 269 | Main Standard (IFRS)       | 129 |
| General Standard | 127 | Main Standard (US GAAP)    | 5   |
| Scale            | 46  | Main Standard (Swiss GAAP) | 116 |
| 市場不明             | 82  | 市場不明                       | 8   |
| 合計               | 524 | 合計                         | 258 |

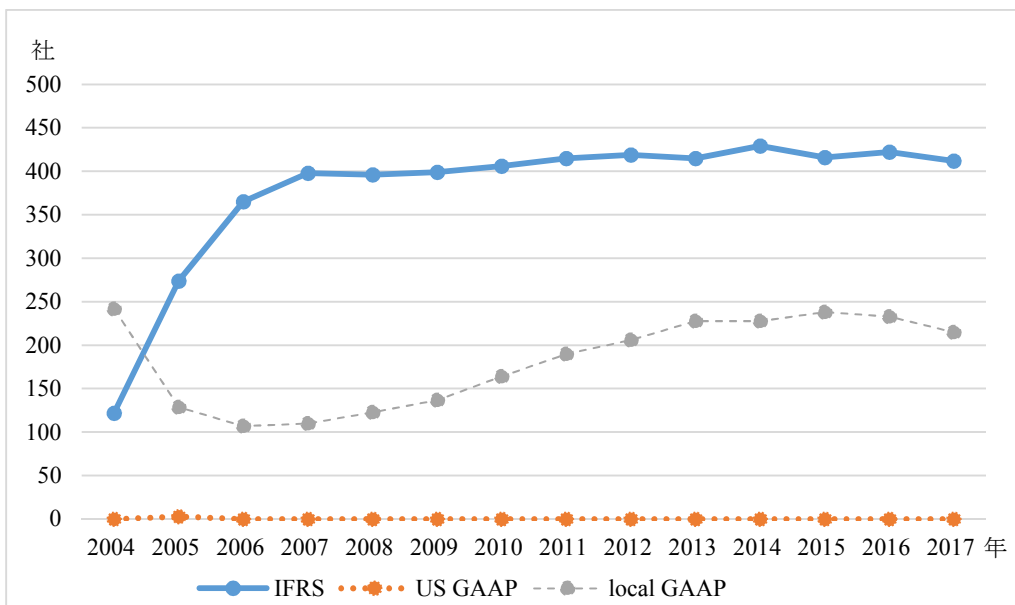
表 4 は、ドイツ市場のうち最大規模のフランクフルト証券取引所に上場するサンプル企業 524 社を市場セグメント別に分類したものである<sup>(11)</sup>。表 4 に示されている市場不明企業 82 社のうち約半数は、現在 **Quotation Board** で取引されている。

同じく表 4 には、スイス市場のうち最大規模のスイス証券取引所に上場する企業 258 社を市場セグメント別に分類したものを示している<sup>(12)</sup>。前述の通り、スイス証券取引所は 2015 年以降市場セグメントが基準別に区分されることとなった。

適用基準ごとに区別されているスイス証券取引所とは異なり、フランクフルト証券取引所への 3 つの市場セグメントに上場する企業には IFRS 適用企業と自国基準適用企業とが混在している。そのため、適用基準別上場企業数を見る必要がある。

表 5 には IFRS 強制適用前年度の 2004 年度から 2017 年度までのドイツ企業の会計基準選択を示している。任意適用期から強制適用期にかけて、IFRS 適用企業が増加する一方で、2006 年を底として local GAAP 適用企業が増加していることがわかる。

表 5 ドイツ企業の会計基準選択

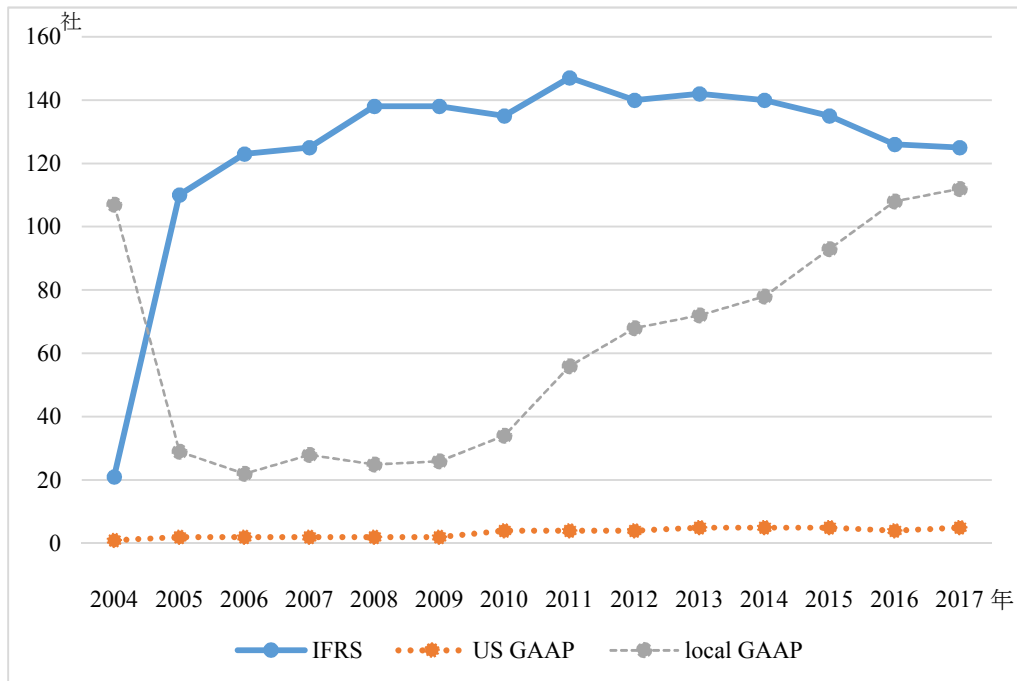




さらに、表 6 には IFRS 強制適用前年度の 2004 年度から 2017 年度までのスイス企業の会計基準選択を示している。ドイツの事例と同様、任意適用期から強制適用期にかけて、IFRS

適用企業が増加する一方で、2006 年を底として local GAAP 適用企業が増加していることがわかる。

表 6 スイス企業の会計基準選択



## 2. ドイツ型企业における IFRS 非適用のインセンティブ

それでは、一定数のドイツ型企业はなぜ local GAAP を適用（つまり IFRS を非適用）しているのでしょうか。さらに、これらの企業が増加している理由は何でしょうか。

証券市場におけるドイツ企業の local GAAP 適用（IFRS 非適用）に関する先行研究においては、強制適用下においても例外要件が存在するため local GAAP を採用する企業が一定数存在すること、ドイツおよびフランスを例として、証券取引所が自国企業の要請を受けて local GAAP が適用可能な市場を設置した結果、IFRS が任意適用となっているケースが存在するこ

と、IFRS が任意適用となっている市場で IFRS から local GAAP へと基準を変更したり上場市場セグメントの変更や上場廃止によって local GAAP へと回帰したりする企業が存在することが明らかになっている（詳しくは、潮崎 [2016] を参照）。しかしながら、その適用根拠や適用企業の属性については先行研究がほとんどなく、十分に明らかになっていない。

一方、スイスの local GAAP 適用企業の適用根拠や適用企業の属性についてはわずかながら先行研究が存在する。スイス中小上場企業の local GAAP 適用理由を探った Pfaff und Hermann [2012] は、2008 年から 2011 年の間に IFRS からスイス基準へと適用会計基準を

変更したスイス企業 16 社を対象として、その変更理由がどのようなものか、変更が企業の財務報告にどのような影響を及ぼしたかを分析した。それらの分析を通じて、基準選択に関わる重要な特徴として、(1) 主要株主、(2) 取締役会とグループ経営者の国籍、(3) 国際化の程度といった 3 つの特徴を明らかにし、次のような点を指摘した。

- (1) 主要株主がスイス在住であり、議決権株式によって経営を支配しており、彼らの代理人とともに取締役会に影響を及ぼすことができるため、自国基準に基準変更をしても、主要株主への情報提供に対して全く影響を及ぼさない。
- (2) スイス基準に変更したすべての対象企業は、取締役会がスイス人に支配されている。経営陣、例えばすべての CFO の国籍はスイスであり、スイスで高等教育を受け、長い間スイス会計実務を行った経験を有する。
- (3) 分析対象企業は国際業務を行う企業であるとはいえ、スイス本国に強力な本社がある企業である。さらに、1 社を除き、主要マーケットがスイスまたはその周辺の欧州諸国であった。そのため、このような状況では、グループ内部において外国事業体の独自性や影響を会計に及ぼすことはほとんどできない。

また、Fiechter *et al.* [2017] は、2008 年から 2013 年までに IFRS からスイス基準に基準を変更し、IFRS 適用を回避したスイス上場企業 34 社の基準変更の理由を明らかにした (表 7)。それによれば、主な理由は、①IFRS の複雑性が高いまたは多い、②IFRS のもとでの報

告に係る管理費用が高いまたは増加する、③スイス基準は「真実かつ公正な概観」に基づいている、④IFRS のもとでの報告における透明性または開示の質はスイス基準のもとでの報告と比較可能であるといったものであった (Fiechter *et al.* [2017], p.16)。さらに、Fiechter *et al.* [2017] は、中小企業は IFRS 適用のネット・ベネフィットを受けにくいことを指摘したうえで、インサイダー所有が高く、外国人投資家が少ない小規模な企業が、IFRS からスイス基準に変更する傾向があることを明らかにした。

スイス大企業による local GAAP 適用の根拠の具体的事例として、スイス制度の local GAAP 回帰の転換点となった Swatch Group の IFRS からスイス基準への会計基準変更について見てみよう。Swatch Group は、2012 年 10 月 3 日に公表されたプレス・リリースでは次のような理由を述べている (Swatch Group [2012])。

Swatch Group の取締役会は、本日の取締役会会議で当グループの会計実務を IFRS からスイス基準へと変更することを決定いたしました。本変更は、2013 年 1 月 1 日に履行されます。スイス基準は、スイス企業としての Swatch に対して、Swatch Group のような製造業企業にとって理想的である認められた会計実務の採用を認めています。コスト・ベネフィット比率が妥当であり、スイスの製造業企業の特別なニーズが配慮されています。本基準変更を行うことにより、Swatch Group は、IFRS の場合よりも、より実務的でより理論を抑えた会計実務へと回帰いたします。

ここにおいて、local GAAP 適用の根拠として、製造業のための会計であることおよびコスト・ベネフィットが挙げられている点が注目さ

表 7 プレス・リリースに述べられた理由

| プレス・リリースに述べられた理由                                       | 数  | %   |
|--------------------------------------------------------|----|-----|
| 主な理由                                                   |    |     |
| IFRS の複雑性が高いまたは多い                                      | 22 | 81% |
| IFRS のもとでの報告に係る管理費用が高いまたは増加する                          | 18 | 67% |
| Swiss GAAP は「真実かつ公正な概観」に基づいている                         | 16 | 56% |
| IFRS のもとでの報告における透明性または開示の質は Swiss GAAP のもとでの報告と比較可能である | 13 | 48% |
| その他の理由                                                 |    |     |
| Swiss GAAP は堅実で、信用できる会計基準である                           | 8  | 30% |
| 認められる場合には、IFRS のもとで用いられるのと同じの方法が Swiss GAAP のもとでも用いられる | 7  | 26% |
| 米国企業に対して IFRS が認められているので、より複雑で、予想されるコストが高い             | 6  | 22% |
| Swiss GAAP のルールは、企業の事業の複雑性を補足するのに十分であり、より適している         | 4  | 15% |
| IFRS には多くの開示要件がある                                      | 4  | 15% |
| Swiss GAAP は基本に焦点を当てている                                | 3  | 11% |
| IFRS は近年過度に US GAAP とコンバージェンスしてきた                      | 2  | 7%  |
| IFRS の詳細な開示要件は企業秘密に関する開示につながる                          | 2  | 7%  |
| Swiss GAAP の報告コストは中小企業にとって受け入れられるものである                 | 2  | 7%  |
| IFRS から Swiss GAAP への変更による会計上の変更はわずかである                | 2  | 7%  |
| Swiss GAAP は包括的な会計ルールの集合体である。                          | 1  | 4%  |
| IFRS から Swiss GAAP への変更は、企業の資本調達力に悪影響を及ぼさない            | 1  | 4%  |
| IFRS と Swiss GAAP の概念フレームワークは類似している                    | 1  | 4%  |
| Swiss GAAP は国際的なスイス企業に適している                            | 1  | 4%  |
| IFRS の適用はバイアスのある財務報告につながる                              | 1  | 4%  |
| Swiss GAAP のもとではコスト・ベネフィット比率が適度である                     | 1  | 4%  |

出所：Fiechter *et al.* [2017], p.16.

れる。

最後に、スイス規制機関による local GAAP 適用根拠を検討するために、スイス会計基準設定主体である FER の主張を見てみると、次の点が挙げられている（FER [2018]）。

- (1) 我々の 2020 年までのビジョン：利用者の活発なコミュニティの中での高品質

な会計基準

- (2) スイス基準はスイスにおける産業特殊的な性格と条件を考慮している。
- (3) スイス基準は比較的変更がすくない安定的な一組のルールである。
- (4) スイス基準は実務上の問題に焦点を当てている。
- (5) スイス基準のモジュラー・デザインは、

特に小企業に特に興味を持たせるものである。

(6) スイス基準に準拠して行われた会計および報告は、透明性を向上させ、コミュニケーションを改善し、信用と信頼を増す。

(7) スイス基準の改訂ウェブサイトについてもっと学ぼう。

ここにおいて、スイス基準の品質やスイス企業への適合性といった根拠によって local GAAP 適用を正統化している点が注目される。

以上で取り上げたようなスイスに関する先行研究の成果や企業・規制機関の主張を総合すれば、IFRS 非適用のインセンティブは、企業（ミクロ）レベルとしては、株主、取締役会、マーケットの国際性の程度の低さにあり、国（マクロ）レベルでは、証券市場における local GAAP 適用がとりわけ製造業企業や中小企業にとって十分に有効であるとの共通認識が存在していることにあるといえよう。

## IV おわりに

ドイツ（フランクフルト証券取引所）においては、市場区分別に IFRS 適用が行われており、Prime Standard および General Standard 上場企業に対しては原則 IFRS 強制適用、Entry Standard（のちの Scale）上場企業に対しては IFRS 任意適用とされてきた。その結果、2005 年以後もなお全上場企業の約 2 割の企業が local GAAP であるドイツ基準を採用しているという状況にある。しかしながら 2017 年の Entry Standard 市場から Scale 市場への市場再編に伴い、local GAAP を適用する企業が減少している。一方のスイス（スイス証券取引所）においては、2005 年 EU 加盟国ではないのに

もかわらず、ドイツと同様に市場を Main Standard 市場と Domestic Standard 市場に区分し、Main Standard 上場企業に対しては国際基準（IFRS または US GAAP）強制適用、Domestic Standard 市場上場企業に対しては国際基準任意適用とした。しかしながら、その後、多くの企業が IFRS 任意適用である Domestic Standard 市場へと市場変更をしたうえで IFRS から local GAAP であるスイス基準へと基準変更する企業が増加したこと、さらにはスイスの代表的大企業である Swatch Group が 2013 年に IFRS からスイス基準へと基準変更したことを契機として規制が変更され、現在は IFRS 適用は任意とされることとなっている。その結果、現在では約 4 割の企業が local GAAP であるスイス基準を採用しているという状況にある。

1960 年代以降国際会計研究において展開されてきた会計の類型化論は、IFRS が任意適用される市場セグメントを残しているという共通点を持つドイツとスイスにおいては今なお有効である。しかしながら、スイスにおいて IFRS が強制適用される市場セグメントがなくなったというドイツとの相違点については、2 国間で変化の方向性が異なる要因をさらに分析する必要があるが、それには例えば、EU 加盟の有無、証券市場・製造業企業・中小企業の重要性における相違などが考えられよう。この問題については今後の課題として残されている。

## 注

- (1) その背景には、国際資本市場におけるドイツ商法典準拠財務諸表の信頼性が低下したという問題がある。詳しくは、潮崎 [2000] を参照されたい。
- (2) 1997 年にベンチャー市場として創設されたドイツの Neuer Markt は、上場企業の会計不祥事

が続いたために 2003 年 6 月に解体された。その後新興企業や中小企業の資金調達需要のために Entry Standard が創設されたが、再び閉鎖されたという繰り返される歴史がある（詳しくは潮崎 [2016]）。その後 2017 年 3 月に中小企業のための市場として Scale 市場が創設されている。

- (3) その証左として、IFRS の基準書は約 3,000 頁である一方、スイスの基準書は 200 頁にしかすぎないという点が挙げられる (IFMA [2014])。
- (4) 1984 年にスイス会計基準審議会 (Fachempfehlungen zur Rechnungslegung: FER) が設立され、スイス会計基準 (Swiss GAAP FER) を公表してきた。
- (5) そして、株主や監査人もまたスイスの代表的企業が 1992 年度には IAS に準拠した財務諸表を作成・公開することを期待していた (Achleitner [1995b]: 訳書 338 頁)。
- (6) スイスにおける特徴の一つとして、証券取引所において IFRS と US GAAP とが国際基準として同等に認められてきた点が挙げられる。
- (7) ドイツと同様スイスにも Neuer Markt (新興市場) が存在したが、2002 年中頃に市場閉鎖された。
- (8) 2007 年スイス基準は、国際基準という位置づけからスイス国内の中小企業向け会計報告基準へと特化するべく方向転換した (中嶋 [2013], 37 頁)。また、2008 年には証券取引所が再編され、SWX から SIX に名称変更された。
- (9) 上場企業数が減少したのにもかかわらず、2013 年から 2017 年にかけて DAX が 60% も上昇していることは注目に値する (ARD [2018])。
- (10) そのほかに Quotation Board も存在するが、当該市場は店頭市場であるため、本稿では、考察の対象外としている。
- (11) なお、フランクフルト証券取引所の Prime Standard, General Standard, Scale の各市場に上場する内国上場会社数はそれぞれ、292 社、123 社、48 社であり (Deutsche Börse AG [2018], 2018 年 11 月 15 日現在)。ドイツ企業の外国証券取引所への上場企業数は NYSE 5 社、NASDAQ 3 社、LSE 4 社である (NASDAQ [2017], LSE [2017]; 2017 年 5 月現在)。
- (12) なお、2018 年 12 月 3 日現在、スイス証券取引所の上場企業の適用会計基準は、内国上場会社 222 社のうち国際基準 (IFRS または US GAAP 適用企業 111 社)、スイス基準 84 社、その他投資会社 12 社、不動産会社 15 社である (SIX [2018])。外国証券取引所へのスイス上場企業数は、NYSE 15 社、NASDAQ 18 社、LSE 1 社である (NASDAQ [2017], LSE [2017]: 2017 年 5 月現在)。

## 参考文献

- Achleitner, A.-K. [1995] “The History of Financial Reporting in Switzerland,” Walton, P. (ed.) *European Financial Reporting: A History*, London: San Diego: New York: Boston: Sydney: Tokyo: Toronto: Academic Press Ltd, pp.240-258. (久野光朗監訳 [1997]「スイスにおける財務報告の歴史」『欧州比較国際会計史論』同文館, 319-341 頁。)
- Achleitner, A.-K. [1995] “Latest Developments in Swiss Regulation of Financial Reporting,” *European Accounting Review*, Vol. 4, pp. 141-154.
- Alexander, D. and S. Archer [1993] *The European Accounting Guide*, London: Tokyo, Academic Press.
- ARD (Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland) [2017] Firmen ziehen sich von der Börse zurück, 09.05.2017, <https://Börse.ard.de/Börsenwissen/Börsengeschichte-n/firmen-ziehe-n-sich-von-der-Börse-zurueck100.html>
- Bertschinger, P. [2001] “Switzerland: Group Accounts,” Ordelheide, D. and KPMG (ed.) *Transnational Accounting, 2nd. Edition*, Palgrave Publishers, pp. 2523-2569. (藤田晶子・奥山茂・吉見宏・倉田幸路・武田和夫・久保淳司共訳 [2004]『連結財務諸表ハンドブックⅢ』税務経理協会, 241-343 頁。)
- Christensen, H. B., L. Hail and C. Leuz [2013] “Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement,” *Journal of Accounting and Economics*, No. 56, pp. 147-177.
- DAI (Deutsche Aktieninstitut) [2017] *Mehr Aktien brauct das Land*, DAI.
- Deloitte [2013] *IFRS Survey 2013: Focus on Financial Reporting by Swiss Listed Companies*, Deloitte.
- Deutsche Börse AG [2018] *Report: Listed Companies Frankfurt Stock Exchange - Prime Standard, General Standard & Scale*, Deutsche Börse AG.
- Dore, R. [2000] *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism: Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford University Press. (藤井眞人 [2001]『日本型資本主義と市場主義の衝突一日・独対アングロサクソン』東洋経済新報社。)
- Dumontier, P., and Raffournier, B. [1998] “Why Firms comply Voluntarily with IAS: An Empirical analysis with Swiss Data,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 9, pp. 216-245.
- EY (Ernst & Young) [2017] *Frankfurter Wert*

- papierbörse – Börsensegmente und Anforderungen -, EY. [https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen/\\$FILE/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen/$FILE/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen.pdf)
- FER (Fachempfehlungen zur Rechnungslegung) (2018) <https://www.fer.ch/> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Fiechter, P., J. Halberkann and C. Meyer [2017] “Determinants and Consequences of a Voluntary Turn Away from IFRS to Local GAAP: Evidence from Switzerland,” *European Accounting Review*, pp. 1-35.
- Glanz, S. [2016] “Der Wechsel börsenkotierter Unternehmen von IFRS auf Swiss GAAP FER,” <http://glanz-partner.com/de/pdf/2016/Glanz%20Stephan%20Jahrbuch%202016.pdf>
- Glaum, M. [2000] “Bridging the GAAP: the Changing Attitude of German Managers towards Anglo-American Accounting and Accounting Harmonization,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 11, No.1, pp. 23-47.
- Glaum, M. / U. Mandler [1996] *Rechnungslegungs auf globalen Kapitalmärkten: HGB, IAS, und US- GAAP*, Wiesbaden: Gabler.
- Hitz, J. M. and S. Müller-Bloch [2017] “Unintended Consequences of Enforcement Regulation - Evidence from Downlistings,” (Working Paper), Göttingen: University of Göttingen.
- IFMA (International Facility Management Association) [2014] [http://www.ifma-net.ch/public\\_html/docs/2014/Presentations%20IFMA%20Feb%202014.pdf](http://www.ifma-net.ch/public_html/docs/2014/Presentations%20IFMA%20Feb%202014.pdf) (Stand: März 2017).
- Leibfried, P. [2017] Rechnungslegung in der Schweiz in den letzten 25 Jahren, Hoheitlich und private Regierung, *Expert Focus*, 2017/10, S. 682-685.
- Leuz, C. [2010] “Different Approaches to Corporate Reporting Regulation: How Jurisdictions Differ and Why,” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 229-256.
- LSE (London Stock Exchange) [2007] <http://www.londonstockexchange.com/statistics/companies-and-issuers/companies-and-issuers.htm> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Murphy, A. B. [1999] “Firm Characteristics of Swiss Companies that Utilize International Accounting Standards,” *International Journal of Accounting*, Vol. 34, No. 1, pp. 121-131.
- NASDAQ [2007] <http://www.nasdaq.com/screening/companies-by-industry.aspx?exchange=NYSE>
- Nobes, C. [2008] “Accounting Classification in the IFRS Era,” *Australian Accounting Review*, Vol. 18, No. 3, pp. 191-198.
- Nobes, C. [2011] “IFRS Practices and the Persistence of Accounting System Classification,” *ABACUS*, 47 (3), 267-283.
- Nobes, C. [2013] “The Continued Survival of International Differences under IFRS,” *Accounting and Business Research*, Vol. 43, No. 2, pp. 83-111.
- Pfaff, D. und R. Hermann [2012] „Beweggründe für den Wechsel von IFRS auf Swiss GAAP FER, Warum kotierte Schweizer Unternehmen ihre Rechnungslegung zunehmend umstellen,“ *Der Schweizer Treuhänder*, 86, Heft 4, S. 202-207.
- Raffournier, B. [2017] “The Role and Current Status of IFRS in the Completion of National Accounting Rules - Evidence from Switzerland,” *Accounting in Europe*, Vol. 14, No. 1-2, pp. 217-225.
- Radebauch, L. H., S. Gray and E. L. Black [2006] *International Accounting and Multinational Enterprises*. John Wiley & Sons, Inc. (小津稚加子監訳 [2007]『多国籍企業の会計—グローバル財務報告と基準統合—』中央経済社)
- Simmon Hermann [2009] *Hidden Champions of the 21st Century*, Springer. (上田隆徳監訳 [2015]『新装版 グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業—あの中堅企業はなぜ成功しているのか』中央経済社。)
- SIX [2018] [https://www.six-group.com/exchanges/index\\_de.html](https://www.six-group.com/exchanges/index_de.html) (Stand: 20. Juli, 2018).
- Swatch Group [2012] [https://www.swatchgroup.com/sites/default/files/media-files/2012\\_10\\_03\\_swatchgroup\\_from\\_ifrs\\_to\\_swiss\\_gaap\\_de.pdf](https://www.swatchgroup.com/sites/default/files/media-files/2012_10_03_swatchgroup_from_ifrs_to_swiss_gaap_de.pdf) (Stand: 20. Juli, 2018).
- WFE (The World Federation of Exchange) [2018] <https://www.world-exchanges.org/> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Zuehör, R. [2003] *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, VS Verlag für Sozialwissenschaften. (風間信隆監訳 [2008]『ライン型資本主義の将来—資本市場・共同決定・企業統治』文眞堂。)
- Zund, A. [1992] “Switzerland,” Alexander, D. and S. Archer (eds.) *European Accounting Guide*, Academic Press.
- 潮崎智美 [2000] 「ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態」『経済論究』第 107 号, 55-68 頁。
- 潮崎智美 [2009] 「ドイツ会計制度改革の本質的特徴—IFRS 導入との関連において—」『国際会計研究学会年報 2008 年度』35-47 頁。
- 潮崎智美 [2016] 「欧州資本市場における local GAAP の適用—ドイツの事例を中心として—」『国

際会計研究学会年報 2015 年度』第 1 号, 71-82 頁。  
 潮崎智美 [2017] 「IASB デュー・プロセスにおける  
 会計基準設定主体の行動—中小企業向け IFRS に  
 対するドイツの対応—」小津稚加子編著『IFRS  
 適用のエフェクト研究』中央経済社, 105-121 頁。  
 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』中  
 央経済社。  
 徳賀芳弘 [2018] 「外生的会計基準の無機能化」『京  
 都大学大学院経済学研究科ディスカッションペー  
 パーシリーズ』No. J-18-002, 1-35 頁。  
 戸田龍介 [2004] 「ドイツにおける資本市場改革の  
 行方—使用会計基準との関連を中心に—」『国際会  
 計研究学会年報』85-97 頁。  
 中嶋隆一 [2003] 「スイス企業の IAS への対応」佐  
 藤信彦編著『国際会計基準制度化論』白桃書房,  
 25-36 頁。  
 中嶋隆一 [2005] 「スイスにおける 2005 年問題—  
 SWX 上場基準の国際的対応とその影響に関連し  
 て—」『明海大学経済学論集』第 17 巻第 1 号, 25-36  
 頁。  
 中嶋隆一 [2013] 「会計基準の変更問題—IFRS から

Swiss GAAP FER への変更—」『明海大学経済学  
 論集』第 26 巻第 1 号, 36-47 頁。  
 中嶋隆一 [2015] 「逆行する会計基準の適用」『産業  
 経理』第 75 巻第 3 号, 4-14 頁。  
 日本証券経済研究所 [2012] 『図説 ヨーロッパの  
 証券市場 2012 年版』公益財団法人日本証券経済  
 研究所。

(謝辞) 報告・執筆にあたって有益なコメント  
 を下さった先生方の方々に心より御礼  
 申し上げたい。本研究は JSPS 科学研究  
 費 17K04056 の助成を受けたものであ  
 り、本稿は 2018 年 7 月 21 日に九州産  
 業大学で開催された国際会計研究学会  
 西日本部会統一論題報告をもとに執筆  
 したものである。

# 台湾における IFRS のアドプシヨンと ローカリゼーション

仲 尾 次 洋 子  
名城大学

## 要 旨

本稿の目的は、台湾における IFRS のアドプシヨンとローカリゼーション、それらを踏まえた台湾の IFRS 導入戦略について考察することである。考察の結果、台湾における IFRS 導入戦略は次のように整理できる。

- ①IFRS アドプシヨンの背景には、世界的な潮流、財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の活性化に加え、リーディング産業にもたらされるベネフィット及び会計基準設定の効率化がある。
- ②IFRS アドプシヨンは、コンバージェンスのプロセスを経たことにより、ローカル GAAP からの直接の転換に比して、その影響を抑えることが可能となった。
- ③アドプシヨンのプロセスにおいて、リーディング産業である一部のグローバル企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、模範事例として広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進した。
- ④非公開企業向け企業会計基準の公表は、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールすることができる。

以上のように、台湾においては IFRS を戦略的に導入する一方で、会計実務のローカリゼーションも想定される。台湾の税法上、費用・収益は統一發票に基づき計上しなければならない、統一發票の発行時点は、業種ごとに規定されている。会計上の収益・費用は会計基準に基づいて認識され、会計基準においては統一發票については触れられていないものの、実務上は統一發票の発行時点で収益・費用が認識されている場合が観察される。今後は、2018 年 1 月 1 日より適用される IFRS 第 15 号が会計実務や税法にどのような影響を与えるかに注目したい。



## I 研究の背景と目的

本報告の目的は、会計基準の国際的共通化の進展を背景とした台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション、それらを踏まえた台湾の IFRS 導入戦略について考察することにある。台湾を研究対象とした主な理由は以下の4点である。

- ①IFRS とのコンバージェンスまたはアドプションにおいて、EU 加盟国、英国連邦系諸国および IMF 融資国といった諸外国には見られない台湾特有の背景が想定される点である<sup>(1)</sup>。したがって、各国の会計制度の先行研究では明らかにされていない会計制度の国際化に関するモデルを提示することができる。
- ②台湾と日本との経済的関係の重要性、すなわち、多数の日本企業が台湾進出を果たしているにもかかわらず、他のアジア諸国に比して、台湾の会計制度に関する研究はこれまで等閑視されてきた点である<sup>(2)</sup>。東洋経済新報社によると、2017 年 10 月現在、933 社の日本企業が、台湾に 1,094 社の現地法人を有している<sup>(3)</sup>。進出企業にとって、台湾において、どのような会計的対応を図ればよいかが必

須の問題となってくる。

- ③IFRS をアドプションした台湾と日本の現状は異なるものの、長期にわたって会計基準の国際化あるいは IFRS とのコンバージェンスが図られてきたという共通点を有している<sup>(4)</sup>。
- ④英語圏以外の国・地域における IFRS の適用については、IFRS 翻訳のプロセスにおいて生じる課題を解決することが不可欠となってくる。日本と台湾においては母語も公用語も異なるものの、英語圏ではないという共通点を有している。

いかなる国においても、IFRS とのコンバージェンスやアドプションに際しては、克服しなければならない当該国固有の問題があるだろう。こうした問題にどのように対処したかを明らかにすることが、わが国に対する重要なインプリケーションとなり得るのである。

## II 台湾の証券市場

台湾の証券市場には、台湾証券取引所 (TSE) とグレートイ売買市場<sup>(5)</sup> (GTSM) があり、GTSM には、上櫃株、興櫃株および創櫃板がある。各市場の設立年、特徴および上場企業数は図表 1 のように整理できる。

図表 1 台湾の証券市場

| 市場名       | 設立年    | 特 徴                                 | 上場企業数                  |
|-----------|--------|-------------------------------------|------------------------|
| ①TSE      | 1961 年 | 時価総額が大きく事業基盤が整っている大型企業向けの市場         | 866 社<br>(2016 年 12 月) |
| ②GTSM 上櫃株 | 1994 年 | ベンチャー・新興企業向けの市場                     | 698 社<br>(2018 年 6 月)  |
| ③GTSM 興櫃株 | 2002 年 | ①または②への上場準備市場                       | 296 社<br>(2018 年 6 月)  |
| ④GTSM 創櫃板 | 2014 年 | 中小・ベンチャー向け市場<br>資本金 5000 万台湾ドル以下の企業 | 57 社<br>(2018 年 6 月)   |

(出所) TSE および GTSM のウェブサイトにもとづき作成。

TSE の特徴として、投資家に占める台湾個人投資家（62.1%）および外国法人（22.3%）の割合が高く、外国資本のシェアが年々上昇していること、外国企業の台湾市場上場が増加して

いること（台湾証券取引所 [2017], 11 頁）、ハイテク産業が上場企業数および時価総額において、高い割合を占めていること（図表 2 を参照）が挙げられる。

図表 2 産業別の上場企業数・時価総額比率 (2016 年 12 月末)

| 産業       | 企業数 | 時価総額比率  |
|----------|-----|---------|
| 電子       | 405 | 52.94%  |
| 金融・保険    | 33  | 13.54%  |
| プラスチック工業 | 23  | 6.97%   |
| 石油・ガス・電気 | 8   | 4.13%   |
| 鉄鋼       | 30  | 2.14%   |
| 運送       | 22  | 1.48%   |
| その他      | 54  | 3.52%   |
| 食品       | 22  | 1.95%   |
| 織物・繊維    | 47  | 1.73%   |
| その他      | 248 | 11.60%  |
| 合計       | 892 | 100.00% |

出所：台湾証券取引所 [2017], 19 頁。

### Ⅲ 台湾の会計制度の概要

#### 1. 会計法令

台湾の会社は会社法（公司法）により財務諸表を作成することが義務付けられており（228 条）、商業会計法（商業會計法）が会計処理を規定している。ただし、公開企業に対して商業会計法における会計処理関連規定は適用され

ず、企業利益の計算は、一般に認められた会計原則として、金融監督管理委員会（FSC）が認めた国際財務報告基準（T-IFRS）にもとづき行われる。非公開企業に対する GAAP は中小企業版 IFRS をベースとした企業会計基準（EAS）<sup>⑥</sup>または T-IFRS である。国内企業の財務諸表の作成に係る会計法令は図表 3 のとおりである。

図表 3 会計法令

| 適用順 | 法令   | 公開企業            | 非公開企業          |
|-----|------|-----------------|----------------|
| 1   | 法律   | 会社法・証券取引法・商業会計法 | 会社法・商業会計法      |
| 2   | 行政命令 | 証券発行人財務報告作成基準   | 商業会計処理基準       |
| 3   | GAAP | T-IFRS          | EAS または T-IFRS |

出所：黄 [2015], 61 頁を一部修正。

## 2. 会計基準の変遷

台湾における会計基準設定主体は、1984 年に財政部によって設立された財団法人會計研

究發展基金會 (ARDF) である。図表 4 は ARDF 設立以前から現在に至るまでの会計基準の変遷を整理したものである。

図表 4 台湾における会計基準設定の変遷

|               |                                                 |                                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ARDF 設立以前     | 1984 年以前                                        | 包括的な GAAP はなく、実務は中国・日本の影響を受けていた。<br>1970 年に台湾省・台北市の会計士協会により米国の会計原則をもとに「一般公認会計原則」が提案され、1982 年に財務会計準則公報第 1 号として公布された。 |
| ARDF 設立       | 1984 年<br>1990 年代後半                             | US-GAAP が参考にされた。<br>IOSCO の IFRS 承認や米国の対応を鑑み IFRS を重視するようになった。                                                      |
| IFRS コンバージェンス | 1996 年<br>1996 年～2009 年                         | IFRS とのコンバージェンスを表明。<br>41 の会計基準が公表された。                                                                              |
| IFRS アドプション   | 2008 年<br>2009 年～2011 年<br><br>2012 年<br>2013 年 | タスクフォースの設置<br>IFRS 翻訳、影響分析、関連法令等の修正、教育訓練が実施された。<br>公開企業に対する IFRS の適用開始<br>公開企業に対する IFRS の開示開始                       |
| IFRS エンドースメント | 2017 年                                          | 特定年度版の IFRS を一括採用するのではなく、個々の会計基準の新設や改編に応じて採用を検討し承認する。                                                               |

出所：Nakaoji・Tsay [2014]，杜 [2006] 104 頁，飯沼 [1996] 45 頁，仲尾次 [2015]，[2016b] にもとづき作成。

## IV IFRS のアドプション

### 1. アドプションの目的

図表 4 で示したように、台湾においては公開企業等に対して 2012 年から IFRS が強制適用された。台湾における規制当局である FSC はアドプションの目的について、世界各国で IFRS のアドプションが推進されている現状、国内企業と国際企業の財務報告の比較可能性を強化する必要性、外国資本の台湾投資促進・証券市場の国際競争力の向上および国内企業の海外における資金調達コストの削減を挙げている (FSC [2009])。また、TSE は国内財務報告書と IFRS との統合を推進することにより、台湾を「ハイテクおよびイノベーション産

業の資金調達プラットフォーム」にするという方針を掲げている (TSE [2012])。TSE がこのような方針を掲げた背景には、1980 年代のハイテク産業の育成、1990 年代以降のハイテク産業の発展を果たした台湾の産業政策が関わっている。産業政策を推進する上でのインフラ整備の一貫として、優遇税制、サイエンスパークの整備、技術開発支援等とともに、会計制度の整備が図られたといえる<sup>(7)</sup>。さらに、会計基準設定および監査に関わる関係者から、自国での基準開発を放棄し、アドプションへシフトした理由について、産業界・議員からの強力なロビーイングの回避、非効率なローカル基準開発の克服、コンバージェンスに費やす時間の節約のためという見解が得られている<sup>(8)</sup>。

## 2. アドプシヨンの方法

台湾においては 2013 年より全公開企業の連結・個別財務諸表は IFRS により開示されたが、図表 5 に示すように、2013 年に 2010 年版 IFRS が包括承認された後、2015 年からは 2013 年度版が適用された。また、海外上場企業に対

しては最新版 IFRS 適用が容認されていた。さらに、2017 年からは個々の会計基準の新設や改編に応じて採用が検討される、いわゆる IFRS のエンドースメントへと会計基準の設定方法がシフトした。

図表 5 IFRS の適用年度版

| 企業別    | 年度<br>採用基準    | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 以後 |
|--------|---------------|------|------|------|------|------|----|
|        |               |      |      |      |      |      |    |
| 一般企業   | 2010 年度版 IFRS |      |      |      |      |      |    |
|        | 2013 年度版 IFRS |      |      |      |      |      |    |
|        | 2015 年度版 IFRS |      |      |      |      |      |    |
| 海外上場企業 | 最新版 IFRS      |      |      |      |      |      |    |

出所：FSC [2014]。

また、IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」および IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査および評価」については、再評価モデルの選択が認められず、一部カーブアウトしているといえる。さらに、アドプシヨン当初は IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」および IFRS 第 16 号「リース」が適用延期とされたが、IFRS 第 9 号および IFRS 第 15 号が 2018 年 1 月 1 日より適用、IFRS 第 16 号が 2019 年 1 月 1 日より適用される予定となっている。このようなカーブアウトや適用延期は、台湾における IFRS 適用の明示的な逸脱、すなわち、ローカリゼーシヨンといえよう。

## 3. アドプシヨンの企業への影響

台湾においては、すべての公開企業に対して IFRS が強制適用されたものの、企業属性、すなわち、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高い企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動

性の低い企業とでは、IFRS 適用の影響は異なると考えられる。台湾における IFRS の政策的あるいは戦略的適用方法として、グローバルに資金調達するハイテク企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、その適用事例を広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進していると捉えることができる。そこで、以下では、公開企業全般への影響を概観した上で、前者の事例として、台湾を代表するハイテク企業である台湾積体電路製造（臺灣積體電路製造股份有限公司：TSMC）<sup>(9)</sup>を、後者の事例として信大セメント株式会社（信大水泥股份有限公司：信大）<sup>(10)</sup>取り上げ、量的および定性的な IFRS 適用の影響を抽出することを試みる。

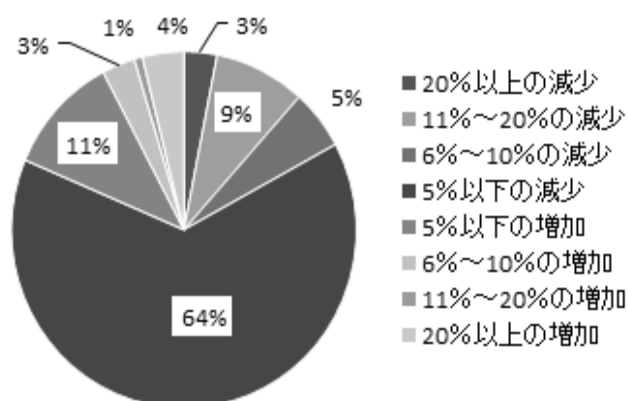
### (1) 公開企業全般における IFRS 適用の影響

FSC は、IFRS への変更によって資産および株価に重大な影響を及ぼすと企業が判断した場合には、TSE のウェブページにおいてその旨を公表しなければならないとしている。当該規

定に従い、2012 年第 1 四半期の財務諸表公表後に、136 社の TSE 上場企業、54 社の GTSM 上櫃企業、10 社の GTSM 興櫃企業が重大速報を公表し、IFRS 適用による財務諸表への重大な影響について説明している。重大速報を公表した TSE 上場企業における純資産への影響は、図表 6 に示すとおりである。重大速報を公表し

た企業は、約 2,000 社の台湾公開企業のうちの 10%であり、当該企業の約 75%は、純資産への影響を 5%以下とする。また、136 社の TSE 上場企業のうち、多数が純資産の減額調整を実施しており、影響を与えた項目の 90%は従業員給付の認識である（荘 [2013]、60 頁）。

図表 6 重大速報を公表した企業の IFRS 移行日における純資産への影響<sup>(11)</sup>



出所：荘 [2013] 59-65 頁をもとに作成。

## (2) TSMC の IFRS 適用事例<sup>(12)</sup>

TSMC においては、IFRS 適用により純資産が約 0.8%減少し、包括利益が約 2.7%増加していた。財務比率においては、IFRS 適用前後で著しい変動は見られず、IFRS 移行後も安定的に推移していた<sup>(13)</sup>。したがって、これは会計基準移行による限定的な変動であると説明することが、TSMC が重視する利害関係者とのコミュニケーションにおいて可能だと考えられる。

TSMC は TWSE と NYSE に上場しており、IFRS 適用により、財務の透明性向上、T-GAAP と US-GAAP に基づく 2 種類の財務諸表作成の負担軽減、米国 SEC 報告ファイルの削減および内部管理報告書の統合といったベネフィットの享受が可能となる。

TSMC の IFRS 適用プロセスの考察より、

IFRS 適用を成功裏に導くための要件として、全社横断的なプロジェクトチームの編成、3 年間に及ぶ準備時間の確保、規制当局等の適用支援の積極的な活用、利害関係者とのコミュニケーションが挙げられた。

以上のように、TSMC は、規制当局および会計基準設定主体の支援のもと、IFRS へのスムーズな移行を遂げた事例といえよう。そのことが資金調達力、競争力の向上に結びつくものと考えられる。

## (3) 信大の IFRS 適用事例<sup>(14)</sup>

信大においては、IFRS 適用により純資産が約 2.2%増加し、包括利益が約 18.6%増加していた。財務比率においては、流動性指標および安全性指標の改善と、収益性指標のわずかな悪

化が見られた。2012 年以降の財務状況・業績における IFRS 転換の影響は見られなかった。

信大に対しては、IFRS 適用プロジェクトチームへのインタビューにより、IFRS 適用のコスト・ベネフィットが具体的に把握できた。コストについては、IFRS 転換期に生じた移行期コストに加え、2010 年度版 IFRS から 2013 年版への変更に伴う公正価値情報のより詳細な開示、OCI 項目の分類掲載（リサイクル可能・不可能）および注記項目の増加、2015 年以降はエンドースメントアプローチによる個別基準の改定や新基準の公表に伴い、会計担当者のトレーニングや会計システムのアップデートに係る IFRS 適用の維持コストは継続して発生することが挙げられた。

一方、ベネフィットについては、2014 年のインタビューによる「IFRS 適用のベネフィットは得られない」から IFRS 適用 2 年を経験した 2015 年では、将来的な外国人投資家の増加の可能性やイメージアップが挙げられた。規制当局や監査法人による IFRS 適用支援で IFRS に習熟してきたこと、台湾国内の子会社も 2015 年より IFRS の適用が容認され、国内で会計基準が統一されたことが IFRS 適用を前向きに捉える要因であった。

## V IFRS のエンドースメント —IFRS 第 15 号の適用—

### 1. FSC による IFRS 適用支援

上述のように、台湾における会計基準設定は、2017 年から IFRS のアドプションからエンドースメントへシフトした。IFRS 第 15 号のエンドースメントにおいて、FSC は IFRS 適用支援として主に次のことに取り組んでいる（張 [2017] 79 頁）。

①2014 年から ARDF に IFRS 第 15 号を中国

語に翻訳することを指示した。

②2015 年には関連する組織および専門家から構成される「IFRS 新基準適用推進ワーキンググループ」を結成し、企業が IFRS を適用する際に生じる実務上の問題解決を支援するための現行基準との主要な差異およびガイドラインを作成させた。

③IFRS 第 15 号の企業への影響を把握するために、上場企業等（上市櫃、與櫃および公開発行企業）が 2014 年度の財務報告書を基礎として影響額を試算することを支援した。

③の支援企業 2,130 社に対するアンケート調査の結果、97.89%の企業に重大な影響はなく、2014 年の売上高への影響は 39 億元、売上高全体の 0.33%に過ぎず、留保利益への影響は 287 億元で、留保利益全体の 6.73%を占めていた。売上高への影響が比較的大きい産業は、図表 7 に示すように、電子通信業、バイオ産業、建設業および百貨店業であった。このような企業の回答から、張 FSC 副局長は、次のように述べ、IFRS 第 15 号適用が問題なく実施されると評価している。

「IFRS 第 15 号は実際には少数の企業のみに影響を及ぼし、市場全体にとってはまだ影響は小さいため、企業は過度のパニックに陥る必要はない。その上、FSC が IFRS 第 15 号の適用を公表して以来、企業からは IFRS 適用における障害や困難さについてのフィードバックはまだない。企業が IFRS 第 15 号導入の過程において、会計処理に疑問が生じた場合には、現行の会計士が解決方法をアドバイスするとともに、実務問題ワーキンググループが解決を支援し、Q&A 集を公表する。また TRG（国際企業と会計士事務所から構成される民間のワーキンググループ）によって議論された問題および結果は定期的に編集される。問題の所在を早期に突き止めれば、リスクを早期に除去する

ことができる」(張 [2017] 80 頁)。

図表 7 IFRS 第 15 号の売上に対する影響

単位：千新台幣ドル

| 産業    | 2014 年売上高 (A) | IFRS 第 15 号の影響額 (B) | (B) / (A) |
|-------|---------------|---------------------|-----------|
| 電子通信業 | 455,031,555   | 4,754,537           | 1.04%     |
| バイオ産業 | 7,620,325     | (593,963)           | -7.79%    |
| 建設業   | 73,924,963    | 392,983             | 0.53%     |
| 百貨店業  | 256,695,937   | (2,034,848)         | -0.79%    |

出所：程・鄭 [2016] 14 頁を一部抜粋して作成。

## 2. 業種別の影響

IFRS 第 15 号適用による影響が比較的大きい産業における IFRS 第 15 号適用前後の主な差異を ARDF は次のように要約し、注意を促している (黄 [2017] 70-77 頁)。

### (1) 電子通信業

IFRS 第 15 号適用前は、携帯端末と通信サービスにかかる収益の認識に残余価値法、すなわち、端末に係る収益を決定し、残額を通信サービスに配分する方法が適用されていた。IFRS 第 15 号適用後は、公正価値測定により端末と通信サービスを個別の契約義務として識別し、取引価格を端末と通信サービスに配分しなければならない。さらに、IFRS 第 15 号には変動対価および更新選択権 (契約を更新すれば端末または通話料の割引を受けられる) に関する規定が導入されたため、ユーザー数の変動、多様な料金体系および販売の組み合わせにより、収益額の算定が非常に複雑となる。電子通信業者は新しいビジネスモデルを常に追求し、新しい製品やサービスを消費者に提供するため、IFRS の新規定に精通していなければならない。新製品・サービスを企画する前に財務報告への影響を見積ることにより、新製品やサービスがもたらす財務上の業績を公正に表示する

ことができる。

### (2) バイオ (製薬) 産業

バイオ産業の契約処理は、一般的に伝統的な産業と比較して複雑である。例えば、契約上、特許授權とその他のサービスが含まれている場合、または契約する双方が提携関係にあると同時に供給メーカーと顧客の関係にあるという場合である。したがって、IFRS 第 15 号適用後は、改めて契約条件を確認し、その影響を判断しなければならない。IFRS 第 15 号は明文規定がなかった項目に対し、明確なガイダンスを提供している。例えば、契約上の単独履行義務や決定した授權タイプの識別である。また、販売を基礎にしているか、または基礎計算を使用して権利金の収益認識をしている場合、収益認識時点が変更される可能性があり、企業はさらに多くの判断を迫られる。

バイオ製薬業間では「委託研究開発」または「共同開発」の契約が存在する。IFRS 第 15 号適用後は、まず契約が基準の適用範囲かどうかを識別しなければならない。あるバイオ業者が薬品の特許授權を製薬会社に承諾し、製薬会社が薬品の製造および販売を担当する場合には、IFRS 第 15 号適用後は、授權の承諾を単一の履行義務と判断するのか、またはその他の商

品またはサービスと一緒にした単一履行義務として判断するのか、その授権はある一時点なのか、または時間の経過とともに段階的に顧客に移転するのかの判断により、バイオ業者は授権の承諾を、契約上のその他の商品またはサービスと区分できるかどうか評価しなければならない。

### (3) 建設業

IFRS 第 15 号適用前は、建設工事業契約において、買い手側が不動産設計の主要構造要素を指定できるか、あるいは買い手側が不動産の主要設計を変更できる権利があり、かつ工事契約の結果、信頼性の高い推計ができると認められる場合、IAS 第 11 号「工事契約」により、工事進行基準に従って収益を認識した。不動産設計に影響する買い手側の能力が限られたものである場合は、IAS 第 18 号「収益」により、商品販売の収益認識規定に従い収益を認識する。IFRS 第 15 号適用後は、上述の条件に従って工事契約または商品販売契約に応じる必要はない。また IFRS 第 15 号における収益認識モデルは各種の履行義務に一貫して適用され、契約上の商品またはサービスが顧客に移転した時点で収益を認識する。

建設工事業契約において、契約条件が契約総額の変動を引き起こす状況がある。例えば、契約条件に業績達成に応じて獲得できるボーナスが含まれている場合、または施工進度の遅延が原因で顧客から求償がある場合には、施工契約価格の変動が起こり得る。このような場合、変動対価の認識に関する規定を考慮しなければならない。

また建設工事上、契約修正もよく見られることであり、工事施行中に顧客から修正要求を提出された場合、協議後、契約者双方の同意を経て修正が行われる。当初の契約範囲内で発生し

た変動とみなされるが、当該変動で生じた追加価格が確定しない状況においては、変動対価の規定も参照し契約価格を決定しなければならない。その際、当該契約修正を別個の単独契約と見なすのか、または既存の契約を終了し新契約と見なすのか、または既存の契約の一部分と見なすのかを状況により判断しなければいけない。

### (4) 百貨店業

百貨店業界においては、自社が「本人」であるか、「代理人」であるかを判断する場合、IFRS 第 15 号適用前は、企業が売上げた商品または提供したサービスに関連して重大なリスクにさらされているか、報酬を得ているかによって、本人である場合には、総額法により収益を認識し、それ以外の場合には代理人として純額法により収益を認識しなければならなかった。

一方、IFRS 第 15 号適用後は、「重大なリスクおよび報酬」が「支配」に置き換えられる。すなわち、商品が顧客に移転する前に、一時的に所有権を有するものの必ずしも当該商品を支配しているわけではない場合、他の指標を考慮する必要がある。例えば、特定の商品またはサービスに関して価格決定権を有するか否か、商品またはサービスの移転前後の在庫リスクを有するか否か等を判断基準として、自社が本人か代理人かを考慮する。

## VII むすび

台湾においては、IFRS とのコンバージェンスを経て、2012 年より公開企業等に IFRS が強制適用され、さらに非公開企業に対しては、2016 年より中小企業版 IFRS をベースとした EAS が適用された。規制当局・会計基準設定機関等の見解や企業の適用事例を検討した結



果、台湾における IFRS 導入戦略は次のように整理できる。

- ①IFRS アドプシヨンの背景には、世界的な潮流、財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の活性化に加え、リーディング産業にもたらされるベネフィットおよび会計基準設定の効率化がある。
- ②IFRS のアドプシヨンは、コンバージェンスのプロセスを経たことにより、ローカル GAAP からの直接の転換に比して、その影響を抑えることが可能となった。
- ③アドプシヨンのプロセスにおいて、リーディング産業である一部のグローバル企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、模範事例として広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進した。
- ④非公開企業向け企業会計基準の公表は、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールすることができる。

以上のように、台湾においては IFRS を戦略的に導入する一方で、会計実務のローカリゼーションも想定される。台湾の税法上、費用・収益は統一發票に基づき計上しなければならず、統一發票の発行時点は、「統一發票使用法（統一發表使用辦法）」において業種ごとに規定されている。会計上の収益・費用は会計基準に基づいて認識され、会計基準においては統一發票については触れられていないものの、実務上は統一發票の発行時点で収益・費用が認識されている場合が観察される。今後は、2018 年 1 月 1 日より適用される IFRS 第 15 号が会計実務や税法にどのような影響を与えるかに注目し

たい。

## 注

- (1) IFRS 導入国の特徴については、加賀谷 [2011]、7 頁を参照されたい。
- (2) 日本において、台湾の会計制度を体系的に取り上げた先行研究として、中田 [1992] が挙げられる。同研究は、1990 年以前の台湾の会計制度（会社法令、会計基準等）について紹介したものである。
- (3) 東洋経済新報社 [2018] 10 頁。
- (4) 日本における IFRS とのコンバージェンスについては、浦崎 [2008]、5 頁を、台湾における IFRS とのコンバージェンスについては、飯沼 [1996]、45 頁を参照されたい。日本においては、1990 年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、投資者に対してより有用な情報を提供するという観点から、連結会計、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計、リース会計など基準の整備が行われてきた（浦崎 [2008]、5 頁）。一方、台湾においても、1990 年代後半、IOSCO による IFRS の承認や IFRS に対する EU や米国の対応を鑑み、IFRS を重視するようになり、1996 年には IFRS との調和化促進が表明された（飯沼 [1996]、45 頁）。
- (5) 2015 年よりタイペイエクステンジ (TPEX) に名称変更された。
- (6) 台湾においては、公開企業に対する IFRS の強制適用を契機として、大多数の中小企業を含む非公開企業に対して適用する固有の会計基準について、規制当局である經濟部商業局を中心に検討が進められてきた。2015 年 7 月 24 日に中小企業向けの会計基準として、「企業會計準則（以下、企業會計基準とする）」が公表され、2016 年 1 月 1 日に開始する会計年度から非公開企業に対して全面適用されることとなった。
- (7) 台湾の経済発展については、朝元 [2011] を参照されたい。
- (8) この点については、仲尾次 [2015] を参照されたい。
- (9) TSMC は、台湾証券取引所およびグレート証券市場が台湾大学に委託し、ハイテク・金融・保険 4 社（穎台科技、上緯企業、兆豐國際商業銀行および元大証券）とともに、IFRS 適用プロセス等が 2011 年に分析され、IFRS 先行適用事例として公表されている（臺灣證券交易所股份有限公司・財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心 [2011]）。また、FSC のウェブサイトにおいても、TSMC と漢民微測科技の IFRS 適用事例

が成功事例として公表されている（金融監督管理委員会「我國成功導入 IFRSs 座談會」）。

- (10) 信大は、台湾証券取引所に上場はしているものの同族企業であり、株式流動性は極めて低いことからローカル企業の代表的事例として選択した。
- (11) 図表 6 からは、純資産への影響額または影響の原因について明示していない企業は除かれている。
- (12) 詳細については、仲尾次 [2016b] を参照されたい。
- (13) 同業種のハイテク企業 14 社の上場市場、IFRS 適用の純資産および財務比率への影響の分析を試みた。当該 14 社は日本貿易振興機構（ジェトロ）が海外展開を図る日本企業にとって参考になるという観点から、台湾の有力企業に挙げた 15 社のうち TSMC を除いた企業である。14 社のうち 9 社がニューヨーク証券取引所やルクセンブルグ取引所でも上場しており TSMC 同様に、IFRS 適用のベネフィットが得られると考えられる。  
IFRS 適用による純資産・財務比率の影響については、企業ごとに会計基準の相違によって生じる差異の原因を分析する必要があるものの、単純平均でみると、純資産の変動が平均 0.9%、流動比率が平均 2.2%、総資産負債比率が平均 0.5%、ROA が平均 0.5%、ROE が平均 1.0% である。台湾公開企業等は、20%を超える財務比率の変動について、その要因を財務分析表の脚注において明記しなければならない。このような基準に照らすと、IFRS 適用による純資産・財務比率への影響は軽微であるといえよう。
- (14) 詳細については、仲尾次 [2017] を参照されたい。

## 参考文献

- 朝元照雄 [2011]『台湾の経済発展キャッチアップ型ハイテク産業の形成過程』勁草書房。
- 程國榮・鄭喧蓉 [2016]「我國 106 年逐號認可國際財務報導準則 (IFRSs) 政策介紹」『證券暨期貨月刊』第 34 卷第 4 期、5-14 頁。
- 杜榮瑞 [2006]「台灣與國際會計準則接軌之經驗」『會計研究月刊』第 253 号、102-111 頁。
- 黃曉雯 [2015]「商業會計法規新制上路」『會計研究月刊』第 358 号、60-62 頁。
- 黃曉雯 [2017]「IFRS 第 15 号—對特定產業之影響」『會計研究月刊』第 384 号、70-77 頁。
- 飯沼孝壯 [1996]「台湾における国際会計基準 (IAS) の導入状況」『JICPA ジャーナル』第 496 号、45-47 頁。
- 一ノ宮士郎 [2010]「財務比率に対する IFRS 以移

- 行の影響—ロンドン証券取引所上場企業のケース—」『會計』第 177 卷第 6 号、28-43 頁。
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2009]「我國推動架構」  
<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutIFRS.php> (2016 年 3 月 7 日現在)
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2013]「我國成功導入 IFRSs 座談會」  
<https://www.sfb.gov.tw/sfb/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2018 年 12 月 12 日現在)
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2014]「全面升級推動架構」  
<http://www.twse.com.tw/IFRS/update> (2018 年 12 月 12 日現在)
- 加賀谷哲之 [2011]「IFRS 導入が日本企業に与える経済的影響」『国際会計研究学会臨時増刊号 2010 年度』、5-22 頁。
- KPMG 台湾 [2017]「中華民國台湾投資環境案内 2018 年版」  
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/jp-taiwan.pdf> (2018 年 7 月 10 日現在)
- 台湾証券取引所 (TSE) [2017]「台湾資本市場の概況」  
[http://www.tse.com.tw/downloads/jp/investor/foreignInvest/TCMI\\_JP.pdf](http://www.tse.com.tw/downloads/jp/investor/foreignInvest/TCMI_JP.pdf) (2018 年 12 月 2 日現在)
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 東洋経済社 [2018]『Data Bank SERIES6 2016 国別編 海外進出企業総覧』。
- 仲尾次洋子 [2014]「会計基準の適用における影響分析の論点—EFRAG および Haller et al.を中心に—」『名桜大学紀要』第 19 卷、59-64 頁。
- 仲尾次洋子 [2015]「IFRS 適用の影響に関する海外調査報告・台湾—会計基準設定主体・会計監査人の見方」『企業会計』第 67 卷第 6 号 106-110 頁。
- 仲尾次洋子 [2016a]「台湾における IFRS の適用—台湾ハイテク企業の事例を中心に—」『商経学叢』第 62 卷第 3 号、125-148 頁。
- 仲尾次洋子 [2016b]「台湾における会計概念フレームワークの生成」『近畿大学商学論究』第 15 卷第 1 号、1-11 頁。
- 仲尾次洋子 [2017]「台湾における IFRS の導入戦略—企業の IFRS 適用事例を手がかりに—」小津稚加子編著『IFRS 適用のエフェクト研究』中央経済社、159-174 頁。
- 中田信正 [1992]「台湾の会計制度」深津比佐夫編著『アジア NIES の会計』清文社、69-93 頁。
- 劉幹博・椎名一郎 [1987]「中華民國における一般公認会計原則の構造」『中央学院大学商学論叢』第 1 卷第 2 号、103-118 頁。
- 浦崎直浩 [2008]「会計基準のコンバージェンスとその論点」『国際会計研究学会年報 2007 年度』、

5-13 頁。

許晷熙 [2013] 「我國成功導入 IFRSs 座談會 台積公司導入經驗分享」行政院金融監督管理委員會

<http://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2015 年 5 月 20 現在)

張書瑋 [2017] 「自律與記律 正面迎接新收入準則時代」『會計研究月刊』第 384 号, 78-80 頁。

莊蕎安 [2013] 「採用 IFRS 的財報告數字面貌」『會計研究月刊』第 326 号, 59-65 頁。

莊蕎安 [2016] 「IFRS 全面實施企業財報接軌國際」『會計研究月刊』第 362 号, 52-55 頁。

卓敏枝・盧聯生・劉夢倫 [2017] 『稅務會計』三民書局。

(附記) 本稿は、国際会計研究学会第 9 回西日本本部会 (九州産業大学) の統一論題のテーマ「会計基準の国際的共通化の進展とローカリゼーション」における筆者報告

「台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション」に加筆修正を行ったものである。報告に際しては、座長の徳賀芳弘先生、準備委員長の春日克則先生、フロアの石坂信一郎先生、小形健介先生、工藤栄一郎先生をはじめ参加された先生方から有益なコメント・質問をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

(謝辞) 本稿は、JSPS 科研費 18K12894, 名桜大学総合研究所学際的共同プロジェクト研究 (2017 年度・2018 年度) の助成を受けた研究成果の一部である。

#### IV 査読論文

## レベル 2 公正価値の開示に関する考察

吉 良 友 人  
岡山商科大学

### 要 旨

公正価値には測定方法が異なるものが混在しており，そこから生じる信頼性の違いを示すために IFRS や米国会計基準では公正価値を 3 つのレベルに分けて開示することを要求している（公正価値ヒエラルキー）。しかしながら，現行の区分では不十分であると考える。

公正価値の価値関連性に関する先行研究にはレベル別の分析を行ったもの，表示科目別の分析を行ったものがあるが，レベル別の分析ではレベル 2 は価値関連性を有することでおおむね結果が一致している。一方で，表示科目別の分析におけるレベル 2 該当項目についてはその限りではない。すなわち，レベル 2 の中には価値関連性を有さないものがあるにもかかわらず，これらをまとめてレベル 2 として分析した場合は価値関連性を有するとされ，情報利用者をミスリードしている可能性がある。

そこで，測定に用いる重大なインプットの市場の活発さや観察可能性などによってレベル 2 を細分化したヒエラルキーを提案した。従来のヒエラルキーのレベル 2 には信頼性の異なるものが混在しているが，提案したヒエラルキーはこれを改善するものである。

本稿では，レベル 2 に関する開示を改善する必要性を通して，信頼性に関する情報提供機能の改善の必要性を示している。

## I はじめに

公正価値には市場価格をそのまま使用できるものやモデル式から見積もらなければならないものなど、測定方法が異なるものがあり、当然ながら測定値の信頼性<sup>(1)</sup>も異なるものとなる。

そこで、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）や米国会計基準では公正価値を 3 つのレベルに分けて開示することを要求しており、測定値の信頼性の高い順にレベル 1，レベル 2，レベル 3 と区分される（公正価値ヒエラルキー）。これらの開示によって情報利用者は公正価値情報をどの程度信頼して利用するかを判断することができると考えられる<sup>(2)</sup>。

しかしながら、同レベル内でも信頼性の異なるものが存在しており、特にレベル 2 には信頼性が高いものからレベル 3 にもなりうるようなものも存在する。すなわち、レベル 2 に区分されているという情報だけでは信頼性の高低を判断するのには不十分であるといえる。

我が国では公正価値に関する基準は公表されておらず、公正価値ヒエラルキーの開示も要求されていないが、IFRS を適用する企業が増加している現状やコンバージェンスの観点からも公正価値ヒエラルキーの問題は無視できない。

本稿では先行研究として公正価値のレベル別の価値関連性分析だけでなく、表示科目別の分析もレビューし、その上でレベル 2 の価値関連性について言及する。そして、レベル 2 に関する新たなヒエラルキーなど、公正価値情報の信頼性に関する情報提供機能を改善する案を示し、今後の展望を述べる。

## II 公正価値の定義とヒエラルキー

本節では IFRS や米国会計基準における公正価値の定義を述べ、両基準が公正価値に関する開示として求めている公正価値ヒエラルキーについて説明する。

### 1. 公正価値の定義

IFRS 第 13 号「公正価値測定」において、公正価値は、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」（IASB [2011], par. 9）と定義され、その内容は出口価格を表している。これは米国会計基準と同様の定義である。

IFRS 第 13 号公表以前、IASB における公正価値の定義は、入口価格と出口価格の両方の意味を含んでいた。当該定義では、「企業が資産を購入しようとしているのか売却しようとしているのかを特定して」（IASB [2011], par. BC30）おらず、入口価格とも出口価格とも解釈できたからである。この定義には、「債権者に言及せずに、取引の知識がある自発的な当事者に言及していたため、負債の決済が何を意味するのかが不明確」（IASB [2011], par. BC30）である、「交換又は決済が行われるのが測定日なのか他の日なのかを明示して」（IASB [2011], par. BC30）いないという問題があった。加えて、財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standard：SFAS）第 157 号「公正価値測定」（当時の公正価値に関する米国会計基準）では、公正価値は出口価格と定義されていた。そこで、IASB は、不備の改善と米国会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS 第 13 号における公正価値を米国会計基準と同様のものとした。

ここで、一口に公正価値といっても、実際にはその内容は様々である。客観的な要素を大きく反映する場合もあれば、主観的な要素を大きく反映する場合もある。例えば、前者は市場価格などを測定的基础とするので測定値の信頼性が高いが、後者は経営者の主観的な見積りなどを測定的基础とするので測定値の信頼性が低い。このように、公正価値は測定的基础となるものによって、信頼性という点において情報としての有用性が異なってくる。

## 2. 公正価値ヒエラルキーの登場

「はじめに」で述べたように、公正価値は測定方法によって信頼性が異なり、情報利用者がこの情報をどのように利用するかも変わってくると考えられる。すなわち、信頼性が高いものについてはそのまま利用することも考えられるが、信頼性が低いものについては、例えば、資産であれば財務諸表価額よりも低く見積もって利用する場合や、そもそもその情報を利用しないということも考えられる。

よって、後述する公正価値情報の価値関連性には信頼性が影響すると考えられることから、公正価値についての情報を提供するにあたり、公正価値をその性格別に分ける必要があり、そうすることによって意思決定有用性が確保されると考えられる。すなわち、客観的・主観的要素の多少によって区分することで、情報利用者はその情報をどの程度信頼して利用するかを判断できるようになる。

そこで登場したのが公正価値ヒエラルキーであり、IFRS 第 13 号では公正価値をレベル 1、レベル 2、レベル 3 の 3 つの階層に分けている。「レベル 1 は、同一の資産及び負債についての活発な市場における無修正の相場価格で構成され」(IASB [2011], par. BC166)、「レベル 2 は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に含まれ

ない他の観察可能なインプットで構成される」(IASB [2011], par. BC166)。また、「レベル 3 は、観察可能でないインプットで構成される（企業自身のデータが含まれ、必要ならば、市場参加者がその状況で使用するであろう仮定を反映するように調整される）」(IASB [2011], par. BC166)。

ここで、インプットとは、「市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定」(IASB [2011], Appendix A)であり、観察可能なインプットと観察可能でないインプットがある。観察可能なインプットとは、「入手可能なデータ（実際の事象又は取引に関する公開されている情報）を基礎として設定されたインプットで、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映するもの」(IASB [2011], Appendix A)である。観察可能でないインプットとは、「インプットのうち、市場データが入手可能でなく、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に関する利用可能な最善の情報をを用いて作成されるもの」(IASB [2011], Appendix A)である。

インプットは次の 3 つのレベルに分けられる。「レベル 1 のインプットは、測定日における企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）」(IASB [2011], pars. 76)であり、「利用可能な場合は、いつでも調整なしで使用して公正価値を測定しなければならない」(IASB [2011], pars. 77)とされている。例えば、上場株式の公正価値は、株式時価×保有数量という式で表わすことができるが、ここでの株式時価がインプットである。

「レベル 2 のインプットは、レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なも

の」(IASB [2011], pars. 81)であり、「レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプットである」(IASB [2011], pars. 86)。そして、使用するインプットの優先順位はレベル1が最も高く、次いでレベル2、レベル3の順となる。すなわち、できる限り客観性(信頼性)の高いインプットを使用することとなる。

公正価値とインプットの各レベルの関係であるが、公正価値のレベルは、重大なインプットのうち最もレベルが低いインプットと同じになる。例えば、ある金融商品の公正価値の測定において、レベル2とレベル3のインプットを使用し、レベル2のインプットのみが重大なインプットである場合、この金融商品の公正価値はレベル2となる。一方で、両方が重大なインプットである場合、この金融商品の公正価値はレベル3となる。このように、重大なインプットのレベルによって公正価値のレベルを区分することで、公正価値ヒエラルキーは信頼性の高低という情報を提供できると考えられる。

### Ⅲ 先行研究における公正価値情報の有用性

本節では公正価値に関する先行研究をレビューする。具体的には、公正価値ヒエラルキー登場前の表示科目別の分析、デリバティブに関する分析、公正価値ヒエラルキー登場後のレベル別の分析を行っている先行研究をいくつか列挙している。そして、先行研究における各公正価値の価値関連性、すなわち、各公正価値が投資家の意思決定に影響を与えているか否かをもとに、レベル2に関する考察を行う。

なお、公正価値で測定されるものの多くは金融商品であり、その金融商品を多く保有するのは金融機関であることから、以降では主に金融

機関の金融商品に焦点をあてた先行研究レビューおよび考察を行っている。

## 1. 公正価値ヒエラルキー登場前の先行研究

### (1) 表示科目別の分析

Nelson [1996] は、SFAS 第107号のもとで開示された投資有価証券、貸付金、預金、長期負債の公正価値評価額と簿価との差額およびオフバランス金融商品の公正価値を被説明変数とし、株価を説明変数として回帰分析を行った。サンプルは1992年と1993年の(総資産上位200行の)銀行である。分析の結果は、投資有価証券についてのみ有意な結果がでているが、ROEと株主資本の成長性をコントロールした場合、有価証券の公正価値も株価に対する追加的な説明力を示さないというものであり、いずれの公正価値情報も株価リターンとの間に価値関連性を有しないと結論づけている。

Eccher et al. [1996] は、SFAS 第107号のもとで銀行によって開示された売却可能またはトレーディング目的の有価証券、投資有価証券、貸付金、預金、長期負債の公正価値評価差額およびオフバランス項目の公正価値評価額と時価簿価比率との価値関連性について分析している。サンプルは、1992年と1993年の銀行(銀行持株会社)で、それぞれ296行、328行である。分析の結果、売却可能またはトレーディング目的の有価証券と投資有価証券の公正価値評価差額は時価簿価比率との間に価値関連性があることが確認された。また、貸付金の公正価値と時価簿価比率との間の価値関連性が限定的にはあるが確認された。これについて、市場性のある有価証券と比べて測定誤差は大きいが深刻ではないとしている。その他の変数については頑健な結果は得られていない。

Barth et al. [1996] は、SFAS 第 107 号のもとで開示される有価証券、貸付金、預金、長期負債の公正価値評価差額およびオフバランス商品の公正価値評価額と時価簿価差額との価値関連性について分析しており、特に貸付金に焦点をあてている。サンプルは 1992 年と 1993 年の銀行 136 行である。分析結果は、①有価証券、貸付金、長期負債の公正価値情報には価値関連性があり、預金とオフバランス商品の公正価値情報には価値関連性がない、②不良債権と金利変動の影響を受ける資産・負債は重要な説明力を持つので、不良債権と金利変動の影響を受ける資産・負債を推定式に含めることで、貸付金の公正価値は重要な追加的説明力を持つというものであった。

Brickner [2003] は、SFAS 第 107 号のもとで開示される公正価値情報と株価との価値関連性について分析している。サンプルは 1996 年と 1997 年の銀行で延べ 867 行である。分析結果は、投資有価証券、貸付金、長期負債、ALM 管理目的のデリバティブには株価との価値関連性があり、預金にはないというものであった。また、銀行の規模は貸付金と長期負債の公正価値情報と株価の価値関連性に重要な影響を与える、投資有価証券と長期負債の歴史的元価に対する公正価値の相対的な大きさはそれぞれの公正価値情報と株価の価値関連性に重要な影響を与える、銀行の財務状況と銀行が受ける監査の質は貸付金の公正価値情報と株価の価値関連性に重要な影響を与えるという結果も示している。

## (2) デリバティブに関する分析

本稿はレベル 2 に焦点をあてた研究であるが、レベル 2 の中でもデリバティブは重要であると考えられることから、上記の表示科目別分析に加え、特にデリバティブに焦点をあてた先

行研究も示す。

桜井・桜井 [1999] は、財務諸表に注記されている有価証券およびデリバティブの時価評価額の情報と、それを保有する企業の株価形成との関連性を実証的に分析し、企業評価における金融商品の時価情報の重要性を明らかにしようとしている。サンプルは、1998 年の銀行 97 行である。分析の結果から、有価証券やデリバティブの時価評価額から導出される評価損益がすでに株価に反映されていることが分かり、時価評価額を財務諸表の本体に組み込む会計処理は、実証的にも十分に正当化できると主張している。

Wang et al. [2005] は、SFAS 第 119 号および SFAS 第 133 号におけるデリバティブの公正価値の価値関連性を分析している。サンプルは 1994 年から 2002 年 (2000 年 5 月までが SFAS 第 119 号) の銀行 161 行 (延べ 992 行) である。分析結果は、トレーディング目的のデリバティブについては有意、トレーディング目的以外のデリバティブについては有意でないというものであった。ただし、トレーディング目的のデリバティブについて、この結果は想定元本情報によるものであり、公正価値情報自体の価値関連性が確認されたとはいえない。

Ahmed et al. [2006] は、リスク管理目的のデリバティブの公正価値について、価値関連性を検証した研究である。本研究では、①SFAS 第 133 号適用前に財務諸表で認識、かつ注記で開示をしていたものについて、認識と開示で価値関連性に差はあるか、②SFAS 第 133 号適用前は開示、適用後は認識しているものについて、価値関連性に変化はあるかを分析している。サンプルは銀行持株会社であり、①は 58 社 (1995 年から 2000 年)、②は 82 社 (適用前が 1995 年から 2000 年、適用後は 2001 年から 2004 年) である。分析結果は、①認識され



た公正価値には価値関連性が確認されたが、開示された公正価値には確認されなかった、②開示された公正価値には価値関連性は確認されなかったが、認識された公正価値では確認されるようになったというものであった。

## 2. 公正価値ヒエラルキー登場後の先行研究

SFAS 第 157 号の公表以降、注記において開示される公正価値のレベル別の情報に関する研究が行われるようになった。

Kolev [2008] は、各レベルの公正価値の価値関連性について分析している。サンプルは、大部分の資産と負債を公正価値で認識する大手の金融機関であり、期間は 2008 年の第一四半期と第二四半期である。分析結果は、①どのレベルの係数も正で有意、②レベル 2 とレベル 3 において推定された係数は、レベル 1 におけるそれよりも首尾一貫して低い、レベル 1 との差が有意であるのはレベル 3 のみであるというものであった。

Gartenberg and Serafeim [2009] は、レベルの異なる資産の保有比率が株式の異常リターンに関係があるかを分析している。サンプル数は 2008 年第 3 四半期<sup>③</sup>の 2694 社（金融業 818 社、製造業 1876 社）である。分析の結果、レベル 1、2 の係数は金融業・製造業ともに有意に正であったが、レベル 3 の係数は有意ではなかった。ただし、サンプルが規模の大きい企業である場合、レベル 3 の係数についても有意な結果が得られている。

Song et al. [2010] は、各レベルの価値関連性について、①レベル 1、2 の公正価値の価値関連性はレベル 3 よりも大きいか、②コーポレート・ガバナンスはレベル 1、2 よりもレベル 3 の価値関連性に大きな影響を与えるかを検証した。サンプルは 2008 年の第一四半期から第

三四半期の銀行であり、サンプル数は第一四半期が 431 行、第二四半期が 419 行、第三四半期が 410 行である。分析結果は、①レベル 1、2 の公正価値の価値関連性はレベル 3 のそれよりも大きい、②公正価値（特にレベル 3）の価値関連性は強固なコーポレート・ガバナンスを有する企業の方が高いというものであり、全体として SFAS 第 157 号における公正価値に価値関連性が認められるという結果となったが、コーポレート・ガバナンスが脆弱ならば、これは低下する可能性があるとしている。

Goh et al. [2015] は、公正価値はそのレベルが低い（レベル 1 が高レベルとする）ほど低く評価されるという仮説を検証している。サンプルは 2008 年から 2011 年の金融業で延べ 6893 社である。分析結果は仮説の通りであり、特にレベル 3 はレベル 1、2 よりも低く評価されるという点を強調している。

このように、多くの研究でレベル 1、2 についての価値関連性は認められているが、レベル 3 については価値関連性が認められない場合があり、認められたとしても低く評価されるなど、他のレベルとは異なった結果となっている。

## 3. 先行研究における結果からの考察

前述のように、公正価値の価値関連性に関する研究には大きく分けると表示科目別の分析（特にデリバティブに焦点をあてたものも含む）とレベル別の分析がある。ここで、次の 2 つの理由から本稿ではレベル 2 に着目する。

まず、レベル 3 についても議論の余地があるが、これについては既に多くの先行研究で指摘されているのに対し、レベル 2 に着目した研究はあまり見られず、考察の必要性があることが 1 つ目の理由である。

2 つ目の理由はレベル 2 の金額的重要性の高

さである。図表 1 は 2018 年 8 月末時点における時価総額ランキング 20 位以内の金融機関が直近の Form 10-K または Form 10-Q で開示した各レベルの公正価値の資産・負債の保有額と公正価値で測定される資産・負債それぞれの総

額に対する保有割合を示したものであるが、レベル 2 の割合が非常に高いことが分かる。よって、レベル 2 に関する情報提供は重要であると考えられるので、本稿ではレベル 2 に焦点をあてることとした。

図表 1 金融業における各レベルの公正価値の保有額と保有割合

|                                         | レベル 1A                | レベル 1L            | レベル 2A                | レベル 2L               | レベル 3A            | レベル 3L           |
|-----------------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|------------------|
| Berkshire Hathaway                      | 208,254<br>(89.3%)    | —<br>(—%)         | 10,556<br>(4.5%)      | 101,902<br>(98.0%)   | 14,521<br>(6.2%)  | 2,051<br>(2.0%)  |
| JPMorgan Chase                          | 233,029<br>(20.0%)    | 91,175<br>(12.5%) | 914,483<br>(78.4%)    | 601,111<br>(82.7%)   | 19,303<br>(1.6%)  | 34,925<br>(4.8%) |
| Industrial and Commercial Bank of China | 257,118<br>(12.7%)    | 11,267<br>(2.2%)  | 1,596,369<br>(78.9%)  | 490,226<br>(97.2%)   | 169,915<br>(8.4%) | 3,011<br>(0.6%)  |
| Bank of America                         | 184,526<br>(19.9%)    | 91,164<br>(17.6%) | 732,077<br>(78.7%)    | 418,535<br>(81.0%)   | 13,365<br>(1.4%)  | 1,225<br>(1.4%)  |
| Wells Fargo                             | 45,638<br>(10.5%)     | 16,877<br>(30.7%) | 361,759<br>(83.3%)    | 35,928<br>(65.5%)    | 27,132<br>(6.2%)  | 2,095<br>(3.8%)  |
| China Construction Bank                 | 76,794,264<br>(72.6%) | —<br>(—%)         | 28,932,888<br>(27.4%) | 17,164,313<br>(100%) | —<br>(—%)         | —<br>(—%)        |

(出所) 筆者が作成。

※A: 資産, L: 負債。

※単位: ICBC は 100 万人民元, CCB は 1,000 香港ドル, その他は 100 万米ドル。

さて、先行研究をレビューしたところ次のようなことが考えられる。まず、レベル別の分析では、レベル 2 については株価との価値関連性が確認されているということで分析結果が一致している。しかしながら、表示科目別の分析では、レベル 2 に該当する<sup>4)</sup>貸付金、預金、長期負債、デリバティブについての結果が有意であるものとそうでないものがある。また、デリバティブはレベル 2 の中でも比較的多くの割合を占める場合があるので、上記ではデリバティブに焦点をあてた先行研究も取り上げたが、分析結果に一貫性はない。すなわち、レベル別分析以外の分析ではレベル 2 に必ずしも

価値関連性があるとはいえず、ここに先行研究における結果の違いを確認できる。

前述の通り、レベル 2 にはインプットの信頼性が高いものと低いものが混在している。よって、表示科目別の分析ではその違いが価値関連性の有無に表れたが、レベル別の分析では信頼性が高い資産・負債の保有比率が高いなどの理由で結果が全体としては有意となり、一部の(信頼性が高いとはいえない)公正価値の価値関連性を誤認させることになっている可能性がある。

また、レベル別の分析の中では、レベル 1 とレベル 3 の差は有意であるが、レベル 1 とレベ

ル 2 の差は有意ではないというものも見られるが、レベル 2 の中にはレベル 3 になりうる資産・負債もあり、これらについてはレベル 1 と差がある可能性も否定できないので、先行研究の結果をそのまま受け止めてよいかは疑問である。

公正価値ヒエラルキーの役割として、公正価値の信頼性に関する情報の提供が挙げられるが、以上のことからその役割の一部が果たされていないと考えられる。そして、この役割が果たされなければ情報利用者をミスリードすることになる。そこで、以降では信頼性の情報を明示することの重要性を述べた上で、レベル 2 に関する情報提供機能を改善するための考えを示す。

## IV 信頼性に関する情報の重要性

IASB の概念フレームワークでは、財務情報の基本的な質的特性として、目的適合性と忠実な表現が挙げられている。以前の概念フレームワークでは、基本的な質的特性として忠実な表現ではなく信頼性が挙げられていたが、2010 年の概念フレームワークの改訂により信頼性が忠実な表現に置き換わり、その文言自体も削除された。

IASB によると、信頼性という用語は多様な意味を持ち、解釈が情報利用者によって異なる場合があった。例えば、信頼性は測定値の正確性や確実性を直接的に意味するものではないが、正確でない、あるいは確実でない情報は信頼性がないと評価されることがあった。また、どの程度の信頼性を確保すればよいのかという点でも合意がなされておらず、この点についても明確にする必要があった。しかし、信頼性という概念を明確に定義することは非常に困難であり、それゆえに IASB は信頼性に代わる

ものとして忠実な表現を目的適合性と並ぶ上位概念として位置付けることに決めた。

IASB は忠実な表現は「従来のフレームワークが信頼性の要素として含んでいた主要な特性を包含」(IASB [2010], par. BC3.24) としているが、それにも関わらず、(黙示的ではあるが<sup>5)</sup>) 信頼性を支える主要な要素であったと考えられる検証可能性が補強的な質的特性でしかなくなった。検証可能性を明示的にも黙示的にも直接の要素として持たない忠実な表現は、検証可能性という側面からの信頼性の確保について一部放棄しているようにも考えられる。そして、これはより広範囲に公正価値測定を適用しやすい概念フレームワークが構築されたと捉えることができ、公正価値測定の対象となる信頼性の低いもの(見積要素が多いもの)がさらに増えていく可能性がある。

しかしながら、特に見積要素が入るレベル 2 やレベル 3 の公正価値測定において、情報利用者の理解を得るためには、検証可能性を確保する(すなわち、別々の観察者が測定しても一定の範囲内の結果となる)ことが重要である。検証可能性という側面から信頼性を明確にする手段として公正価値ヒエラルキー情報の開示は重要な役割を担っており、その機能の改善について考える必要がある。

## V 公正価値ヒエラルキーの細分化

本節では現行基準におけるレベル 2 の公正価値情報の開示に関する問題点を解決するために、レベル 2 を細分化するヒエラルキーを提案し、今後の展望を述べる。

### 1. レベル 2 を細分化するヒエラルキー

IFRS 第 13 号では公正価値を 3 つのレベル

に区分しているが、この区分では十分に情報を提供できているとはいえないのではないか。レベル 1 と他のレベルとの間には、測定される資産および負債そのものについて、活発な市場における価格があるかないかという決定的な違いが存在し、レベル 1 の測定値の信頼性は高いといえることができるだろう。また、レベル 1 は無調整の相場価格であり、レベル内で信頼性に大きな差異はないと考えられる。よって、レベル 1 に関して問題はないと考える。

しかしながら、レベル 2 とレベル 3 の公正価値について、これらを 2 つのレベルで表すことは適切であろうか。つまり、区分するレベルが少なすぎるのではないかと考える。なお、本稿ではレベル 2 に焦点をあてているのでレベル 3 については検討していない。レベル 3 に関しては越智 [2017] などを参照していただきたい。

さて、レベル 2 には、市場の活発さやインプットの観察可能性が異なるものが混在している。そこで、レベル 2 をレベル 2-1 とレベル 2-2 の 2 つに細分化して考える。図表 2 は、重大な観察可能なインプットに関するものとして「観察可能性」と「市場の活発さ」というフィルターを設けて信頼性の高低を示すとともに、これらに加えて「観察可能でないインプットの影響」を考慮することで主観的な見積要素という観点から信頼性の高低を示しており、これらの総合評価によってレベル 2 を細分化したものである。なお、理論的にはさらなる細分化も可能であるが、細分化しすぎると複雑性が増すことによるデメリットが大きくなるので、ここでは 2 区分への細分化としている。

図表 2 におけるフィルターについて、まず、観察可能性はインプットを直接的に観察可能か間接的に観察可能かで区分する。例えば、類似資産・負債に活発な市場が存在し、その価格を（調整は必要であるが）使用できる場合には、

直接的に観察可能である。一方で、3 年物の上場株式オプションのインプライド・ボラティリティ（IV）を 1 年物および 2 年物の IV からの補外によって算出し、比較可能な企業の 3 年物株式オプションの IV によって裏付ける（IASB [2011], B35 参照）場合、当該 IV は間接的に観察可能であるといえる。

次に、市場の活発さについて、IFRS 第 13 号では、活発な市場を「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」（IASB [2011], par.BC169）と定義しており、IAS 第 36 号、IAS 第 38 号、IAS 第 41 号や IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号における定義<sup>⑥</sup>と整合的であるとしている。

IAS 第 36 号 (par.6)、IAS 第 38 号 (par.8)、IAS41 号 (par.8) では、活発な市場を (a) 市場内で取引される物品は同質である、(b) 自発的な買手と売手を通常いつでも見つけられる、かつ (c) 価格は公表されているというすべての状況の存在する市場としていた。また、IAS 第 39 号 (par.AG71) と IFRS 第 9 号 (par.B5.4.3) では、相場価格が取引所、ディーラー、ブローカー業界団体、価格サービス業者または規制機関から容易にかつ定期的に入手可能であり、かつ、それらの価格が独立第三者間取引条件での実際の定期的に発生している取引を表している場合には、活発な市場における相場価格があるものとみなされるとしている。すなわち、市場の流動性や価格を入手する困難さなどを考慮し、市場の活発さを判断する。図表 2 では、上記の要件を完全に満たすものは「活発」、完全には満たさないものは「活発とはいえない」と区分する。

最後に、観察可能でないインプットの影響については信頼性の低い見積要素の多さを表しており、例えばこれが「中以上」であるならば、

重大なインプットが直接観察可能であるとしても信頼性を低くしてしまうと考えられる。なお、「－」となっている部分についてはこの要素は考慮しない。重要なインプットが直接的に観察可能で市場が活発であるもの（図表 2 の左端）は、観察可能でないインプットの影響によって信頼性がレベル 2-2 まで下がるとは考えにくく、その逆（図表 2 の右端）もまた然りと考えるからである。また、「多」がないのは、そのようなものはレベル 3 に区分されるからである。

3つのフィルターはいずれも検証可能性に関わると考えられる。インプットを直接観察できる場合や市場が活発である場合は別々の観察者が測定に使用するインプットも限定されるので検証可能性が高くなり、観察可能でないインプットの影響が大きい場合は見積要素が多く入ることになるので検証可能性は低下する。よって、当該フィルターを通すことで検証可能性という側面から信頼性の高低を評価することとなる。

図表 2 レベル 2 公正価値の細分化

|                       |            | 2-1 <sup>(7)</sup> |          |     | 2-2      |     |          |
|-----------------------|------------|--------------------|----------|-----|----------|-----|----------|
| 重大な<br>観察可能な<br>インプット | 観察<br>可能性  | 直接                 | 直接       | 間接  | 直接       | 間接  | 間接       |
|                       | 市場の<br>活発さ | 活発                 | 活発とはいえない | 活発  | 活発とはいえない | 活発  | 活発とはいえない |
| 観察可能でない<br>インプットの影響*  |            | －                  | 無・少      | 無・少 | 中以上      | 中以上 | －        |

（出所）IASB [2011]，あらた監査法人 [2015]，竹森 [2016] を参考に，筆者が作成。

※いずれも「重大なインプット」にはならないという前提。

## 2. レベル 2 細分化の問題点と今後の展望

レベル 2 を細分化することにより、公正価値の信頼性に関する情報提供機能を改善することができる。しかしながら、これに伴う問題点を考慮する必要がある。

まず、現行基準よりも多くの事項を検討しなければならず、コストや手間がかかってしまう。特に金融商品の保有比率が低い企業にとっては負担が増えるだけであまり意味をなさない可能性がある。これに関しては、対象を金融業などの金融商品の保有比率が高い企業に絞るなどの措置を考える必要がある。

また、「市場の活発さ」や「観察可能でないインプットの影響」の項目について、どの程度

の取引量があれば市場が活発であるのか、観察可能でないインプットの影響がどの程度ならば「中以上」といえるのかなどの点で判断が必要となるので、細分化に際して恣意性が介入してしまう。ただし、これは細分化をしない理由にはならない。例えば、測定値の信頼性の高さを示すためにレベル 2-1 に積極的に区分するという恣意性の介入が考えられるが、そもそもレベル別分析の結果ではレベル 2 は信頼性が高いと判断される傾向が確認されている。よって、恣意性が介入したとしても、レベル 2 の中には信頼性が高くないものがあるということを利用してレベル 2-2 という項目を追加することで情報利用者に示すことができる点で、情報の有用性は向上すると考えられる。

レベル 2 の細分化にはコストや手間、恣意性の介入などの避けられないという問題があり、特に前者の問題でレベル 2 を細分化することは現時点では実務的には難しいかもしれない。しかしながら、現行基準のままでは信頼性が高くないレベル 2 の情報を受け取った利用者をミスリードする可能性があり、改善が必要である。

レベル 3 については資産・負債の評価額以外にも様々な事項を記載することになっているが、レベル 2 についてもヒエラルキーの細分化は難しいとしても、レベル 3 と同じように評価額以外の情報を提供すべきではないか。例えば、本稿で示したヒエラルキーの 3 つのフィルターに関する事項などを開示することで、情報利用者はレベル 2 の信頼性をより正確に判断できる。

このように、何らかの形でレベル 2 の信頼性の高低を判断する情報を提供する必要がある。そして、将来的にはレベル 2 を細分化したヒエラルキーが開発され、より明確にレベル 2 に関する情報提供が行われる必要があると考える。

## VI おわりに

本稿では、公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルのうち、レベル 2 に焦点をあてて公正価値情報の開示について考察した。これは、レベル 2 の説明からも分かるように、ここに区分される資産・負債は信頼性の高さが異なる場合があり、情報利用者をミスリードする可能性があることや金額的重要性の高さからである。

そこで、公正価値ヒエラルキーについて規定した SFAS 第 157 号前後の公正価値の価値関連性に関する先行研究とレベル 2 の構成割合のうち、その比較的多くを占める場合があるデリバティブの公正価値の価値関連性に焦点を

あてた先行研究をレビューした。SFAS 第 157 号以後の公正価値のレベル別の分析を行った研究ではレベル 2 には価値関連性があるという結果で一致している。これに対し、SFAS 第 157 号以前の研究やデリバティブに焦点をあてた研究、すなわち、表示科目別の分析では表示科目によって価値関連性を有するものとそうでないものがあつた。

これらの結果から先行研究の結果に違いがあることが分かる。レベル別の分析では、分析対象企業が保有するレベル 2 の資産・負債のうち、信頼性が高いものの割合が大きかったなどの理由から、全体として価値関連性があるという結果になったに過ぎず、一部のレベル 2 の資産・負債の価値関連性を正確に表すものではないのではないかと考えられる。

よって、このような信頼性の異なるものは区分して開示すべきと考える。そこで、本稿ではレベル 2 を細分化する新たなヒエラルキーを提案した。当該ヒエラルキーでは、重大な観察可能なインプットについて「観察可能性」（直接か間接か）および「市場の活発さ」を考慮し、これらに重大ではない「観察可能でないインプットの影響」を加えた 3 つのフィルターでレベル 2 をレベル 2-1 とレベル 2-2 に区分している。この区分によってレベル 2 間での信頼性の違いを示すことができる。

しかしながら、レベル 2 の細分化にあたってコスト・手間の問題、恣意性の介入の問題がある。後者は情報を利用する際には注意すべきであるものの、細分化を妨げるものではない。ただし、前者は企業にとっては大きな問題であり、現時点では実務的に細分化は難しい。

よって、まずはレベル 2 の詳細開示の導入期として、レベル 3 のような資産・負債の評価額以外の情報の開示を行うことから始めることが現実的である。その際には、本稿の細分化し

たヒエラルキーにおけるフィルターとして挙げた項目を中心に、信頼性の高低を判断しやすくなる情報を開示すべきである。そして、将来的にはヒエラルキーを細分化し、より明確に信頼性の高低を開示することを目指すべきであると考ええる。

## 注

- (1) 本稿で信頼性という用語を使用する場合、IASBにおける1989年版の概念フレームワークに近いものを想定しており、その上でより検証可能性という要素を重視している。なお、当該フレームワークと検証可能性の関係については注(5)および該当箇所を参照。
- (2) SFAS第157号では、「多くの回答者は、(中略)公正価値ヒエラルキーは公正価値測定の相対的な信頼性を考慮するために有用な構成概念を提供することに同意した」(FASB[2006], par. C66)としている。そして、IFRS第13号は、「公正価値がIFRSとUS GAAPで同じ意味を持つようにし、それぞれの公正価値測定と開示要求が同じになるようにするためのIASBとFASBの努力の成果」(IASB[2011], par. BC7)であることから、IFRS第13号の公正価値ヒエラルキーも信頼性を考慮する上で有用であると考えられる。
- (3) 第4四半期に焦点をあてているが、使用しているのは第3四半期のデータである。
- (4) 実際にレベル2またはレベル3に分類されている。
- (5) 黙示的に含まれると考える根拠についてはIASB[2010], BC3.35参照。
- (6) 各基準の参照項を本文中で示しているが、現行基準では削除されている箇所もある。ただし、当該定義と整合的であることはIFRS第13号で明言されている。
- (7) レベル2-1の観察可能性が直接、市場が活発という区分(1番左の区分)について、レベル1との違いはインプットに調整を加えたか否かである。すなわち、調整を加えたものについては本稿におけるレベル2-1となり、無調整のものがレベル1となる。

## 参考文献

Ahmed, A.S., E. Kilic and G.J. Lobo [2006] “Does Recognition versus Disclosure Matter? Evidence from Value-Relevance of Banks’ Recognized and

Disclosed Derivative Financial Instruments”, The Accounting Review, Vol.81, No.3, May 2006, pp. 567-588.

あらた監査法人 [2015]『公正価値測定』2015年6月、第一法規。

Barth, M.E., W.H. Beaver and W.R. Landsman [1996], “Value-Relevance of Banks’ Fair Value Disclosures under SFAS 107”, The Accounting Review, Vol. 71, No. 4, October 1996, pp. 513-537.

Brickner, D. R. [2003], “An Analysis of Factors Impacting the Value-Relevance of SFAS No. 107 Fair Value Disclosures”, Journal of Business and Economics Research, Vol. 1, No. 4, September 2003, pp. 15-32.

Eccher, E. A., K. Ramesh, and S.R. Thiagarajan [1996], “Fair Value Disclosures Bank Holding Companies”, Journal of Accounting and Economics, Vol. 22, Nos. 1-3, August-December 1996, pp. 79-117.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157, Fair Value Measurements.

Gartenberg, C. M. and G. Serafeim [2009], “Did Fair Valuation Depress Equity Values during the 2008 Financial Crisis?”, Working Paper, Harvard Business School, October 2009.

Goh, B. W., D. Li, J. Ng and K.O. Yong [2015], “Market Pricing of Banks’ Fair Value Assets Reported under SFAS 157 since the 2008 Financial Crisis”, Journal of Accounting and Public Policy, Vol. 34, No. 2, March 2015, pp. 129-145.

International Accounting Standards Board (IASB) [2010], The Conceptual Framework for Financial Reporting. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2011]「財務報告に関する概念フレームワーク」『国際財務報告基準』中央経済社。)

International Accounting Standards Board (IASB) [2011], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.13, Fair Value Measurement. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2012] 国際財務報告基準第13号「公正価値測定」『国際財務報告基準』中央経済社。)

International Accounting Standards Board (IASB) [2014], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.9, Financial Instruments. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2015] 国際財務報告基準第9号「金融商品」『国際財務報告基準 (特別追補版)』中央経済社。)

金子康則, 竹埜正文, 山本顕三 [2012]『公正価値測定の実務 Q&A-IFRS13 の総合解説と対象別留意点』中央経済社。

- 企業会計基準委員会 [2009] 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」。
- 古賀智敏 [2004] 「公正価値測定の概念的構図と課題」『企業会計』第 56 巻第 12 号, 2004 年 12 月, 18 頁 - 24 頁。
- Kolev, K. S. [2008], “Do Investors Perceive Marking-to-Model as Marking-to-Myth? Early Evidence from FAS 157 Disclosure”, Working Paper, NYU Stern School of Business, December 2008.
- 草野真樹 [2011] 「公正価値重視の会計における目的適合性の評価」(日本銀行金融研究所・会計研究会報告書) 2011 年 7 月。  
<http://www.imes.boj.or.jp/japanese/kaikei/kusanono.pdf>
- Nelson, K. K. [1996], “Fair Value Accounting for Commercial Banks: An Empirical Analysis of SFAS No. 107”, *The Accounting Review*, Vol. 71, No. 2, April 1996, pp. 161-182.
- 大日方隆編著 [2012] 『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬－』中央経済社。
- 越智信仁 [2017] 「レベル 3 公正価値測定の重要な不確実性を巡る概念的考察」『会計プロGRESS』第 18 号, 2017 年 9 月, 1 頁・15 頁。
- 岡田慎太郎 [2016] 「銀行業における『レベル 3 公正価値』の価値関連性に関する考察」『商学研究科紀要』第 82 巻, 2016 年 3 月, 109 頁・128 頁。
- 桜井久勝・桜井貴憲 [1999] 「金融商品の時価情報と企業評価: 東証上場銀行の実証分析」『国民経済雑誌』第 179 巻第 5 号, 1999 年 5 月, 29 - 42 頁。
- Song, C. J., W. B. Thomas and H. Yi [2010], “Value Relevance of FAS No. 157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms”, *The Accounting Review*, Vol.85, No. 4, July 2010, pp. 1375 - 1410.
- 竹森一正 [2016] 「SFAS157 の公正価値階層レベル 3 における fair value の英和訳に関する検証」『経営情報学部論集』第 30 巻第 1・2 号, 2016 年 6 月, 1 頁・35 頁。
- 浦崎直浩 [2016] 「公正価値測定の意義と構造」『商学論纂』第 57 巻第 3・4 号, 2016 年 3 月, 1 頁・39 頁。
- Wang, L., P. Alam and S. Makar [2005] “The Value-Relevance of Derivative Disclosures by Commercial Banks: A Comprehensive Study of Information Content Under SFAS Nos. 119 and 133”, *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 25, No.4, December 2005, pp. 413-427.
- 山田辰己 [2013] 『IFRS 設定の背景～金融商品～』税務経理協会。

(謝辞) 本稿の執筆にあたって有益なコメントを下された先生方・査読者の方々に記して心より御礼申し上げたい。



【査読論文】

# 国際公会計基準における資本維持の特徴と問題点 ー独立行政法人会計との比較を通してー

樋 沢 克 彦  
EY 新日本有限責任監査法人

## 要 旨

現在、国の財政健全化に照らして、公的部門の財務報告は、世界的にみても、公的部門の特殊性を考慮に入れながらも、営利企業の会計基準を前提にして構築されるようになってきている。

そこで、国際公会計基準審議会（IPSASB）の概念フレームワークおよび国際公会計基準（IPSAS）をみると、損益計算の前提となる資本維持に関する記述が見当たらない。

それに対して、「独立行政法人会計基準」および「独立行政法人会計基準注解」（独法基準）においては、資源拠出者の意図を反映した資本維持を規準とした損益計算が行われている。

そこで、本研究においては、IPSAS と独法基準と比較することにより、公的部門による資本維持の特徴を明らかにした。

この点を明らかにすることで、公的部門における資本維持のあり方について、一定の示唆を提供できるものとする。

検討の結果、IPSAS においては、「交換取引」および「非交換取引」による資源流入を公的・私的部門に共通する会計問題と捉えて、両者を収益として会計処理することにより、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務報告との比較可能性を担保しようとしている点に特徴があることが分かった。

一方、IPSAS では、独法基準とは異なり、資源拠出者の意図を反映した資本取引と損益取引の区分および維持すべき資本の水準の決定が行われておらず、利益業績の開示の観点から、管理者責任の評価のために有用な情報を提供していないという問題点があることが分かった。

（2018 年 11 月 9 日審査受付 2019 年 3 月 5 日掲載決定）

## I はじめに

現在、国の財政健全化に照らして、公的部門の財務報告は、世界的にみても、公的部門に特有の業務および財務の性質を考慮に入れながら、営利企業における財務報告の概念フレームワークや会計基準を前提にして構築されるようになってきている。

そこで、国際公会計基準審議会（IPSASB）の財務報告の概念フレームワークや国際公会計基準（IPSAS）をみてみると、損益計算の前提となる資本維持に関する記述が見当たらない。さらに、IPSAS における資本維持を検討した既存研究も見当たらない<sup>(1)</sup>。

それに対して、「独立行政法人会計基準」および「独立行政法人会計基準注解」（独法基準）においては、資源拠出者の意図を反映した資本維持を規準とした損益計算が行われている。

そこで、本研究においては、IPSAS と独法基準と比較することにより、公的部門による資本維持の特徴を明らかにした。

この点を明らかにすることで、公的部門における資本維持について、一定の示唆を提供できるものと考ええる。

そこで、まずは、IPSAS と独法基準における財務諸表の体系を比較する。次に、IPSAS における資本取引と損益取引の区分について整理し、前提となる資源拠出者と資源受領者との関係を検討して、IPSAS における資本取引と損益取引の区分の特徴を明らかにする。そのうえで、独法基準における損益取引と資本取引の区分との比較を通じて、IPSAS における問題点を明らかにする。

さらに、IPSAS における資本概念を整理し、資本循環の継続性の観点から、IPSAS における資本概念の特徴を明らかにする。そのうえで、独法基準における資本概念との比較を通じ

て、IPSAS における問題点を明らかにする。

## II IPSAS と独法基準における財務諸表の体系の比較

公的部門における資本維持について、「Anthony」の主体持分論を手掛かりとすると、公的部門特有の（株主以外の）贈与者からの持分資本の受け取りとして、贈与資本の存在を認め、営業取引（operating transaction）が源泉である営業資本との間の線引きを行うための規準があれば、資本取引と損益取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成すれば、営利目的の組織の業績との比較が一定の範囲で可能である」（小西〔2017〕4頁）とされている。

これは、営利目的の組織の業績との比較が可能であるためには、贈与資本の区分が必要ということであり、純利益計算に資本贈与の変動計算が含まれる場合には、利益業績に関して、ミスリード的な数字が表示されてしまう（小西〔2017〕14頁）ということである。

この点、IPSAS においては、基本的には、国際会計基準（IAS）を前提にして、財務諸表の体系を以下のとおりとして（IPSAS〔2006a〕, par.21）、純資産の変動計算と収益・費用の計算を区分している。

- ① 財政状態計算書
- ② 財務業績計算書
- ③ 純資産・持分計算書
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 予算と実績の比較を表示する財務諸表
- ⑥ 重要な会計方針の要約およびその他の説明を行う注記で構成される注記ないし附属明細書

一方、独立行政法人の会計は、「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）とされる一方、「公共的な性

格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算性を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加え」（「中央省庁等の改革の推進に関する方針」）た結果、財務諸表の体系を以下のとおりとして（独法基準第 42）、IPSAS と同様、純資産の変動計算と収益・費用の計算を区分している。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 純資産変動計算書
- ④ 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書
- ⑥ 行政コスト計算書
- ⑦ 上記の附属明細書

### Ⅲ IPSAS における資本取引と損益取引の区分の整理

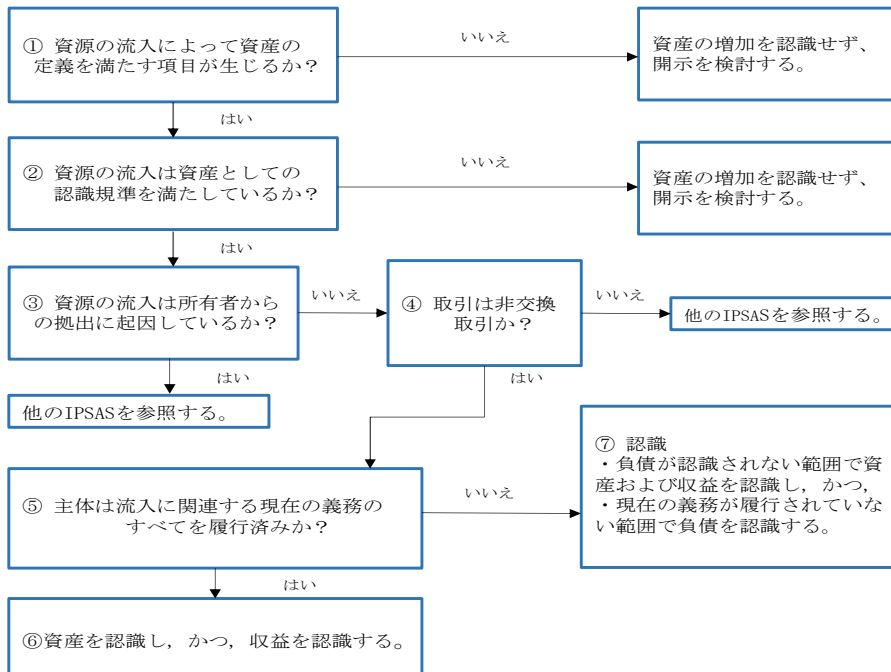
IPSAS において、取引は「交換取引」と「非

交換取引」という二つの概念に区分され、「交換取引」の定義は「ある主体が資産又はサービスを受領し、又は負債の減少を受け入れ、それと交換に他の主体に対しておおむね同等の価値を直接的に与える取引である」とされている（IPSASB [2006c], par.11）。一方、「非交換取引」の定義は「交換取引ではない取引である。」とされ、「非交換取引においては、ある主体が、他の主体から価値を受領するが、それと交換におおむね同等の価値を直接的に与えることがない、あるいは、ある主体が、他の主体に価値を与えるが、それと交換におおむね同等の価値を直接的に受領することがない」（IPSASB [2001], par.11）ものとされている。

以上の取引の区分を前提に、IPSAS における損益取引と資本取引の区分を整理する。

図 1 は IPSAS における資本取引と損益取引の区分をフローチャートで示したものである。

図 1 資本取引と損益取引の区分プロセス



（IPSASB [2006c], par.29 のフローチャートを筆者が一部修正）

まず、フローチャートの①で、取引による資源の流入が、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の資産の定義（過去の事象の結果として、主体が支配し、かつ、将来の経済的便益またはサービス提供能力が、主体に流入することが期待される資源）を満たす場合には、フローチャートの②で、以下の場合にのみ、資産として認識されとしている。それは、(a) 資産に関連する将来の経済的便益またはサービス提供能力が主体に流入する可能性が高く、かつ、(b) 資産の公正価値を信頼性をもって測定できる場合である（IPSASB [2006c], par.36）。

次に、③の資源の流入は「所有者からの拠出」に起因しているか否かで分類され、「所有者からの拠出」による資源の流入は IPSAS 第 23 号の対象とはならない（IPSASB [2006c], par.37-38）。ここで、「所有者からの拠出」は IPSAS 第 1 号で「主体に対する外部当事者によって拠出された将来の経済的便益又はサービス提供能力のうち、結果として負債になるものを除く、主体の純資産・持分に対する財務的関与を確立するもの」（IPSASB [2006a], par.7）と定義され、以下のいずれか、ないし両方の性質を持つとされる。

- i 所有者又はその代表者の裁量で行われるような、主体の存続期間中に行う将来の経済的便益又はサービス提供能力の分配に対する権利および主体の清算といった事象において資産が負債を超過する金額の分配に対する権利をもたらすもの
  - ii 売却、交換、移転又は償還可能なもの
- その結果、④の取引は、③において「所有者からの拠出」が除かれており収益に区分されるべき「交換取引」と「非交換取引」によって構成されることとなる。「非交換取引」に該当する場合は⑤に進み、「非交換取引」に該当しない場合は、他の IPSAS（例えば、IPSAS 第 9

号「交換取引による収益」）を参照することになる。

さらに、⑤の主体は流入に関連して「現在の義務」のすべてを履行済みか否かで、収益を認識するか負債を認識するかを区分している（IPSASB [2006c], par.44）。従って、主体が資産として認識する「非交換取引」からの資源の流入に関連して、負債として認識した「現在の義務」を履行した場合には、主体は、認識されていた負債の帳簿価額を減額し、その減額と同額の収益の金額を認識することとなる（IPSASB [2006c], par.45）。なお、「現在の義務」は、(a) 債務を決済するために将来の経済的便益またはサービス提供能力を有する資源の流出する可能性が高く、かつ、(b) 債務の額について信頼できる見積りを行うことができる場合にのみ債務として計上されることとなる（IPSASB [2006c], par.50）。

このように、IPSAS においては、主体への資源流入を伴う取引は「所有者からの拠出」という払込資本を除いて、最終的には損益取引として会計処理されることとなる。

これに対して、独法基準では、資産増減または負債の増減をもたらす経済的便益の増減のうち、独立行政法人の財産的基礎を構成する場合を資本取引として、損益取引と区分されている（独法基準第 20, 21）。ここで、財産的基礎には、払込資本のほか贈与資本および評価替資本が含まれている（独法基準第 19）。

以上の検討から、独法基準においては、資源流入が、払込資本のほか贈与資本も含む財産的基礎を構成するか否かによって、資本取引と損益取引を区分しているが、IPSAS においては、「所有者からの拠出」の定義を満たす特定の払込資本の場合を除けば、資源の流入は最終的には損益取引として会計処理されることが分かった。

## IV IPSAS における資本取引と損益取引の区分の特徴と問題点

### 1. IPSAS における資本取引と損益取引の区分の特徴

まずは、IPSAS における資本取引と損益取引の区分の特徴について検討する。

IPSAS においては、料金収入のような「交換取引」のみならず、税収や移転である交付金や寄附金等の「非交換取引」を行政サービス提供コストの回収の手段と考えており（概念フレームワーク 2.15）、「非交換取引」による資源流入を、投下資本の回収による収益と捉えて、会計処理している。このような取扱いについて、IPSAS が前提とする経営モデルとの関係から検討してみる。

まずは New Public Management (NPM) モデルを検討してみたい。ここで、「NPM モデルにおいては、投入・手続志向から成果志向へ、統治客体としての国民との関係から顧客としての国民との関係へ、階層的な指揮・命令系統を重視する官僚制から市場原理を重視する制度へ、集権的管理から分権的管理へと行政を転換することが意図されている。さらに、成果志向は、行政サービスとしての資源の提供において、投入から産出までのすべてを政府等の公的機関という一つの経済主体が担う構造から、政府等の公的機関は産出という成果を効率的・効果的に供給する責任のみを有し、供給者自体には政府等の公的機関以外の民間事業者も含まれるという構造へ変化させる。すなわち、公的部門と民間部門の双方が行政サービス活動過程に関与することとなり、両者は公正な競争の関係に立つようになる。また、行政サービスの供給者と購入者の関係が、組織内部の階層的な指揮・命令系統の中でとらえられた関係から、みなしではあっても、主務大臣を介して契約当

事者同士という対等の関係に変化する」（山本 [2003], 114 頁）とされている。

その結果、NPM モデルにおける行政サービスの供給者と消費者たる国民の関係は、疑似的ではあるが市場を前提として、企業における企業と顧客との関係と同等となると考えることができる。

次に、複数エンティティ・モデルを検討してみる。ここで、「このモデルは、政府を徴税部門とサービス提供部門の独立した 2 つのエンティティから構成されるとみるものである。徴税活動を政府の主要目的達成のための業務とみれば、税収は公的権力を背景とした資源徴収活動の成果とみなしうるが、契約から発生する収益ではないので、「非交換取引」からの収益に該当する。そして、この収益と徴税担当エンティティの活動費用との差額を利益とし、これをサービス担当エンティティに対し移転または利益処分を通じて配分すると考える。この考え方は、「国民はまず税を負担し事後的に行政サービスを受けるから、政府活動の収益は企業のような活動の成果を反映したものではなく単に活動の財源を示すものに過ぎない」という批判、すなわち、税収はそもそも収益ではないという批判には答えている。なぜならば、複数エンティティ・モデルの論理に従えば、税収は、強制的ではあるものの徴税活動の成果を反映しているからである」（山本 [2003], 119 頁）とされている。

このモデルのもとでは、NPM モデルのような何らかの市場性を見出すことができないが、国民と政府の関係を、行政サービスの消費者と供給者とみている点では NPM モデルと同様である。

以上より、いずれの経営モデルも、国民と政府との関係を、行政サービスの消費者（＝購入者）と供給者として位置付けていることから、

行政サービスの供給と消費は市場を通じたものではないものの、企業モデルに準じたものであるということが出来る。

IPSAS は、これらの企業モデルを準用した経営モデルを前提に、税収等の「非交換取引」による資源流入と、市場を通じた「交換取引」による資源流入を、公的部門と私的部門に共通する会計問題として捉えることによって、いずれも経常収益 (revenue from operating activities) として両者を統合的に会計処理すべきであるという立場をとっている (IFAC [2000], par.531) こととなる。

以上の検討から、IPSAS は、「交換取引」と「非交換取引」による資源流入を公的・私的部門共通の会計問題として捉えて、両者を収益として会計処理しており、主に「交換取引」からの資源流入を収益として会計処理する国際財務報告基準 (IFRS) に準拠した財務報告との比較可能性を担保しようとしている (IFAC [2000], par.47) 点に特徴があることが分かった。

## 2. IPSAS における資本取引と損益取引の区分の問題点

ここでは、IPSAS における資本取引と損益取引の区分における問題点を明らかにしたい。この点、個々の取引毎の資源抛出者の意図に着目すると、資源抛出者の意図が組織内における資本の維持である場合、資源抛出者の意図を前提とすれば、資源流入は資本取引として会計処理されるべきであるが、IPSAS は、企業モデルを準用した経営モデルを前提にして、資源抛出者の意図を個々の取引毎に判断することな

く、資本取引を「所有者からの抛出」という払込資本に限定し、それ以外の資源流入を発生費用の回収であるとみなすことにより、資本取引と損益取引を区分していることになる。

このように、IPSAS においては、資本取引と損益取引の区分は、個々の取引毎の資源抛出者の意図を捨象して行われており、資源抛出者の意図とは合致しないという問題点があるといえる。

これに対して、独法基準においては、資源抛出者の意図によって、「資源流入を、投下資本によって市場から獲得される収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われる収支構造 (キャッシュ変換サイクル (A)) と資源抛出者からの財源措置を収入として、この範囲内で支出を行うという非因果的な片道運動が行われる収支構造 (キャッシュ変換サイクル (B)) に区分」(醍醐[1981], 3 頁) したうえで、それぞれの資金収支構造において、資本取引と損益取引を区分している。

すなわち、キャッシュ変換サイクル (A) は、資本投下である資源調達プロセスとその回収である資源回収プロセスに分解され、前者は払込資本として、後者は事業収益として区分される。同様に、キャッシュ変換サイクル (B) は、財源措置である資源收受プロセスであって、財源措置の目的により、資本維持目的の資源收受と資源使用目的の資源収受に分解され、前者は贈与資本として、後者は受贈益として資本取引と損益取引が区分されている。このような、資金収支構造と資本取引と損益取引の区分との関係を一覧にしたものが表 1 である。

表 1 資金収支構造と資本取引と損益取引の区分との関係

| 資 金 収 支 構 造     |          |                 |        |
|-----------------|----------|-----------------|--------|
| キャッシュ変換サイクル (A) |          | キャッシュ変換サイクル (B) |        |
| 資源調達プロセス        | 資源回収プロセス | 資源収受プロセス        |        |
|                 |          | 資本維持目的          | 資源使用目的 |
| 払込資本            | 事業収益     | 贈与資本            | 受贈益    |

(筆者が作成)

この点を、寄附金を例に具体的に検討してみる。寄附金は、寄附者が独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者が予め用途を制約する場合としない場合がある。ここでの用途の制約は、研究用設備を購入する等、特定の支出に用途を制約する場合と 100 周年記念事業のための事業費に充当する等、特定の発生費用に用途を制約する場合が考えられる。

特定の発生費用に用途を制約する場合、寄附金は、発生費用を賄うための収入として位置付けられることとなり、キャッシュ変換サイクル (A) の資源回収プロセスに該当し、事業収益として会計処理されることになる。一方、(財産的基礎を構成しない) 特定の支出に用途を制約する場合、キャッシュ変換サイクル (A) ではなく、キャッシュ変換サイクル (B) の資源使用目的の資源収受に該当し、受贈益として会計処理されることとなる。

ここで、「寄附金」は、中期計画等又は年度計画において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることを明らかにしている場合には、資本剰余金として会計処理されることとなっている（独法基準注 13）。当該出えんにより、財産的基礎を構成する固定資産が取得された場合、取得された固定資産は、通常、その減価に対応すべき収益がないものとして主務省令により特定される。減価に対応すべき収益がないということは投下資

本に対する回収がないということであり、このような「寄附金」は、そもそも投下資本の回収計算ではなく、キャッシュ変換サイクル (B) の資本維持目的の資源収受に該当し、贈与資本として会計処理されることとなる。

一方、例外的に主務省令による特定がなく、減価に対応すべき収益がある場合、すなわち、資本回収が予定される場合には、キャッシュ変換サイクル (A) の資金調達プロセスに該当し、払込資本として会計処理されることとなる。ここでの払込資本は、寄附金自体が「非交換取引」である以上、当然、「非交換取引」を含むが、IPSAS における払込資本である「所有者からの拠出」は、その定義から「交換取引」に限定されるので、払込資本の範囲は、両基準で異なっていることになる。

以上の検討により、独法基準においては、個々の取引毎の資源拠出者の意図を反映して資本取引と損益取引を区分されているが、IPSAS においては、個々の取引毎の資源拠出者の意図を捨象して資本取引と損益取引の区分を行っているので、資源拠出者の意図を反映した利益業績が開示されないという問題点があることが分かった。

## V IPSAS における資本概念の整理

一般的に、資本概念は、次の三つに大別され

る。第一は、資本を貨幣そのものとみるものである。これは、名目資本概念と呼ばれる。第二は、これも資本を貨幣とみる点では第一の資本概念と同じであるが、貨幣そのものではなく、貨幣のもつ実質に着目し、その購買力とみるものである。これは、実質資本概念と呼ばれる。その場合、貨幣の実質としては、一般的・抽象的購買力と解するのが普通であり、一般物価水準の変動をもってその変動を測定する。第三は、資本を貨幣としてではなく、具体的な物財とみるものである。これは、実体資本概念と呼ばれる（森田 [1979], 15 頁）。

ここで、実体資本概念は、組織維持の目標ないし組織の実体的存在と直結した利益計算原理を前提とした概念として、もしくは、純然たる

利益計算原理を前提としての概念（森田 [1979], 39 頁）としても捉えることが可能である。

資本概念に資産の評価基準の視点を加えると、資産評価基準と資本概念との間にどのような関係があるのかが問題となり、資本概念と資産評価基準との関係については、一般的に各資本概念は特定の資産評価基準と結び付けて論じられてきた。しかしながら、すべての資本概念は理論的にはすべての資産評価基準と結び付くものと考えることができ、したがって、両者を相互に組み合わせることによって、表 2 のように、六つの基本的な会計システムの類型化が可能となる（加古 [1981], 18 頁を一部筆者が修正）。

**表 2 資本概念と資産評価基準の組合せによる会計システムの類型化**

|         |        | 資産評価基準  |          |
|---------|--------|---------|----------|
|         |        | 取得原価（注） | 再評価後公正価値 |
| 資 本 概 念 | 名目資本概念 | ①       | ②        |
|         | 実質資本概念 | ③       | ④        |
|         | 実体資本概念 | ⑤       | ⑥        |

（注）IPSAS においては、取得原価は当初認識時の公正価値である。

IPSAS において、資本概念は、どのように取り扱われているのかを資産の評価基準に関連付けて検討してみる。

IPSAS 第 17 号において、有形固定資産の認識後の測定として、原価モデルと再評価モデルが用意されている。

原価モデルのもとでは、資産の認識後の評価は当然（減価償却後）取得原価であるが、実質資本概念と取得原価の組合せである表 1 の③のケースでは、資産の期末評価額は、購買力として測定するための一般物価指数での評価替えが行われる必要があるため、原価モデルにおいて該当し得るのは、①と⑤である。⑤である

といい得るためには、減価償却として費用投下された部分に見合う回収資源が、要求される給付能力を有する資産の公正価値を反映する水準で組織内に留保されるような資本修正が必要となるが、原価モデルにおいては、そのような資本修正に係る会計処理は予定されていないことから、原価モデルは①に該当するものと考えられる。

次に、再評価モデルについて検討する。再評価モデルにおいては、資産の当初認識後、公正価値を信頼性をもって測定できる有形固定資産項目は、再評価実施日における公正価値から、その後の減価償却累計額及びその後の減損



損失累計額を控除した評価額で計上することとなっている（IPSASB [2006b], par.44）。再評価モデルを前提とすると、②、④、⑥に該当し得ることになる。④においては個々の資産の評価は再評価後の公正価値によるものの、（期首）名目資本の額を一般物価指数により修正することを前提とした損益計算になるが、再評価モデルにおいては（期首）名目資本を一般物価指数により修正をおこなう会計処理は予定されていないので、④には該当しないものと考えられる。

再評価モデルにおける再評価剰余金の計上を、実体資本を前提とした損益計算を行うための資本修正であると考えれば⑥に該当するともいえるが、再評価剰余金は、再評価相当額に係る減価償却費に見合う額を、每期累積余剰もしくは欠損金に振替えることとなっており（IPSASB [2006b], par.57）、結果的には評価益の計上と同様であるので、実質的には②に該当するといえる。

以上の検討から、IPSAS においては、資本概念として実質資本概念ないし実体資本概念は採用されておらず、名目資本概念が採用されていることが分かった。

同様に、独法基準において、資本概念が、どのように取り扱われているのかを検討してみる。

独法基準においては、固定資産の取得後の測定において IPSAS のような再評価モデルは規定されておらず、固定資産については、その取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする（独法基準第 31）とされているので、②、④、⑥には該当しないこととなる。

独法基準が、①に該当しうことは当然であるが、③と考える余地はないのであろうか。この点、固定資産について取得価額による会計処

理が行われることは、貨幣価値が安定していることが前提であり、貨幣価値に著しい変動があった場合には、固定資産を評価替えるのでなければ、正しい財政状態を示すことも、正しい経営成績を示すこともできないこととなる。このような事態に対応するためには、貨幣価値の変動を反映した一般物価指数による評価替えが必要となる。ここで、独法基準上、資本剰余金には評価替資本が含まれる（独法基準第 19）とされているが、当該評価替資本が個別資産の公正価値による評価替えではなく、貨幣価値変動に対応するための一般物価指数による評価替えを反映したものであると考えると、③にも該当し得ると考えられる。さらに、当該評価替資本が、減価償却として費用投下された部分に見合う回収資源として、必要な給付能力を有する資産の公正価値を反映する水準で組織内に留保されるべく行われる資本修正を反映したものと考えれば、期末未償却残高と回収資源の合計によって、実体資本が維持されていることとなるので、⑤にも該当すると考えられる。

このように、資本概念について、IPSAS においては名目資本概念のみが採用されているものと理解されるが、独法基準においては、実質資本概念もしくは実体資本概念の採用も可能であることが分かった。

## VI IPSAS における資本概念の特徴と問題点

### 1. IPSAS における資本概念の特徴

まずは、IPSAS が採用する資本概念の特徴を検討してみる。IPSAS が採用する名目資本概念においては、資源を物的資産に投下し、その物的資産からより多くの資源を回収するという資本循環は個々に独立していると考えられる。当該資本循環の独立性を前提とすれば、

投下された資源の回収だけが問題となり（森田 [1982], 26 頁）、例え、資産評価の方法を時価によったとしても、ひとつの資本循環過程の完了により計算される利益のなかに評価損益を算入することにより、投下資本に生じた保有利得を予め認識する形で資源回収額に含めているものといえる。

一方、実体資本概念は、維持すべき資本を、物的な数量ないしそれが表わす給付能力が維持されるべく、実際の物的資産ないしは物的資産の更新が可能な資源の存在として把握するものである。実体資本概念においては、ある物的資産に資源を投下し、その物的資産から資源を回収したとしても、また必要な給付能力をもつ物的資産に投下すること、すなわち、必要な給付能力の物的資産の継続的な取得を前提として、資本循環の独立性という考え方自体を否定している（森田 [1982], 26 頁）。

このように、IPSAS においては資本概念として名目資本概念が採用されていることから、キャッシュ変換サイクル（A）を前提にして、個々の資本循環の独立性が肯定され、資本循環の継続性が否定されているという特徴があることが分かった。

## 2. IPSAS における資本概念の問題点

次に、IPSAS における資本概念における問題点を検討してみる。IPSAS は資本概念として名目資本概念を採用しており、資本循環の継続性を否定しているが、公的部門における資源拠出者は、公的サービスの継続的かつ安定的な提供を望んでいるのであって、資本循環ごとの回収余剰計算に、その関心の中心があるわけではない。やはり、公的部門である以上、公的サービスの継続的かつ安定的な提供を無差別に提供する義務を負い、さらに新規の需要に答えるべく対応することを基本的な組織運営とし

て要請されており、資本循環の継続性を前提とした資本概念である実体資本概念が採用される必要がある。

このような公的部門の特性を考慮すれば、実体資本概念のなかでも、純然たる利益計算原理としての実体資本概念というよりも、組織維持という目標と直結した実体資本を前提とした資本概念が妥当する（醍醐 [1981], 188 頁）ものと考ええる。

このように、IPSAS では、資本概念に関する考え方において、名目資本概念のみを想定しているため、公的部門のための会計基準であるにもかかわらず、資本循環の継続性が否定されている結果、公的部門の特性を踏まえた資本概念による損益計算が行えないという問題点があることが分かった。

次にキャッシュ変換サイクル（B）における IPSAS の資本概念の問題点を検討する。資金収支構造がキャッシュ変換サイクル（B）である場合、拠出された資源について、当該拠出資源が資本投下されて、資源として回収されることを予定していないので、そもそも資源回収を前提とした資本循環は存在しない。資本概念が、資源回収の存在を前提とするものであるとする限り、キャッシュ変換サイクル（B）においては、資本概念を議論する余地がないこととなる。しかしながら、改めて資源拠出者の意図に鑑みると、例えば、資源拠出者たる政府から出資（独法基準第 18）により設備を取得した場合、キャッシュ変換サイクル（B）においては、資源拠出者たる政府は、当該設備の更新時点での資源の留保を主体には求めておらず、改めて、施設費（独法基準第 82）を交付して設備を更新することを意図している。従って、公的部門の組織が資源拠出者たる政府から受託している内容は、投下資本の回収ではなく、当該設備の維持そのものである。

このように、資源拠出者が投下資本の回収を意図しない場合には、資源受領者は更新のための資源の留保すなわち投下資本の回収は考慮せず、法令等で決定された水準での物的資産を維持する責任のみを負うという意味で、キャッシュ変換サイクル（B）においては、実体資本概念だけが資本概念としての意味を持つことになる。

この点、IPSAS においては、更新用の資源を改めて資源拠出者が拠出するか否かを区分しておらず、投下資本の回収を意図しない場合においても、名目資本概念しか採用できないことから、キャッシュ変換サイクル（B）における資源拠出者の意図を反映した損益計算が行えないという問題点があることが分かった。

このような、IPSAS が有する問題点に対する独法基準の対応を検討してみたい。まず、キャッシュ変換サイクル（A）における問題点については、独法基準では、資本循環の継続性を前提とした実体資本概念の採用が可能であり、資源拠出者の意図である公的サービスの継続に整合した会計処理を行うことが可能である。

次に、キャッシュ変換サイクル（B）における問題点については、独法基準は、特定の償却資産の減価に係る会計処理として、主務省令により、その原価に対応すべき収益の獲得が予定されないもの、すなわち、投下資本の回収を資源拠出者が意図しない場合には、当該資産の減価償却費相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するもの（独法基準第 87）とされており、当該資産の減価償却費を損益計算の外におくことによって資源拠出者の意図しない費用だけが計上されることを防いでいる。

しかしながら、減価償却費を損益計算の外におき、直接資本取引とすることは資本取引・損

益取引区分の原則（独法基準第 5）に反するとも考えられる。

この点、資源拠出者の意図を反映した実体資本の水準は、更新資源の留保の必要性がない以上、期末の未償却残額そのものであると考えることができる。すなわち、独法基準による会計処理は、減価償却費を損益取引として会計処理する一方、減価償却費相当額の（負の）資本修正繰入を行っているといえることが可能である。ここでの（負の）資本修正繰入は、減価償却相当額分について、資源拠出者の意図が資本維持目的から資源使用目的に変更され、贈与資本から受贈益へ修正されたものとして理解される。

このように、独法基準においては、法令の改正等により実施すべき事業内容の質的ないし量的変化が生じた場合にも、資本循環の継続性を前提とした実体資本概念を採用して損益計算を行うことが可能であり、また、資源拠出者が更新資源の留保を意図していない場合にも、実体資本概念を採用して損益計算することが可能であるが、IPSAS では、名目資本概念のみを採用しているため、公的サービスを継続するために必要な資本の水準を前提とした損益計算ができないため、資源拠出者の意図を反映した利益業績が開示されないという問題点があることが分かった。

さらに、IPSAS においては、更新のための資源を改めて資源拠出者が交付するか否かという資源拠出者の意図を捨象して、常に名目資本概念を前提とした損益計算が行われるので、投下資本の回収が必要ない場合においても、投下資本の回収を前提とした資本の水準が要求されることとなり、資源拠出者の意図を反映した利益業績が開示されないという問題点があることが分かった。

## VII おわりに

IPSASにおいては、税収等の「非交換取引」による資源流入と、市場を通じた「交換取引」による資源流入を、公的・私的部門に共通する会計問題として捉え、両者を収益として会計処理することによって、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務報告との比較可能性を担保しようとしている点に特徴があることが分かった。

この点、独法基準においては、個々の取引毎に資源拠出者の意図を反映して、資本取引と損益取引を区分している。

それに対して、IPSASでは、資源拠出者の意図を反映した資本取引と損益取引の区分が行われておらず、利益業績の開示の観点から、管理者責任の評価のために有用な情報を提供していないという問題点があることが分かった。

次に、資本概念に関する考え方において、IPSASでは、資金収支構造として、投下資本の回収計算のみを想定したうえで、名目資本概念を採用しているため、資本循環の継続性が否定されているという特徴があることがわかった。

この点、独法基準においては、法令の改正等により実施すべき事業内容の質的ないし量的変化が生じた場合にも、資本循環の継続性を前提とした実体資本概念を採用して損益計算を行うことが可能であり、また、資源拠出者が設備の更新資源の留保を意図していない場合にも、資源拠出者の意図を反映した資本の水準を前提に損益計算することが可能である。

それに対して、IPSASでは、資源拠出者の意図を反映した資本概念を採用することができず、資源拠出者が意図する水準での資本が維持されない結果、利益業績の開示の観点から、管理者責任の評価のために有用な情報を提供していないという問題点があることが分かった。

## 注

- (1) 山本 [2001] は、資産計上の範囲・評価方法と IPSAS が前提とする政府のガバナンスとの関連性を論じ、また、古市 [2003] は、政府における資源調達・配分の決定過程における制約と IPSAS との関連性を論じているが、いずれも、IPSAS における資本維持についてまでは検討されていない。

## 参考文献

- Anthony, N. Robert [1989] *Should Business and Nonbusiness Accounting Be Different?*, Harvard Business School Press.
- 醍醐聰 [1981] 『公企業会計の研究』 国元書房。
- 独立行政法人会計基準研究会および財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会 [2018] 『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」』 総務省・財務省。
- 古市峰子 [2003] 「国際会計士連盟による国際公会計基準 (IPSAS) の策定プロジェクトについて」『金融研究』, 77-112 頁。
- IFAC [2000] *Government Financial Reporting: Accounting Issues and Practices, Study No.11*, IFAC.
- IPSASB [2001] *Revenue from Exchange Transaction, International Public Sector Accounting Standards No.9*, IFAC.
- IPSASB [2006a] *Presentation of Financial Statements, International Public Sector Accounting Standards No.1*, IFAC.
- IPSASB [2006b] *Property, Plant and Equipment, International Public Sector Accounting Standards No.17*, IFAC.
- IPSASB [2006c] *Revenue from Non-Exchange Transaction (Taxes and Transfers), International Public Sector Accounting Standards No.23*, IFAC.
- 加古宜士 [1981] 『物価変動会計』 中央経済社。
- 小西範幸 [2017] 「営利・非営利目的の統合財務報告モデル」『営利・非営利組織の財務報告モデルの研究<最終報告>』 国際会計研究学会 研究グループ, 7-32 頁。
- 森田哲彌 [1979] 『価格変動会計論』 国元書房。
- 森田哲彌 [1982] 「原価主義会計の問題点」 森田哲彌編 [1982] 『体系近代会計学Ⅷインフレーション会計』 中央経済社。
- 山本清 [2001] 『政府会計の改革』 中央経済社。
- 山本清 [2003] 「政府会計の理論的枠組みを巡る課題について」『金融研究』, 113-128 頁。

V 基調講演

## キャッシュフロー会計の展開

### —キャッシュフロー会計と実現可能額会計の結合—

鎌田 信夫  
中部大学名誉教授

#### 要 旨

発生主義会計には、多くの主観的判断が含まれている。一部の論者は、発生主義会計を(1)原価配分は現実の取引や事象に基づいていない、(2)収益と費用の対応は実務上不可能で恣意的である、(3)意思決定に適合しない、と批判してきた。1971年にAPBはこのような批判に応じて、意見書19号「財政状態の変動」を公表し、会社「財政状態変動表」を開示することを求めた。その後、キャッシュフロー情報の開示を求める要請が高まってきた。今日では、各国の会計基準は主要な財務諸表としてキャッシュフロー計算書を開示することを定めている。これは会社の業績は、利益だけでなく、流動性を示すキャッシュフローで評価しなければならないことを示している。利用者は収益性とともに関与する情報を必要としている。

LeeとChambersは、キャッシュフロー研究の優れた著書を著わした。Chambersは、会社の適応行動と売却価額評価を中心に、新しい財務会計の枠組みを提案した。Chambersの適応行動とLeeの継続企業と実現可能額という概念は一致している。Leeはこれを4つの財務諸表で表現した。Leeのキャッシュフロー報告会計は、実現キャッシュフローと資産の実現可能額をひとつに関連させた会計システムである。このシステムの内容の一部は、すでにIASBおよびFASBの概念フレームワーク、または基準に組み入れられている。これらの動向は、キャッシュフロー報告会計は将来の財務報告システムであることを暗示している。

## はじめに

発生主義会計，すなわち取得原価評価，配分計算，対応計算を含む会計は，技術革新や物価変動が進行する経済環境の下で，利用者に対する目的適合性を失ってきている。シドニー大学の Chambers 教授は 1966 年に，“Accounting Evaluation and Economic Behavior”を著わして，企業の適応能力を示すため，資産を売却価額で評価すべきであると主張している。Chambers の著書が発表されてから約 20 年後の 1984 年に，エジンバラ大学の Lee 教授は“Cash Flow Accounting”を著わし，キャッシュフロー計算書と資産の実現可能額評価を結びつけて，資産を実現可能額で評価することを主張している。当時，キャッシュフロー計算書はキャッシュを資金概念とする資金計算書のひとつとして論じられていた。わが国では 1956 年に染谷恭次郎教授が『資金会計論』で資金計算書を主要な財務諸表に加えるべきであるという主張をしている。それ以来，資産評価の見直しやキャッシュフロー計算書を財務諸表のひとつとすべきであるという問題は，財務会計基準審議会（FASB）も取り上げて論じている。

そこで本稿では，初めに Chambers と Lee による財務会計の目的や主要な概念としての財務諸表を検討し，さらにそれらの FASB および IASB の概念フレームワークや会計基準との関連性を指摘する。それに基づいてキャッシュフロー報告と実現可能性または売却価額による資産評価が財務会計の発展の方向を示そうとするものである。

## I Chambers 学説の概要

### 1. 発生主義会計の改善 ——現在現金同等額による測定

Chambers は，発生主義会計の問題点を財務分析に用いられている財務比率を取りあげて，つぎのように指摘している<sup>(1)</sup>。

- (1) 流動性比率（liquidity ratio）は企業の短期流動性を評価するための比率として用いられている。この比率は「流動性資産」を「流動性負債」で除して求める。しかし，流動性比率の計算要素が価格変動に反応していなければ，この比率を会社の財務的欠陥を除去する指標として利用することはできない。そのため，この 2 つの計算要素を現在現金同等額に修正しなければならない。
- (2) 負債・残余持分比率（財務レバレッジ，負債依存度）は，負債の安全性を判断する指標として用いられている。この比率は「負債」を「残余持分」で除して求める。しかし，残余持分が期末純資産の現金同等額で測定されていなければ，安全性分析の比率として役立たない。
- (3) 投資利益率（rate of return on investment）は，投資プロジェクトの利益業績の指標として用いられている。この比率は，当期に実現したあるいは当期に発生した「購買力の増加」を，「期首純資産の現金同等額」（あるいは期首および期末の純資産の現金同等額の平均値）で除して求める。しかし，この計算要素は一定時点の現金同等額で示されていなければならない。この場合だけ，他企業または他のプロジェクトと比較可能で適切な比率である。
- (4) 固定比率は長期支払能力を測定する基本的比率として用いられている。この比率は

「非流動資産」を「残余持分」で除して求める。非流動資産への投資は収益の増加を期待できるが、他方で支払能力リスクを増加させるから、会社は収益性と支払能力との均衡点を見出さなければならない。そのためには資産をすべて同一の評価基準で測定しなければならない。

Chambers は、次節で述べるように独自の財務会計の基礎概念と定義を提案して、これらの資産評価に関する問題を解決している。

## 2. 財務会計の基礎概念と定義

### (1) 財務会計の基礎概念

Chambers は、出資者や経営者などの立場から多くの会社を観察して、会社は継続し存続していくものと仮定し、財務会計の定義を提案した。経営者は出資者などのために会社の財政状態の変化および環境の変化に会社が適応するように経営しなければならないと仮定し、これを会社の適応行動 (adaptive behavior) とよんでいる<sup>②</sup>。会社が存続するためには、会社はつねに市場に参加する能力を持たなければならない。また、投資者は、会社が投資を拡大するための適応能力を持っているか、あるいは投資を減少し他の活動に転換せざるを得ないかを判断するための情報を必要とする。最終的には、会社と投資者との収支が会社の存続能力を決定する。

このような会社の適応能力は、会社の財政状態によって示される。会社の財政状態は一定時点において市場で決定される資産と負債および出資者持分 (残余持分) の価額の関係をいう。会社の適応能力は、現金と非現金資産の売却価額で測定される。また売却価額 (正規の販売方法に基づく実現可能額) が用いられる。これは、現在現金同等額 (current cash equivalent) ともいわれる<sup>③</sup>。会社が適応能力を重視する時

は、すべての資産は売却して現金化できるものでなければならない。会社が資産を売却しないで継続して保有するのは、資産の保有から生じる将来のキャッシュフローの現価が、その資産の売却収入の投資から得られる期待現金収入の現価より大きい場合である。したがって、会社はそのような機会があるかどうか、また現金と現金同等額で純資産がどれほどあるかについて関心を持っている。Chambers はこれを「すべての将来活動のために、一定時点において統一的に市場で適合する財務的手段は、保有するすべての資産の市場の売却価額である」<sup>④</sup>と表現している。

資産価値は売却価値と使用価値という点から検討されることがある。ふつう使用価値がある資産は売却価値はあるが、売却価値がない資産もある。売却価値がある資産は売却収入で他の財貨を購入したり負債を返済することができるし、新しい投資に充当することもできる。また、売却価値は市場で決定される客観的価額であるが、使用価値は使用者または経営者の個人的判断による価額であり、使用者の説明がなければ外部者は理解できない。会社の資産がその時の売却価額で表示されていれば、利用者はこれを収益性や流動性の判断に利用できる。

### (2) 財務会計の定義

Chambers は、このような観察に基づいて財務会計をつぎのように定義している<sup>⑤</sup>。

「財務会計は、1 企業実体 (会社) の経済的あるいは商業的特徴に影響を与える取引および非取引事象の貨幣的結果の表現に関係している。」

上記の定義は簡潔に要約して述べたものである。これに含まれる基本概念をつぎのように

説明している。

企業（実体）：出資者、債権者などの目的を達成するために継続的に存続して、市場に適応しようとする経済的単位。

適 応：企業が継続して存続するために、財貨・用役の市場価格に従って行動すること。適応能力は、保有している現金と非現金資産の現金同等額に影響される。

取 引：財政状態の変動を生じさせるような契約上の事象。取引は、完成取引と未完成取引とに分類される。完成取引は、収入または支出が生じる。未完成取引は、収入または支出の権利あるいは義務が発生する。

非取引事象：取引による変動以外の変動で、保有している財貨、権利または義務の現金同等額に生じる変動。

貨幣的結果：保有している現金、財貨の現金同等額および債務に関する実際の影響額。

Chambersによれば、財務会計は企業の継続的な貨幣の流れ、すなわち貨幣経済社会における会社の存続条件に関係している。これらの貨幣的測定システムは、財政状態表および明細表（財政状態変動表および損益計算書）で表示される。

### 3. 財務諸表

#### (1) 財政状態表

財政状態表は、一時点における資産（A）と負債（L）およびその差額として残余持分（R）

を表示する。資産は現金と非現金資産（現金同等額）に分類する。したがって、資産、負債および残余持分は、現金同等性という特質を共有している。現金と非現金資産の合計は、負債および残余持分の合計額に等しい。下記の T 勘定は、財政状態表（第 2 期）を要約して表示したものである。

| 財政状態表（ $t_2$ ） |    |       |    |
|----------------|----|-------|----|
| $A_2$          | ×× | $L_2$ | ×× |
|                |    | $R_2$ | ×× |

$t_2$ ；2 期末

$A_2$ ；2 期末資産

$L_2$ ；2 期末負債

$R_2$ ；2 期末残余持分

会社は、経済的資源の流動性あるいは支払能力に関心を払いながら、利益を稼得するように行動する。現金は最も流動性の高い資産である。現金以外の資産は売却価額で評価するが、その実現可能性は、その資産の売却市場の状況によって異なる。売却しようとする資産に活発な市場があれば、その資産はそうでない資産より容易に売却できる。また、売却可能性は、売却単位の大きさや売却価額の高低にも影響される。売却資産の実現可能性が明らかでない時は、できるだけ現実の事実に基づいて概算値を求める。財政状態表では資産の売却可能性を示すため、資産は実現可能性の順に配列する。負債および持分は、法的優先性より支払期日までの時間を基準にして配列する。

#### (2) 財政状態変動表

会社の期首（ $t_1$ ）の財政状態（ $A_1 - L_1 = R_1$ ）は、期中（ $t_1 \sim t_2$ ）の取引および取引以外の事象により変動し、期末（ $t_2$ ）の財政状態（ $A_2 - L_2 = R_2$ ）となる。つぎに示す財政状態変動表はこれを T 勘定の形で示したものである。



財政状態変動表 ( $t_1 \sim t_2$ )

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| $A_2 - A_1$ | ×× | $L_2 - L_1$ | ×× |
|             |    | $R_2 - R_1$ | ×× |

$A_2 - A_1$  ; 期中の資産の変動額

$L_2 - L_1$  ; 期中の負債の変動額

$R_2 - R_1$  ; 期中の残余持分の変動額

期中の財政状態の変動は一様でない。資産は流動性の高い資産から流動性の低い資産へ、負債は短期負債から長期負債へ変動したり、また、流動的な資産と短期負債が同時に減少することもある。

財政状態変動表は、1 期間の財政状態のすべての変動を記述する。財政状態表科目の個々の変動すなわち資産（流動性）の変動、負債（決済日）の変動および残余持分の個々の変動情報が必要であれば、それらの明細表を用いて表示する。

財政状態変動表が示すのは各科目の 1 期間の正味変動額である。Chambers によれば、損益計算書は残余持分の変動の総額を示す明細表で、キャッシュフロー計算書は現金勘定の総額の変動を示す明細書である。

会社の期首の財政状態は、経営活動の出発点における適応能力を示す。しかし、一時点の状態が示されるだけでは、会社がその後どの資源をどのように利用し、行動するかについて何の情報も提供されない。これに対し、財政状態変動表は 2 時点の情報を提供することにより、この間の変動を明らかにしている。しかし、純利益 ( $R_2 - R_1$ ) を純資産の純増加 [ $(A_2 - L_2) - (A_1 - L_1)$ ] として示すだけでは、投資者が投資意思決定に利用する情報としては不十分である。それを補うために明細表（損益計算書）を作成する必要がある。

会社の 1 期間の取引やその他の会計要素に与える影響が個別的に示されれば、利用者はその後の残余持分の変動を推論できる。しかし、

Chambers は損益計算書、財政状態変動表などは、期首および期末の財政状態から派生する特定の勘定の明細表であり、財政状態表を基本的財務諸表と考えている<sup>(6)</sup>。

## 4. Chambers 学説の要約

Chambers は、発生主義会計の基本的概念を資産の売却価額と適応可能性という視点から厳しく批判している。この内容は以下の 4 点に要約できる。

- (1) 財務諸表利用者は、企業が提供する情報にそれぞれ別個の関心を持ち利用している。しかし、会社が今日の事実に基づく情報を提供しなければ、財務諸表の情報は利用者の意思決定には役立たない。
- (2) 会社の資産を現在の市場価額またはその概算値で測定し、負債を現在の支払額で測定する時、残余持分の変動（利益または損失）を、2 時点の純資産の差額として測定する。
- (3) 財務諸表の測定値が一定時点（または一定期間）の測定値でなければ、利用者は財務諸表に基づいて合理的な推論をすることはできない。
- (4) 投資者は、出資額の安全性、配当および資本利得などの財務的結果を比較して、投資を選択する。これには、「事実に基づく期待の比較」が含まれるから、会社間の、あるいは同一企業の期間的比較が、比較可能な情報の提供が必要である。

## II Lee 学説の概要

### 1. 発生主義会計の改善——キャッシュフロー会計と実現可能額会計

発生主義会計は、資産の取得原価評価、原価配分、および収益・費用対応による期間利益測

定を中心とする会計をいう。発生主義会計の問題点は、主としてキャッシュフロー会計（CFA）と実現可能額会計（RVA）の論者によりそれぞれ別個に論じられてきた。しかし、Lee はこの2つの会計に共通点があることに気づき、それをつぎのように述べている<sup>(7)</sup>。

(1) CFA と RVA は、現金が経済資源として重要であることを強調している。CFA はキャッシュフローを営業、投資、財務などの機能別に区分して、キャッシュフローにより営業活動を理解することの意義を論じている。RVA は資産を実現可能額、すなわち現在現金同等額で評価し、会社の「適応可能性（能力）」を示そうとする。

この「適応可能性」の意義は Chambers に依拠している。

(2) CFA と RVA は、期中における資産の実現額と期末資産の実現可能額を示し、原価配分や対応計算に含まれる主観的判断を排除する。

(3) CFA と RVA は、会社の存続可能性を強調する。CFA は現金創出の方法と負債および必要な支払能力を示し、RVA は将来の適応能力を示す。

(4) CFA と RVA は、流動性管理を重視している。しかし、活動の継続性を前提としない。

(5) 多くの利用者は保有資産の現在現金同等額およびキャッシュフローに基づいて意思決定している。したがって、CFA と RVA は、多くの財務諸表利用者に適合する会計システムである。

Lee は Lee 自身のキャッシュフロー会計を、従来のキャッシュフロー計算書論と区別するため、キャッシュフロー報告（Cash Flow Reporting CFR）システムと名づけている<sup>(8)</sup>。つぎに CFR の内容と意義を財務諸表に関連し

て述べる<sup>(9)</sup>。

## 2. 財務諸表

Lee は主要財務諸表を、①キャッシュフロー計算書、②財政状態表、③財政状態変動表および④損益計算書の4つで構成している。

### (1) キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書は、1 期間に生じた収支を営業収支、財務収支、投資収支、税金支出、配当支出などに分けて示す。下記の T 勘定は、CFR のキャッシュフロー計算書を要約して示したものである。

| C/F (t <sub>1</sub> ～t <sub>2</sub> ) |   |     |    |
|---------------------------------------|---|-----|----|
| CI                                    |   | CO  |    |
| CFO                                   | × | CFI | ×× |
| CFF                                   | × | T   | ×  |
|                                       |   | D   | ×  |
|                                       |   | ΔC  | ×  |

CF：      キャッシュフロー計算書  
CI：      キャッシュインフロー、収入  
CO：      キャッシュアウトフロー、支出  
CFO：    営業活動によるキャッシュフロー  
CFF：    財務活動によるキャッシュフロー  
CFI：    投資活動によるキャッシュフロー  
T：      税金支出  
D：      配当支出  
ΔC：    CI－CO 現金増加額

収入・支出は、当事者の取引によって確認できるから、検証可能性について問題が生じる余地はほとんどない。

Lee は、「利用者がキャッシュフロー計算書で経営者のキャッシュフロー業績を識別し、特にインプット（CFO 対 CFF）とアウトプット（CFI 対 D）における相対的変動の情報を入手できなければならない」と主張している<sup>(10)</sup>。キャッシュフロー計算書は、特定の利用者に指向しない、一般目的の計算書である。

## (2) 財政状態表

下記の T 勘定は、CFR における期末財政状態表を要約して示したものである。

| 財政状態表 (t <sub>2</sub> ) |    |                |    |
|-------------------------|----|----------------|----|
| C <sub>2</sub>          | ×× | L <sub>2</sub> | ×× |
| NC <sub>2</sub>         | ×× | R <sub>2</sub> | ×× |

C<sub>2</sub>: 2 期末現金  
 NC<sub>2</sub>: 2 期末非現金資産  
 L<sub>2</sub>: 2 期末負債  
 R<sub>2</sub>: 2 期末残余持分

財政状態表は、資産（現金および非現金資産）と負債（確定請求権）および残余持分（未確定請求権）を示す。非現金資産は現在の市場価額（売却価額）で測定し、負債は現在の支払額で測定する。これらは取引相手または経済事象に基づいて検証できる。この測定値により、利用者は会社の流動性を正しく知ることができる。伝統的な流動性比率（流動比率および当座比率）あるいは固定比率の計算要因は同じ基準で測定されていない。期末流動資産の個別科目の測定基準は一定していないから、合計額は、本来、意味を持たない。

## (3) 財政状態変動表

下記の T 勘定は、財政状態変動表を要約して示したものである。

| 財政状態変動表 (t <sub>1</sub> ~t <sub>2</sub> ) |                                 |
|-------------------------------------------|---------------------------------|
| C <sub>2</sub> - C <sub>1</sub>           | L <sub>2</sub> - L <sub>1</sub> |
| NC <sub>2</sub> - NC <sub>1</sub>         | R <sub>2</sub> - R <sub>1</sub> |

C<sub>2</sub> - C<sub>1</sub> 現金の変動  
 NC<sub>2</sub> - NC<sub>1</sub> 非現金資産の変動  
 L<sub>2</sub> - L<sub>1</sub> 負債の変動  
 R<sub>2</sub> - R<sub>1</sub> 残余持分の変動 (ΔR)

財政状態変動表は、期中における現金変動額だけでなく、その他のすべての資産と負債の変

動額を示す。経済的資源は実現可能性の高い資産と低い資産に分けて示し、実現可能性の高い資産の変動と実現可能性の低い資産の変動を別個に表示する。また、負債の変動も支払期限の長短に分けて表示する。財政状態変動表から現金と非現金資産および負債の変動の相対的關係が明らかになる。残余持分変動はその差額の変動として示される。

財政状態変動表は、現金と非現金資産およびすべての負債の変動に関する情報を提供するから、損益計算書より広い範囲の変動を示す。損益計算書は実現可能額に基づく純資産の変動を示すが、財務負債の変動に伴う資産の変動を含まない。財政状態表変動表の科目の配列は財政状態表と同様で、それらの期首および期末の価額は期首および期末の財政状態表の科目の価額である。

## (4) 損益計算書

下記の T 勘定は、損益計算書を要約して示したものである。

| 損益計算書 (t <sub>1</sub> ~t <sub>2</sub> ) |                                 |
|-----------------------------------------|---------------------------------|
| A <sub>2</sub> - L <sub>2</sub>         | A <sub>1</sub> - L <sub>1</sub> |
| - ΔAf                                   | - ΔLf                           |
|                                         | ΔR                              |

A = C + NC (資産 = 現金 + 非現金資産)  
 ΔR = 当期残余持分増加額  
 ΔAf = 当期の財務活動による資産の増加  
 ΔLf = 当期の財務活動による負債の増加

損益計算書は、売却価額で測定した期末の純資産 (A<sub>2</sub> - L<sub>2</sub>) から期首の純資産 (A<sub>1</sub> - L<sub>1</sub>) を差し引いて期中の利益を示す。さらに、そのうち営業活動による純資産の変動を示すために、資産および負債から当期の財務活動に関する部分を差し引いて示す。

### 3. Lee 学説の要約

Lee の CFR の内容は、下に示すように要約することができる。

- (1) キャッシュフロー計算書は、1 期間に生じた実現したキャッシュの総額を示し、財政状態変動表は 1 期間に生じたキャッシュと未実現キャッシュの純額を明らかにする。また、財政状態表は資産を現金と未実現資産に分類し、未実現資産は実現可能性の程度によって、実現可能性の高い資産と低い資産に分類して表示する。この分類は、利用者が未実現資産情報の信頼性と財務弾力性を評価するために役立つ。また、保有している現金と非現金資産とを区別することにより、それらを調整して両者を適切に統制できる。損益計算書は、純資産の変動を財政状態表の科目ごとに示す。その意味で CFR はキャッシュによる財務会計の統一システムである。
- (2) CFR は、実現現金と未実現現金、負債および残余持分が連携したシステムである。すなわち、すべての資産およびに請求権を同一の尺度で測定する。そのため、同一会社の流動性と収益性の期間比較、および他社の同一期間の流動性と収益性の比較に役立つ。
- (3) CFR は、原価配分や対応計算に含まれる経営者の判断を排除する。CFR の基本データは、実現現金および未実現現金とこれに対する請求権（負債および請求権）であり、すべて検証可能である。そのため、会計手続の選択についての利用者に対する説明は必要でない。
- (4) CFR は受託責任目的にも適合する会計システムである。CFR は受託時の価額を報告するだけでなく、それらの資源管理の結果も報告する。特に、利用した経済的資源と

稼得した利益を報告する。また現金と現金同等額およびキャッシュフローを用いて財務管理の状況を明らかにし、当期利益のうち現金として利用できる価額を示す。

## III IASB および FASB の動向

前節で Chambers および Lee の売却価値（公正価値）とキャッシュフロー情報を統合する理論検討した。本節ではこれらに関連する IASB と FASB の基準および概念フレームワークを検討してみる。その例として、IFRS 13「公正価値測定」と IFRS 9「金融商品」、IAS 36「資産の減損」、「財務報告における概念フレームワーク」を取りあげてみる。

### 1. 公正価値

IASB は 2011 年に IFRS 13「公正価値測定」を公表した<sup>(11)</sup>。IFRS 13 の要点はつぎのとおりである。

- ① 公正価値は「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却によって受取る価格」であると定義した<sup>(12)</sup>。これによると、出口価格は、資産を使用するかあるいは売却するかという保有目的に拘わらず、広く一般的に用いられる。これは SFAS 157「公正価値測定」の定義と変わらない<sup>(13)</sup>。
- ② 公正価値計算に用いた情報の質と信頼性を明示するため、測定資料のヒエラルキーを定めた<sup>(14)</sup>。これも SFAS 157 と同様である。
- ③ 公正価値測定の相対的信頼性を明示するため、公正価値情報の源泉を開示することを要求している<sup>(15)</sup>。これも SFAS 157 と同様である。

つぎに、IFRS 9「金融商品」と IAS 36「資

産の減損」から、公正価値で測定する資産の例を2つあげて検討してみる。

### (1) 金融商品の評価

IFRS 9「金融商品」は、金融資産を「償却原価法」あるいは「公正価値法」で測定すると定めている（例：購入社債）<sup>(16)</sup>。このうち、償却原価法の適用は、会社が①ビジネスモデルの一環として金融資産を管理することを定めている、②契約上のキャッシュフローについて、一定期日に元本や利息の支払いを明確に定めているという条件を満たしている場合に限られる。そうでなければ、「公正価値法」で測定する<sup>(17)</sup>。また、関連する金融負債の評価法と不整合（ミスマッチ）が生じる時は、金融資産に公正価値法を選択できる（公正価値オプション）<sup>(18)</sup>。なお、ミスマッチの一例として、企業が保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むものであって、それと関連すると企業が考える金融資産が指定がなければ、償却原価で測定されることになる場合をあげている<sup>(19)</sup>。

このように、IASBは公正価値測定を重視する態度を示している。しかし他方で償却原価測定も認めている。これはつぎの3つの問題を生じさせることになった。

- ① 投資資産を、回収目的資産と売却目的資産とに分類する。
- ② 回収目的資産に適用する償却原価法に関連して、実効利率、回収額および回収期間を決定する。
- ③ 投資資産分類を変更できる。

これらの決定は、すべて経営者の判断によるから、情報の比較可能性を低下させる。しかしながら、IASBとFASBは、市場に基づく公正価値による開示を広く求めている。これはLeeやChambersの実現可能額や現在現金同等額

という概念と一致する。

### (2) 固定資産の減損

IAS 36「資産の減損」は資産の減損を「資産または資金生成単位の帳簿価額が、回収可能額を超過する金額をいう」と規定している<sup>(20)</sup>。

資産の減損を認識するためには、はじめに減損兆候の有無を2つの減損指標を用いてチェックする。ひとつは経營業績の低迷などの内部的情報源泉、もうひとつは不況や規制、環境の悪化などの外部的情報源泉である。もし、例えば、不況指標で減損兆候が認められれば、減損テストを実施する。減損テストでは、減損損失を資産の帳簿価額を回収可能額と比較して測定する。帳簿価額が回収可能額より高ければ減損が生じていて、その差額は減損損失である。また、帳簿価額が回収可能額より低くければ減損は生じていない。

回収可能額は、正味公正価値（公正価値－売却費用）と使用価値のうちどちらか高い方と定義されている。正味公正価値は、資産の売却額から処分費用を差し引いた後の価額である。使用価値は、資産を利用して得られる期待収入と最終的な資産の売却収入の現在価値の合計をいう。

上記のIAS 36の規定は、検証可能性について問題がある。ひとつは資産のキャッシュフロー予測の検証可能性である。IASBは、将来キャッシュフローの予測に経営者の「最善の予測」を反映することを望んでいる<sup>(21)</sup>。これは、経営者が最も確実に生じると期待するキャッシュフロー、すなわち確率的予測を加味した期待価値で、客観的測定値ではない。これに対して、公正価値は「市場参加者間の秩序ある取引による受取額」<sup>(22)</sup>で、取引当事者の取引資料により確認できる。

しかし、IASBは、キャッシュフロー予測に

は経営者の操作が介入するリスクが大きいのに、これに寛容な態度を示している。また、さらに重要な問題は、公正価値評価の適用を資産の減価に限定し、増価を無視していることである。資産価値変動を減損方向だけに限定して増価を無視する限り、首尾一貫した評価法とはいえない。これについて棚卸資産の低価法適用に対する批判と同様の批判が生じるのは必定であろう。

## 2. キャッシュフロー情報

IASB の 2010 年の「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)は、「企業のキャッシュフロー情報は、報告企業の現金の収入と支出を示す。これには負債の借入と返済、投資者に対する現金配当またはその他の分配、さらに企業の流動性や支払能力に影響を与えるその他の要因に関する情報が含まれる」と述べ、また、キャッシュフロー情報は、「利用者が報告企業の営業活動を理解したり、財務および投資活動を評価したり、流動性または支払能力を検討したり、財務業績に関するその他の情報を解釈したりするのに役立つ」<sup>(23)</sup>とも述べている。

「概念フレームワーク」は、支払能力および流動性情報の重要性だけでなく、キャッシュフローを営業、投資および財務活動という機能別に分類して評価することの重要性を認識している。さらに IASB は、2010 年に FASB と IASB との共同プロジェクトの成果として、公開草案「財務諸表の表示」<sup>(24)</sup>を公表した。この公開草案は、財政状態表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書の連携性を明確にするために、財務諸表科目の細分化原則と連携性原則を定めた。また、財務諸表区分のためのセクションおよびカテゴリーを設けた。また、営業キャッシュフローの表示法を直接法だけに限定し、資

金概念として「キャッシュ」を採択している。これらの提案は、会社のキャッシュフローの循環を理解することに役立つ。これらはほとんど Lee の実現キャッシュフローの計算および開示目的と一致している。

## むすび

本稿は、はじめに発生主義会計情報の問題点を示し、財務会計を事実の「忠実な表現」あるいは情報の「目的適合性」という観点から発生主義会計を改善することにあつた。そのため Chambers と Lee の適応能力と実現可能額およびキャッシュフロー計算書の機能を明らかにした。その上で、これらに対する IASB および FASB の最近の動向を見極めてみた。この検証プロセスはつぎのように要約することができる。

1. Chambers は、期首の財政状態を一定時点の企業の財務的活動能力を表示するものとみている。一定期間の財政状態の変動の状況は財政状態変動表で表示する。これは企業活動を増価法により捉えようとするものである。出口価額法による損益およびキャッシュの変動は財政状態変動の一部で、財政状態変動表に表示される。財政状態変動表は財政状態表の明細表である。
2. Lee は、キャッシュの循環に注目し、資産を実現キャッシュと実現可能資産に分類した。両者がともに資源に対する支配力を示すことは同じである。また Lee は、企業の継続性を「企業実体の継続性」と「企業活動の継続性」に分けて、会計測定は企業の継続性を前提とするが、「企業活動の継続性」を前提としないと主張している。事実、会社は技術革新や消費者の好みの変化に応じて適応力がない旧設備を売却し、その収入などで新設

備を購入している。このような Lee の継続活動の概念は今日の企業環境と対応している Chambers の「適応可能性」とも共通している。また、Lee はキャッシュフロー計算書の機能的役割を重視して、キャッシュフロー計算書、財政状態表、財政状態変動表および損益計算書の4つを基本的財務諸表とした。

3. IFRS 13「公正価値」および SFAS 157「公正価値の測定」における「公正価値」は、Lee の「実現可能額」および Chambers「売却価額」の主旨と変わらない。公正価値は金融資産や固定資産の減損の評価などの会計基準に用いられていて、次第に会計実務に浸透してきている。ただし、IFRS 7「金融商品」は金融資産に「償却原価」、また IAS 36「資産の減損」は、「使用価値」を認めた。これらは測定の首尾一貫性と客観性を著しく損ねている。

4. IASB が 2010 年に公表した ED (IFRS X)「財務諸表の表示」は、キャッシュフロー計算書と他の財務諸表とを一体化するため、営業・投資および財務区分と、勘定科目の分類について「連携性原則」と「細分化原則」を定めた。このような財務諸表の一体的な考え方は Chambers および Lee の CFR の思考と一致している。

発生主義会計システムは、事実の忠実な表現や利用者の利用目的に適合しなくなってきた。しかし、それに代わる財務会計の理論と基礎概念の構築、会計基準の体系的設定と実務への適用など容易ではない。しかし、Chambers および Lee はこれについて具体的に例示している。これらの先見的提案はなお改善すべき点を残すとしても、その一部に対する批判のため、重要な部分を失うべきでない。ここで検討した Chambers および Lee の提言は、すでに多くの

人びとに受入れられてきたし、今日の経営環境にも適合している。両者の提言は新しい時代の要請に適合する財務会計システムである。

## 注

- (1) Chambers [1991], pp. 74-75.
- (2) Chambers [1991], pp. 58-60.
- (3) Chambers [1991], pp. 66-67.
- (4) Chambers [1966], p. 92.
- (5) Chambers [1967], p. 28.
- (6) Chambers [1966], pp. 110-114
- (7) Lee [1989], pp. 139-146.
- (8) Lee [1984], Chapt.5.
- (9) 鎌田, 大雄, 武田共訳 [1989], 65 頁.
- (10) 鎌田, 大雄, 武田共訳 [1989], 70 頁.
- (11) IASB [2011].
- (12) IASB [2011], IN8.
- (13) FASB [2007], par.5.
- (14) IASB [2011], par.72.
- (15) IASB [2011], par.91.
- (16) IASB [2009], par.4.1.1.
- (17) IASB [2009], par.4.1.2.
- (18) IASB [2009], par. 5.4.1.5
- (19) IASB [2009], par.B4.1.30(a).
- (20) IASB [2008], par.6.
- (21) IASB [2008], par.33.
- (22) IASB [2011], par.9.
- (23) IASB [2010a], OB20.
- (24) IASB [2010b].

## 参考文献

- Chambers, R. J. [1966]. *Accounting Evaluation and Economic Behavior* Prentice-Hall.
- [1967], “Foundations of Financial Accounting,” in Vance, L. L. ed. [1967]. *Berkeley Symposium on The Foundation of Accounting*, UCB.
- [1973], *Securities and Obscurities : a case for reform of the law of company accounts* (Gower Press Australia). 塩原一郎訳 1976 『現代会社会計論』創成社。
- [1991], *Foundation of Accounting*. Dealing University Press.
- FASB [1978], “Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises”, *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*.
- [1980], “Qualitative Characteristics of Accounting Information,” *Statement of Accounting Concepts No.2*.

- [1984], “Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises,” *Statement of Financial Accounting Concepts No.5*.
  - [1987], “Statement of Cash Flow,” *Statement of Financial Accounting Standards No.95*.
  - [2007], “Fair Value Measurements,” *SFAS No.157*.
  - IASB [1992], “Cash Flow Statements, Revised,” *International Accounting Standards IAS No. 7*.
  - [2008], “Impairment of Assets,” *International Accounting Standards, IAS 36*.
  - [2009], “Financial instruments,” *International Financial Reporting Standards No.9*.
  - [2010a], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
  - [2010b], “Financial Statement Presentation.” *Staff Draft of Exposure Draft IFRS X*.
  - [2011], “Fair Value Measurement,” *International Financial Reporting Standards. IFRS 13*.
- 飯野利夫 [1979] 『資金的損益貸借対照表への軌跡』 国元書房。
- 鎌田信夫 [1995] 『資金会計の理論と制度』 白桃書房。
- [2003] 『キャッシュフロー会計の原理』 税務経理協会。
- [2017] 『キャッシュフロー会計の軌跡』 森山書店。
- Lee, T.A. [1984], *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold.
- 鎌田信夫, 大雄令純, 武田安弘共訳 [1989] 『現代収支会計』 創成社。
- [1989], “Cash Flow and Net Realizable Value,” *Accounting and Business Research*, Vol. 19, No. 74, pp. 139-146.
- 染谷恭次郎 [1956] 『資金会計論』 中央経済。



## VI 研究グループ報告（中間報告）

# IFRS の強制適用に関する国際比較研究

主査：中野 貴之（法政大学）  
委員：上野 雄史（静岡県立大学） 岡本 紀明（立教大学）  
Garcia, Clemence（学習院大学） 金 鐘勲（一橋大学）  
潮崎 智美（九州大学） 角ヶ谷典幸（名古屋大学）  
成岡 浩一（専修大学） 西海 学（愛知学院大学）  
野口 倫央（愛知学院大学） 樋口 尚文（公認会計士）  
平賀 正剛（愛知学院大学） 苗 馨允（相山女学園大学）  
山田 辰己（中央大学）  
オブザーバー：閔 肅（早稲田大学大学院）

## 要 旨

本研究の目的は、IFRS の強制適用を行ってきた国々・地域において、実際、いかなる経済効果およびコスト・課題が発現したか否かについて、制度、実態および実証分析の視角から多角的にアプローチし学術的なエビデンスを得るとともに、それらのエビデンスに基づいて IFRS（国際財務報告基準）の強制適用に関する政策的・実践的知見を発信することである。制度分析、実態分析を担当する（主に質的データにより事実を把握する）【制度分析班】と、計量的な実証分析を担当する（主に量的データにより事実を把握する）【実証分析班】とに研究組織を二分し、「IFRS を強制適用した国々・地域」において生じた事実を、二つの方向から接近し、多角的かつ網羅的に把握する。

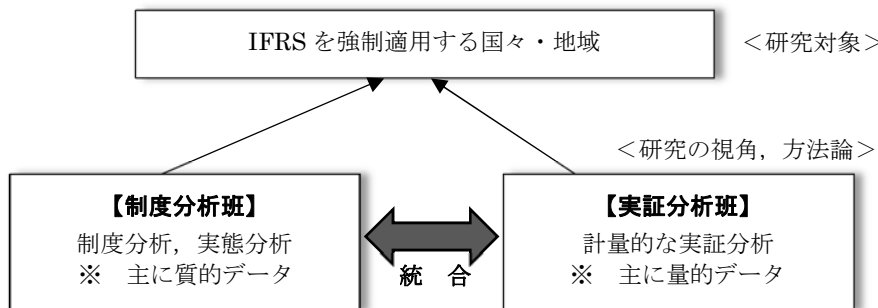
本中間報告の具体的な研究成果は、以下の二点である。第一に、制度分析班が IFRS の設定主体である IASB（国際会計基準審議会）、および、IFRS を強制適用する国々・地域を対象として、IFRS の強制適用前・後に生じた事実を、主に定性的に明らかにした（IASB、ドイツ、フランス、英国、オーストラリア、カナダ、マレーシア、韓国）。現在、IFRS を強制適用する法域は 100 以上に及んでおり、すべての法域を網羅することは不可能であるため、わが国にとって重要性の大きい七つの国々に限定した。第二に、実証分析班が IFRS の強制適用に関する実証研究についてサーベイを行った（（1）財務報告の質および比較可能性への影響、（2）資本市場への影響、（3）受託責任会計、債務契約への影響）。最終報告においては、以上の研究に加えて、わが国における IFRS の任意適用に関する理論的・実証研究を実施する予定である。

## I 方法論

本研究の目的は、IFRS の強制適用を行ってきた国々・地域において、実際、いかなる経済効果およびコスト・課題が発現したか否かについて、制度、実態および実証分析の視角から多角的にアプローチし、学術的なエビデンスを得ることである。また、当該エビデンスに基づいて IFRS の強制適用に関する政策的・実践的知見を発信することを目指している。

財務会計の領域では、制度分析、実態分析および計量的な実証分析等の研究手法が用いられるが、各方法には一長一短がある。制度分析や聞き取り調査に基づく実態分析は主に質的データにより事実を詳しく把握できるが、研究者の主観を完全には排除しにくく、少数のサンプルに依拠せざるを得ない。一方、計量的な実証分析は大量のサンプルに基づき量的データにより事実を客観的に把握することができるが、実態を詳しく調べるには不向きである。

図表 1 本研究の対象と視角および方法論



本研究の特徴は、制度分析、実態分析を担当する（主に質的データにより事実を把握する）【制度分析班】と、計量的な実証分析を担当する（主に量的データにより事実を把握する）【実証分析班】とに研究組織を二分し、「IFRS を強制適用した国々・地域」において生じた事実を、二方向から接近し、多角的かつ網羅的に把握しようとする点にある。具体的に、【制度分析班】および【実証分析班】が取り組む課題は、以下のとおりである。

<中間報告書>

第 I 部 制度と実態（【制度分析班】）

- IASB, ドイツ, フランス, 英国, オーストラリア, カナダ, マレーシア, 韓国

第 II 部 学術研究のサーベイ（【実証分析班】）

- IFRS の強制適用が、財務報告の質・比較可能性、資本市場、および、受託責任会計・債務契約に及ぼす影響

<最終報告書において発表予定>

第 III 部 日本における IFRS の適用をめぐるエビデンスと展望（【制度分析班】、【実証分析班】）

- 日本企業による IFRS 任意適用の動機
- IFRS の任意適用に伴う財務報告の質等の変化
- 日本における IFRS の適用に対する政策的・実践的インプリケーション

これらのうち、中間報告書では、第 I 部および第 II 部の研究成果を報告する。第 III 部については、最終報告書において発表する予定である。

## II 調査研究の対象

### 1. 第I部「制度と実態」

第I部「制度と実態」は、IFRSの設定主体であるIASB、および、IFRSを強制適用する国々・地域を対象として、IFRSの強制適用前・後に生じた事実を、主に定性的に明らかにする。現在、IFRSを強制適用する法域は100以上に及んでおり、すべての法域を網羅することは不可能であるため、わが国にとって重要性の大きい七つの国々に限定した。

- IFRSの設定主体
  - ①IASB
- EUを代表する国々のケース
  - ②ドイツ, ③フランス, ④英国
- オセアニア諸国を代表する国であり、かつ、公会計にIFRSを適用するケース
  - ⑤オーストラリア
- 米国と隣接し経済的依存関係が強く、かつ、米国会計基準と調和してきたにも拘らず、IFRSの任意適用に踏み切ったケース
  - ⑥カナダ
- 新興国のケース
  - ⑦マレーシア
- 日本の近隣国であり、かつ、IFRSの強制適用により、会計制度をドラスティックに変更したケース
  - ⑧韓国

以上、IFRSの強制適用する国の実情は異なっているが、次の項目については共通の調査項目とした。

- (1) IFRSの強制適用の背景と経緯
  - IFRSの強制適用に踏み切った背景と経緯は何か。
- (2) 財務報告制度

#### (2-1) 強制適用前

- 財務諸表の主たる目的は何か(投資者保護・債権者保護の重要度、主たる資金調達システム)、どのような財務報告制度(会計、開示および監査制度)をとっているか。

#### (2-2) 強制適用時における制度変更

- 自国基準(Local-GAAP)とIFRSにはどの程度差異があったか(どの程度、会計処理の変更を伴ったか)
- IFRS(=会計基準)が導入されただけか、それとも財務報告制度の変更を伴ったか否か。

#### (3) IFRSの強制適用後の制度変更および実態

- IFRSの強制適用後、何らかの制度変更を行ったか、企業実務等実態面において効果や課題は観察されるか。

### 2. 第II部「学術研究のサーベイ」

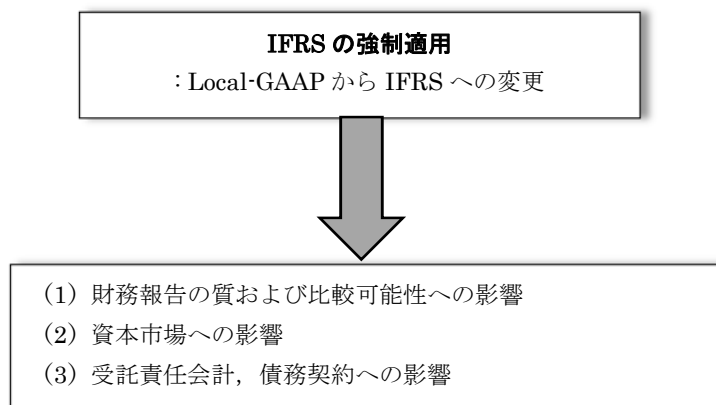
IFRSの強制適用は、単一のグローバルな会計基準を世界中の国々に同時に導入するという、「歴史上類を見ない試み」あるいは「壮大な社会実験」と捉えることができる。この歴史上類を見ない試みに対しては世界中の研究者が注目し、今日まで実証研究が発表されている。実証研究の方法は多岐にわたるが、本研究ではアーカイバル・データを用いた実証分析に限定し、学術研究のサーベイを行う。第I部ではIFRSを強制適用する特定の国に絞って、事実を深く把握することを意図していたが、第II部の実証研究では一国における事実のみならず、多国間に共通する一般性の高い事実を把握することが可能である。

IASBは、「質が高く透明性があり、かつ、比較可能な情報を要求する」(IASB 2010, para. 6 (a)) 基準を開発することを活動の目的に掲げている。強制適用の目的について、EU議会

は、「財務諸表の透明性および比較可能性の向上を図ることにより、域内の資本市場が効率的に機能するようにすることである」(Regulation 1606/2002)と指摘していた。これらの見解によれば、財務報告の質および比較可能性の向上は、IFRS の強制適用の重要目的であるといえ、

実証研究においては、実際、IFRS の適用により財務報告の質や比較可能性が向上したのか否かは重要な論点として検証された。第Ⅱ部では、第一に、IFRS の適用が財務報告の質および比較可能性に及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

図表 2 学術研究のサーベイ



EU 議会が指摘しているように、IFRS の強制適用により、資本市場の効率性が高まるなど一定の経済効果が発現することが期待される。そこで第Ⅱ部では、第二に、IFRS の適用が資本市場に及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

さらに、財務会計は資本市場への情報提供のみならず、受託責任会計あるいは債務契約等の役割を果たしてきた。IFRS は公正価値会計を重視するなど、前者を重視しているといえ、IFRS の適用は後者の役割に対してどのような影響を及ぼすかが注目される。そこで第Ⅱ部では第三に、IFRS の適用が受託責任会計、債務契約に対して及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

### Ⅲ 各章の要約：主たる発見事項

以下、各章の要約を示す。

#### 1. 第Ⅰ部「制度と実態」

##### 第1章 IASB

IASB の基準設定作業は、①基準設定プロジェクト、②維持管理プロジェクトおよび③リサーチ・プロジェクトの三つに分けて行われている。このうち、基準設定プロジェクトでは、IFRS 実務記述書「経営者による説明」の見直しおよび規制事業（電力やガス事業）を営む企業の会計処理に関連する規制産業プロジェクトの二つのみが検討されている。数が限定されているのは、IASB が、ここ数年のうちに大型プロジェクト（IFRS 第 15 号（顧客との契約から生じる収益）、第 16 号（リース）および第

17号（保険契約）や「財務報告のための概念フレームワーク」の見直しを完成させ、現在は、IFRSの利用者がそれらを咀嚼し適用のための準備をする期間（‘period of clam’と呼ばれている）とされているためである。これらの三つのプロジェクトのうち、IASBが関係者にとってより優先度が高いと考えている検討項目には、①開示イニシアチブ—重要性の定義（IAS第1号および第8号の改訂）、②規制産業、③開示イニシアチブ—開示原則、④主要財務諸表、⑤共通支配下の企業結合、⑥ダイナミックリスク管理、⑦資本の性格を持つ金融商品および⑧のれんおよび減損の八つがある。

これらと重複するが、IASBは、主要な利用者のニーズに応えることを目指して「財務報告におけるベター・コミュニケーション」促進計画を行っている。これに含まれるのは、①主要財務諸表、②開示イニシアチブ（これは、開示原則、目標を絞った基準レベルでの開示のレビューおよび重要性の定義の三つのプロジェクトに分かれる）および③経営者による説明という三つの分野にわたるプロジェクトである。

## 第2章 ドイツ

ドイツにおいては他のEU/EEA加盟国と同様、2005年1月1日以降、EU規制市場に上場する企業の連結財務諸表に対してEUにおいてエンドースされたIFRSが強制適用された。

伝統的にドイツの財務報告制度は、商法典（HGB）を中心として形成されており、商法典の理念である「債権者保護」および日本にいう確定決算主義である「基準性の原則」のもとに「配当可能利益計算」、「課税所得計算」および「（主に債権者への）情報提供」が会計の目的として期待されてきた。そのような制度体系において、2005年のEU規制市場へのIFRS

強制適用により、取引所法（BörsG）および有価証券取引法（WpHG）のもとでの「投資家保護」のための会計基準としてIFRSが中心に据えられることとなったのである。とはいえ、ドイツの上場企業数は全ドイツ企業の約0.02%を占めるにすぎず、ドイツ経済を牽引しているのは中小企業でもある。そのため、IFRS適用のインセンティブの低い中小企業への影響は最小限に止められる（むしろ緩和される）ような制度改編が行われてきた。そのほか、中小企業の資金調達である取引所規制市場の上場企業に対してはHGBの適用が認められた。

ドイツにおいては、IFRS強制適用に際してエンフォースメント体制もまた整備された。具体的には、第1段階において私的セクターであるドイツ会計審査委員会（DPR）による審査が行われたのち、第2段階では公的セクターである連邦金融監督庁（BaFin）による審査が行われる。このように、IFRS強制適用と同時にエンドースメント体制が整備されたことから、資本市場においては流動性が高まったと評価されている。

## 第3章 フランス

フランスは、EUのメンバーとして2005年にIFRSを上場企業の連結財務諸表に強制適用した。IFRS導入の経緯において最も大きなイベントは、EU地域内の資本市場の統合を目的にした金融サービス行動計画（FSAP）であった。アメリカと同様の規制を導入することにより、EUレベルで共通の方針をより効率的に設定することが当時の狙いだった。

2002年のEU規則（1606/2002）以前からフランスの会計基準設定機関はIASの適用に向けて国内の会計基準の改訂を行っていた。IFRSが適用されるまで、フランスの会計制度は2層で構成されていた。すべての商人およびいくつ

かの業界の個別財務諸表に対しては、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) が強制適用されている。一方、連結財務諸表については、99-02 規則 (Reglement 99-02) が個別財務諸表とは異なるルールを設定していた。フランスでは、昔からすべての商事会社には財務諸表を開示する義務があり、その上、すべての株式会社は法的監査の義務をも負うことから、会計基準のエンフォースメント体制が存在していた。2005 年以降、上述の制度の他に、IFRS が上場企業の連結財務諸表に強制適用されることになった。2005 年から 2016 年までの間は、国内の会計基準に関して比較的安定していた時期であった。EU レベルでは中小企業版 IFRS の導入が議論されてはいたが、フランスは国内の法体制や中小企業の事務負担の軽減を重視し、これに反対していた。2013 年になると、Think small first Act を反映させるために非上場企業の会計制度を単純化する EU 指令 (2013/34) が出された。2016 年には、この新しい指令を反映させるために PCG の改訂が行われた。法的監査に関しても、2014 年に EU 指令 (2014/ 56) が設定され、その後フランス会計監査役高等評議会 (H3C) の制度改革が行われた。以前は、監査人協会の権限であった監査業務の適正性に関する検査は、2016 年より H3C に移管された。

## 第 4 章 英国

IASB の初代議長は英国出身の David Tweedie 卿であり、その本部がロンドンに置かれていることを考慮すれば、IASB と英国は密接な関係にあると予想される。その一方、英国内の IFRS 適用状況にはこれまであまりスポットライトが当てられなかったように思われる。そこで本章は、IFRS の強制適用を基点として、英国における財務報告規制の枠組みの変化に焦点を

当てて考察を試みた。

考察の結果、特に以下の 2 点の特徴が明らかになったと思われる。第 1 に、英国では財務報告をめぐる諸制度が IFRS に歩み寄りの動きを見せつつも、より規模の小さな企業に対して、国内基準として会計処理を簡素化した会計基準が導入されてきた。英国で IFRS の強制適用が要求されるのは、基本的にロンドン証券取引所のメインマーケットに上場する企業であり、英国内にはそれ以外の企業も多数存在する。それに関連して、小規模な企業に大規模な上場企業向けの会計基準 (IFRS) を課すのは、コストベネフィットの観点からも望ましくないという考え方がより浸透したと捉えられる。第 2 に、会計基準の適用に関するエンフォースメントの観点から考察を試みた。英国では、会計処理が問題視された企業や関連する主体に対し、財務報告違反審査会 (FRRP) と呼ばれる機関が積極的にコミュニケーションを図り、望ましい会計処理を追及していくエンフォースメント体制を伝統的に採用してきた。だが近年、FRRP の単独体制が複数の委員会による多層的なエンフォースメント体制へと移行した。IFRS 強制適用との直接の因果関係を見出せるわけではないが、複数の会計基準の並存と並行して、多層的なエンフォースメント制度も整備されたのではないかと考えられる。

## 第 5 章 オーストラリア

財務報告評議会 (FRC) は、2002 年頃から、欧州に後れをとってはならないことや、豪州には国際的な基準設定の主導的役割を担い続けるべき責務があることなどを理由に、豪州国内における IFRS の適用を強く推奨してきた。

豪州会計基準審議会 (AASB) は FRC の指令に応じて、2004 年 7 月に、IFRS の会計基準名、技術的要件および適用日を一字一句変える

ことなく受け入れた豪州版の IFRS (A-IFRS) を公表した。上場企業だけではなく、会社法上の報告主体、さらには非営利組織や豪州政府等のパブリックセクターを含む全ての事業体に対して、2005 年 1 月 1 日以降に終了する会計年度から A-IFRS の強制適用が要請されている。IFRS の強制適用表明後、基準の開発や基準の実施などを巡る衝突がしばしば生じてきた。たとえば、IFRS を強制適用した初期の段階では、AASB が IFRS で認められていた会計処理の選択肢の幅を狭め、追加開示の要請を行ったため、IASB、FRC、グローバル企業、グローバル監査法人などから種々の批判を受け、AASB は最終的に代替的な会計処理方法の幅の緩和や追加開示の削減などを余儀なくされた。

豪州の財務報告制度は相矛盾する以下二つの原則の上に成り立っている。一つは、同種の取引および事象は同様に会計処理されるべきという「取引中立性の方針」および「セクター中立」の考え方であり、この原則に沿って、企業や団体の形態に関わらず、全ての事業体に A-IFRS の適用が強制された。他の一つは、情報ニーズや作成コストを考慮に入れて、異なる事業体には異なる開示要件を適用すべきという「報告差別化フレームワーク」である。なお、現在、豪州証券投資委員会 (ASIC)、AASB、監査法人などの協力体制のもと、ASIC が中心になって A-IFRS の適用状況を監視している。

## 第 6 章 カナダ

カナダでは、会計基準設定主体である会計基準審議会 (AcSB) は 2011 年より、公開企業に対して IFRS の強制適用を 2008 年 3 月に決定した。その経緯は、AcSB が 2004 年にカナダ独自の会計基準を維持、もしくは IFRS かまたは US GAAP (米国会計基準) を強制適用する

かという方針を決めるためコメントを募集したことに始まる。

カナダでは、IAS や IFRS をベースとし、US GAAP との調和化を図った会計基準を設定してきた。しかし、カナダの経済、資本市場はアメリカの 10% 程度の規模であり、基準開発・維持のコストに対するベネフィットから、独自に基準を設定することは見送られた。また、旧カナダ基準は IFRS をベースとしたものであったため、細則主義の US GAAP よりも、IFRS のほうが選好され、また IFRS は FASB に比べ、カナダの経済事情を基準開発において考慮する可能性があること等から、IFRS を選択することとなった。

IFRS を強制適用するにあたり、AcSB は原則としてカーブ・アウトや修正は一切行わず、実務指針等のガイダンスは一切公表しないという、“no tinkering approach”という方針を採用している。これは、カナダにおいて生じる IFRS 上の問題点については、AcSB が直接 IASB に対応を依頼するというもので、IFRS 第 14 号などはその成果ともいえる。しかし、カナダ基準に比べ IFRS はより原則主義的であることで、会計処理の多様化や、基準の移行による財務数値の変動について懸念された。旧カナダ基準は IFRS に十分収斂されていたといわれていたため、全体的には大きな混乱はなかったが、退職給付債務、連結の範囲、現金創出単位の違いによるのれんの数値や減損等に差異があり、IFRS 強制適用により大幅な欠損を抱えたエア・カナダなど、個別に見ると強いインパクトを受けた企業が散見される。

## 第 7 章 マレーシア

マレーシアでは 2018 年 1 月 1 日をもって一組のマレーシア財務報告基準 (MFRS) が発効し、会社法に定める非公開会社以外の全企業に

対し強制適用されることとなった。MFRS は現行の IFRS と完全に同一の基準である。財務報告制度は、会社法、資本市場サービス法および金融サービス法によって法的枠組みが形成されている。各法がその適用対象となる企業に対し財務諸表の作成ならびに公認会計士による監査を義務づけている。会社法の下、すべての会社の財務諸表は商業登記所（CCM）に提出される一方、上場企業の財務諸表は証券取引委員会（SC）に提出される。これらの財務諸表の作成基準は、財務報告法によって MASB の設定する基準と定められており、その意味で同法が財務報告制度の扇の要となっている。また IFRS への完全収斂が進んだ 2005 年以降、コーポレートガバナンスコードならびに非財務情報（持続可能性報告もしくは統合報告）制度の整備も並行して進み、総体として英国モデルのガバナンス・開示制度が確立したことは特筆される。

上場企業は SC およびマレーシア証券取引所、金融機関は中央銀行（BNM）、その他の企業については CCM がそれぞれ監督機関として機能しているが、財務報告に関してはマレーシア会計士協会（MIA）内の財務諸表レビュー委員会が毎年ランダムもしくは任意に選定した企業について基準の適用状況を含めた財務諸表の品質レビューを行っている。その対象企業は SC、CCM、BNM の指名によって選定される場合もあり、これら 4 団体の連携によりエンフォースメント体制が形成されているといっている。また MFRS の適用状況については、今後の動向を見守るしかないが、過去に世界銀行や MIA が行った調査によれば、大企業における財務報告基準の適用状況はある程度良好であるとの結果が示されている。

## 第 8 章 韓国

韓国では、アジア経済危機を契機として、国際通貨基金（IMF）および世界銀行のイニシアティブの下、金融システム改革が実施され、その結果として IFRS が強制適用されている。具体的には、韓国政府は 2011 年 1 月 1 日以降に終了する会計年度より、上場中小企業を含む「全上場企業」（当時、2011 年時点で 1,924 社）および非上場金融業（一部を除く）に対する IFRS の適用を強制している。また、2009 年度からは IFRS の「早期適用」も認められていた。これを受けて、韓国では 2009 年度に 14 社、2010 年度 47 社と計 61 社が IFRS を早期適用した。韓国の IFRS 適用方式の特徴は、「連単統一」の考え方の下で、「連結財務諸表」と「単体財務諸表」の双方に対する IFRS の「強制適用」を実施した点にある。

制度的観点からいうと、韓国は外部投資家保護、法的執行体制、株式市場の重要度およびディスクロージャー指標が比較的に脆弱な国に分類される（Leuz et al. 2003）。また、従来の韓国会計基準（K-GAAP）は個別中心、取得原価重視、法的形式重視、細則主義の会計基準であるのに対し、IFRS は連結中心、公正価値重視、経済的実質重視、原則主義の会計基準であり、IFRS の強制適用に伴う会計基準の変更の影響は比較的大きかったことが明らかにされている。

会計は経済社会における制度としてとらえることができる。この意味で、会計は会計制度を構成するその周辺制度との密接な関係を有しながら経済社会の維持・発達に貢献するといえる。韓国において会計制度を構成する周辺制度としては、「外部監査法」、「資本市場法」、「商法（会社法）」、「税法（法人税法）」がある。韓国は IFRS の強制適用の際に、これらの法律における諸規定を IFRS と歩調を合わせる形で改



定しており、ここに韓国のIFRS適用のもう一つの特徴がある。つまり、韓国では企業会計基準とその他の財務報告制度とが、制度的補完性を保持する形でIFRSの強制適用が実施されたのである。この点において、韓国の事例は、一定の示唆を有するものであると考えられる。

## 2. 第Ⅱ部「学術研究のサーベイ」

### 第9章 財務報告の質および比較可能性への効果

IFRSの強制適用の開始以来、会計研究者が最も注目してきた主題の一つはIFRSの適用により財務報告の質および比較可能性は向上するかという点である。比較可能性は財務報告の質を決める特性の一つといえるが、実証研究の系譜においては両者は別の主題に位置づけられているので、本章もそれに従う。

まず、財務報告の質については、会計数値の特性（利益調整の程度、損失の適時認識等）、株式市場・投資家の評価（価値関連性、株価反応等）等で代理される。これまでに実施された実証研究によれば、IFRSの強制適用により財務報告の質が一律に向上するというとはいえず、IFRSの適用に伴う財務報告の質の変化には、経営者のインセンティブ、各国のエンフォースメント体制の強弱、および、IFRSと国内基準との差異等の環境要因が影響することが証拠づけられている（Barth et al. 2008; Ahmed et al. 2013; Christensen et al. 2015）。

一方、比較可能性の研究は、会計基準を比較対象とする研究と財務情報を比較対象とする研究とに大別される。前者は、Bae et al. (2008) や DeFond et al. (2011) のように、IFRSと国内基準との画一性を比較可能性として捉えた研究である。これに対して、後者は、Barth et al. (2012), Yip and Young (2012), Wang (2014), Cascino, and Gassen (2015) のように、会計

情報を導出する会計システムを特定し、そのシステムの親和性を比較可能性として捉える研究である。昨今の比較可能性に関する実証研究の全体的な流れとしては、会計基準を比較対象とする研究に代わり、財務情報を比較対象とする研究が主流となっている。

この財務情報を比較対象とする研究は、比較可能性の測定方法という視点からさらに細分化できる。すなわち、比較可能性の測定方法が、もう一つの視点である。この視点から先行研究を整理すると、Barth et al. (2012) や Cascino and Gassen (2015) のように、De Franco et al. (2011) が示した分析モデルを援用し、比較可能性の指標を開発し、それに基づき比較可能性の程度を直接的に測定する先行研究と、Yip and Young (2012) や Wang (2014) のように、情報の波及効果等を比較可能性の代理指標として用い、それに基づき比較可能性の程度を間接的に測定する先行研究とに大別できる。測定方法の視点から先行研究の傾向を概観すると、比較可能性を直接的に測定する先行研究においては、IFRS適用による比較可能性の向上に関する強い証拠は得られていない。その一方で、間接的に測定する先行研究においては、IFRS適用により比較可能性が向上することが概ね明らかにされている。

### 第10章 資本市場への効果

IFRSの適用により、財務報告の質や比較可能性が向上するならば、情報の非対称性が減少し、流動性の向上、資本コストの低下、および企業価値の向上といった種々の効果が資本市場に生じると予想される。こうした資本市場への効果をもたらす経路には、IFRSの適用による財務報告の質や比較可能性の向上が、資本市場に対し直接的に影響を及ぼす経路と、IFRSの適用がアナリスト、投資家および経営者の行

動を変化させ、それらが間接的に資本市場に影響を及ぼす経路とが考えられる。また、IFRS それ自体の効果とは別に、財務報告へのインセンティブ等の企業レベルの差異、法体系やエンフォースメントの程度等の国家レベルの差異が影響を及ぼしていることも考えられる。本章では、代表的な研究をサーベイし、資本市場への効果とその要因に関するエビデンスを整理した。

直接的効果に関する研究のうち、IFRS それ自体による効果については肯定的な研究と否定的な研究とが混在している。また、財務報告の質の向上よりも、比較可能性の向上の方が資本市場に及ぼす効果が大きいとする報告がある。これに対し、財務報告へのインセンティブ等の企業レベルの差異や、法体系やエンフォースメント等の国家レベルの差異の影響については、ほぼ一貫して肯定的な結果が報告されている。

間接的効果に関する研究のうち、アナリスト予想への影響については比較可能性の向上との関連が報告されている。また、財務報告の質の向上についても肯定的な研究がある。投資家行動への影響については、投資家と投資対象企業の所在国がいずれもIFRSを適用している場合に、投資が増加するという報告がある。また、経営者行動への影響については、IFRSの適用が経営者予想の任意開示を増加させるという証拠が提示されている。なお、間接的効果についても、企業レベルの差異や国家レベルの差異が影響しているとする研究が多い。

以上から、IFRSの適用がいくつかの経路を通じて資本市場への効果をもたらしていること、また、企業レベルの差異や国家レベルの差異が影響していることが明らかになりつつあるといえる。

## 第11章 受託責任および債務契約への効果

本章の目的は、受託責任および債務契約という、意思決定有用性以外の要素においてIFRSの強制適用がどのような影響を及ぼしているのかをサーベイにより探ることである。受託責任においては、IFRSの強制適用はおおむねプラスの効果が得られている。Ozkan et al. (2012) はEUにおけるIFRS強制適用の影響を検証し、IFRS強制適用後、会計上の業績と経営者報酬との感度は僅かながら統計的に有意に増加している結果を示している。さらにIFRS適用前の利益の質が低かった国において顕著にその傾向がみられることを示している。一方で、Voulgaris et al. (2014) は、英国のサンプルデータに基づき、IFRSの強制適用が会計数値にノイズ (noise) を与えていることを示している。

債務契約においてはIFRSの強制適用はマイナスの影響があるといえる。Ball et al. (2015) はIFRSを適用した22ヶ国とそうでない21ヶ国における債務契約を検証し、IFRS適用後、会計数値に関連した特約の数が有意に減少する一方で、会計数値に依らない特約に依拠する企業が増加している結果を示している。Christensen et al. (2009) は、2005年1月の強制適用時の英国の会計基準 (U.K. GAAP) とIFRSの利益の調整表のアナウンスメントに伴うリターンをイベントスタディで検証し、契約上の違反の可能性に直面している企業や小規模で、低いインタレスト・カバレッジ・レシオ、資産の成熟度が高い企業においてマイナスの評価を受けていることを示している。

一連のIFRSの強制適用に関する研究結果からは、受託責任については、モニタリングコストの削減という点でプラスの影響がある一方で、債務契約においては、強制適用によって債務契約者に不利な影響が生じる場合があり、株

主への富の流出が生じている側面があることが分かっている。ただし、IFRS の強制適用が受託責任や債務契約に与えた影響を直接的に測定することが困難であるため、実証分析の数はそれほど多くない。また各国の法制度や契約の個別性などもあり、IFRS の強制適用がプラスか、マイナスか一概に結論づけることはでき

ない。

### 参考文献

International Accounting Standards Board[IASB].  
2010. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. IASB.

VI 研究グループ報告（最終報告）

## グローバルビジネスの会計課題に関する研究

主 査：柴 健次（関西大学）

委 員：小形 健介（大阪市立大学）

工藤栄一郎（西南学院大学）

高橋 賢（横浜国立大学）

仲尾次洋子（名城大学）

松本 祥尚（関西大学）

小澤 義昭（桃山学院大学）

宗田 健一（鹿児島県立短期大学）

飛田 努（福岡大学）

林 健治（日本大学）

### 要 旨

本研究は、グローバルビジネスの会計課題を異文化対応の会計課題として接近した研究である。グローバルにビジネスを展開する企業は、進出先で文化の壁に遭遇するため、文化問題を意識するようになる。遭遇する文化は、国家の範囲を超えることもあるし、一つの国家の内部に複数存在する場合もある。企業は、グローバルにビジネスを展開しつつも、ローカルに対応するという現実的な経営問題に直面する。その現実的な経営問題を文化問題として認識するとき、我々は新しい接近法を手に入れたことになる。この新しい接近法が会計で適用されるとき、異文化会計（cross cultural accounting）が成立する。ここでは文化と会計、すなわち文化の相違という環境制約とローカルにビジネスを適合させるという企業の会計行動を研究対象とすることになる。以上要するに、国家と会計の関係を意識した国際会計、市場と会計の関係を意識したグローバル会計に対して、我々は文化と会計の関係を意識した異文化会計の確立のための基礎研究を行うのである。

## I はじめに

本研究グループの論題は「グローバルビジネスの会計課題に関する研究」である。中間報告においては、異文化理解というキーワードで課題に迫った。異文化理解という視点を柴が提示し、異文化理解と管理会計につき、高橋、小澤・松本、飛田が迫った。さらに、異文化理解と財務会計につき、林、仲尾次・宗田、小形が、最後に異文化理解と会計という一般問題に工藤が迫った。

最終報告では、異文化理解から一步進めて、異文化会計の成立可能性を探った。この異文化会計は、国境（あるいは政治）を意識した国際会計、ボーダレス市場（あるいはグローバル経済）を意識したグローバル会計との対比でいえば、国家とは範囲の異なる文化圏（あるいは共通の価値観）を意識した新しい研究領域に迫ろうとした。

その最終報告書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 異文化会計という接近法（柴）
- 第2章 言語・文化・会計の相互関係に関する基礎理論（工藤）
- 第3章 グローバルビジネスと財管一致の会計システム  
—財務会計のリンクと管理会計のリンク（高橋）
- 第4章 中小製造業における経営の現地化と管理会計システムの適合  
—株式会社西部技研の中国子会社（現地法人）を事例として（飛田）
- 第5章 海外進出子会社の会計行動から見える異文化会計  
—台湾とシンガポールを事例として（仲尾次・宗田）

第6章 わが国企業の海外子会社におけるGCMの適用状況

—シンガポール子会社を中心に（小澤・松本）

第7章 ロイヤルティの経営戦略上の意義と会計・税務問題（小形）

第8章 グローバルビジネスとIFRS適用（林）

## II 異文化会計という視点

異文化会計という発想にたどり着くにはそれなりの背景がある。日本企業の海外進出の実態（現地法人の分布）を確認すると全世界的に展開していないことに気づく。東洋経済新報社の『海外進出企業総覧 2018 年版』に基づいて分布を確認したところ、国別の進出先上位 15 は、中国、アメリカ、タイ、シンガポール、香港、インドネシア、台湾、ベトナム、マレーシア、韓国、イギリス、インド、ドイツ、オーストラリア、フィリピンである。また、業種別の順位は、電気機器卸売、電気機器、輸送機器、機械卸売、化学、機械、他サービス、統括会社、情報・システム・ソフト、化学卸売等と続く。このように、進出国ではアジアに集中しているという特徴がある。そして、業種別では製造業が多いことに気づく。このような傾向があるということは、進出しやすい地域や業種があるということを示唆している。それはなぜかという疑問が生ずる。

我々の疑問にヒントを与えてくれる調査研究「世界価値観調査」（WVS, World Values Survey）というものがある。WVS のユニークな表示手法にカルチュラルマップがある。複数の国家が同じ価値を有するグループに括られている。そのグループは図表 1 に示すことができる（池田謙一（2016）を参考に柴が作成）。

図表1 『世界価値観調査』のカルチュラルマップに登場するグループ

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| Orthodox          | ロシア, ウクライナ, ブルガリア, ボスニア, アルバニアなど   |
| Catholic Europe   | フランス, スペイン, ベルギー, ギリシャ, ポルトガルなど    |
| Protestant Europe | ドイツ, スウェーデン, オランダ, スイス, デンマークなど    |
| Baltic            | リトアニア, ラトビア, エストニア                 |
| African-Islamic   | イラク, ナイジェリア, 南アフリカ, エチオピア, ザンビアなど  |
| English Speaking  | アメリカ, イギリス, オーストラリア, カナダ, アイルランドなど |
| Latin America     | アルゼンチン, ブラジル, チリ, メキシコ, コロンビアなど    |
| Confucian         | 日本, 中国, 台湾, 香港, 韓国                 |
| South Asia        | インド, タイ, ベトナム                      |
|                   | 国名は日本企業の進出先 Top 15 に入る国々。          |
|                   | 国名は後述の富の分配で取り上げられる6カ国。             |

カルチュラルマップによると、日本企業は、英語圏の国々、儒教の国々、東南アジアの国々に進出している傾向が明らかになる。網掛けをした6カ国は、池田謙一（2016）で「富の分配」価値観比較で対照された6カ国である。詳細は同書にゆだねるが、価値観の異なる国々への日本企業の進出は少ない。ただ、価値観の相違を乗り越えて、アメリカと中国へ進出している事実は興味あるところである。

以上の実態から、我々は、「国際」と「グローバル」と「異文化」を区別することにした。その上で、以下のような特徴を有する接近法を採用することとなる。

#### ① 異文化コミュニケーションの促進要因としての会計という見方

日本企業が異文化を理解し、そこで生じた会計課題にいかに対応するかが関心の対象となる。この領域ではもっぱら管理会計の積極的利用という具体例が注目される。

#### ② 異文化コミュニケーションの阻害要因としての会計という見方

海外進出先組織が現地で政府からどのような会計上の規制を受けるのか、会計関連事項と

して税制上の規制を受けるのが深刻になる可能性がある。

#### ③ 検討対象は日本企業である。

世界中の海外進出の一般理論ではなくて、我々の関心は日本企業にある。関連して他国の会計制度等に関心を寄せることもある。日本企業の現地におけるマネジメントの特徴がどこにあるか、一見会計問題でないと見えても、会計情報の活用を前提としてマネジメントが考えられている。可能であれば、こうした事例を整理したい。

### Ⅲ 異文化会計の基礎理論

工藤は「異文化会計」という接近法を機能させるために準備作業として、「文化」と「会計」を「言語」でつないで分析する。会計は言語であるという所説に触れながら、複式簿記誕生以前の会計（結縄等による会計記録）が文字の発明以降に複式簿記という技術によって「標準化」される。しかし、本来中立的な複式簿記を機能させるのに会計基準が生まれるが、その会計基準は多様化する性格を有している。標準化

された複式簿記という技法は異文化コミュニケーションの促進要因となろう。一方で、多様化した会計基準は異文化コミュニケーションの阻害要因となる。その多様化した会計をIFRSによって統一化するという動きは、比較可能性を求めた標準化の動きである。言語的には比較可能性を確保することがコミュニケーションを可能にするからである。

つぎに、工藤は、文化と会計の関係に関心を寄せる。先行研究において文化を扱う研究が少ないが、「会計は文化の産物である」とするバイオレット、ホッフステッド、グレイらの所説を紹介する。日本の会計の制度変化を研究してきたマッキノン<sup>1)</sup>は、日本の財務報告規制の特質が、第1に政府（すなわち国家指導者）が有する道徳的な基礎、第2に強固な集団意識、そして第3に調和を壊さないことなどから構成される日本の文化であるとする。さらに、会計と文化の相関関係について理論的に考察したのがグレイの論考である。文化を構成する要素を定量的な指標として表現しているホッフステッドの理論は、特定の国家における会計の価値観はそれぞれの社会における価値観と関連し、会計制度や実践の形成に影響を与えているという。その他、会計という技術の国際移転などの説にも触れるが、人類学的、文化論的、社会システム論的な研究からは、文化の多様性に起因する会計の多様性が説明される。先にみたように言語としては標準化が望ましく、いましがた見たように文化は多様なものであるから、ありのままの文化が受け入れられるのが良いという文化相対主義が生まれる。そこで、言語と文化の関係に触れられる。言語は標準化されるのが望ましいという見方がある一方で、文化と同じく言語はそれが用いられる環境等を背景に多

様なものであるから、ありのままに受け入れられるのが良いという言語相対主義が生まれる。

工藤は標準化のメリットと相対主義の重要性を認めて、以下のような課題を提示する。

#### ① 会計によるコミュニケーションの重要性認識の共有

会計言語以上のコミュニケーションは存在しないという信念を有することが重要である。会計を中心に置いた経営哲学や経営理念を有していることがグローバルに活動を展開する企業にとっては前提となるだろう。

#### ② 言語の選択

会計はもちろんのこと、ビジネス現場での使用するすべての言語は同期されるべきである。会計言語を含めて、特定の集団内で使用される言語には多分に固有の意味内容を持つ専門用語（組織内方言）が存在する。組織文化を損なわない程度に、それら組織内方言をあらためていくことが必要かもしれない。

#### ③ 翻訳問題

母語でない言語を用いなければならない場合、翻訳作業が必要となる。一般に問題になるように、翻訳の過程で意味内容の変質などがないように注意する必要がある。

#### ④ 教育

異文化環境のもとで、とくに組織内部での会計コミュニケーションを促進させようとする場合、構成員間での理解可能性あるいは受容可能性を高める必要がある。そのためには、会計に関する継続的な教育が集団内で行われることが求められるだろう。

以上、文化相対主義、言語相対主義に立つとしても、多様性の背景にある重要な文化を損なわない程度に、標準化・共通化をめざす必要性があると唱えている。

## IV 会計研究における多国籍企業立地選択論

林は、柴と工藤が指摘した文化の多様性について、IFRS 適用との関係で論じる。即ち、多様性よりも標準化が望ましいと判断されるとき IFRS 適用が加速する。そのことをマクロ経済ベースで分析を試みる。

林は、検討に先立ち、日本企業の海外進出の形態・戦略を輸出、ライセンス、および外国直接投資 (FDI) に区分した。日本企業の海外進出先の 6 割以上はアジア地域である。OECD は FDI に関する豊富なデータを蓄積している。OECD に加盟している日本以外のアジア地域の国は韓国のみであるので、日本企業の韓国進出動向の分析に的を絞った。東洋経済新報社の『海外進出企業総覧 (国別編)』によると、韓国の IFRS 強制適用 (アドプシオン) 開始の 2011 年に、韓国進出日本企業が 50 社を超えたが、その後は減少傾向にある。韓国進出企業の大半は上場会社であり、非上場会社であっても親会社が上場会社であるケースも見られた。現地市場の開拓、国際的な流通・生産ネットワークの構築を投資目的として掲げる企業が多く、逆輸入を投資目的と明記したのは 2 社のみであった。

IFRS 任意適用容認後、日本企業の韓国証券市場への新規参入が活発化すると予想した。しかし、韓国証券市場に上場している日本企業は、SBI FinTech Solutions 株式会社 (親会社は東証 1 部上場の SBI ホールディングス) が設立した AXES Korea Co., Ltd. (新興企業向けの KOSDAQ に上場) のみであった。翻って日本の証券市場に目を転じると、外国企業 (韓国企業 POSCO を含む) の東証からの撤退が相次ぎ、東証の外国株は 6 銘柄のみである。IFRS の任意適用開始は、外国企業の東証誘致、日本

企業の外国証券市場上場の呼び水とはなっていない。

林は分析手法を多国籍企業の立地論に求める。従来、多国籍企業の立地選択論、FDI の決定要因分析は国際金融論、国際貿易論、国際経済学、国際経営学の主要な研究テーマの一つとなってきた。一方、会計研究者は FDI の決定メカニズムの解明は守備範囲外と捉えてきた。しかし、IFRS の世界的普及を契機に、会計研究者も IFRS の FDI 促進機能の有無について検討するようになってきたのである。林は会計学者のこれら新しい所説にふれながら、一連の研究では、IFRS アドプシオン前後を比較し、発展途上国に関しては、IFRS のアドプシオンは FDI にプラスに作用すると推計されたという結論を紹介している。

## V IFRS による標準化世界における財管一致論

文化の差異は解消しないまでも言語としての会計は標準化の道を歩み始めている。IFRS というムーブメントが進行する中で、財管一致が主張されるようになってきた。

高橋は、正司 (2012) を参照しつつ、次のように説明する。IFRS では、投資家の立場が重視されており、そのために投資家と経営者の情報の非対称性を解消することが重要であると考えられている。経営者が経営判断に用いる情報と、投資家へ開示される財務会計の情報を整合させるような会計処理が要請される。IFRS でいわれている「経営実態に基づき自社で判断する部分」は、経営者が経営上の意思決定を行い、業績を評価するための方法を用いて決定することが求められているという制度会計のあり方が、いわゆるマネジメント・アプローチと呼ばれるものである。つまり、会計の標準化が



現実化しつつある現在、それゆえにこそ構想されうる財管一致があるという。

異文化会計が、「グローバルに展開しローカルに対応する企業の活動を対象とした、国境に制約されない会計」であるとする、その情報システムとしての一面を成すのは財管一致の会計システムである。これを踏まえて、高橋は、グローバルに組織を結ぶということでは、IFRSと財管一致がもたらす財務会計のリンクと管理会計のリンクの形成が効果的に働く。これは国境を越えたリンクである。ローカルに対応するという点では、財管一致によって在外子会社のアライアンスが促進されるということが期待される。以上の点から、財管一致の会計システムの構築によって、会計が異文化コミュニケーションの促進要因として作用する可能性があるといえる。

## VI グローバル化対応の GCM 論

文化と会計の関係が多様であり、その整理には困難を伴う。この接近法はローカルの文化を重視した場合の課題である。しかし、ローカル文化に対応する前に、企業はグローバルに展開する。こちらからは、理屈の上では、グローバル経営とキャッシュの関係を単純化するという発想が生まれる。この発想は難しくはないけれど、これを実践するのは難しい。つまり、文化の差をマネジメントに反映させる必要が少ないため、グローバルマネジメントの共通手法となりうるという点で理論的には難しくない。反面、現実はこの手法を採用している企業数が非常に少ないという点では実践上の困難が伴うことを暗示させる。

小澤・松本は、グローバル・キャッシュ・マネジメント（GCM）を既に導入している一部の大企業を調査し、実際に GCM としてプーリ

ングやネットティングといった資金管理が行なわれていること、しかし、ERP と GCM との接続までには至っていないことが確認された。

これに対して、中堅企業の海外子会社管理の一貫としての資金管理が、どのように行なわれているか、すなわち GCM（ないし CM）の導入有無と、それら資金データが企業グループ内でモニタリングに活かされるための ERP 導入の実態について、中堅上場企業 2 社と中堅非上場企業 1 社に聞き取り調査を行なった。

その結果、わが国企業は、企業の規模に関わらず、GCM の適用は進んでいないことが判明した。これは、日本企業の資金管理に関する考え方（姿勢）が GCM に積極的に取り組んでいる我が国の一部の企業及び欧米企業と違う点や、わが国のソフトウェア企業においても ERP の統一も進んでおらず、それらを利用する企業の財務管理体制そのものが十分整っていない点が一因であるように思われる。また制度的には、国境を越えた資金移動に制約が多い（例えば、課税や外為規制の対象となる）ことや、実務的には、子会社管理に対する姿勢や考え方が性善説的な対応に結び付いており、海外子会社経営者にほぼ全権を委ねる形態となっていることが考えられた。しかしながら、海外子会社管理の要諦となるはずの ERP と GCM との接合は、検討対象となっている企業もあるものの、ほぼ関心が払われていないという現実は、それらが未整備による粉飾などの不正を招きかねない。

## VII グローカル対応のロイヤルティ戦略

グローバルに展開しつつ、ローカルの壁に衝突するという例がある。その一つがロイヤルティである。小形は、ロイヤルティをめぐる 2 つ

の側面、すなわち収益獲得の源泉という側面と国際税務戦略の一環という側面、に焦点を当て、これらがどのような会計問題ならびにそれと密接に関連する税務問題を孕んでいるのかを明らかにし、今後検討されるべき課題や論点、さらには仮説の抽出を目的とした、異文化会計の個別論点の研究事例である。

税務コストの圧縮という国際税務戦略に着目した場合、企業は移転価格税制適用のリスクを負っている。海外進出の初期段階では、海外子会社から本国親会社への送金を限定的なものにして、当該子会社が稼得した収益を自社の再投資に回すが、成熟段階に入ると、それまでの親会社による投資資金の回収のため本国親会社への送金を拡大するべくロイヤルティを多くし、その結果、現地国の税務当局と対立するようになるというものである。

他方、収益獲得・拡大の源泉という側面に着目した場合、日本企業は、IFRSと日本基準という会計基準の選択をつうじて会計数値を裁量的に操作している可能性がある。ロイヤルティの会計処理に関しては、日本基準の方がIFRSに比べて、条件付対価ないし条件付取得対価に関連して追加計上されたのれんの支払い分も含めて、その償却期間にわたりののれんの金額だけ費用負担が大きくなるため、利益へのインパクトは大きく、かつ長期間にわたる可能性がある。

最後に、ロイヤルティには2つの側面があるとして、これらは排他的ではないにしても、どちらの側面を重視しているかは、その企業の国際経営戦略上の違いとして説明することができる。しかも、企業の戦略が会計基準の選択に対応する可能性があるため、その結びつきを明らかにする必要がある。子会社の自律性を重視する企業は、IFRSを採用する傾向が強いかもしれない、といった結びつきの解明が待たれる。

## VIII ローカル対応の実際 - 台湾・シンガポールの調査研究

予め仮説を設けるより、聞くことに意義がある。調査研究の基本である。仲尾次と宗田はこれに挑戦した。対象は台湾進出企業とシンガポール進出企業である。

仲尾次・宗田は研究課題を、①日本から海外に進出した企業にとって、現地法人が当該国において社会的規範の一つである会計規制や慣習を含む会計実務にどのように向き合い、そして会計課題についてどのように解決しているのか、②仮に超文化技術＝共通言語としての会計とそうではない会計があるのであれば、その線引きないし見極め方はどこにあるのか、ということに定めた。

しかし、掲げた仮説を証明できるまでの証言が得られなかった。確認できたことは、たとえば、台湾では統一發票制度に基づく会計処理が重要であること、逆に、シンガポールでは市場規制が緩やかであることから、会計課題がほとんど出てこないという点である。また、会計は、異文化コミュニケーションの促進要因としての役割を有しているといえるが、海外進出企業が、現地の会計規制にどう対応しているかについては、各社それぞれの対応であるだろうし、調査では、現地の会計規制に対する課題がほぼ見られなかった。IFRS導入や任意適用を契機として、異文化コミュニケーションの阻害要因としての会計（とりわけ規制面）は解消できていると考える。

このようなインタビューによる研究は、個々の聞き書きでは焦点がぼやけてしまうので、事前に仮説を設けることの重要性を確認できたかもしれない。しかし、体系立てられたケースも、かかるインタビュー調査が基礎にあることを忘れてはならない。

## IX ローカル対応の実際 - 中国のケース研究

飛田は日本企業の海外進出を管理会計の視点から鋭く切り込む。先行研究を踏まえ、分析視点を①中小製造業、②経営の現地化、③管理会計システムの適合に絞り込み、さらに、研究課題を①親会社と子会社のマネジメント、すなわち組織内部のマネジメントの視点から、親会社と海外子会社の関係を統合するのか、分散するのかという点と、②子会社が所在する文化や取引慣行という視点から、管理会計技法を国内（親会社）から海外（子会社や現地法人）に移転するのに際して、その影響をいかに考慮するかといった問題に絞り込んでいる。そして、分析対象に中国に進出した特定企業を充てている。

その結果、明らかになったことは以下の通りである。

- ① 日本本社で用いられているシステムを現地語に変換して移転されているが、業績管理や人事制度の運用を見る限りでは現地における業務の統合と分化、意思決定の集権化と分権化という視点では完全に分離されており、独立性がかなり高い。権限を移譲し、極力現地での判断に委ねることによってテンションをマネジメントしていると言えそうである。
- ② 現地におけるシステム利用のコンテキストとしては、日本本社で長らく利用されてきた経営管理システム（管理会計あるいは生産管理）を基礎としながらも、そうしたシステムを中国現地の状況に適合させて利用しようとしている様子が伺える。中国人の気質、人員や取引先の現地化、発票制度に代表される中国独特の取引慣行などの社会システムに適合させながら、その運用に努めている。

仲尾次・宗田が網羅的に状況を把握しようとする接近法であるのに対し、飛田は理論的枠組みの中で検証しようとするという意味で接近法が異なる。ここでの結論を敷衍できるか否かは検討の余地があるが、ケース研究という意味では異文化会計の一領域を形成しそうである。

## X まとめ

中間報告では異文化理解をキーワードに海外進出に伴う会計課題への接近法を模索した。これに対して、最終報告では、異文化会計の構築を目指してありうる接近法を模索した。主査は接近法を特定せず、しかし、ゆるやかに目指す方向を示すにとどめたが、異文化会計という新領域を開拓するめどがついたのではないかと思う。

文化は多様である。日本から見れば異文化である多様な文化に対応できなければ海外進出は失敗する。一方、会計もまた多様である。しかし、統一を目指してもいる。多様な文化に対する多様な会計の存在というだけでは、学問的な貢献は少ないかもしれない。これに対して、本研究グループのメンバーは、それぞれの観点から異文化会計の構築を目指した。それでいて一定のまとまりを確保できた。本最終報告はその軌跡を示すものである。

最終報告書を読み返し、ここに解説した順番に組み替えるのが良いと判断して、各章を説明した。はじめの4章（柴、工藤、林、高橋）が異文化会計を構築するための基礎を提供し、残りの4章（小澤・松本、小形、仲尾次・宗田、飛田）が、いずれ構築されると期待される異文化会計の枠組みの中で予想される個別論点（前2者）と、ありうる調査法（後2者）に関心が当てられている。特に、飛田を最後に置いたのは、調査から日本企業の行動につき具体的な発

見事項を提示しているという点で、異文化会計研究の今後の在り方を示唆するものとして強調するためである。

## 参考文献

- Bartlett, C. A. and S. Ghoshal (1989) *Managing Across Borders: The Transnational Solution*, Harvard Business School. (吉原英樹監訳 (1990) 『地球市場時代の企業戦略—トランスナショナル・マネジメントの構築』日本経済新聞社)
- Erin Mayor, *The culture map*, Public Affairs <sup>TM</sup>, 2014 (エリン・メイヤー著, 田岡恵監訳, 樋口武志訳, 『異文化理解力』英治出版)。
- Gray, Sidney [1988] “Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally,” *ABACUS*, 24(1), pp.1-15.
- Hofstede, G., [1980] “Culture’s Consequences :

*International Differences in Work-related Values*, Sage Publications. (万成博・安藤文四郎他訳 [1984] 『経営文化の国際比較—多国籍企業の中の国民性—』産業能率大学出版部。)

World Values Survey, <http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp>。

イ・ヨンスク [1996] 『「国語」という思想：近代日本の言語認識』岩波書店。

池田謙一編著『日本人の考え方 世界の人々の考え方 世界価値観調査から見えるもの』勁草書房, 2016年。

岡野 浩 (1995) 『日本の管理会計の展開』中央経済社。

正司素子 [2012] 『I F R S と日本の経営：何が本当の課題なのか！？』清文社。

東洋経済新報社, 『海外進出企業総覧 2018 年版』, 2018 年 6 月。

松尾美枝監修, 岡部武 [2014] 『グローバルCMS 導入ガイド』中央経済社。

## VII Summary of Articles

# Economic Globalization and Consequent Conflicts in Accounting and Accountability Issues

Noriyuki Tsunogaya  
Nagoya University

The objective of this study is to investigate the impact of economic globalization on conflicts in accounting issues by shedding lights on the contradictory two processes: “the universalization of particularism” and “the particularization of universalism”. After the significant accounting reforms (called “accounting big bang”) initiated in 1997, Japan is obliged to adopt global standards (Anglo-American models); however, Japan has operationalized (particularized) these standards and models to relief the conflicts between global and local aspects.

Indeed, during the accounting big bang period, operational devices, such as adequate preparation periods as well as a series of exceptional and materiality rules, were provided to adopt new accounting standards. The Business Accounting Council (BAC) allowed the voluntary adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) starting in the March 2010 fiscal year-end for consolidated financial statements; however, the BAC postponed the decision concerning the mandatory adoption of IFRS indefinitely given the importance of local social, historical, political, and economic

factors. The Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) has developed Japan’s Modified International Standards (JMIS) not only to promote voluntary adoption of IFRS but also to express Japanese constituents’ views that are consistent with Japanese-specific institutional factors (including the importance of the concept of net income and long-term perspectives) to the International Accounting Standards Board (IASB).

Even if globalization makes much progress, the importance of localization will not reduce. This is because, given the institutional complementarity in each country, there is no guarantee to say that IFRS is the “best practice” for all countries. This is also because, monopoly of accounting-standard setting may lose the opportunity of fair and free competition, and thus, innovation of accounting standard-setting.

Nonetheless, this study specifically suggests that consideration of local contexts is important not only to achieve “particularism” (national interests) but also to enhance the quality of global standards and practices, namely “the universalization of particularism”.

# Economic Consequences of the Globalization of Accounting Standards: Evidence from Changes in the Lease Accounting Standard

**Masaki Kusano**

Associate Professor, Kyoto University

This study examines the economic consequences of the globalization of accounting standards using finance leases in Japan. When Japanese firms adopted Statement No. 13, *Accounting Standard for Lease Transactions*, they could choose to either recognize or disclose preexisting finance leases that do not transfer ownership to lessees (FLNO). This study uses propensity score matching to compare firms that recognize FLNO in financial statements to those that disclose them in the notes. The effects of this accounting choice on the cost of debt is then assessed using difference-in-differences analysis. The results show that firms that choose to recognize preexisting

FLNO are more likely to lower their cost of debt than those that choose disclosure after the adoption of Statement No. 13. Since recognized amounts in financial statements are more likely to reduce information asymmetry between managers and capital market participants than disclosed financial information in the notes, the result suggests that the difference in recognition and disclosure has significant effects on firms' costs of capital. This research contributes significantly to the accounting literature on recognition versus disclosure and has important implications for the discussions on the on-balance sheet treatment of lease arrangements.

# Current Status and Future Opportunities around Global Management Accounting Research in Japan

**Junya Sakaguchi**  
Nagoya University

The purpose of this paper is to address the current status and future opportunities around global management accounting research in Japanese academic field.

Japanese management accounting researchers have shown significant interest in the globalization of firms' activities over the past two decades. Prior research has proposed firms' strategic types of globalization, described characteristics of practices, and explained these by using some theoretical perspectives. While most of Japanese research, however, has focused primarily on the characteristics of global management accounting practices, only limited research has examined following two issues; (1) determinants of global management accounting practices (i.e.,

cultural, organizational, institutional and environmental factors), (2) consequences of global management accounting practices, specifically the costs of designing and executing these practices (i.e., efforts that are invested to resolve complex communications, misunderstanding of priorities, and conflict).

In this paper we review relevant research with regard to these two issues (determinants and consequences of global management accounting practices) and propose implications for Japanese academic field. In addition, we show some future research opportunities for Japanese researchers to contribute to international academic field.

# Considering Application of International Financial Reporting Standards from the Perspective of the Financial Consensus

## — Outline of unified theme —

**Ryuichi Nakajima**  
Meikai University

The 9<sup>th</sup> East Japan subcommittee of the Japanese Association for International Accounting Studies was held at the Faculty of Economics, Nihon University, on Saturday, July 7, 2018. The subcommittee meeting was conducted smoothly, principally by the chair of preparation committee, Professor Osamu Furusho, along with another member of the preparation committee, Professor Naoharu Hiki. There was some concern raised due to the lack of participants, mainly on account of the overlapping schedules of different subcommittees held by other accounting-related academic societies and weather conditions. Nonetheless, in reality, many members of our association were able to participate to the subcommittee.

The unified theme of the subcommittee was “To consider application of international

financial reporting standards (IFRS) from the perspective of the financial consensus.” The latter financial consensus means matching or approximating profit based on financial accounting and management accounting. As indicated by the headquarters’ salutation, this theme focused on the financial consensus with respect to arguments regarding “A process to solve tasks to integrate financial reporting standards of Japan and IFRS.” We invited three professors to report on the theme from the perspective of their specialisations. In addition to that, we also asked the three professors to discuss their current situations and any issues pertaining to the financial consensus of firms in Japan, from the perspectives of both logic and business practices.



# Significant impacts and challenges of the entity's practical implementation of IFRS 15 *Revenue from contracts with customers* and a new Japanese revenue standard

Rika Suzuki

PricewaterhouseCoopers Aarata LLC

In 2015, the Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) started its standard setting activity to develop its new revenue standard in consideration of IASB's issuance of IFRS 15. Based on feedback received from various constituents in Japan, ASBJ decided that the starting point for its development of a new revenue standard should be the general guidance of IFRS 15. At the same time, ASBJ decided it was desirable to develop several exemptions to reduce the entities' burden of practical implementation as a voluntary option in limited situations where the comparability across financial statements of different entities would not be significantly undermined.

Both IFRS 15 and the new Japanese revenue standard require more accounting judgements and estimates based on a contract with a customer, and accordingly the impacts of implementation in practice are extensive. The real-life effects of IFRS 15 and the new Japanese revenue standard will not be limited to those on the financial statements of periodic financial reports but will likely also extend to non-financial areas such as internal controls. Therefore, IFRS 15

and the new Japanese revenue standard affect both financial and non-financial management and operations at and after the implementation.

One of the significant impacts of implementation is on management accounting. It is undeniable that applying a consistent policy or approach of revenue recognition to both financial accounting and management accounting is neither required nor necessary as each accounting has a different objective. However, it might provide a useful information about the revenue and related information in practice when both financial accounting and management accounting apply the same accounting policies of revenue recognition with some practical adjustments as necessary.

This paper was prepared based on the author's presentation at the regional research meeting of the Japanese Association for International Accounting Studies on July 7, 2018. The views, thoughts and opinions expressed in this document belong solely to the author and not necessarily to any other group, or individual.

# Adoption and Localization of IFRS in Taiwan

Yoko Nakaoji  
Meio University

The purpose of this paper is to consider Taiwanese strategy concerning the introduction of IFRS, based on the evidence of its adoption and localization in Taiwan. The main points which arise are:

- ① The background to the adoption and adaptation of IFRS is the global trend to enhance the comparability of financial reports. The aim is the revitalization of the Taiwanese capital market, to the benefit of its leading industrial sectors, achieved through the improved efficiency of setting accounting standards.
- ② A gradual process of convergence minimized the disruption which would have resulted from a rapid switch to IFRS from local GAAP.
- ③ Taiwan regulators invested in global companies and supported the application of IFRS. The process was widely released

as an example case, and promoted the smooth adoption of IFRS by all public companies.

- ④ By applying IFRS-based accounting standards to private companies, they can appeal Taiwan's accounting system as a global standard.

While Taiwan strategically introduces IFRS, localization of accounting practice is also assumed. Revenue recognition criteria on tax law are different from accounting revenue recognition criteria. However, in practice some cases are observed applying the tax standards rather than the accounting standards.

In future I wish to consider to what effect the application of IFRS 15 from January 1, 2018 will have on accounting practice and tax laws.

# A study on level 2 fair value disclosures

**Yuto Kira**

Okayama Shoka University, lecturer

More than one method is used to measure fair values for financial reporting. However, the reliability of these two measurements differs. Therefore, the IASB and FASB have separated fair values into three levels, called the fair value hierarchy, to indicate differences in reliability. In my opinion, the current disclosure is insufficient.

Prior studies have analyzed the value-relevance of fair values by separating them into three levels and into accounts. These results generally agree that level 2 measures have value-relevance, but do not agree that every account classified as level 2 does. This means that, although there are some level 2 fair values that are not value relevant, when

fair values are separated into “only” three levels, they are regarded as value relevant information, thus misleading information users.

To solve this problem, this study suggests a new hierarchy that splits level 2 based on the causes of this problem, such as differences in market activity and the possibility of observing important inputs. The new hierarchy will provide better separation.

By focusing on disclosure of level 2 fair values, this study indicates the need to improve disclosure of measurement reliability.

# Characteristics and problems of capital maintenance in International Public Sector Accounting Standards

## - Comparison with Accounting Standards for Incorporated Administrative Agency -

**Katsuhiko Hizawa**

Ernst & Young ShinNihon LLC

The purpose of this research is to compare the International Public Sector Accounting Standards (IPSAS), which are applied to the public sector but have the concept of capital, and “Accounting Standards for Incorporated Administrative Agency” and “Annotations on Accounting Standards for Incorporated Administrative Agency” (Standards for Incorporated Agency), which also have the concept of capital, in order to clarify the characteristics and problems of capital maintenance in IPSAS from the viewpoint of the relationship between intention of resource contributors and performance disclosure. I believe that clarifying this point will contribute to the examination of how the intention of resource contributors should be reflected in the performance disclosure in the financial information of the public sector.

As a result of this research, it has been found that IPSAS, assuming the entity model, is trying to maintain the comparability with financial reporting of commercial enterprises, by recognising not only “exchange transaction” but also resource inflows from “non-exchange transaction” such as tax revenue as a mean of cost recovery of provided administrative services

and also recognising resource inflows from “non- exchange transaction” as revenue. On the other hand, for the distinction between capital transactions and profit and loss transactions, it has been founded that IPSAS distorts the profit performance because it does not take into account the intention of individual resource contributors unlike Standards for Incorporated Agency, and as a result the intended capital is not recognised.

Furthermore, in a view of capital concept, it has been founded that IPSAS distorts the profit performance because it assumes only nominal capital concept unlike Standards for Incorporated Agency, so the continuity of capital circulation is denied and the capital at the level intended by the resource contributor is not maintained.

Also, it has been founded that IPSAS distorts the profit performance because it does not differently treat the maintenance of capital in the case where resource contributors do not intend to collect invested capital unlike Standards for Incorporated Agency, so a reduction in substantial capital is not recognised and only the cost unintended by resource contributors is recognised.

# Developments of Cash Flow Accounting

## —Cash Flow Accounting Linked with Realizable Value—

**Nobuo Kamata**  
Chubu University

Accrual accounting includes many subjective judgments. Some critics argue three deficiencies of accrual accounting as follows, (1) cost allocation to goods or periods is not based on real transactions or events, (2) the matching costs with revenues are basically arbitrary because they are practically impossible, (3) historical costs are not relevant to decision making.

In response to these critics, in 1971, APB issued “Reporting Changes in Financial Position” (Opinion 19). Since then, the needs for cash flow information have grown steadily. Nowadays, accounting standards setting bodies require a statement of cash flows as a set of financial statements. Users need the information about liquidity as well as profitability. Financial performance of a firm is assessed in terms of cash flows which reflect changes in the capability to command

resources.

Chambers and Lee wrote the books which attracted many persons. Chambers proposed the notion of adaptive behavior of a firm which has affected the concept of Lee’s continuity of entity. Lee maintains that if a firm is to survive, it must adapt to changing economic condition. Therefore, the information on the realizable assets is necessary. Lee’s financial statements consist of four financial statements that can link the realizability of the changes of net assets with cash flows.

Some of the cash flow reporting concepts have been already incorporated into IASB and FASB conceptual frame work and standards. These movements suggest us that cash flow reporting system may only be the future financial accounting system.

# International Comparative Research regarding the mandatory Application of IFRS

Chairperson: **Takayuki Nakano** (Hosei University)

Members: **Takefumi Ueno** (University of Shizuoka)

**Clemence Garcia** (Gakushuin University)

**Tomomi Shiosaki** (Kyushu University)

**Hirokazu Naruoka** (Senshu University)

**Tomohiro Noguchi** (Aichi Gakuin University)

**Masataka Hiraga** (Aichi Gakuin University)

**Tatsumi Yamada** (Chuo University)

Observers: **Su Yan** (Graduate School of Commerce, Waseda University)

**Noriaki Okamoto** (Rikkyo University)

**Jonghoon Kim** (Hitotsubashi University)

**Noriyuki Tsunogaya** (Nagoya University)

**Satoru Nishiumi** (Aichi Gakuin University)

**Naofumi Higuchi** (Certified Public Accountant)

**Miao Xinyun** (Sugiyama Jogakuen University)

The purpose of this study is to discuss what kinds of economic effects and costs emerged in countries and regions where the International Financial Reporting Standards (IFRS) were mandatorily applied from multiple aspects by analyzing systems and actual situations, and conducting empirical analysis, to obtain academic evidence, and then report the policymaking-related and practical findings regarding the mandatory application of the IFRS based on the obtained evidence. We formed two research teams. One is the institution analysis team, which analyzes systems and actual situations mainly for grasping facts based on qualitative data. The other is the empirical analysis team, which engages in quantitative empirical analysis mainly for grasping facts based on quantitative data. We try to shed light on the facts in countries where the IFRS were mandatorily applied based on two approaches in a multifaceted and comprehensive manner.

We achieved mainly the following two

outcomes. Firstly, the institution analysis team qualitatively clarified the facts of the International Accounting Standards Board (IASB), which formulated the IFRS, and the countries and regions where the IFRS were mandatorily applied (Germany, France, the U.K., Australia, Canada, Malaysia, and South Korea) before and after the mandatory application of the IFRS. At present, the number of jurisdictions where the IFRS are mandatorily applied exceeds 100, and it is impossible to study all of them. Accordingly, we chose 7 countries that are important to Japan. Secondly, the empirical analysis team carried out a survey regarding the mandatory application of the IFRS, to study (1) the effects on the quality and comparability of financial statements, (2) the effects on the capital market, and (3) the effects on stewardship accounting and debt contracts. For our final report, we plan to conduct theoretical and empirical research of the voluntary application of the IFRS in Japan, in addition to the above research.

# Research on Accounting Problems in Global Business

**Kenji Shiba**  
Kansai University

This is a research related to accounting problems in global business, with an approach considering accounting problems in facing cross cultural differences. Companies doing their business globally are forced to struggle with cultural differences in the foreign markets, so they start to think about cultural issues. The culture they encounter might trespass the boundaries of a country, or there may be multiple cultures in just one country. Companies may do business globally, but at the same time, they must face management problems for dealing with local differences. When we recognize those realistic management problems as cultural issues, we have a new approach. When this new

approach is applied to accounting, it becomes a cross cultural accounting. Here, the object of the research is culture and accounting, that means, the cultural differences that are environmental restrictions and the accounting behavior of the companies to adapt their business locally. In a few words, International Accounting is the one considering the relations between a country and accounting, Global Accounting is the one considering the relations between the market and accounting, but we focus in the relations between culture and accounting, to make a basic research for the establishment of Cross Cultural Accounting.

## VIII 諸規則

# 編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 12 月 14 日決定

### (趣旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は、本規則によって行うものとする。

### (構成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

2 委員長は、会長が指名し理事会の承認を求める。

3 委員および幹事は、委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

### (任期)

第 3 条 委員長の任期は 3 年とし、会長の任期を超えない。再任は妨げない。

2 委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

### (業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

2 編集委員会は、本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

3 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

### (年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

### (掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

(1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、「応募原稿」という。）

(2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、「依頼原稿」という。）

① 特定のテーマについて執筆されるもの

② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの



- ③ 研究グループ報告
- ④ その他

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条(1)の自由論題応募原稿には、査読を付するものとする。

ただし、統一論題応募原稿はその限りではない。

2 査読制度の運営は、別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。

3 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

附則 本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。

# 査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 11 月 21 日決定

## 一 査読者の決定

- 1 編集委員会委員長（以下、「委員長」と略す。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- 2 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下、「幹事」と略す。）で構成する。
- 3 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補 3 名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補 3 名のうち 1 名は委員でなければならない。
- 4 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- 5 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

## 二 査読手続

- 1 査読担当者は、二 2 に規定する査読評価の基準および二 3 に規定する査読方針に従い査読を行い、二 4 に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- 2 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
  - (1) 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
  - (2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。
  - (3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- 3 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針により評価を行う。
  - (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
  - (2) 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
  - (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
  - (4) 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。
  - (5) 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- 4 応募原稿の査読結果は、次の (1) から (5) のいずれかを選択する。

|                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 無修正掲載可           | 5 点 |
| (2) 語句等の一部修正の上、掲載可   | 4 点 |
| (3) 趣旨に変更のない修正の上、掲載可 | 3 点 |

(4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい 2 点

(5) 掲載不可 1 点

### 三 掲載論文の決定と原稿の修正

- 1 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして、査読担当者 3 名全員が査読結果 5 点である論文を掲載対象論文として決定し、当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三 2 に従って掲載対象論文の仮決定を行う。
- 2 掲載対象論文の仮決定は、原則として、査読担当者 3 名のうち少なくとも 2 名の査読結果が 3 点以上であることを条件とする。ただし、他の 1 名の査読担当者の査読結果が 1 点である場合には、この限りではない。
- 3 編集委員会は、三 2 で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
- 4 査読担当者 3 名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し、編集委員会に報告する。
- 5 編集委員会は、三 4 の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。
- 6 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものと見なす。

### 四 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には、第 1 著者としての原稿の投稿は 1 論文に限る。同一執筆者を第 1 著者とししない複数論文の投稿は制限しない。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則 本申し合わせの改廃は、委員会の過半数の賛成によって行う。

# 『国際会計研究学会年報』 執筆要領

国際会計研究学会編集委員会

2011 年 11 月 21 日決定

## 1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載します。

## 2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 版、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとります。原稿は、原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とします。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| 論題    | 14 ポイント | センタリング |
| 執筆者名  | 11 ポイント | 右寄せ    |
| 所属    | 11 ポイント | 右寄せ    |
| 論文要旨  | 10 ポイント | 左寄せ    |
| 本文    | 11 ポイント | 左寄せ    |
| 見出し   | 12 ポイント | 左寄せ    |
| 注（文末） | 10 ポイント | 左寄せ    |
| 参考文献  | 10 ポイント | 左寄せ    |

## 3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにしてください。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文  
注  
参考文献

#### 4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とします。

#### 5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

#### 6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。

〔例〕(Sprouse and Moonitz [1962], pp. 23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください)。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1)，(2) のようにルビ上ツキで示してください。

#### 7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

- ・和書 著者名 [出版年]『書名』出版社名。
- ・論文(和) 著者名 [出版年]「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name [出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文(洋) family name, personal name [出版年]，“論文名，”雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合、和書については

著者名 [出版年] 「論文名」 編著者名編 [出版年] 『書名』 出版社名, ○-○頁。

洋書については

family name, personal name [出版年], “論文名,” in family name, personal name (ed.)

[出版年], 書名, 出版地 (または出版社名), pp.○-○.

としてください。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載してください。[例] Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて [出版年] の記載は必要ありません。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地 (または出版社名) に続いて出版年を記載してください。

## 8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがあります。

## 9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨 (英語, 1 頁以内) を記載します。

以上

## 編集後記

本号には、国際会計研究学会第9回東日本部会（2018年7月7日、日本大学経済学部）、第9回西日本部会（2018年7月21日、九州産業大学）、第35回年次研究大会（2018年9月7日から9日、中部大学）で発表された報告のうち、統一論題の応募論文10篇、自由論題の応募論文（査読論文）2篇、基調報告論文1篇と研究グループ「IFRSの強制適用に関する国際比較研究」（主査：中野貴之）の中間報告と研究グループ「グローバルビジネスの会計課題に関する研究」（主査：柴健次）の最終報告が掲載されている。上記の査読論文2篇は、自由論題の応募論文から厳正なる査読を経て採択され、掲載された。その他に自由論題の応募論文が8篇あったが採択されなかった。統一論題の応募論文と基調報告論文は査読を経ずに掲載している。

本号の発刊にあたり、査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には、学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また、編集委員会幹事の小形健介先生（大阪市立大学）には、編集作業すべてにわたり委員長を補佐し、発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに、深い謝意を表したい。

編集委員長 柴 健次

---

### 編集委員会

委員長 柴 健次

委 員 井上 達男 川村 義則 向 伊知郎 米山 正樹

幹 事 小形 健介

---

**Bulletin of Japanese Association for International  
Accounting Studies, 2018, Vol.1・2 (No.43・44)**

---

**国際会計研究学会 年報**

—2018 年度第 1・2 合併号（通号 43・44 合併号）—

発 行 2019 年 7 月 1 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会  
(事務局)

大阪産業大学経営学部  
堀古 秀徳研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号  
TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

---



